

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会

権利制限の一般規定に関する中間まとめに対する意見

(募集期間：平成22年5月25日～平成22年6月24日)

目次

● はじめに・第1章	1
● 第2章	4
● 第3章 1	8
2・3・4	9
● 第4章 1 (1)	27
(2)	33
(3) ①	38
(3) ②	39
(3) ③	44
(4)・(5)・(6)	55
(7)	65
2	69
● おわりに	81
● その他	83

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
はじめに・第1章 検討の経緯

番号	項目	意見	個人／団体名
1	はじめに・第1章	権利制限の一般規定ワーキングチーム報告書では、「立法的な対応が必要であると判断するためには、権利制限の一般規定がないことにより、実際に社会的な混乱が生じている等の立法事実があるのかという点について、手順を踏んで十分に検討する必要があるとの意見で一致した」にもかかわらず、法制問題小委員会は「権利制限の一般規定を導入する必要性については、これはあるという前提で今後議論を進めていきたい」とし、「ワーキングチームからの報告を受けた本小委員会は、ワーキングチーム報告書の内容を基に、権利制限の一般規定の導入の必要性とその内容につき、さらなる議論を重ねた」と絶対に言うことはできない。検討が尽くされた中間まとめではない。 知的財産戦略本部の「デジタル・ネット時代における知的財産専門調査会」報告書が、「誤解等に基づいて違法行為が増加することが懸念され、訴訟コストの増加も含め権利者の負担が増加するのではないかと指摘するように、インターネット上の著作権侵害の特殊性の問題が全く議論されていない。 インターネットの普及により、著作権侵害の被害はアナログコンテンツだけだった時代と比べ、比較にならないほど大きくなっている。ネット上で公開されたコンテンツは基本的に自由にコピーすることができ、極めて短時間のうちに、多人数に配布可能となるためだ。 たとえば、少年漫画誌の掲載作品を動画として撮影し、YouTubeに掲載して少年が逮捕されるという事件が起こったが、逮捕までの段階で、閲覧回数は800万回にもなった。 また、コンテンツ配信サービス「BitTorrent」における電子書籍のダウンロード数は、4月に米国でiPadの発売以降、平均して78%増加。米Attributorによると、1年間に違法ダウンロードされる電子書籍は総額30億ドルに迫るほどの規模にまでなっている。電子書籍の本格普及が予想される今後、日本も同様な状態となるのは確実である。 権利制限の一般規定が導入されると、その利用が違法であるかどうかの判断は裁判で「結論が出るまで」利用者にゆだねることになる。しかし、前述のように、ネット社会においてはごく短時間のうちに複製が出回り、権利者は取り返しのつかないダメージを受けることとなる。	社団法人日本雑誌協会
2	はじめに・第1章	立法事実、議論を尽くせ 法制問題小委員会ワーキングチーム(WT)では、小委員会における議論のたたき台として、「権利制限の一般規定を導入する必要性と仮に導入するとした場合の検討課題」を議論し、報告書をまとめたはずである。この報告書の第1章第1節にも、「現実にはそのような(導入の必要性の有無につながる)問題が生じているかについては、明確な結論を出すに至らなかったが、立法的な対応が必要であると判断するためには、権利制限の一般規定がないことにより、実際に社会的な混乱が生じている等の立法事実があるのかという点について、手順を踏んで十分に検討する必要があるとの意見で一致した」とある。 また、WT報告書「おわりに」の「ア」では「権利制限の一般規定の導入の必要性については、関係団体等へのヒアリング結果によれば、権利制限の一般規定の導入について、積極意見と消極意見に分かれており、双方の意見を踏まえ、導入の検討に当たっては、法改正を必要とする立法事実をどこに求めるかが重要だと考えられる。」と言及している。 ところが、第1回法制問題小委員会では冒頭から、「権利制限の一般規定を導入する必要性については、これはあるという前提で今後議論を進めていきたい」として議論が進められ、仮に導入する場合とした提案に沿ってのみ結論をまとめたように思われる。実際、複数の委員から議論の進捗が速いと指摘もあつた。このように、一般規定を導入する場合の前提条件、すなわち社会的な必要性を十分に論じることなく、著作権法を大きく改正する方法には大きな疑問を感じる。 権利者、利用者の意見の隔たりが大きな問題であることに鑑み、今後もあくまで「権利制限の一般規定」導入の可否を含めて議論されるべきであり、導入の前提となる社会的混乱等が本当に起きているのか、関係者に対し改めてヒアリングを実施し、意見を聴取するとともに、国民的な議論を深めるべきではないか。【同：48、272】	社団法人日本新聞協会
3	はじめに・第1章	中間まとめが1頁で引用するように、「著作物をとりまく様々な環境の急激な変化に適切かつ迅速に対応し、利用の円滑化を図るためには、個別権利制限規定の創設や改正ではもはや限界がある」ため、「権利制限の一般規定」を導入すべきであるとの…社会的な要請を受け、政府知的財産戦略本部が平成21年6月24日に決定した「知的財産推進計画2009」は、権利制限の一般規定の「規定振り等」について検討を行い、2009年度中に結論を得て、早急に措置を講ずる。」としたところである。しかしながら、今回発表されたのは、あくまで「今日の中間的とりまとめ」に留まっているに過ぎない(中間まとめ3頁)。 言うまでもなくデジタル・ネット社会は非常に勢いで進化しており、世界各国がデジタル・コンテンツの流通促進策にしのぎを削っている中、日本のデジタル・コンテンツの流通促進のための政策実現は、もはや一刻の猶予もない。この状況にも関わらず、知的財産推進計画2009の決定から約1年が経過してもなお、検討が「中間的」とりまとめに留まっているということそれ自体が、議論が「後退」しているのではないかと非常に危惧するものである。 政府知的財産戦略本部が平成22年5月21日に決定した「知的財産推進計画2010」では、「デジタル・ネットコンテンツビジネス(新規ビジネス含む)の市場規模：約1.4兆円(2008年)→約7兆円」(2020年)との成果イメージを標榜している。この成果を現実のものとするためには、デジタル・コンテンツの流通促進が喫緊の課題であることはいうまでもない。真にデジタル・コンテンツの流通促進に向けた法的措置が早急になされるべきである。	デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム
4	はじめに・第1章	権利制限の一般規定の導入の是非及び議論の経緯については、中間まとめでは社会的な要請を中心に議論されている。しかし、権利制限の一般規定の導入の是非及び規定のあり方については、我が国の著作権法の有する本質を踏まえて議論を行うべきである。 次に、中間まとめに至る経過において、WGによる報告書において、前提となる立法事実の存否が行われ、約100に及ぶ事案が集められ検討されたものの、小委員会において示された立法事実は17頁から20頁のA・B・C類型に示された極めて限られた事実であった。これは、企業コンプライアンスの考えに沿うための形式的違法該当性解消を権利制限の一般規定によることが求められている状況が希薄であるということを示すことになったと言える。	ネットワーク流通と著作権制度協議会
5	はじめに・第1章	文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(以下「小委員会」という。)では、「権利制限の一般規定」をどのようなものと定義して検討したのが必ずしも明らかでない。 「権利制限の一般規定」との用語は、知的財産戦略本部「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」で「権利者の利益を不当に害しない」と認められる一定の範囲内で、公正な利用を包括的に許容し得る」規定として用いられたものであるが、「一般」との語の意義は「全体に共通している」ということであるから、「権利制限の一般規定」という用語の意味は、本来は他の権利制限規定を「個別」の規定と観念したうえで、それらとの関係を把握されるものである。しかしながら調査会報告書では、「権利制限の一般規定」が他の著作権(財産権)の制限規定との関係でどのような位置づけであるのかについてほとんど検討しておらず、「一般規定」との用語の意味するところは明確になっていない。 一方、小委員会の権利制限の一般規定に関する中間まとめにおいては、「権利制限の一般規定」について、他の個別権利制限規定とは重畳関係こそ観念されるものの、他の個別権利制限規定それぞれに共通する性質を持つものとして検討しているわけではないため、同小委員会が検討している対象は、あくまで個別の権利制限規定であり、現行著作権法上の他の権利制限規定との関係で「一般」「個別」と対置されるような性質のものではない。この意味で、一連の小委員会における議論を「権利制限の一般規定」に関する検討と位置づけることは誤解を招くおそれがある。 このような議論の混乱が生じている背景は、調査会において本来米国著作権制度におけるフェアユース規定と類似する規定を日本の著作権制度にも導入すべきとの問題意識を発端に調査会で一連の検討が開始された際、フェアユース規定を誤って「権利制限の一般規定」と観念したことにあると考える。 委員会報告書は「米国著作権法では、上記権利制限の一般規定とともに詳細な権利制限の個別規定(第108条～第122条)を定めている」と記載しているが、フェアユース規定は、米国著作権法上「一般規定」との位置づけを与えられているわけではない。このことは、米国においてフェアユース規定の明文化以後も、同規定の適用を受けなかった利用態様を救済するために個別の権利制限規定が新設されていることから明らかである。(一般規定なのであれば、米国のような判例法重視の法制度であればなおさら、あとは判例の蓄積のみで対処できるはずである。) 言い換えれば、フェアユース規定は、他の権利制限規定がそれぞれ個別の観点から要件を設定して権利を制限することと同様かつ並列に、「公正」性という観点に基づき、その対象範囲として①目的、及び②要件、の双方を特定することなく設けられている個別の権利制限規定と捉えるのが適当である。	個人01

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
はじめに・第1章 検討の経緯

番号	項目	意見	個人／団体名
		<p>一方、中間まとめの内容から推認される、小委員会における「権利制限規定」の検討対象は、本来、上記①及び②の両方を満たす規定により権利が制限される利用態様の全集合について、部分的かつ非網羅的に想定される部分集合を列挙した結果、①目的・利用態様が特定されていない、又は②要件が特定されていない、という二つの特徴のいずれかを有する権利制限規定の集合となっている。(さらに言えば、①、②のいずれをも満たさない規定も列記されている。)例えば、第4章で検討されている「C著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」は、目的・態様は限定しないが利用態様が限定されるという点で①に該当し、また、対象とする権利制限規定から「パロディ」目的のためのものは除外するとする立論を展開している点で、②の志向に基づく検討方向となっている。</p> <p>委員会の報告書において「技術の進歩や新たなビジネスモデルの出現に柔軟に対応できる法制度とする」と謳われている通り、米国のフェアユース規定に端を発する今般の一連の議論においては、遑上とすべきは米国のフェアユース制度に類似する制度、すなわち①目的、及び②要件、のそれぞれにおいて限定を設けず、総合的に判断して権利侵害の成否を判断するとする権利制限を日本においても設けることを検討すれば足るのであり、「権利制限の一般規定」で適法となるかどうか(現時点において「権利制限の一般規定」は存在しないのであるから、ほとんど「権利制限の一般規定」で適法とすることが)に等しい)を行って類型ごとに議論していき、①と②の特性のいずれかのみを要件とする(又はどちらも満たさない)別々の権利制限規定の創設を検討することは必要ではない。</p> <p>小委員会では、敢えて議論の主題について誤解に基づく名称を用いたうえで多義的に解釈し、結果として従来型の権利制限規定の増設の議論に帰着せしめるべきではなく、仮に「日本版フェアユース規定」の導入が不適切であるという結果が得られるにしても、そのものの導入の是非のみを議論すべきである。例えば23項において「パロディとしての理由」を「我が国では、そもそも「パロディ」とは何か(略)、現行法の解釈による許容性、表現の自由(憲法21条)や同一性保持権(第20条1項)との関係等について、あまり議論が進んでいるとはいえ、検討すべき重要な論点が多く存在すると考えられるので、その解決を権利制限の一般規定の解釈に委ねるのは必ずしも適当ではない)などとして検討対象外とすることは、当初の議論の趣旨に照らせば適当ではない。更にこの点については12・13項における法社会学的見地からは新制度導入当初の混乱はある程度やむを得ないものとして導入当初のコストとして受け入れるべきとの指摘とも相反することとなる。</p>	個人／団体名
6	はじめに・第1章	<p>「文化審議会著作権分科会は、平成21年3月に設置した法制問題小委員会」(1ページ)ということについて、この委員会の委員名簿を拝見しましたが、女性はおられますか？著作権にかかわる業界は、女性が多く従事しております。著作権に関わる問題で、将来にわたり、女性特有の事例が出てくる可能性もあります。よって、女性の方が理解しやすい問題も出てくるかと思えます。女性の委員を増やすことが望ましいです。例えば審議において、何か問題となっている事例で、何かのマンガキャラクターやブランドにおけるデザインが、女性にはよく知られていて、男性には知らないとなると、事例自体の把握が行えず、審議以前の問題となってしまいます。</p>	個人02
7	はじめに・第1章	<p>本意見は、有識者団体、関係団体43団体からのヒアリングを行って、その内容をもとに議論した上でとりまとめたこととされる。</p> <p>まず、選定された団体の選定理由を明確にすべきである。日弁連等、数団体を除き、ほとんどがいわゆる『権利者団体』であって、大きな偏りがある。『権利者団体』の多くは、既に確立した既存の権利を守り、市場の独占ないし支配を維持、継続するために形成されたものであり、新しい市場形成には寄与しないものと思われる。こうした『権利者団体』からのヒアリングでは、将来にわたる展望を持った意見はとりまとめられないことになるが、その点が全く考慮されていない。</p> <p>また、これらの団体の構成員から直接ヒアリングしたのであれば、末端のクリエイター等の意見も取り入れられる可能性があるが、団体の代表ないし役員からの意見聴取にとどまる場合は、団体に参加するのクリエイターの意見とは大きなズレが生じることが想定される。そうした団体内部での意見の偏りも全く考慮されていない。</p> <p>一般規定の問題は、単なる権利調整にとどまる問題ではなく、より深遠な我が国の将来像を語る議論であり、新たな知財国家建設に向けた設計図を作成する議論である。未来の設計図の構想は、旧弊、老害ともいわれている既得権者から得られるものではなく、そうした勢力を克服して、未来を想像し、未来に責任を持つ、若く、有能なクリエイター達、そしてそれらを支える利用者層等の、未来を形成する可能性のある人々の意見から構築しなければならない。</p> <p>『権利者団体』からの意見は常に現状肯定となるのであり、現状肯定を前提にヒアリングをしたのであれば、それは法改正となじまない手法である。法改正を議論するのは、現行法制度を否定、ないし改正することを視野に入れるものであって、その主要な意見は改正を求め立場からとらなければならない。その過程で、『権利者団体』は、改正を行うことで不利益を被る可能性があるものとしてヒアリング対象としない。法改正は、常に旧体制の否定を意味し、旧体制のイノベーション(創造的自己破壊)を求めるものであって、旧体制を維持することは、市場の発展を止めることに他ならない。</p> <p>本意見書は、旧体制を維持しようとする『権利者団体』を尊重し、その意見とのバランスを計り、その同意を取り付けようとするばかりでなく、市場の発展、市場自体のイノベーションを軽視し、現状維持を前提とするものとなってしまった。詳細な検討は、全て、権利者との調整のための『縫合策』となり、大局を忘れ、些細な権利調整手法の採否に走り、ますます将来を見えないものとしてしまった。</p> <p>本意見の、基本的欠陥は、法改正の意味と、我が国の知財国家建設の新しい設計図を描くという大きな目標を忘れて、従来型の安定志向の手法、すなわち最も異論の少ない『権利者団体』へのヒアリングを中心に据えることで、議論を避け、未来を語らない手法を採用しており、基礎情報の収集において欠陥があり、徹底した見直しが必要である。</p> <p>(追加意見) 本意見は、すでに述べたが、有識者団体、関係団体43団体からのヒアリングに基づいたことをもって、その正当性を担保しようとしている。</p> <p>しかし、意見1で述べたとおり、ヒアリング対象団体の選定時点で、すでに既存の利権を掌握している権利者団体に傾斜しており、正当性を裏付けられるものとなっていない。</p> <p>すでに、公表され、文化庁に提出されている「クリエイティブコモンズ・ジャパンウェブ・アンケートの集計レポート」 http://creativecommons.jp/press-releases/2009/09/2065/#high_11においても指摘されているように、コンテンツのクリエイターにあっては、その多くは一般規定の導入に賛成であり、自由利用を促進すべきであると考えている者が71%を占めているという。</p> <p>こうしたアンケートは、回答を求める対象、回答者の社会的背景、アンケートの質問内容、方法、回答方法など、さまざまな方法によって大きく影響を受けるため、にわかに結論と決め付けるわけには行かないが、経団連委員の「個人的な印象」を取り立てて指摘するよりも、はるかに有効な事実である。</p> <p>経団連の委員の発言として、検索エンジンに関する法改正で十分である、というものが、なぜか、ことさらに取り上げられ、権利者ではないものの意見として取り扱われているが、妥当とは思えない。経団連は、権利者団体、権利者関連企業を多数包含する、事業者団体連合会であって、既存の利権を掌握した企業の連合体ということもできる。したがって、その中の、一人の委員の発言をもって、非権利者の広範な意見のように見ることは、過度の偏向となる。</p> <p>本意見の基礎におくべきは、広範な、売れない作家、売れないクリエイター成長中の創作者の卵である若い作家たちの意見や、実感でなければならない。新しい文化を創造する人たちが、創造活動を旺盛に展開することを可能とする環境整備こそが、未来の市場形成において必須なのである。既存権利者の権利保護が、こうした新しい創作を担う人々にとって、手かせ足かせになっていたりと、自由な創作活動を阻害するものとなっているのであれば、既存権利者の権利保護は、未来の可能性を否定することに繋がりがかねない。</p>	個人03

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
はじめに・第1章 検討の経緯

番号	項目	意見	個人／団体名
		<p>こうしたクリエイター、これからの知的財産を生産する人々の意見を聞くためには、直接彼らから聞き取りを実施するか、アンケート調査を実施する必要がある。先にあげたクリエイティブコモンズのアンケート結果は、こうしたアンケートの必要性を裏付けるものとして、十分な資料を提供している。</p> <p>仮に、権利者団体にヒアリングする場合であっても、その団体内部における意見集約方法、末端会員の意見の集約がどのようになされたかを問うことは重要である。末端会員に対する意見集約は、ほとんどの団体では行われておらず、意見として提出されるのは、委員会ないし、役員会で決められた「支配的見解」と決め付けられたものであって、一部の意見にしか過ぎない危険がある。会内合意を取り付けるための手続き、実態があるのであれば、それは本意見の正当性を裏付けるものとなる可能性を持つことまでは否定しないが、現実にはそうした仕組みになっていない。</p> <p>以上の諸点から、本意見の立脚する基礎、その基礎の正当性として指摘されている事実は、いずれも疑わしいものであり、さらに後半に意見聴取を行う必要がある。</p>	

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第2章 既存の個別権利制限規定の解釈論や個別権利制限規定の改正等による解決について

番号	項目	意見	個人／団体名
8	第2章	<p>中間まとめは、「裁判実務において…個別権利制限規定が常に厳格解釈されているものと評価することは必ずしもできないと考えられる。さらには、近時の学説では、個別権利制限規定を常に厳格に解釈すべきではなく、合理的に解釈運用すべきとする見解も多い」とことなどを理由に、「不合理な結論が現実が生じている実態にあるとは評価できない」と結論づけている(5頁)。しかしながら、著作権法30条以下の権利制限規定は、現実に従来から相当厳格に解釈されてきており、最近時の裁判実務でも、不合理な結論と言わざるを得ない判決が現実の下されている。具体的な例としては、株式会社東京美術倶楽部の事例(東京地判平成22年5月19日)がある。同社は、東京美術商協同組合の組合員(画商)が株主となっており、我が国の物故作家が描いた日本画・洋画の鑑定を行っている会社である。同社は、鑑定の結果、真作と認められた場合には、依頼者に対して「鑑定証書」を発行しており(鑑定料3万円、鑑定証書発行料3万円)、その「鑑定証書」には、鑑定した絵画の縮小コピーが貼られて、パウチラミネート加工されていた。ところが、近時、当該縮小コピーが、ある物故作家の著作権を相続した権利者に無断で絵画を複製したものであるという訴えが提起され、これに対して東京美術倶楽部は、縮小コピーの作成行為は、美術品の市場を正常・健全に機能させるために必要不可欠で、フェア・ユースとして許される、あるいは平成21年著作権法改正により新設された同法47条の2(美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等)が準用される等と主張した。しかしながら、東京地方裁判所は、本年5月19日、権利制限の一般規定はなく、改正著作権法47条の2も準用されないなどとして、杓子定規のように著作権法を適用して杓子定規のように著作権法を適用して、東京美術倶楽部の著作権侵害を肯定する判決を下した。美術品の流通に際しては、その美術品が真作かどうか担保される手段が確立されていることが非常に大事であり、これが担保されなければ、真贋の点についての疑義から、取引機会が減少する結果、(実際には真作であるにもかかわらず)美術品の価値が正当に評価されないことが危惧される。このように、美術品の価値を保持し、また、偽作を排除するという点で、作家の人格権を保護することにも寄与している「鑑定」は社会的に有用であることはいうまでもないところ、「鑑定」を行う際に、対象物の真作性を担保するためには、鑑定がどの作品に対するものか1対1で対応することが明らかとなっている必要がある。この対応関係を文字によって表現することは現実的ではなく、東京美術倶楽部が採用している絵画の縮小コピーを添付する方法が一番確実である。このように鑑定証書に美術品の縮小コピーを添付することは、社会的にも有用であるうえ、美術品を譲渡等の流通におくために必要不可欠の利用というべきであるが、残念ながら、上記裁判例によって、この利用態様は今後できなくなるという不合理な結論が現実が生じている。結局、現行法のままでは、同法は厳格に法解釈・適用を行っているという典型であるといえる。</p> <p>また、個別の権利制限規定に関してなされている行政庁の解釈も、厳格と言わざるを得ない。たとえば、平成21年の著作権法改正により新設された同法47条の6により、Yahoo! やGoogleなどの事業者が行っている、いわゆる「検索エンジン」が適法化されたが、文化庁の立案担当官は、これは、あくまでも、利用者による検索キーワードのコンピュータへの入力に対して、URL(http://)などから始まるウェブサイトのアドレス)と共に検索結果が表示されるもの(のみ)を対象としたものであるとの解釈を公表している。このような解釈に立脚した場合、ランキングに基づく情報提供や自動的に表示されるリコメンデーション機能など、検索機能を利用しているが、ユーザーからの明示的な要求に応じたものではない情報提供や、今後イノベーションによって、「検索エンジン」類似ではあるが上記解釈の枠を超える画期的なサービスが開発された場合でも、これらは同法47条の6の適用対象外で、著作権侵害となってしまう。以上から明らかなように、不合理な結論が現実が生じている実態にあるとは評価できないという中間まとめの評価は極めて疑問であり、現実の社会の状況を踏まえたものとならないといえる。</p> <p>なお、中間まとめは、「個別権利制限規定の改正等に要する審議等の期間」と「同様の問題を個別の訴訟で解決する場合に要する期間」を「単純比較した場合、特段両者に目立った差は認められず、個別権利制限規定の改正等に時間がかかる」との事実のみを主要な根拠として、権利制限の一般規定の必要性を導くことは、必ずしも適当ではない」と結論づける(7頁)。しかし、なぜこれらの期間を比較することで、個別権利制限規定の改正等に要する審議等の期間が権利制限の一般規定の必要性の根拠とならないことを説明できるのか、全く根拠が不明である。</p> <p>また、検索エンジンが世の中に出てから、著作権法47条の6が制定されるまでに、実に約15年もの歳月を要し、その結果、米国や後進の中国では世界的な検索エンジンが席捲するようになったのに対して、我が国で国産の検索エンジンが育たなかったことが、不合理な結論が現実が生じている実態にあることの証左ではないだろうか。このことだけからしても、幅広い権利制限の一般規定を導入する必要性は明らかである。</p>	デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム
9	第2章	<p>中間報告では、個別権利制限規定の改正等による解決と、個別の訴訟による解決の期間を比較検討し、結論として、「期間のみを単純比較した場合、特段両者に目立った差は認められず、個別権利制限規定の改正等に時間がかかる」との事実のみを主要な根拠として、権利制限の一般規定の必要性を導くことは、必ずしも適当ではないと考えられる。」としている。上記の比較は、訴訟における第1審から最高裁までの期間を比較しているところ、多くの訴訟は最高裁まで争わずに決着するものであるから、この点でこの比較は必ずしも正確とは言えないと考える。</p> <p>上記の点に加えて、個別権利制限規定の立法プロセスで取り上げられてから施行日までの日付を念頭に比較しているところ、実際には、例外規定での対応が必要だと考えられる利用の全てが、速やかに立法プロセスに取り上げられるわけではない。むしろ、立法のプロセスに載せられる例外規定は、議論を審議会の場に載せることができる代表者(業界団体等)のニーズに関するものが多く、一般の利用者や権利者団体に属しないアマチュア・クリエイターなどの間に広く分散しているニーズについては、なかなか立法プロセスで取り上げられず、結果として、いつまでたっても個別権利制限規定として立法されないのが現状である。</p> <p>北海道大学の田村善之教授がしばしば指摘している通り、一般権利制限規定はこのような、社会的には必要性が高いが利害関係者が広く分散しておりなかなか立法プロセスにたどり着かないような類型や、動きの速いインターネット業界において新しく生まれてくるニーズなどを取り込むことこそが最も期待されている役割である。この観点に照らすならば、通常立法プロセスで取り上げられたものだけに注目して、個別権利制限規定で対応できているから一般権利制限規定の役割は小さいと断ずるのは早計であると思料する。</p>	特定非営利活動法人クリエイティブ・コムズ・ジャパン
10	第2章	<p>中間まとめは、「我が国の裁判実務においては、個別権利制限規定の解釈等において、解釈上の工夫や民法の一般規定の活用等により、個別の事案に応じた妥当な解決が図られている実態が一定程度認められるものと考えられ、また、個別権利制限規定が常に厳格解釈され、それにより不合理な結論が現実が生じている実態にあるとは評価できないものと考えられる。」としているが、裁判官の我田引水と言わざるを得ない。また、引用されている裁判例も民事事件に終始している。民事事件であっても、実務全体として見れば、到底弾力的な解釈がなされているとは言えない状況である。特に、著作権法は刑事処罰が規定されており、裁判所による救済的な解釈が無き限り、有罪となるような法制度となっており、刑事裁判所がそのような解釈をする可能性は少ない。実際に、形式的な画像のアップロードをもって著作権法違反を認定した事件(IBM事件、原田ウイルス事件)等、弾力的な解釈がされているというのは笑止である。中間まとめはフェアユースの議論の前提を誤っているとわざわざるを得ない。</p>	特定非営利活動法人ソフトウェア技術者連盟

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第2章 既存の個別権利制限規定の解釈論や個別権利制限規定の改正等による解決について

番号	項目	意見	個人／団体名
11	第2章	<p>権利制限規定の類推適用について、裁判例が権利制限規定の類推解釈という手法そのものを否定していないことは、類推解釈が可能であるという証明にはならず、また、学説上に過ぎない見解は裁判例を拘束するものでないため、本章2節の記載から導かれる結論としては「権利制限規定を類推適用した事例は存在しない」とするものが適切である。また、一般的な感覚に照らして著作物の利用行為にそもそも当たらないものについて権利者側が利用行為に該当すると「拡大的に」主張したうえで、結果として利用行為に該当しないと判示されたような例については「個別権利制限規定が常に厳格解釈され、それにより不都合な結論が現実には生じている実態にあるとは評価できない」との結論にかかる例示としては意味を成さない。さらに、逆に、そもそも著作物の利用行為に該当しない行為や、一般的な感覚に照らして権利を及ぼすべきでない行為について著作権侵害の成立を認める裁判例も多数存在するため、比較なく上記のような結論は導くことができない。</p> <p>また、3節における権利制限規定の創設に係る検討開始から改正法の施行までの期間と訴訟の受理日から最高裁判決までの期間の比較は、そもそも文化審議会は著作権制度上の係争について網羅的に立法的解決を行うための機関ではなく、あくまで議題の一環として取り上げられる著作権法の改正検討において、無数の法改正要望のうちごく一部の要望（しかも多くの場合において権利者団体と利用者団体の間で調整を図ることができるもの）が取り上げられるものであることから、比較は成り立ち得ない。</p>	個人01
12	第2章	<p>■第2章2 解釈による解決について 本意見は、司法の場で解決する場合の、個別規定の解釈の柔軟性を指摘して、一般規定を設けなくても、個別規定の解釈で足りるとする。</p> <p>第一に、そもそも訴訟になるケースは、極めて限定されているものであって、著作権をめぐる実務での判断とは、大きな乖離があることが看過されている。そもそも、問題は、実務界における萎縮作用であって、その例は、検索エンジンが必然的に伴う複製権の処理がなされていないことによって、産業自体が不成立となった事実を見れば明瞭である。検索エンジンに関する訴訟が一件も起きていないのは、そもそも訴訟による解決を求めるほどの萌芽もなく、従って、産業がない中では原告適格を持つ事業者も存在せず、結局訴訟は提起されないためである。</p> <p>訴訟になるのは、権利性が明確であって、権利相互の微調整が問われているものに過ぎず、その意味で、権利相互の「つばぜりあい」の解決に他ならない。</p> <p>そこでの問題解決においては、一般規定がないため、個別規定を柔軟に解釈しない限り、解決の道筋がないから、やむを得ず、個別規定を解釈する、というに過ぎず、それ以上のものではない。仮に、一般規定があれば、一般規定を利用した解決が可能となる、というだけのことである。</p> <p>司法の場における、規定がない苦勞を理解せず、窮余の一策をもって、それが個別規定の範囲である、などと主張するのは本末転倒である。仮に一般規定があったならば、より合理的解決が可能であったか否か、を問うべきである。</p> <p>以上、本意見は、訴訟前の萎縮効果を検討していない点において欠陥があり、さらに、訴訟における唯一の解決方法として個別規定を利用せざるを得ない状況を放置して、個別規定が使えるから合理的だ、と判断するという論理的欠陥を持つものである。</p> <p>■第2章3 について 本意見は、裁判における審議時間(55ヶ月)と、改正のための審議時間(30ヶ月)を比較して、個別規定改正の迅速さを印象付けている。</p> <p>一見、この比較検討は有効そうに見えるが、前提が食い違っている。</p> <p>すなわち、問題は「未だに解決されていない問題」や、ようやく改正されたものでも検索エンジンに関する法改正は実に15年も遅れていること、リバースエンジニアリングにおいても既に10年以上改正されないままであること等、重大問題が解決されていない(10年単位の時間がかかっているということ)ことが無視されている点である。</p> <p>この比較は、解決された法改正の一般的審議時間の平均でしかなく、比較的簡単に処理できたものの平均時間でしかない。また、これに對置された裁判の審理は、個別規定が改正される前の事件であるか、未だに改正されない問題を含む事件などの場合があり、いわば解決の道筋のないところでの審理であって、時間のかかることはやむを得ない部分もある。</p> <p>これに対して、改正の審議は、多くの場合判例上問題とされているなど、基準が示されている場合等も含まれており、その審議時間が短縮されるのは当然でもある。</p> <p>こうした、複雑な要素を捨象して、あたかも、問題解決という視点では、同じ条件、同じ効果があるとして、単純比較した点は、論理性を欠き、重大な誤道となっている。</p>	個人03
13	第2章	<p>この項目において、解釈論と改正までにかかる時間のみをここで取り上げているが、既存の個別の権利制限規定について解釈論と改正にかかる時間以前の問題として、現行の個別の権利制限規定自体非常に狭く使いにくいものとされているという問題があることを報告書中でなおざりにするのは不適切である。</p> <p>特に、ワーキングチーム報告書参考資料2の具体的要望として挙げられた中に、障害者のための利用、アーカイブのための利用、教育目的での利用など、本来既存の個別の権利制限で対応がなされているべきであった事例が多く含まれていることを重く見るべきである。このような要望が出されていることから明らかなように、その文化に対する見識の無さから今まで権利制限を不当に狭く使いにくいものとしてのみ場当たり的に作って来たことについて文化庁の猛省を私は一国民として求める。</p> <p>既存の個別の権利制限規定について、さらに利用者・事業者等からきちんと意見を聴取した上で、不十分な点があると評価されるようであれば早急に法改正により対処するべきであり、現実問題として個別の権利制限規定の改正による対処が不可能であるとするのであれば、権利制限の一般規定をより包括的な形に規定することで対処するべきである。</p>	個人04
14	第2章	<p>(第2章4～5頁について) 個別権利制限規定の解釈論等による解決に関連するところで、裁判例を紹介し、個別権利制限規定が必ずしも厳格解釈されている訳では無い旨が記述されており、学説においても合理的に解釈運用すべきとの見解があることを紹介している。このような状況を踏まえると、個別権利制限規定を厳格に解釈すべきである、という主張は、現状とは合っていない主張である。</p> <p>それにもかかわらず、文化審議会著作権分科会及び各小委員会の委員の中には、個別制限規定は厳格に解釈すべきであると言う主張を掲げる委員もいる。個別権利制限規定を厳格に解釈すべきという主張は、著作物の利用萎縮させるものであるため、文化審議会著作権分科会の総意として、著作物の利用を萎縮させるような主張をすべきではないことを、ここに明記すべきである。</p>	個人05
		<p>■(第2章3[6] 最後のパラグラフについて) 以下の理由で意見に賛成。 立法で対応する場合、裁判にならないようなケースでも形式的には違反なので、立法を待たなければならない。06年の著作権法改正で追加された第47条の4は携帯電話、パソコンなどの記録媒体を内蔵した機器の「保守・修理」時のバックアップのための複製を認めた。修理業者は機器に保存されているデータの消失を防ぐためにバックアップを作成し、保守・修理後に元の機器に戻すわけだが、著作権のあるデータの場合は権利者の許諾が必要だった。利用者からの苦情が多かったため、機器メーカーは、文化庁が2004年8月から9月にかけて著作権法改正についての意見を募集した際に改正要望を提出した。改正法は文化審議会での審議などを経て、06年12月に成立し、07年7月から施行された。このように見切り発車しても訴訟に発展しないと思われるような改正でも立法による対応だと3年も待たなければならない。</p>	個人07

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第2章 既存の個別権利制限規定の解釈論や個別権利制限規定の改正等による解決について

番号	項目	意見	個人／団体名
15	第2章	<p>■(第2章2「また、裁判実務において個別権利制限規定が常に厳格解釈されていることを示す根拠として、個別権利制限規定の類推解釈を認めた裁判例が未だ存しない事実が挙げられるが、そもそも類推解釈が争点となった事例自体が多くなく、」について)</p> <p>個別権利制限規定の厳格解釈と類推解釈を争点とする事例の少なさは鶏と卵の関係にもある。フェアユース規定がない点も含めて、日本に類似した著作権法を持つ韓国では、検索エンジンによる著作物の使用は、引用にあたるとして、著作権法25条の類推解釈によって最高裁が侵害を否認した(大法院2006.2.9宣告、2005度7793判決)。韓国の検索エンジンは検索対象とするウェブページに個別に許諾を取るオプトイン方式ではなく、検索されたくなければ、その旨意思表示すれば対象から外す米国式オプトアウト方式を採用した。オプトアウトしなかったためにウェブページを無許諾で使用された権利者からの著作権侵害訴訟に対し、韓国の大法院は引用の類推解釈で侵害を否認した。これに対して、日本の検索エンジンは許諾のとれたウェブページのみを検索対象とするオプトイン方式を採用した。順法精神の旺盛な日本の検索エンジンが類推解釈も難しいとの判断のもとにオプトイン方式を採用したことは想像に難くない。この結果、日本の検索サービスは米国勢が90%のシェアを誇り、国内勢トップでも2%のシェアにすぎない。これに対し、韓国の検索サービス市場では米国勢の苦戦を尻目に国内勢トップのネイバーは圧倒的シェアを誇っている。</p>	
16	第2章	<p>解釈論と改正までにかかる時間のみをここで取り上げていますが、既存の個別の権利制限規定について解釈論と改正にかかる時間以前の問題として、現行の個別の権利制限規定自体非常に狭く使いにくいものとされているという問題があることを報告書中では明確に記してないのは不適切であると言わざるをえません。</p> <p>特に、ワーキングチーム報告書参考資料2の具体的要望として挙げられた中に、障害者のための利用、アーカイブのための利用、教育目的での利用など、本来既存の個別の権利制限で対応がなされているべきである事例が多く含まれていることを重く見るべきでしょう。</p> <p>既存の個別の権利制限規定についても、さらに利用者・事業者等から意見を聴取した上で、不十分な点があると評価されるようであれば早急に法改正により対処するべきであります。</p>	個人08
17	第2章	<p>現行の個別の権利制限規定自体が非常に狭く使いにくいものとされているという問題があることをなおざりにするのは不適切です。</p> <p>ワーキングチーム報告書参考資料2の具体的要望として挙げられた中にある、障害者のための利用、アーカイブのための利用、教育目的での利用など、本来既存の個別の権利制限で対応がなされているべきであった事例が多く含まれていることを重く見るべきであり、既存の個別の権利制限規定について及び利用者・事業者等からきちんと意見を聴取した上で、不十分な点があると評価されるようであれば速やかに法改正により対処するべきです。</p> <p>現実問題としての個別の権利制限規定の改正による対処が不可能ならば、権利制限の一般規定をより包括的な形に規定することで対処するべきです。</p>	個人09
18	第2章	<p>この項目において、解釈論と改正までにかかる時間のみをここで取り上げているが、既存の個別の権利制限規定について解釈論と改正にかかる時間以前の問題として、現行の個別の権利制限規定自体非常に狭く使いにくいものとされているという問題があることを報告書中でおざりにするのは不適切である。</p> <p>特に、ワーキングチーム報告書参考資料2の具体的要望として挙げられた中に、障害者のための利用、アーカイブのための利用、教育目的での利用など、本来既存の個別の権利制限で対応がなされているべきであった事例が多く含まれていることを重く見るべきである。このような要望が出されていることから明らかなように、その文化に対する見識の無さから今まで権利制限を不当に狭く使いにくいものとしてのみ場当たり的に作って来たことについて文化庁の猛省を私は一国民として求める。</p> <p>既存の個別の権利制限規定について、さらに利用者・事業者等からきちんと意見を聴取した上で、不十分な点があると評価されるようであれば早急に法改正により対処するべきであり、現実問題として個別の権利制限規定の改正による対処が不可能であるとするのであれば、権利制限の一般規定をより包括的な形に規定することで対処するべきである。</p>	個人10
19	第2章	<p>この項目で、解釈論と改正までにかかる時間のみをここで取り上げているが、既存の個別の権利制限規定について解釈論と改正にかかる時間以前の問題として、現行の個別の権利制限規定自体非常に狭く使いにくいものとされているという問題があることを報告書中でおざりにするのは不適切だ。</p> <p>特に、ワーキングチーム報告書参考資料2の具体的要望として挙げられた中に、障害者のための利用、アーカイブのための利用、教育目的での利用など、本来既存の個別の権利制限で対応がなされているべきであった事例が多く含まれていることを重く見るべきである。このような要望が出されていることから明らかなように、その文化に対する見識の無さから今まで権利制限を不当に狭く使いにくいものとしてのみ場当たり的に作って来たことについて文化庁は猛省すべきだ。</p> <p>既存の個別の権利制限規定について、さらに利用者・事業者等からきちんと意見を聴取した上で、不十分な点があると評価されるようであれば早急に法改正により対処するべきであり、現実問題として個別の権利制限規定の改正による対処が不可能であるとするのであれば、権利制限の一般規定をより包括的な形に規定することで対処するべきである。</p>	個人11
20	第2章	<p>この項目において、解釈論と改正までにかかる時間のみをここで取り上げているが、既存の個別の権利制限規定について解釈論と改正にかかる時間以前の問題として、現行の個別の権利制限規定自体非常に狭く使いにくいものとされているという問題があることを報告書中でおざりにするのは不適切である。</p> <p>特に、ワーキングチーム報告書参考資料2の具体的要望として挙げられた中に、障害者のための利用、アーカイブのための利用、教育目的での利用など、本来既存の個別の権利制限で対応がなされているべきであった事例が多く含まれていることを重く見るべきである。このような要望が出されていることから明らかなように、その文化に対する見識の無さから今まで権利制限を不当に狭く使いにくいものとしてのみ場当たり的に作って来たことについて文化庁の猛省を私は一国民として求める。</p> <p>既存の個別の権利制限規定について、さらに利用者・事業者等からきちんと意見を聴取した上で、不十分な点があると評価されるようであれば早急に法改正により対処するべきであり、現実問題として個別の権利制限規定の改正による対処が不可能であるとするのであれば、権利制限の一般規定をより包括的な形に規定することで対処するべきである。</p>	個人12
21	第2章	<p>デジタル化時代に色々新しい問題が生じている事は良く理解できる。しかし「基本的人権」としての「情報アクセス権」(電気通信審議会答申など)に対する著作権との一般的关系に関する理念をフェアユースの視点から最初に明確にすべきではないか。全般的に「情報提供側の権利」擁護の視点が強く、「利用者側の権利」や「情報提供側の義務」の視点が弱く、バランスを欠いている感がある。(適切な比喻ではないが、工業製品では「製造者責任」の視点が大きくなってきている。)</p>	個人13
22	第2章	<p>中間まとめは、「我が国の裁判実務においては、個別権利制限規定の解釈等において、解釈上の工夫や民法の一般規定の活用等により、個別の事案に応じた妥当な解決が図られている実態が一定程度認められるものと考えられ、また、個別権利制限規定が常に厳格解釈され、それにより不合理な結論が現実には生じている実態にあるとは評価できないものと考えられる。」としているが、裁判官の我田引水と言わざるを得ない。また、引用されている裁判例も民事事件に終始している。民事事件であっても、実務全体として見れば、到底弾力的な解釈がなされているとは言えない状況である。</p> <p>特に、著作権法は刑事処罰が規定されており、裁判所による救済的な解釈が無き限り、有罪となるような法制度となっており、刑事裁判所がそのような解釈をする可能性は少ない。実際に、形式的な画像のアップロードをもって著作権法違反を認定した事件(IBM事件、原田ウイルス事件)等、弾力的な解釈がなされているというのは笑止である。中間とりまとめはフェアユースの議論の前提を誤っていると言わざるを得ない。</p>	個人14

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第2章 既存の個別権利制限規定の解釈論や個別権利制限規定の改正等による解決について

番号	項目	意見	個人／団体名
23	第2章	<p>8頁においては、あたかも立法による改正作業の方が迅速な解決をもたらすかのような説明を行っているが、これは不適切なのではないかと。特に、8頁にいう「平均30ヶ月」なる期間は、本当に「利用者にとって有利な制度の改正に掛かった期間」のみの平均を指すのか疑問である。すなわち文中には「個別権利制限規定に関する改正」とあるが、これはいわゆるダウンロード違法化(30条3項)などの、権利者にとって有利な改正をも含むのではないかと。そもそもフェアユースは抗弁権であるため、利用者の側にとって現行の法制度以上に不利な判決は出ない。つまりフェアユース規定に関する議題である以上、調査すべきは「利用者にとって有利な制度が、文化庁で発議されてから法に反映されるまでの期間」である。文化庁の諸審議会では権利者側の構成員が多数を占め、権利者側の主張する権利強化規定はすんなり法に反映されることが一般にも広く知られており、その迅速さに異論はない。しかしながら、フェアユース規定の導入が叫ばれる背景には、「利用者にとって有利な規定」が法改正で実現に至るのが遅すぎるという現実がある。これは検索エンジンのキャッシュ合法化など、利用者にとって有利な規定は、その影響が甚大なものであっても異様に実現が遅いことから明らかである。この点、フェアユース規定があれば、確認の訴え等によって検索エンジンのキャッシュ等は合法がどうの音に確認されていた可能性が高く、やはりフェアユース規定が、現状の立法手続きに対して迅速さの点で優位にあるといえる。また、30条以下の権利制限規定といっても、その改正に至るまでの期間を計算する対象に、ダウンロード違法化のような権利強化規定や、33条の2や37条のような、一般の関心の薄い条項の瑣末な微調整が含まれているとすれば、「フェアユースを主張して裁判で確定判決が得られるまでの期間」とこれを比較することは、到底「フェア」とはいえないであろう。このように考えていくと、権利強化規定や、瑣末で裁判にもならないような微調整は今まで通り立法を通じて行う一方で、権利者のコンセンサスが到底得られず、立法作業が難航するような権利制限は、フェアユース規定を通じて裁判所の判断に委ねるとするのが妥当な結論であると思われる。</p>	個人17

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第3章 権利制限の一般規定を導入する必要性について
 1 諸外国の状況

番号	項目	意見	個人/団体名
24	第3章1	諸外国の状況を見ても、米国著作権法107条のフェア・ユース規定は、決して普遍的なものではなく、むしろ特殊な規定であることが分かる。したがって、我が国著作権法への権利制限の一般規定の導入の是非については、我が国著作権法の体系を踏まえ、かつ、我が国の著作物利用、著作権行使の現状を認識した上で行うべきである。	ネットワーク流通と著作権制度協議会
25	第3章1	先述の通り、本来の検討対象として一義的に研究対象とすべきは米国のフェアユース規定並びにその他諸外国の規定で①目的、及び②要件、の双方が特定されていないという点でこれに類似するものだけであり、「権利制限の一般規定」についての諸外国の状況等として、①が限定されている英国のフェアディール規定やその類似の規定を並列に取り上げて論じることは、本来要請されている「日本版フェアユース規定」の導入の是非の議論には参考とならない。なお、フェアディール規定等は、日本著作権法制度における32条の引用に係る権利制限規定と同様、目的は特定されているが利用に係る要件を詳細に規定しない方式による一個の権利制限規定である。	個人01
26	第3章1	<p>(第3章1【7頁】について)</p> <p>私の職業はデザイナーです。創作物の著作権者という立場でもあります。その立場から、申し上げます。「権利制限の一般規定を導入する必要性について」ですが、その必要性は、現在のところ無いと思います。著作権の実社会での運用は、著作権者が権利を不当に侵害されず、しかも、著作物の利用者もその円滑な利用のために考慮されるべき場合に著作権者の権利制限は行われるべきです。それについては、私も同意いたします。「著作権者が権利を不当に侵害される」ことについて、デザイナーとして、少々具体的に述べます。著作権者であるデザイナーが、権利を不当に侵害されるのは、著作権者ではない者が権利を主張しそれに付随し、著作権者が不利益を被る場合です。例えば、私が創作し著作権を持つ作品を他の第三者が創作したと偽り、不当に金銭を得たりすれば、私が得るべき金銭が減ってしまうと予想されます。創作において「盗作」は倫理的にも容認できませんが、一方、上の例のように著作権者が権利を侵害される等の不利益を被ることがなければ、著作物を利用する立場の方のために、著作権者の権利制限が行われていくべき場合があると思います。よって、「フェア・ユース」による著作物の使用は認めなければなりません。</p> <p>しかし、「フェア・ユース」を法律として明文化する必要があるのでしょうか。私がデザイナーとして従事するクリエイティブ業界には「フェア・ユース」におけるルールが既にあります。「フェア・ユース」の目立ったガイドラインは無いようですが、暗黙のうちに成り立っているルールがあり、それに従い仕事が行われています。著作物を扱う際には著作権法と照らし合わせて考え、しかし、著作権者の権利制限を行うのが望ましい場合もあります。企画書やポートフォリオに著作物が含まれる場合があり、そうした場合の著作物は「研究または調査等を目的とする著作権のある著作物」(7ページ)に該当すると思います。こうした企画書やポートフォリオでの「フェア・ユース」は、既に行われています。</p> <p>現在、法律による「フェア・ユース」の規定が無くても、円滑に業務は行われております。何かあれば話し合いが行われます。JAGDAでは「グラフィックデザイナーの著作権Q&A」という業界向け著作権ガイドを発行しており、業界人の著作権に対する意識も高いと思います。その上で法律が介入してくるとなると、かえって現実がないがしろにされてしまうと思います。例えば、「映り込み」の問題を法律により規定してしまうと、現実にも即した問題の解決は行えないと思います。実際の著作物としての創作における違法性は感性で判断する所があり、著作物が「映り込み」なのか、というより「フェア・ユース」の枠を超えた「被写体」となってしまうのかということ、現場で感性がある人間が判断して行くしかない場合が多いと思います。街並の写真において、キャラクターが映っている場合、何を基準に「映り込み」なのか「被写体」なのか判断できるのかということです。こうした判断を、法律によって一律に規定するのは困難であると思います。とはいえ、判例の蓄積があれば、「フェア・ユース」の規定はできると思います。米国のように「新しい法律問題を判断するにあたっては、その立論の基礎をまず従来の判例に求め、それを解釈することで解決しようとする」(7ページ)という事であれば、現実にも即した法律の運用が可能になると考えるからです。しかし、日本の現状では、こうした判例の蓄積がありません。</p> <p>現在は、もしルール作りの必要があれば、例えばJAGDAの「グラフィックデザイナーの著作権Q&A」のように、この「フェア・ユース」版のようなガイドラインがあれば十分であると考えます。業界内で、どうしても法律を制定して欲しいという機運が高まった場合にのみ、法律による規定ということを行うべきであると思います。</p>	個人02
27	第3章1	<p>本意見は、比較法により一般規定が必ずしも必然でないことを指摘しようとしているように思われる。そもそも、法体系、立法方式、法律の役割も異なり、更には裁判制度も、その歴史も異なり、およそ一般的な比較等は困難であり、そこから一定の法理を導くことは更に困難という他ない。「法律」の意味、位置付け、改正の頻度、容易さ等も異なる上、概念自体が一致しているとも言い切れず、その点を理解した上で、参照する他ない。</p> <p>審議会においても、委員により、各国法制を比較する必要があるとの指摘があり、その上で議論するようにとの意見もあった。しかし、およそ以上のような違いがある以上、その検討は時間がかかる以上の成果は生まないことが明らかなのであって、大局を見ない意見という他ない。</p> <p>理解すべきことは、そもそも立法は国家戦略であり、特に、著作権法は知財戦略に深く関わるものであることから、法律の文言以上に、その背景、経済との関わり、国家戦略における意味合いを考慮しなければ、その真の姿は見えてこないという点である。</p> <p>本意見は、著作権法、特に一般規定の文言の比較を中心として議論することとどまり、その社会的役割、経済的役割や政治的役割などの検討は一切捨象してしまっており、各国政府に戦略を問うこともせず、現在の著作権法の持つ戦略的機能を無視した立論となっている。</p> <p>本意見第3章1については、各国の国家戦略等における著作権法の役割、各国の戦略を解明しつつ行うべきものであり、比較検討は、極めて不十分であるという他ない。</p>	個人03
28	第3章1	<p>フェアユース規定に賛成しているのが主に著作権を利用する側で、賛成しかねているのが主に著作権者であることからわかる通り、著作権者の「もの」(目には見えませんが)を勝手に使えるようにする、しかもその理由が、利用者のビジネスを振興させるためにフェアユースを導入する、とはまったくもって理解しかねます。</p> <p>一方のビジネス振興のためにもう一方のビジネスを制限するようなことが政府の方針として行われるのであれば、それによって被る経済的被害をきちんと保障する道筋をも並行して考えるべき。</p> <p>何かあったら訴訟で解決というアメリカと、日本を同様に考えること自体ナンセンス。「フェアユース」を大上段に構えてサービスを行っているGoogleが今や、全世界はおろか、国内でも騒ぎになっていることを考えると、フェアユースってなんなのか、と思わざるを得ない。</p> <p>利用者は自分の都合の良いようにしか考えない。日本が世界から「遅れている」と言われたいために何としても「フェアユース」を導入したいのであれば、言葉が独り歩きしないように、「公正な利用」について誰もが納得する線引きの必要があると思う。</p>	個人06
29	第3章1	ラジオ局の番組ポッドキャストにおいて、音楽の短い引用や些細なBGMが利用できないことに非常に窮屈さを感じる。厳しいネット掲示板では歌詞の一部分を書いて「この曲を教えてください」と質問することすら禁止している。過敏な規制はむしろ著作物の普及の妨げになりかねない。米国並みのフェアユースの導入を希望します。	個人15

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第3章 権利制限の一般規定を導入する必要性について

2 権利制限の一般規定を導入することについての関係者の考え方

3 権利制限の一般規定の導入を必要性を考える場合に検討すべき事項について

4 まとめ

番号	項目	意見	個人／団体名
30	第3章2・3・4	著作権法の中に新たに権利制限の一般規定を設けるとの考えを支持いたします。	アマゾンジャパン株式会社
31	第3章2・3・4	法制問題小委員会権利制限の一般規定ワーキングチームが1月下旬にまとめた報告書では、「現実にはそのような(導入の必要性の有無につながる)問題が生じているかについては、明確な結論を出すに至らなかったが、立法的な対応が必要であると判断するためには、権利制限の一般規定がないことにより、実際に社会的な混乱が生じている等の立法事実があるのかという点について、手順を踏んで十分に検討する必要があるとの意見で一致した。」とされています。 法制問題小委員会の審議はこの報告書を踏まえて行われたものと理解しております。しかし、中間まとめで示されたA～Cの類型とその例示として挙げられた個々の利用については、「実際に社会的な混乱が生じている」といえず、一般規定導入の立法事実があるとは考えられません。 したがって、中間まとめで取りまとめられた限りでは、「新たに権利制限の一般規定を設けることにより、(中略)権利者の利益を不当に害さない一定の範囲内で著作物の利用を認めることが適当」との結論を導き出すことはできないはずで	一般社団法人 日本音楽著作権協会
32	第3章2・3・4	権利制限の一般規定導入については、反対である。以下、第3章4に書かれていることを中心に記述する。 「インターネット等の情報ネットワーク産業分野をはじめとする各種技術の更なる進展や著作物の利用者及び利用形態・利用環境・利用手段等の多様化、社会状況の変化等の諸事情にかんがみると個別権利制限規定の解釈論や個別権利制限規定の改正等による解決には、今後一定の限度があり得ることは否定できない。」としているが、現在、映画⇒TV⇒インターネットという形で、新しいメディアが登場した過渡期であり、今後も個別権利制限規定の解釈等に支障をきたすような問題が多発する状態が続く可能性は低いと思われる。 法改正に時間がかかるとのことですが、アメリカのような裁判件数の多い国とは比較にならない日本では、裁判の進行が遅く、法改正のスピードとそれほど、変わらないのではないかと考えられます。裁判になっても和解で終わることが多い日本では、判例で補うのはますます困難と考えられます。また、「社会通念上」というような言葉に頼らざるを得ず、このことを判例に頼るとすれば、利用希望者は、条文と判例を常にみなければならず、混乱は必至である。 判例が一通りそろそろまでの訴訟コストは権利者側で見なければならず、権利者側に非常に酷な法改正と言えます。 また、日本は違法精神が強く求められている企業風土があるという記載や、そういう人々に「萎縮効果」をもたらすという記載が見られますが、学識者の方々が普段お会いしている会社あるいは団体の方々はおそらくそうであろうと思われるが、日本国内であっても未だ権利侵害は収まる気配は全くなく、今回の法改正案は、そのような権利侵害者に格好な材料を与えようとしているのしかと思えません。 彼らは、判例が一通り出揃うまでの間に権利侵害により大もうけして、退散することでしょう。 「社会通念上」という言葉を拡大解釈して、法律から逃れるという手段を取ることは容易に考えられます。 先日ある大手新聞社の関連会社が発行している雑誌にも、「法律上違法だが罰則規定がない」という行為に対して、「違法ではない」行為として、紹介してしまっていることからわかるように、法律条文におけるあいまいな表記は、できるだけ避けるべきと考えられます。 以上から権利制限の一般規定導入から現在の諸問題は解決を図れないことは明白で、逆効果になるのは明らかであり、そのような法改正は、あつてはならないと思います。	一般社団法人 日本動画協会
33	第3章2・3・4	■(第3章【14頁】「4まとめ」の第1段落において、「権利制限の一般規定を置かない現行法の下でも、裁判実務においては、個別権利制限規定の解釈上の工夫や民法の一般規定の活用等により、各事案に応じた妥当な解決が図られているものと考えられ、また、必ずしも個別権利制限規定が常に厳格解釈され、それにより不合理な結論が導かれていると評価することはできない(①個別権利制限規定の解釈論等)とし、さらに同第2段落において、「個別権利制限規定の改正等による対応に時間がかかるという点のみを主要な根拠として、権利制限の一般規定の必要性を導くことは、必ずしも適当ではないと考えられる。(②個別権利制限規定の改正等)としながら、第3段落以降において、権利制限の一般規定を導入する意義は認められるとする記述について。) 権利制限の一般規定の導入を求める立場から指摘された、「①個別権利制限規定の解釈論等」および「②個別権利制限規定の改正等」について、それぞれ、上記の結論が出たのであるから、権利制限の一般規定導入の必要性はないとするのが自然な論理の流れである。 本中間まとめは、権利制限の一般規定の導入の必要性が認められる根拠として、A「個別権利制限規定の解釈論等や個別権利制限規定の改正等による解決には、今後一定の限界があり得る」ことおよび「民法上の一般規定による解決に委ねるよりも、著作権に特化した権利制限の一般規定を導入する方が、現状よりも規律の明確化を図ることができる」こと(【14頁】第13行～第19行)、B「利用者側において権利侵害の可能性を認識し、ある種の危険負担をしつつ著作物を利用することが余儀なくされている場合は利用それ自体を躊躇せざるを得ない場合もあると考えられる」ことを挙げて、上記①および②にかかわらず、「著作権法の中に権利制限の一般規定を導入する意義は認められるものと考えられる。」(【14頁】第19行～第20行)と結論付けている。 しかし、上記AおよびBは、いずれも抽象的な可能性にとどまり、現実の不都合が生じているとはいえないから、権利制限の一般規定を導入する根拠とはならないというべきであり、また同規定を導入することに対する権利者の懸念事項を解消することもできないから、同規定を導入するべきではない。 ■(第3章2【10頁】最終段落の、(権利制限の一般規定の導入に積極的な意見)について) 権利制限の一般規定の導入を求める立場からの意見である。「A利用者が著作物を利用しにくいという萎縮効果」および「イ新規ビジネスへの挑戦に対する萎縮効果」については、法制問題小委員会の関係者ヒアリングを経ても、本中間まとめにおいて取り上げる程の具体的な事例が示されることは無かった。これは、現行の個別権利制限規定の下で、権利者等の許諾が既になされており、萎縮効果を問題とするような具体的な事例が存在しないことを意味しており、「権利制限の一般規定」導入の必要性はないといわざるを得ない。 ■(第3章3【11頁～12頁】の、「(1)権利者へ与える不利益について」について) 本中間まとめは、「権利制限の一般規定の要件や趣旨を一定程度明確にすること等により、これらの危惧はある程度解消されることも考えられ」(【11頁】第31行～第32行)とし、「権利制限の一般規定を導入することにより、いわゆる居直り侵害者が蔓延するとまではいえないのではないかと考えられる」(【12頁】第6行～第7行)と結論付けている。しかし、権利制限の一般規定の要件や趣旨を一定程度明確にしようとしても、それが「一般規定」であるかぎり限度があるのであって、権利者の危惧は解消されない。また、権利者の危惧を解消できる程度に要件や趣旨を明確にした規定は、もはや「一般規定」ではなく、個別の権利制限規定である。また本中間まとめは、「著作権侵害訴訟においては、著作物性や類似性、依拠性等が争点となる事案が相当程度を占めること、米国においてもフェアユースの抗弁が主張される事案がとりわけ多いとはいえないこと等にかんがみると、権利制限の一般規定を導入することにより、いわゆる居直り侵害者が蔓延するとまではいえないのではないかと考えられる」(【12頁】第3行～第7行)としている。しかし、権利者が危惧しているのは、著作物性や類似性、依拠性が争点となるような事案の増加ではなく、著作物や実演・レコード等を物理的に複製するなどする居直り侵害の増加である(そもそもレコード製作者の権利侵害が問題となるケースでは、著作物性や類似性、依拠性は一切争点とならない)。また「米国においてフェアユースの抗弁が主張される事案がとりわけ多いとはいえない」との部分についても実態や根拠が示されておらず、これを権利者の危惧を否定する理由として挙げるのは問題である。	一般社団法人 日本レコード協会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第3章 権利制限の一般規定を導入する必要性について

2 権利制限の一般規定を導入することについての関係者の考え方

3 権利制限の一般規定の導入を必要性を考える場合に検討すべき事項について

4 まとめ

番号	項目	意見	個人／団体名
		<p>■(第3章3【12頁】の、「(2)権利制限の一般規定の導入による経済効果について」について)</p> <p>本中間まとめでは、「現実問題として、利用者側に著作物の利用に関して一定の萎縮効果が働いている可能性があり、権利制限の一般規定を導入することにより、かかる萎縮効果が一定程度解消され、その結果、これを経済的効果と評価すべきか否かはともかく、何らかの効果が生まれる可能性それ自体は、完全には否定できないものと考えられる」(同【12頁】第20行～第24行)と結論付けている。しかし、「何らかの効果が生まれる可能性」を根拠に、権利制限の一般規定を導入することは適当ではない。</p> <p>■(第3章3【12頁～13頁】、「(3)法社会学的見地からの検討」について)</p> <p>【13頁】第7行～第9行では、「仮に権利制限の一般規定を導入する必要性が肯定されるのであれば、新制度導入当初の混乱は、ある程度やむを得ないものであり、導入当初のコストとして受け容れるべきである」とのことであったとある。すなわち、仮に権利制限の一般規定を導入する必要性が肯定されるのであれば受け容れるべきなのであって、権利制限の一般規定を導入する必要性が肯定されない以上、新制度導入当初の混乱やコストを受け容れる理由はない。なお、専門家の言う「新制度導入当初の混乱(導入当初のコスト)」の多くは権利者側が負担することとなり、この点においても公平性に欠けるといわざるを得ない。</p>	
34	第3章2・3・4	<p>■12ページ(第3章3(1))に「権利制限の一般規定を導入することにより、いわゆる居直り侵害者が蔓延するという指摘」に関して「著作権侵害訴訟においては、著作物性や類似性、依拠性等が争点となる事案が相当程度を占めること、米国においてもフェアユースの抗弁が主張される事案がとりわけ多いとはいえないこと等にかんがみると、権利制限の一般規定を導入することにより、いわゆる居直り侵害者が蔓延するとまではいえないのではないかと考えられる。」という記載があるが、権利制限の一般規定は基本的な考え方を条文化したものに過ぎない以上、その解釈は利用者によって異なり、権利制限の範囲が拡大解釈される可能性は極めて高いと考えざるを得ない。また、複製行為は通常第三者の眼に触れないところで行なわれることが多く、拡大解釈して複製しても「分からないであろう」あるいは「ばれて元々」と考える利用者も存在するであろうことは容易に想像できる。そのようなことを考えると「居直り侵害者」は相当数に上るのではないかと考えられる。</p> <p>■13ページ(第3章3(3))に「判例の蓄積がないまま、権利制限の一般規定を導入すれば混乱が生ずるのではないかと」という指摘に関して、「仮に権利制限の一般規定を導入する必要性が肯定されるのであれば、新制度導入当初の混乱は、ある程度やむを得ないものであり、導入当初のコストとして受け容れるべきである。」という記載があるが、上記の「居直り侵害者」の増加に伴って、権利者とすれば権利侵害に対しては訴訟という手段しか選択肢が与えられず、混乱することを覚悟の上で法的な手段に訴えることしかできなくなる。また、著作者から著作権譲渡を受けている場合を除き、出版社に法制度上の権利が与えられていない現段階ではその訴訟の手段すら持ちえておらず、著作者が訴訟を起こさない限り出版社は泣き寝入りせざるを得ない。訴訟が可能としても、フェアユース規定を導入している米国のように著作権を専門とする弁護士が多数存在するならばまだしも、日本では弁護士数にも限界があり、著作権に詳しい弁護士もそれ程多くは存在しないので訴訟それ自体簡単ではない。更に、出版社としてはそういった権利侵害に備える体制を作らなければならず、そのような対応ならびに訴訟のコストは最終的には著作出版物の価格にもはね返り、出版物の価格高騰につながる危険性もある。更に一般規定の導入によって合法あるいは訴訟に至らない非合法複製を含めて出版物の販売に影響が出ることになれば出版そのものを断念せざるを得ない場合もあるが、それは著作者、出版社、利用者を含め、日本国民の全てにとって不利益となる。</p>	株式会社医学書院
35	第3章2・3・4	<p>■(導入の必要性について)</p> <p>「中間とりまとめ」では権利制限の一般規定(以下「一般規定」)導入前提で繰々検討がされているが、導入を正当化する立法事実の検討が決定的に不足している。</p> <p>そもそも、中間とりまとめの土台となった「権利制限一般規定ワーキングチーム報告書」においては、必ずしも導入の必要性は認められないとしつつ、仮に導入する場合には、という仮定のもと、所謂ABC案等に関する検討が行われている。ところが、その後の法制問題小委員会の議論においては、別段の立法事実の变化もないまま、なし崩し的に一般規定導入の必要性ありとの前提での検討が行われており、この間の経過が不透明であるとの批判は免れない。</p> <p>また、「中間とりまとめ」においても、一応、導入の必要性は存しない、との立場は維持されつつも、導入した場合に「一定の意義が認められる」、との観点から、その導入を肯定するという構成となっているが、この段階においても、相変わらず導入の必要性が認められる、という意味での立法事実の認識は何らなされていない。</p> <p>すなわち、「中間とりまとめ」においては、一般規定を導入した場合に一定の意義が認められる、ということをもって、その導入を肯定しているが、一般規定を導入した場合、何らかの意義(それがどんなにわずかなものであっても)が認められるのは自明であって、本来検討されるべき事項は、導入した場合のメリットとデメリットの比較検討であろう。</p> <p>本「中間とりまとめ」は、かかる比較考量がなされた形跡は一切なく、むしろ、権利制限を要する事例が一定程度存することを、いきなり、それが個別的権利制限期待になじむのか、それとも一般規定を導入しなければ解決できない事項であるのかという点について何ら検討すること無く、いきなり後者(一般規定)を導入すべしとする根拠としている。ここには、看過することのできない論理の飛躍が認められる。</p> <p>■(新規ビジネスへの挑戦に対する委縮効果について)</p> <p>導入の必要性として、新規ビジネスへの挑戦に対する委縮効果が挙げられるが、現行著作権法は産業振興を保護法益とするものではなく、失当である。</p> <p>また、巷間、日本、韓国、中国における国産検索エンジンの普及度の差をもって、新規ビジネスに対する委縮効果の実例とされることがあるが、中国、韓国のいずれもいわゆる権利制限の一般規定(「一般規定」)を有しておらず、このことから、一般規定の有無と、新規ビジネスに対する委縮効果との因果関係が存しないことは明白である。</p> <p>加えて、仮に一般規定を導入したとしても、「一般規定」は、本質的に、その外延が不明確にならざるを得ず、従って、かかる不明確さに由来する委縮効果は消滅しない。これは、特に遵法意識の高い企業において顕著である(現に、コンプライアンス意識の高い複数の大手企業(導入に好意的ないわゆるハードメーカ)においても、指摘されているところである)。</p> <p>■(居直り侵害者の蔓延について)</p> <p>「中間とりまとめ」においては、「米国においても、フェアユースの抗弁が主張される事案がとりわけ多いとはいえない」として、居直り侵害者の蔓延は考えにくい、とされている。</p> <p>しかしながら、ここで検討の対象となったのは、米国における過去数年間の判例数にすぎず、侵害対策現場の日々の現実は何ら検証されていない。例えば、あるゲーム会社によれば、ある動画投稿サイト一つだけでも、1ヶ月にアップロードされる違法コンテンツは約1,100件、削除プログラムにより削除されたコンテンツに対して異議申し立てがなされるのは、月間100件乃至160件程度に上る。そしてその殆どがいわゆるファンビデオ(既存の映像コンテンツに既存のCD音源をシンクロさせたもの)であり、フェアユースの要件を満たさないことが明らかであるにも関わらず、異議申し立ての理由はほぼ100%、フェアユースであり、その主張者はアメリカ人である。このように、フェアユース類似の一般的権利制限規定(巷間「日本版フェアユース」と称されている)が、居直り侵害者を蔓延させることは、米国の事例を見ても明らかである。こういった状況を勘案すると、結局、権利制限の一般規定は、いわゆる背信的侵害者に、「フェアユースの抗弁」を与えるだけであり、それによる権利者の著しい負担増と僅かな委縮効果の低減を勘案すると、社会的費用の観点からその導入を正当化することはできない。</p>	株式会社スクウェア・エニックス

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第3章 権利制限の一般規定を導入する必要性について

2 権利制限の一般規定を導入することについての関係者の考え方

3 権利制限の一般規定の導入を必要性を考える場合に検討すべき事項について

4 まとめ

番号	項目	意見	個人／団体名
		<p>■(第3章2・3・4【10頁～15頁】権利者への不利益—権利行使に対する委縮効果について) 権利制限の一般規定(以下「一般規定」)導入による懸念に関して、権利者による権利行使に対する委縮効果が何ら検討されておらず、この点、非常に問題である。 一般的に、権利者は権利行使するに際し、その主張が受け入れられるか否かを慎重に検討し、受け入れられる、という相当程度の確信を得た上で、初めてその権利を行使する。しかしながら、一般規定が設けられることにより、かかる確信が薄まる方向にベクトルが働き、権利者の権利行使に対し、委縮効果が生じることは明らかである。 一般規定の導入は、判例の蓄積により、その外延を明らかにするとすることを期待している制度であるが、そのためには権利者による権利行使が不可欠であるところ、上記のように権利者に対してその権利行使委縮効果を生じさせる制度は、観念的な画餅におわる可能性が高い。</p>	
36	第3章2・3・4	<p>権利制限の一般規定の導入に反対の立場から、意見を申し上げます。</p> <p>■(1)権利者へ与える不利益について 「ア権利制限の一般規定を導入することにより、いわゆる居直り侵害者が蔓延するという指摘イ権利制限の一般規定を導入することにより権利者側の権利行使に係る負担を増大させ、実質的な公平性を欠く結果になる可能性があるという指摘ウ特に個人の著作権者に対して訴訟による事後的解決を求めることは、過大な負担を負わせるものであり、結果として権利者が泣き寝入りさせざるを得なくなるという指摘」については同様の見解を持っています。</p> <p>これに対して、「権利制限の一般規定の要件や趣旨を一定程度明確にすること等により、これらの危険はある程度解消されうることも考えらる」から、権利制限の一般規定の導入の妨げにならないというご意見には反対です。一般規定による権利者への危険があることを認識しつつも、ある程度危険が解消される可能性があれば権利者に危険を負わせて法制化を進めるというのは乱暴な見解のように感じます。またこれに伴う補償ないし、不利益回避・減少措置(例えば、懲罰的損害賠償制度の導入、簡易・迅速・費用のかからない紛争解決手段の導入)ですら何ら取られておりません。公平性担保のための措置が取られない限り、権利者に一方的に危険を負わせて法制化を進めるのは妥当性を欠くものと考えます。</p> <p>「居直り侵害者が蔓延するとまではいえないのではないかと考えられる」という認識には反対です。現在、ウェブ上で明らかかな著作権侵害行為が広く行われているのは公然の事実でありますし、弊協会の調査によっても未だに会員の作品が無断で使用され続けております。一般規定の導入により、それらの侵害者に対して法的に認められる主張であるかは別として一定の口実・法的根拠を与える危険があり、それらを理由に、著作権侵害行為が助長される可能性は十分にありま</p> <p>す。</p> <p>例えば、弊協会の会員の作品が無断で使用されていた場合、従来であれば著作権侵害に関する反論の余地はなかったために無断使用であることの指摘をすればすぐに改善されていたものが、一般規定が導入された場合はその規定を根拠に居直られる可能性があります。</p> <p>仮に、会員の方が違法であると考えた場合であっても、損害が軽微であれば裁判所に訴えるということは現実的な手段ではありません。</p> <p>小規模な著作権侵害に対して法的措置を取ることは考えがたく、権利者の泣き寝入りとなるケースがほとんどとなり、漸次、著作権侵害が広がる危険があります。</p> <p>「社会科学的には、その規定を口実にした権利侵害行為が多少は生じるであろうことは予測できる」(ワーキングチーム報告書7頁)にも拘らず、一般規定の導入を進めることは反対です。</p> <p>かかる懸念が生じないような規定となるように検討するということですが、實際上、拡張解釈や類推解釈の余地は想定されますし、いかなる規定振りであっても一般規定という形式となった場合には侵害者にとっての抗弁となり得るという段階で権利者にとっての大きな脅威となります。</p> <p>このように、一般規定の導入は侵害者にとっては権利侵害の口実となるばかりか現行の法制度では実損害の回復しか認められないため、侵害者が経済上の不利益を被ることはなく侵害のやり得が助長される危険があります。反対に、権利者にとっては公平性担保の措置も見込まれないため、権利侵害の増加が想定されるにも拘らず大半が泣き寝入りという状況を招来し、大きな不利益を被る可能性が高いと考えます。</p> <p>■(2)権利制限の一般規定の導入による経済的効果について 「権利制限の一般規定を導入することにより大きな経済的効果が産まれるか否かについては、確認することができない」 「権利制限の一般規定を導入することにより、かかる委縮効果が一定程度解消され、その結果、これを経済的効果と評価すべきか否かはともかく、何らかの効果が産まれる可能性それ自体は、完全には否定できない」 大きな経済的効果が産まれるか否かの確証がなく、何らかの効果が産まれる可能性は否定できないといった漠然とした経済効果しか期待できないにも拘らず、権利者に大きな不利益を生じかねない規定を導入することは比較考量の観点から相当性を欠くものと考えます。</p> <p>■(3)法社会的見地からの検討 「訴訟を好まず、和解を好む」という日本人の法意識論は、現在では必ずしも支配的な見解とはいえない」ということを一般規定導入の根拠とすることは出来ないと考えます。</p> <p>なぜなら、仮にこのような法意識の変化が生じていたとしても、そもそも著作権侵害による損害は一般に小規模であり、かつ実損害の回復しか認められないため訴訟になること自体が少なく、訴訟が起こることを前提とした一般規定の導入は立法事実を欠き有効に機能しないと考えます。</p> <p>「仮に権利制限の一般規定を導入する必要性が肯定されるのであれば、新制度導入当初の混乱は、ある程度やむを得ないものであり、導入当初のコストとして受け容れるべきである」という見解に反対です。</p> <p>一般規定の導入のコストは実際上権利者が負うことになりなりますが、なぜ権利者が何らの利益も享受しない一般規定を導入するためのコストを負担しなければならないのか疑問に感じます。</p> <p>「仮に訴えられれば負けると予想される場合にも、訴えられる可能性が低ければビジネスを進めるというのが一般的なビジネスマンの合理的行動であるとされるが、日本人はそうした傾向にはない」(ワーキングチーム報告書24頁)とされており、一般論としてこのようなことが言えるとしても、著作権侵害の分野においては必ずしも妥当しないというのが著作権侵害の調査を行っている団体としての率直な感想です。</p> <p>著作権侵害は発覚する可能性が乏しいこと、発覚しても微罪であるという意識が強いこと、損害賠償金額も実損害ですむことから経済的負担とはならないことなどから、現在も多くの著作権侵害が行われております。</p> <p>一般規定を導入することによりこのような傾向が更に悪化するのではないかと危惧しております。</p>	株式会社日本ビジュアル著作権協会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第3章 権利制限の一般規定を導入する必要性について

2 権利制限の一般規定を導入することについての関係者の考え方

3 権利制限の一般規定の導入を必要性を考える場合に検討すべき事項について

4 まとめ

番号	項目	意見	個人／団体名
37	第3章2・3・4	<p>権利制限の一般規定は、仮に導入するとしても権利者に十分配慮した上でなされるべきものであり、産業振興のために安易に行われるべきではないと考えます。</p> <p>実質的には著作権侵害が問題にされていないにもかかわらず、形式的には著作権侵害に該当する状態を長期間そのままにしておくことは、法と実態の乖離を放置しておくことであり、望ましい状態ではないという認識があります。これについて、権利制限の一般規定を導入することによって、著作物利用のルールを事後的に決し、創造的事業への挑戦を促進すべきという意見があることも承知しています。現行著作権法による個別列挙方式が新分野への技術開発や事業活動に対して委縮効果を及ぼしているという前提のもとに主張されているものですが、そもそもそのような委縮効果が存在するということが十分実証されているとは言えないように思われます。</p> <p>権利制限の一般規定を導入すれば、現行著作権法下では認められない著作物の利用がビジネス上可能になるというような、権利制限の一般規定に対する過大な期待・幻想があるのではないかと考えられます。権利制限の一般規定の導入により解決できるものは、それが実質的に著作権等の権利を侵害していない場合に限られるということを改めて確認する必要があります。</p> <p>また、個人が多数を占めると考えられる権利者に訴訟による事後的解決を求めることは、利用者に比較して権利者に過大な負担を負わせるものであり、結果として権利者が泣き寝入りせざるを得なくなる可能性が少なからずあるという指摘は、かねてから行われているところです。この点について権利者に十分な権利行使のための制度的保証がなされない限り、一般規定の導入を行うべきではないと考えます。</p>	社団法人音楽出版協会
38	第3章2・3・4	<p>■1.導入必要性の検討過程の問題</p> <p>「中間とりまとめ」では、産業振興策の一環として権利制限の一般規定を導入するための検討がなされていますが、本来あるべき検討がなされていないように思われます。</p> <p>今回の権利制限の一般規定導入は、「革新的な知的財産を利用して・・・効果的に経済的価値を創出していくことに結び付けていくことを促進するために」(知的財産推進計画2009頁)求められた、という経緯があります。換言すれば、一種の経済振興策として、その導入が求められています。</p> <p>しかしながら、ネット上の新規ビジネス創出をこのような形で行う場合、コンテンツ産業に対してマイナスの影響が出るのが予想されますので、そちらの面からの十分かつ慎重な検討も当然に必要になると思料いたしますが、それが行われた形跡はなく、むしろ「導入ありき」で議論が強引に進められている観があります。</p> <p>コンテンツ産業は、知的財産推進計画2010においても取り上げられているとおり、今後の日本の成長戦略における重要な分野と認識されており、しかも、権利制限の一般規定は、コンテンツ産業に追加的な負担を強いるものであり、同計画に定める「コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進」の基本戦略に反するとすら言えます。</p> <p>たとえば、権利制限の一般規定導入のメリットの例として挙げられるYouTubeのような動画投稿サイトは、本来、利用者またはサービス事業者において負担すべき権利者探索および権利処理のコストを、侵害探索・立証・削除要請・利用者からの異議に対する対応等のコストとしてコンテンツ産業側に転嫁しているものであります。このコスト転嫁を正当化する理由は、残念ながら「中間とりまとめ」の中に見いだすことはできません。</p> <p>他方、権利制限の一般規定がないことによるデメリットとして、新規ビジネスへの挑戦に対する「萎縮効果」が挙げられておりますが、一般規定がないことにより具体的にどのような新規ビジネスの可能性の芽を摘んでいるのか、導入によって何が可能になるのかについても、十分検証されておりません。僅かに「写り込み」の問題が挙げられておりますが、このような個別具体的なニーズであれば、これまでの我が著作権法が採用してきた個別規定で対応すれば十分のはずであります。</p> <p>従って、権利制限の一般規定の導入可否を検討するにあたっては、導入によってもたらされる(現時点では予見できないような)社会的効用とコンテンツ産業が(具体的現実的に)負担すべきコストの比較衡量を行い、社会的費用の観点からその費用対効果が多角的・総合的に検討されるべきものであると考えます。</p> <p>■2.グローバルな視点が欠落</p> <p>「中間とりまとめ」では、権利制限の一般規定導入の必要性は必ずしも認められない、としながらも、「インターネット等の情報ネットワーク産業分野を始めとする各種技術の更なる進展・・・にかんがみると、権利制限の一般規定を導入する意義が認められる」、とされています。</p> <p>しかしながら、インターネットは、国境のないグローバルな広がりを持つ世界であり、仮に日本の著作権法上何らかの権利制限の一般規定を導入したとしても、他国の権利制限規定と不整合が厳然としてある以上(この点については、「中間とりまとめ」第3章「諸外国の状況」において詳細に検討されています)、真つ当なネットビジネスを展開しようとするれば、他国での権利侵害の可能性回避をも視野に入れたビジネスモデルを考案せざるを得ず、しかも、各国法制は、関連する判例も含めて都度変更されるので、継続して確認していく必要がありますが、これは事実上不可能と言わざるを得ません。</p> <p>このように、結局のところ、「萎縮効果」が懸念されている「新規ビジネス」は、インターネットの利用を前提としたものである限り、権利制限の一般規定の導入によって事業を合法的に継続させよう土台を獲得するものではないこととなります。そして、コンテンツ産業の犠牲において、そのようなビジネスを保護・育成するために権利制限一般規定を導入することに何らかの意義が見出せるとは思えません。</p>	社団法人コンピュータエンターテインメント協会
39	第3章2・3・4	<p>■(第3章3(1)【11頁～12頁】権利者に与える不利益について)</p> <p>本中間まとめでの検討において、巷間言われることもあった「フェアユース」のように、あまりにも広範囲にその適用が及ぶものではなく、必要と勘案される最低限の範囲に留めるよう議論が進められていますが、如何に範囲を限定したとしても法整備される規定を「一般規定」と称することによって、利用者に広範な利用を認めた規定であると誤解させ、結果として検討時に想定された利用方法、その要件や趣旨を逸脱した利用においても「一般規定の適用あり」と居直る侵害者が発現することは想像に難くないと思料します。今般、検討時のヒアリング等において一般規定の導入を希望する意見を表明している企業等においては、居直り侵害はないかもしれませんが、インターネット上においては、個人利用者による情報発信・サービス提供が可能であるところ、これら個人利用者による居直り侵害は起こりえないとは言いきれません。事実、弊協会会員社によれば、ある特定の米国の動画共有サイトに限ってみても、そこにおける違法アップロード対策として、削除要請を行っていますが、この削除に対してフェアユースが導入されている米国の利用者から申し立てがなされる異議は相当数(月3桁)に上るとのことです。これら異議申し立てのほとんどは、要件を満たさないことが明らかであるにもかかわらずフェアユースを理由としているものであり、会員社においては対応に苦慮しているところです。これは、既に裁判例が蓄積されている米国においても、居直り侵害者を排除できないことの証左であり、同様、または、そのように誤解させる可能性が高い規定を導入することによって、日本でも起こりうる事態であると想定できます。</p> <p>居直り侵害が蔓延するかどうかは結果論にすぎず、そもそも、居直り侵害は現行法体制下には存在しないものであり、1件でも発生すれば、それは権利者の権利制限を超えた不利益を与えるもので、権利者のみが甘受するレベルを超えるリスクを抱えることにならなくなりません。加えて、利用者は呪文のように「一般規程の適用あり」と唱えるだけであり、権利者は、権利制限の範囲を超えた居直り侵害であることを証明し、被害を回復するために訴訟等の権利行使をしなければならず、権利者のみに負担が生じることになります。</p> <p>このような居直り侵害の発生と権利者の負担となるリスクについて十分な評価・議論をなさず、当該リスクへの対策が講じられない以上、一般規定の導入には反対します。</p> <p>■(第3章3(2)【12頁】権利制限の一般規定導入による経済的効果について)</p> <p>一般規定の導入を希望する利用者側が、導入することによって大きな経済的効果が生ずることの論拠として提示した報告書を検証し、その結果、そのような効果が生ずるかどうかは確認できない旨の結論に至ったにもかかわらず、当該報告書を拠り所とする利用者側のヒアリングによる「萎縮効果が働いている可能性」のみを以て、導入による「何らかの効果が産まれる可能性」を導き出すのは不当な結論であると考えます。当該報告書による経済的効果が不確定なものであると結論されたのであれば、当該論拠に基づく立法事実は存しない結論づけるべきです。</p>	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第3章 権利制限の一般規定を導入する必要性について
 2 権利制限の一般規定を導入することについての関係者の考え方
 3 権利制限の一般規定の導入を必要性を考える場合に検討すべき事項について
 4 まとめ

番号	項目	意見	個人／団体名
		<p>■(第3章4[14頁～15頁]まとめについて)</p> <p>本中間まとめにおいては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行「個別制限規定」であっても厳格解釈のみで運用されていないことから、ことさら利用者にとって利用しにくい規定となっているわけではない。 ・大きな経済的効果については不確定であって、一般規定が存しないことを以て、萎縮効果が働いているとは言えない。 ・「個別制限規定」の措置は裁判例の蓄積と比して時間がかかるものではない。と、一般規定の導入を希望する利用者側の根拠は否定的な結論となっているにもかかわらず、利用者及び利用形態・利用環境・利用手段の多様化、社会状況の変化といった、抽象的な根拠をもとに導入の意義を導き出すことは不当な結論だと思料します。 <p>法整備をする以上、その意義が何らか存するのは当然ですが、本検討において議論すべきはその「意義」でなく「必要性」でなければならないはず。しかしながら、「必要性」については結論を出さず(若しくは、否定的な結論でありながら)、「意義」を以て導入が適当と結論づけた本まとめは誤りであると言わざるを得ません。導入の「意義」ではなく「必要性」について十分に議論を重ねた上で、導入の是非を結論づけることが必須であると考えます。</p> <p>また、本中間まとめにおいては、「利用者において権利侵害の可能性を認識し、ある種の危険負担をしつつ著作物を利用することが余儀なくされている場合や利用それ自体を躊躇せざるを得ない場合もあると考えられる。」とありますが、権利侵害の可能性があるのであれば、一義的には許諾を得るための努力をすることが求められます。本まとめに別添された参考資料P71以降に挙げられた具体的事例のうち、許諾を得ることで解決可能な事例も少なくなく、権利制限の一般規定導入を議論するにあたって、このような事例が排除されていないことについては違和感を覚えます。真に許諾を得ることが現実的でない事例が眼前に存在し、権利制限する(若しくは簡便な許諾を得る方法を検討する)ことによってしか解決できない事例がどれなのかを明確にした上で、規定の必要性を議論すべきなのではないでしょうか。さらに、一般規定を導入することは、裁判例を積み重ねることによって適用範囲を明確化することになるものの、権利者は訴訟等の権利行使コストや適用範囲外となった場合であっても、当該コストと損害の回収が見合わない可能性を衡量すると、訴訟等を提起してまで権利行使するという意欲が削がれ、結果として、裁判例の蓄積がなされない可能性があります。このような、権利者による訴訟等権利行使のコスト及びリスク負担を軽減する(利用者側に一定の負担を追わせる)制度についての検討も充足していません。</p> <p>これらの議論が十分に尽くされたとは言えないことから、導入が適当と結論づけた本中間まとめには反対です。</p>	
40	第3章2・3・4	<p>一般的制限規定導入の論拠として、個別的権利制限規定のみでの対応では、利用者への萎縮効果がはたらく、イノベーション推進や新たなビジネスモデルの創設などへの対応に限界があるとありますが、仮に、導入されたとして、現在の個別的権利制限規定では想定外にあたる利用形態に一般的権利制限規定が適用されるかどうかは、司法の判断に待たず、法令遵守の精神に鑑みれば、新規のビジネス展開などには、導入前と同様な萎縮効果が働くことになると考えます。また同時に、一般的制限規定の導入は萎縮効果とは逆の、拡大解釈を生む可能性を大きく含んでいることが予め予想され、個別的権利制限規定で利用者側からの要請には十分な対応が来ている現状を考えれば結論を急ぐ必要性はなく、慎重な検討を重ねるべきと考えます。</p>	社団法人出版権協会
41	第3章2・3・4	<p>「著作権法に、新たに権利制限の一般規定を設けることにより、…一定の範囲で著作物の利用を認めることが適当」とする、本中間まとめの結論に賛成します。</p>	社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会
		<p>文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の「権利制限の一般規定中間まとめ」(以下「本中間まとめ」といいます。)第3章では、権利制限の一般規定の導入が「著作権法1条が規定する目的に合致するものと考えられる。」と結論づけていますが、その根拠は薄弱であり、立法事実があるとは思えません。</p> <p>■1. 権利制限の一般規定導入を必要とする根拠について</p> <p>「本中間まとめ」14頁で掲げている権利制限の一般規定導入を必要とする根拠は、以下の4点です。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 個別権利制限規定の解釈論や改正等による解決には、今後一定の限界があり得ることが否定できないこと (2) 民法上の一般規定に解決を委ねるよりも、権利制限の一般規定を著作権法に導入する方が、規律の明確化を図ることができること (3) ある種の危険負担をしつつ著作物を利用することが余儀なくされている場合があること (4) 著作物の利用それ自体を躊躇せざるを得ない場合があること <p>以下、これらの点が理由があるかどうかについて意見を申し述べます。</p> <p>■2. 個別権利制限規定の解釈論及び改正等の限界について</p> <p>法改正の限界を画するものは憲法と条約であり、個別権利制限規定であろうと権利制限の一般規定であろうと異なるものではないと思われます。「本中間まとめ」でも「個別権利制限規定が常に厳格解釈され、それにより不合理な結論が現実が生じている実態にあるとは評価できないものと考えられる。」(5頁)としていますし、個別権利制限規定の改正に要する期間と裁判に要する期間との間に「目立った差は認められず」(6頁)としています。</p> <p>このような事実から、権利制限の一般規定によって、どうして個別権利制限規定の解釈論と法改正による解決の限界を超える解決が可能なのか理解できません。</p> <p>■3. 規律の明確化について</p> <p>権利制限の一般規定の導入は規律の明確化の要求から主張されたものではありません。規律の明確化を図るならば個別権利制限規定によるほうが優れています。また、「本中間まとめ」17頁で例示されている写り込みの問題は、対象が著作物に限られるものではなく、肖像権等も問題となりうるところです。それゆえ、著作権法による解決より民法の一般規定による解決のほうが適している面もあるように思われます。加えて、権利制限の一般規定によって規律を明確化するためには、権利制限が正当化される「特別な場合」や「公正な利用」とは何か等の一般的基準が明確化される必要があると思われしますが、「本中間まとめ」ではその点が明確化されていません。したがって、このまま権利制限の一般規定が導入されても規律の明確化は実現困難だと思われます。</p> <p>■4. 危険負担をしつつ著作物を利用することが余儀なくされていることについて</p> <p>権利制限の一般規定は個別権利制限規定より抽象的な要件によって権利制限規定を定めるものですので、危険負担の程度が必ずしも減少するものではありません。むしろ、権利制限の一般規定導入の主張はリスクを負担しつつ著作物を利用できるようになることを是として主張されているものです。「本中間まとめ」5頁でわが国の裁判実務について、「個別の事案に応じた妥当な解決が図られている実態が一定程度認められる」とする現状は、権利制限の一般規定を必要とする立法事実がないことを示しているのではないのでしょうか。5. 著作物の利用の躊躇の有無についてわが国の裁判実務では「個別の事案に応じた妥当な解決が図られている実態が一定程度認められる」(「本中間まとめ」5頁)のであり、このような裁判例があることは、必ずしも著作物の利用を躊躇しているとはいえないことを示すものと思われます。権利制限の一般規定は司法判断の蓄積によってその具体的内容を明らかにしていく趣旨で導入が求められているのですから、権利制限の一般規定を導入したとしても判例が蓄積するまでは著作物の利用の躊躇がなくなるとは思えません。</p>	社団法人日本映像ソフト協会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第3章 権利制限の一般規定を導入する必要性について
 2 権利制限の一般規定を導入することについての関係者の考え方
 3 権利制限の一般規定の導入を必要性を考える場合に検討すべき事項について
 4 まとめ

番号	項目	意見	個人／団体名
42	第3章2・3・4	<p>■5. 著作物の利用の躊躇の有無について わが国の裁判実務では「個別の事案に応じた妥当な解決が図られている実態が一定程度認められる」(「本中間まとめ」5頁)であり、このような裁判例があることは、必ずしも著作物の利用を躊躇しているとはいえないことを示すものと思われれます。権利制限の一般規定は司法判断の蓄積によってその具体的内容を明らかにしていく趣旨で導入が求められているのですから、権利制限の一般規定を導入したとしても判例が蓄積するまでは著作物の利用の躊躇がなくなると思えません。</p> <p>■6. スリーステップテストの第1ステップについて 条約上の権利制限規定の限界であるスリーステップテストに関し、「本中間まとめ」28頁では、「米国著作権法107条のフェアユース規定は、判例の蓄積があり、規定の適用範囲がある程度予測可能であるので、第1ステップに適合しないとはいえない」としています。 そうであるならば、権利制限の一般規定がスリーステップテストの第1ステップに適合するためには判例の蓄積によって規定の適用範囲が予測可能となることが必要であることとなります。そして、コモローとエクイティーの二元的法体系を探らないわが国の法制度の下では、判例の蓄積は個別の権利制限規定と一般法の解釈論によるしかありません。判例の蓄積を待たずスリーステップテストの第1ステップに適合する権利制限の一般規定を設けるのであれば、制定法によって明確化する必要があります。</p> <p>■7. 法社会学の専門家の意見について 法社会学の専門家の意見は、「権利制限の一般規定を導入する必要性が肯定されれば」(「本中間まとめ」113頁)との条件付きで権利制限の一般規定による権利制限を否定しなかつたにすぎませんから、このような見解に従うならば、「権利制限の一般規定を導入する必要性」を明らかにする必要があります。しかるに、「権利制限の一般規定を導入する必要性」に関して「本中間まとめ」の説明は不十分です。したがって、立法事実があるように思われませんので、権利制限の一般規定は導入すべきではないと考えます。</p> <p>■8. 憲法の専門家の意見について 憲法の専門家の意見は、「憲法21条と著作権、著作人格権とは衝突するものではないという考え方が一般的であると思われる。」(「本中間まとめ」付属資料3の25頁)とした上で、権利制限の一般規定導入は、表現の自由と著作権法による保護との衝突が問題となった場合に「違憲審査基準が緩和される。」メリットがあるとするものです(「本中間まとめ」付属資料3の26頁)。しかしながら、憲法の専門家が最初に指摘するように、表現の自由と著作権等の保護とは衝突するものではなく、著作権法の権利保護の合憲性が争点となった事例は無いと思われず、著作権法の規定の合憲性が厳格な基準で審査されるほうが表現の自由の憲法上の保護が手厚くなるのですから、何も不都合はないように思われず。 また、憲法の専門家は、憲法29条との関係についてパブリック・フォーラム論を参考に考えて「本来利用者に認められる著作物の利用を確認しているに過ぎないものと整理することができれば、補償は不要である。」(「本中間まとめ」付属資料3の26頁)として「本来利用者に認められている著作物の利用」を越えた場合、憲法29条3項に基づく損失補償請求の対象となるとしていますから、「本来利用者に認められている著作物の利用」とは何かを明らかにする必要があります。パブリック・フォーラム論は、憲法の人権規定を私人間に適用するための理論で、公衆が自由に立ち入ることのできる広場等では、私有地であっても公衆に表現の自由が認められるとする理論だと思えます。この理論が参考とされる場合は、公衆が自由に利用できる「パブリックな著作物」の保護と表現の自由が衝突したような場合であり、著作権者が著作権を管理している通常の著作物にはあてはまらないように思われます。「本中間まとめ」では、「本来利用者に認められている著作物の利用であること」についての記述はなく、立法事実があるように思われませんので、権利制限の一般規定</p> <p>■9. 権利制限の一般規定に関する検討を要する事項について 権利制限の一般規定導入は、平成20年3月の「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会報告書」において「権利者の利益を不当に害しないと認められる一定の範囲内で、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)を導入することが適当」としたのを承けたものです。したがって、「不当に」とは何か、「公正な利用」とは何かという点について明確にされる必要があります。しかるに、「本中間まとめ」ではこの点を包括的に明確化する基準が明かにされていません。その点からも権利制限の一般規定は導入すべきではないと考えます。</p>	
43	第3章2・3・4	<p>まず、権利制限の一般規定を導入することについて、本会は平成21年8月25日付で、関係7団体と連名で提出した『「権利制限の一般規定」に対する意見』でも述べている通り、制度改正をしなければならぬほどの重大な問題は発生しておらず、権利制限の一般規定の導入を検討する必要性はないという考えに変わりありません。 権利制限の一般規定の導入の必要性を考える場合に検討すべき事項について、4つの事項を検討されておりますが、それぞれについて以下のように考えます。</p> <p>(1)の権利者へ与える不利益については、権利者側の懸念する、権利制限の一般規定の解釈が曖昧なまま利用行為が先行することにより、権利保護の水準が実質的に低下するのではないかとという危惧に対し、個別権利制限規定であっても抽象的に要件が規定されているものもあり、必ずしも明確に規定されているとは限らないとしています。その上で、権利制限の一般規定の要件や趣旨を一定程度明確にすること等により、解消されうることも考えられるとしています。現行法制の緩和によって、権利保護の水準があたかも上昇するかのよう結論の導き方には、かなりの無理があるように受け取れます。</p> <p>(2)の権利制限の一般規定の導入による経済的効果については、小委員会の中でのヒアリングにおいて、米国の事例が紹介されましたが、そこでは経済的効果が産まれるか否かを確認できなかったにもかかわらず、突如に著作物の利用に関して一定の萎縮効果が働いている可能性があるとの仮説を持ち出し、何らかの効果が産まれる可能性それ自体は、完全に否定できないものと考えられるとの結論に至っており、まったく矛盾した結論と言わざるを得ません。</p> <p>(3)の法社会的見地からの検討、及び(4)の憲法学的見地からの検討においては、それぞれ1名の専門家からの意見を聞いたに過ぎません。であるにも関わらず、あたかもその分野での大勢意見のような結論付けをすることは、検証として不十分ではないでしょうか。また、ここでは両分野の専門家から、権利制限の一般規定の導入を肯定するかのようなまとめ方に至っていますが、仮に権利制限の一般規定を導入する必要性が肯定されるのであればなどの条件付の意見であって、必ずしも権利制限の一般規定の導入に積極的という姿勢ではないとの理解をしております。</p> <p>まとめの項においても、権利制限の一般規定の導入を前提としており、導入の意義に係わる説明でも、導入に積極的な意見にかなり偏った、強引な感が全体を通じてうかがえます。そもそも著作物等の利用にあたっては、権利者からの許諾を得ることが大原則です。たとえ権利者の利益を不当に害しない著作物の利用にせよ、その原則に反し、利用の萎縮効果の解消手段を一般規定の導入に求めることは、それによって生ずる諸問題等の検証が未だ十分にされていない現段階では、安易に結論を出すべきではないと考えます。</p>	社団法人日本音楽事業者協会
		<p>日本経団連では、2009年1月に公表した「デジタル化・ネットワーク化時代に対応する複線型著作権法制のあり方」の中で、現行著作権法制を基礎としつつ、複線型の著作権制度導入と実効的な権利保護のための環境整備を提言したところであるが、併せて、著作権法における権利制限の一般規定に関するその時点における考え方を示した。その後、6月の著作権法の一部改正、知的財産推進計画2009の公表、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会における検討等の動きを踏まえ、今後あらためて著作権部会において同規定につき議論を行った。その結果、権利制限の一般規定の必要性やその書きぶりについて、下記のように意見が分かれたことから、今後さらにヒアリング等を通じ権利者と利用者双方の視点からバランスのとれた検討が行われることを期待する。なお、著作権部会のメンバーは、いわゆるハードメーカー、コンテンツメーカー、放送通信関連等、著作権問題に利害を有する業種から幅広く選任されており、業種間のバランスに配慮した構成となっている。</p>	社団法人日本経済団体連合会知的財産委員会著作権部会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第3章 権利制限の一般規定を導入する必要性について

2 権利制限の一般規定を導入することについての関係者の考え方

3 権利制限の一般規定の導入を必要性を考える場合に検討すべき事項について

4 まとめ

番号	項目	意見	個人／団体名
44	第3章2・3・4	<p>■1. 権利制限の一般規定導入の必要性の有無 当初、「予想できない技術の進歩に備えるため」「新たなビジネスに萎縮効果を与えないようにするため」として権利制限の一般規定の導入に向けた議論がなされてきたが、昨今は、具体的な事例から出発してその要件を抽象化し、権利制限の一般規定導入の必要性の有無について検討するという方向に転換してきているとの認識を共有した。その上で、導入の必要性の有無につき議論したところ、見解は分かれた。</p> <p>(1) 導入する必要があるとする意見 ・昨年6月の著作権法改正によっていくつかの権利制限規定が手当てされたものの、なお、研究開発、技術の検証、特許庁審査の拒絶理由に対する引用文献の利用、ユーザーの利便性確保等の利用形態につき、実務上支障が生じている事例がある。 ・黙示的許諾や個別権利制限規定の解釈により対応可能との意見もあるが、近年の一般ユーザーの著作権意識や企業のコンプライアンス意識の高まり等に照らすと、形式的侵害行為や通常権利行使がなされないとされる行為等についてもそれを一般規定により明確化することは、萎縮効果を軽減し健全な著作物利用を促すという点で大きな意味がある。 ・導入にあたり立法事実が必要との指摘があるが、現時点で判明している必要性への対応のみでは不十分。むしろイノベーション推進や新たなビジネスモデルの誕生など、現時点では予測できない必要性に即応するためにこそ、権利制限の一般規定を導入すべきである。 ・個別権利制限規定の追加は、立法措置に時間がかかり、新規ビジネスのスピードに適時対応できないおそれがある。 ・特定の利用形態に権利制限の一般規定が適用されるか否かは、最終的には司法の判断に委ねられるものの、個別的権利制限規定のみの対応では一定の萎縮効果が働くことになるため、権利制限の一般規定を設けることで、企業の判断により積極的な新規ビジネスを展開できる可能性に道を開いておくべき。 ・「フェアユース」の概念は、いわゆる居直り侵害者の抗弁として利用される懸念と結び付けられやすいが、議論しているのはあくまでわが国の権利制限の一般規定のあり方であり、必ずしも米国型のフェアユースを念頭におく必要はないのではないかと。 ・法制問題小委員会で議論されているA～C程度ならば許容されるのではないかと。</p> <p>(2) 現時点では導入の必要性は無いとする意見 ・昨年6月の著作権法改正によって、権利制限の一般規定が必要な理由として挙げられていたもの（検索エンジンの国内設置等）の多くは手当てがなされた。それでもなお権利制限の一般規定の導入が必要であるとすれば、さらに改正を必要とする立法事実の存在やニーズを明らかにする必要がある。 ・法制問題小委員会の検討結果によれば、個別権利制限規定の改正に要する期間は、訴訟における審理期間と比して著しく時間がかかるものとは言えない。 ・特定の利用形態に権利制限の一般規定が適用されるか否かが問題となった場合、最終的には司法の判断に委ねられることから、法令遵守が求められる企業としては、積極的な新規のビジネス展開には依然として一定の萎縮効果が働くこととなり、導入にさほどの効果が見込めないのではないかと。 ・権利制限の一般規定は、従来の個別権利制限規定からの大きな原理的転換となるため、それを必要とするほどの具体的なニーズを明らかにした上で、社会全体としてのメリット・デメリットのバランスを見極める必要がある。 ・米国における実際のフェアユースの濫用状況についての実例から類推すると、いわゆる居直り侵害者により、権利者の負担が大きく増す蓋然性が高いことに留意すべきである。 ・法制問題小委員会で議論されているA～Cは、その範囲や構成要件、具体的事例への当てはめについて、各委員間で見解の相違がある部分も多く、このまま導入すれば、実務上大きな混乱が生じ、権利者に更なる負担を強いる可能性が高い。</p> <p>■2. 立法的解決の可能性～「範囲の広い個別権利制限規定」か「範囲の狭い一般的制限規定」か 導入の必要性の有無について見解が分かれたものの、権利制限の一般規定は、その性質上、対象範囲となるか否かが最終的に司法の判断によることもあり、導入を必要とする立場からも、ビジネス展開の予見性確保の観点から、抽象的・包括的な権利制限の一般規定である米国のフェアユース規定をそのまま導入することは適切ではなく、対象範囲ある程度限定した権利制限の一般規定でも必要性が満たされるのではないかと、との意見があった。 さらに、何らかの権利制限規定の導入の必要性が認められた場合、個別権利制限規定の枠組みを維持しつつ、権利制限の対象となる利用行為を従来の個別権利制限規定に比べてやや広めに規定することによって権利制限の一般規定導入で期待されるニーズを満たす可能性があるとの見解も示され、最終的にはいずれの場合であっても規定の「書きぶり」が重要となるとの見解で一致した。</p> <p>■3. 総括 昨年6月の著作権法の一部改正によって、いくつかの権利制限規定が導入され、一般的権利制限の必要性の根拠とされた課題のうち、立法手当てがなされたものもある。しかしながら、企業実務においては、さらに何らかの権利制限が必要と思われる利用形態が残っているという意見、また、今後の技術の進展等により新たに考慮すべき利用形態が生じる可能性があるとの意見がある。これらについて、従来どおり個別権利制限による手当てが妥当であるのか、あるいは新たに権利制限の一般規定を導入する必要があるのかについては、見解が分かれるところである。</p> <p>複線型著作権法制の導入により、現行の著作権法の仕組みでは応えきれない多様なニーズを満たし、適切な権利保護と著作物の利活用の促進を図ることを提言した当部会としては、権利保護と利活用促進のバランス、及び社会全体の福利・効用の観点から、現行の権利制限規定やビジネスの枠組みで満たされないニーズを見極めることが肝要であると考える。</p> <p>かかるニーズを満たすため、新たな権利制限規定を追加する必要があるとされた場合には、従来通り個別権利制限規定を追加するのか、あるいは新たに権利制限の一般規定を導入するのかについても、その対象とする利用形態によって、いずれの可能性もある。権利制限の一般規定を導入する場合には、同規定がその性質上、導入当初から対象範囲の外縁を明確にできるものではなく、個別の利用形態に関して権利制限の適用の有無を一義的に判断できるようになるためには判例の積み上げを待つしかないことを認識しておくことが求められる。また、企業活動という側面からは、法令遵守を重視する企業にとっては、権利制限の一般規定が導入されてもおお権利侵害のリスクが残ることから、同規定を根拠とする新規ビジネス展開に対して一定の萎縮効果が残ることは否定できない。そのため、この萎縮効果を低減する方策にも留意すべきであるとの意見や、個別権利制限規定であっても規定の解釈が利用者に委ねられている点では同様であり、一定の萎縮効果が生じている点で相違がないとの意見もあった。</p> <p>他方、権利侵害のリスクを侵そうとする者への対処を行い、判例の積み上げの役割を担う立場になることが予想される著作権者にとっては過大な負担が生じるおそれがあることにも配慮すべきである。一方で、権利者と利用者の双方が権利侵害ではないという共通認識がある行為について、いずれかの規定によって非侵害であると定められる法的担保を与えることには意義がある。つまるところ、これは権利制限規定における構成要件をどのように記述できるかという立法技術の問題に帰着する。</p> <p>すなわち、権利制限規定を追加導入するとしても、米国のフェアユースのような広範な射程を持つ抽象的・包括的な権利制限規定を導入するのではなく、一定の個別具体性のある構成要件とすることが妥当であると考えられるが、どのような書きぶりの権利制限規定が望ましいかは、想定されるニーズによって判断されるべきであろう。</p>	

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第3章 権利制限の一般規定を導入する必要性について
 2 権利制限の一般規定を導入することについての関係者の考え方
 3 権利制限の一般規定の導入を必要性を考える場合に検討すべき事項について
 4 まとめ

番号	項目	意見	個人／団体名
45	第3章2・3・4	<p>『権利制限の一般規定に関する中間まとめ』(以下「中間まとめ」という。)は、知的財産戦略本部が決定した『知的財産推進計画2009』などの内容を前提に、権利制限の一般規定を導入する必要性についての検討をした上、権利制限の一般規定を導入する意義を認めている。しかしながら、「中間まとめ」において、権利制限の一般規定を導入することが必要であるとする立法事実についての検証が不十分であり、何故に権利制限の一般規定を導入する意義が認められるのか、その理由も明確ではなく、説得力のないものとの印象を受ける。このような不明確であいまいな理由付けにより、権利制限の一般規定を導入することは、著作権法1条の目的にも反するものというほかない。とりわけ問題であると思われる点について、以下のとおり指摘しておく。</p> <p>■(一)「中間まとめ」では、権利制限の一般規定を導入する意義として、利用者側に著作物の利用に関して一定の萎縮効果が働いていることを前提として「著作権との関わりが万人にとって極めて日常的なものとなり、その一方では、市民社会の成熟化、グローバル化の進展に伴い、企業を始めとして法令遵守が強く求められている現代において、著作物の利用の円滑化を図る上で非常に重要な問題であり、かかる観点からも、著作権法の中に権利制限の一般規定を導入する意義は認められる」とする(「中間まとめ」14頁)。</p> <p>しかしながら、著作権が万人にとって日常的なものとなり、企業を始めとして法令遵守が強く求められているのであれば、そもそも著作物の利用に当たっては、権利者からの許諾を得て利用することを原則とすべきである。これに対し、「中間まとめ」では、著作物の利用に対する萎縮効果が存することを錦の御旗とし、著作物の利用の円滑化を図るために、権利者からの許諾を得ることなく、権利制限の一般規定を設けることが適切であると評価しているが、極めて短絡的な結論であるといえる。著作物の利用に関する原則を否定し、法令遵守が求められるという理由で、権利制限の一般規定を導入すべきというは余りにも乱暴な議論である。さらに、「中間まとめ」がその根拠とする萎縮効果というものが、具体的にどのような影響を及ぼしているのか、また、現代社会において、文化を創造する権利者の利益を犠牲にしてまで解消すべきものかどうかについては必ずしも明らかとはされておらず、今後も十分な検証が必要である。</p> <p>■(二)これまで権利制限の一般規定の導入を巡る議論の中には、情報通信技術を活用した新たな産業の創出という観点から、著作権法を技術進歩や新たなビジネスモデルに柔軟に対応する法制度とするため、権利制限の一般規定を導入すべきとの意見もあったところである(知的財産戦略本部デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会『デジタル・ネット試合における知財制度のあり方について』8頁以下参照)。</p> <p>そして、「中間まとめ」では、上記のとおり、「現代社会において、著作物の利用の円滑化を図る上で非常に重要な問題」として「権利制限の一般規定を導入する意義は認められる」としている(「中間まとめ」14頁)。</p> <p>これまで、権利者としては、権利制限の一般規定の導入を新たなビジネスモデルに挑戦するための法的環境整備として捉えることに反対してきた。とりわけ、ネットワークにおけるコンテンツの流通促進に名を借りて、ビジネスにおける著作権侵害の例外を拡大させるということは、著作権法1条の目的に背馳するものであり、そのような趣旨の権利制限の一般規定を導入することには断固として反対してきたところである。仮に、権利制限の一般規定を導入する意義を、権利者の利益を不当に害しない著作物の利用に対する萎縮効果を一定程度解消するという点に求めるとしても、そのことが一部の利用者が主張してきたビジネスにおける著作権侵害の例外を拡大させるものではないことを明確にすべきである。</p>	<p>社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権隣接権センター</p>
46	第3章2・3・4	<p>■第3章3(1) 権利者へ与える不利益について アイわゆる居直り侵害者が蔓延するという指摘 イ権利者側の権利行使に係る負担を増大させ、実質的な公平性を欠く結果になる可能性があるという指摘 ウ特に個人の著作権者に対して訴訟による事後的解決を求めることは、過大な負担を負わせるものであり、結果として権利者が泣き寝入りさせざるを得なくなるという指摘</p> <p>これらの危惧は「当然のことと考えられる」としておきながら、アの指摘については「米国においてもフェアユースの抗弁が主張される事案がとりわけ多いとはいえないこと等にかんがみると、権利制限の一般規定を導入することにより、いわゆる居直り侵害者が蔓延するとはいえないのではないかと」とし、居直り侵害者問題は一般規定の導入を妨げるものではないとしている。</p> <p>しかし、米国のフェアユースは、判決が多数積み重ねられてきた後で導入されたものである。すでに利用者側に「居直り利用は通じない」という常識ができていたと考えられる。また、米国には数十万ドル以上の罰金が請求される懲罰的な賠償制度が存在し、著作権法違反の居直り利用の抑止効果として働いている。これら日本と米国では諸事情がことなるのに、米国フェアユース導入時の状況を論拠としたこと自体が「居直り利用」の実態分析として正しくない。</p> <p>イトウの指摘についても、「フェアユース」を論拠に一時的にでもコンテンツを公開された時の被害は甚だしく大きなものとなり、裁判を経て権利確定するまでに、権利者はそのすべてを失ってしまう可能性が高い。重要なのは、居直り利用の件数ではなく、居直り利用を発生させないことである。</p> <p>さらにいえば、告訴や訴訟という手段を使う前に、権利者が不正利用コンテンツの削除申請を行おうとすると、一つひとつのサイトを指定して、個別に削除申請を行わなければならないなど、膨大な手間、コストがかかってしまう。コンピュータソフトウェア著作権協会が行っているインターネット上の不正コンテンツ削除申請だけで月間3000件超にのぼる。膨大な手間とコストを負担できない権利者が泣き寝入りさせざるを得ない状態はすでに生まれており、悪化の一途をたどっている。</p> <p>これらの権利者へ与える不利益は、「権利制限の一般規定の要件や趣旨を一定程度明確にすること等により、これらの危惧はある程度解消される」と考えるのは絶対に間違っている。</p> <p>■3(3) 法社会学見地からの検討について イ判例の蓄積がないまま、権利制限の一般規定を導入すれば混乱が生ずるのではないかと指摘</p> <p>アの指摘については、権利制限の一般規定を導入する必要性について、利用者、権利者の大きな意見の隔たりが認められることは重大な問題であり、導入の前提となる社会的混乱等が起きているのか十分な検討検証が必要であることはもちろん、導入後の混乱についても、権利者へ与える不利益を正当に評価すれば、「仮に権利制限の一般規定を導入する必要性が肯定されるのであれば、新制度導入当初の混乱は、ある程度やむを得ないものであり、導入当初のコストとして受け容れるべきである」という法社会学の専門家の意見は事の重大さを軽々しく考えすぎである。</p> <p>デジタル・ネット社会の著作物の利活用促進を前提として、すでに個別の権利制限規定は拡大しており、日本雑誌協会は一般規定の導入に反対の立場をとっている。例えば、今年から施行された改正著作権法47条2については、漫画等出版物について数量(ページ数)の規定を設けると、漫画家団体とともに強く主張したが、曖昧なままの規定ぶりになった。こうした新たな個別権利制限についても、法施行後、多面的な検証が行われているとは言いがたい。</p> <p>コンテンツ大国を標榜する日本においては、知の拡大再生産が担保されることが重要である。この議論は、文部科学省、経済産業省、総務省と作家、出版界、IT関係者等が参加したいわゆる「三省デジ懇」でも行われており、デジタルネットワーク社会の著作物の利活用は創造性の高い著作物を生みだせる環境を持続し、発展させていくことが何より大切になる。権利制限の一般規定を導入することが、知の拡大再生産につながるとは絶対に思えない。</p>	<p>社団法人日本雑誌協会</p>

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第3章 権利制限の一般規定を導入する必要性について

2 権利制限の一般規定を導入することについての関係者の考え方

3 権利制限の一般規定の導入を必要性を考える場合に検討すべき事項について

4 まとめ

番号	項目	意見	個人／団体名
47	第3章2・3・4	<p>権利者側の懸念に対しては、具体的根拠に乏しい反論を加える一方で、利用者側の意見や要望については、十分な検証を行わず、肯定的評価を与えている。権利制限の一般規定の導入ありきで、報告書がまとめられているとしか思えない。</p> <p>11～12頁には、「権利制限の一般規定の要件や趣旨を一定程度明確にすること等により、これらの危惧はある程度解消されることも考えられ」とあるが、それらが明確にできるようなものであるのであれば、個別権利制限規定の導入を検討すべきである。</p> <p>また、12頁「本小委員会が実施したヒアリング等の結果を踏まえると、現実問題として、利用者側に著作物の利用に関して一定の萎縮効果が働いている可能性があり、権利制限の一般規定を導入することにより、かかる萎縮効果が一定程度解消され、その結果、これを経済的効果と評価すべきか否かはともかく、何らかの効果が生まれる可能性それ自体は、完全には否定できない」とについては、具体的にどのような事例について萎縮効果が働いているのかを検証すべきであり、個別権利制限規定ではなく一般規定の導入が必要である理由と、一般規定を導入した場合に萎縮が一定程度解消される根拠を明示すべきである。</p> <p>12頁の(3)法社会学的見地からの検討「ア」の指摘に対する反論「訴訟を好まず、和解を好むという日本人の法意識論は、現在では必ずしも支配的な見解とはいえない」は、一研究者の見解にすぎず、具体的に国民の何割が和解を好まず訴訟を好むのかが明らかにされていない。また、13頁の(3)法社会学的見地からの検討「イ」の指摘に対する反論「新制度導入当初の混乱は、ある程度やむを得ないものであり、導入当初のコストとして受け容れるべきである」との見解も、判例の積み上げがなく、これからの積み上げがなされるか不明な状況で、なぜ混乱がやむを得ないのか、なぜコストとして受け入れなければならないのか、まったく理由が示されていない。米国以外の主要先進国が米国型フェアユース規定を採用していないこと、判例法の国である英国でさえも、目的を限定したフェアリーディング規定としていることをもって考慮すべきである。上記のような見解を根拠に、権利者・利用者の双方に生じるであろう混乱およびそのために必要な法的・経済的措置等について十分な検討を行うことなく、権利制限の一般規定の導入を前提にして13頁の「かかる見解を踏まえると、上記の各指摘を理由に権利制限の一般規定の導入の必要性自体を否定することは適当ではなく、むしろ、権利制限の一般規定の具体的な内容、規定振りを検討するに当たり、これらの指摘に十分留意することが重要であるものと考えられる」との結論を導くのは、拙速であると言わざるを得ない。</p> <p>14頁に、「個別権利制限規定の解釈論や個別権利制限規定の改正等による解決には、今後一定の限界があり得ることとは否定できず、また、民法上の一般規定に解決を委ねるよりも、著作権に特化した権利制限の一般規定を著作権法に導入する方が、現状よりも規律の明確化を図ることができる」と考えられる。かかる観点から、著作権法の中に権利制限の一般規定を導入する意義は認められる」とあるが、「なぜ個別権利制限規定の改正等による解決には、今後一定の限界があり得る」と権利制限の一般規定を著作権法に導入する方が、現状よりも規律の明確化を図ることができる」のかが理由が不明である。許諾や契約等による解決の可能性についても検討が必要である。</p> <p>14頁に「権利制限の一般規定の導入を望む利用者側からの意見が現実によく寄せられ、さらには一般規定により権利制限の対象とすべきとして、具体的な著作物の利用行為が多数寄せられたことやその内容にかんがみると権利制限の一般規定を置かない現行法の下において、例えば、権利者の利益を不当に害さず、社会通念上権利者も権利侵害を主張しないであろうと考えられる著作物の利用であっても、利用者側において権利侵害の可能性を認識し、ある種の危険負担をしつつ著作物を利用することが余儀なくされている場合や利用それ自体を躊躇せざるを得ない場合もあると考えられる」とあるが、どのような具体的事例において「利用者側において権利侵害の可能性を認識し、ある種の危険負担をしつつ著作物を利用することが余儀なくされている場合や利用それ自体を躊躇せざるを得ない場合」が生じているのか、なぜ許諾を得ることができないのか、なぜ個別権利制限規定では対応できないのか等の理由が示されるべきである。</p> <p>14～15頁には、「権利制限の一般規定の要件や趣旨をある程度明確にする」とあるが、明確にできるのであれば、個別権利制限規定の導入の要否を検討すべきである。権利制限の一般規定は、一度導入すれば後戻りできないものであり、慎重な上にも慎重な検討が必要である。「懸念がある程度解消される」程度では、不十分である。</p>	社団法人日本書籍出版協会
48	第3章2・3・4	<p>■立法事実、議論を尽くせ</p> <p>法制問題小委員会ワーキングチーム(WT)では、小委員会における議論のたたき台として、「権利制限の一般規定を導入する必要性と仮に導入するとした場合の検討課題」を議論し、報告書をまとめたはずである。この報告書の第1章第1節にも、「現実にはそのような(導入の必要性の有無につながる)問題点が生じているかについては、明確な結論を出すに至らなかったが、立法的な対応が必要であると判断するためには、権利制限の一般規定がないことにより、実際に社会的な混乱が生じている等の立法事実があるのかという点について、手順を踏んで十分に検討する必要がある」との意見で一致した」とある。</p> <p>また、WT報告書「おわりに」の「ア」では「権利制限の一般規定の導入の必要性については、関係団体等へのヒアリング結果によれば、権利制限の一般規定の導入について、積極意見と消極意見に分かれており、双方の意見を踏まえると、導入の検討に当たっては、法改正を必要とする立法事実をどこに求めるかが重要だと考えられる。」と言及している。ところが、第1回法制問題小委員会では冒頭から、「権利制限の一般規定を導入する必要性については、これはあるという前提で今後議論を進めていきたい」として議論が進められ、仮に導入する場合とした提案に沿ってのみ結論をまとめたように思われる。実際、複数の委員から議論の進捗が遅いとの指摘もあった。このように、一般規定を導入する場合の前提条件、すなわち社会的な必要性を十分に論じることなく、著作権法を大きく改正する方法には大きな疑問を感じる。権利者、利用者の意見の隔たりが大きな問題であることに鑑み、今後もあくまで「権利制限の一般規定」導入の要否を含めて議論されるべきであり、導入の前提となる社会的混乱等が本当に起きているのか、関係者に対し改めてヒアリングを実施し、意見を聴取するとともに、国民的な議論を深めるべきではないか。【同：2、272】</p> <p>■萎縮効果は残る</p> <p>また、一般規定導入が萎縮効果解消につながるかどうかには、疑問がある。</p> <p>法文化の異なる海外企業に利する面はあるかもしれないが、特に日本国内では、コンプライアンス意識が高い企業ほど、抑制的に行動する傾向が強い。権利制限規定の内容があいまいである限り、コンプライアンス意識が高い企業は、「疑わしきは使わない」「使つてよい」とは明示されていないから使わない」と判断するであろうと考えられるからだ。有力企業の関係者も「萎縮効果は萎縮効果のまま残る」と指摘している。</p> <p>■不正の抑制効果減殺の懸念</p> <p>判例の集積によって法規範が醸成され、過去の判例に基づいて公正で客観的な判断を行い得る土壌があるコモロ体系の国と異なり、日本で、あいまいな権利制限規定を導入すると、逆に無用の混乱が生ずる恐れもある。「著作物の通常の利用を妨げず、権利者の正当な利益を不当に害しない利用」に対する萎縮効果は解消されず、逆に、不正な利用、侵害行為に対する抑制効果が減殺されるという皮肉な結果をもたらしかねない。</p>	社団法人日本新聞協会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第3章 権利制限の一般規定を導入する必要性について

2 権利制限の一般規定を導入することについての関係者の考え方

3 権利制限の一般規定の導入を必要性を考える場合に検討すべき事項について

4 まとめ

番号	項目	意見	個人／団体名
		<p>■個別規定の迅速な導入こそ 本当に「著作物の通常の利用を妨げず、権利者の正当な利益を不当に害しない利用」に対する萎縮効果を減らすためならば、個別規定導入のスピードアップを図ることにより明確性を確保した方が、権利者・利用者双方にとって有益である。</p> <p>■権利侵害者の抗弁として乱用の恐れ さらに、権利侵害者の抗弁として乱用される恐れもある。 インターネット上などにおいて、音楽・映像・ゲームソフトなどの違法コンテンツや、新聞・書籍の記事などの無断転載が大きな問題になっているが、一般規定を導入した場合、権利侵害者の抗弁として使われることで、こうした動きに拍車がかかるのではないかと懸念されている。 あるコンテンツ・プロバイダーによると、同社のコンテンツの著作権を侵害する情報が、動画投稿サイト「ユーチューブ」だけで1か月に千数百件も新規掲載され、これに対して削除を求めて抗議すると、「これはフェアユースである」という異議申し立てが100件以上(すべて米国から)寄せられるという。しかも、同社がこれに対して差し止め命令を求めて提訴した旨を10営業日以内に「ユーチューブ」に通知しないと、違法コンテンツは復活してしまうことがある。一般規定を導入している米国では、法定損害や懲罰的賠償等のように侵害行為を抑制する法制度も採用されているが、そうした法制度が整備されていない日本において、一般規定を拙速に導入した場合には、侵害行為が更に拡大、蔓延する事態が憂慮されることである。 法制度として導入されていないにもかかわらず、日本の裁判において、被告側が抗弁として「フェアユース」を主張しているケースが現実にある。このように、現状でも「フェアユース」という主張が乱用されている実態に鑑みると、仮に一般規定が導入された場合、侵害者に抗弁として乱用される恐れも否定できない。</p>	
49	第3章2・3・4	<p>■権利制限の一般規定導入の必要性について、具体的かつ重大な立法事実が提示されていない ・中間まとめでは、権利制限の一般規定を導入する必要性について、今日の社会状況においてどのような場面で必要とされるのか、権利者の権利を一定程度犠牲にしてまでもその導入がなくてはならないのかといった立法事実に関し、具体的かつ重大な事実の提示がない。それにもかかわらず、「新たに権利制限の一般規定を設けることにより個別権利制限規定で定めていない著作物の利用であっても、権利者の利益を不当に害さない一定の範囲内で著作物の利用を認めることが適当である」との結論を導くのは早計ではないかと考える。</p> <p>■個別権利制限規定による対応可能性を十分に検討すべき ・個別権利制限規定等の解釈論や改正等による解決について、中間まとめ14ページでは、「インターネット等の情報ネットワーク産業分野を始めとする各種技術の更なる進展や著作物の利用者及び利用形態・利用環境・利用手段等の多様化、社会状況の変化等の諸事情にかんがみ、個別権利制限規定の解釈論や個別権利制限規定の改正等による解決には、今後一定の限界があり得ることは否定できず、…」とされている。しかし、「今後一定の限界があり得る」の具体的な根拠は不明確であり、個別権利制限規定の改正等による解決でカバーしきれないような事態に至っているのか、まだ深く議論されたとはいえないと考える。また、個別権利制限規定を改正することに要する時間と、個別の訴訟での解決に要する時間との比較においても、「権利制限の一般規定の必要性を導くことは必ずしも適当ではない」とされていることから、個別権利制限規定による対応可能性について、さらに十分な検討を行うべきである。</p> <p>■権利制限の一般規定導入によって権利侵害が拡大する懸念が払拭できない ・権利制限の一般規定を導入することにより、いわゆる居直り侵害者が蔓延するという指摘について、中間まとめ12ページでは、「著作権侵害訴訟においては、著作物性や類似性、依拠性等が争点となる事案が相当程度を占めること、米国においてもフェアユースの抗弁が主張される事案がとりわけ多いとはいえないこと等にかんがみると、権利制限の一般規定を導入することにより、いわゆる居直り侵害者が蔓延するまでとはいえないのではないか」としている。しかし、権利制限の一般規定がないことでの訴訟事案や、裁判例の蓄積がある米国の事例は根拠にはなりえず、権利制限の一般規定の拡大解釈等により、権利者にとって対応不可能な権利侵害が助長される懸念は拭えない。</p>	社団法人日本民間放送連盟
50	第3章2・3・4	<p>■(10頁について) 「権利制限の一般規定の導入に積極的な意見」ア、イで「萎縮効果」を問題点とした意見に賛同いたします。</p> <p>■(14頁について) まとめ第4段落「…権利制限の一般規定を置かない現行法の下…権利制限の一般規定を導入する意義は認められると考えられる。」との見解に賛同いたします。</p>	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会知的財産委員会法務・著作権小委員会
51	第3章2・3・4	<p>中間まとめは、関係者からのヒアリングの結果を、「利用者と権利者という立場の違いにより、権利制限の一般規定の導入の必要性に関して大きな意見の隔りがある」とまとめた上で、「権利者側の懸念は、権利制限の一般規定の解釈があいまいなまま利用行為が先行することにより、権利保護の水準が実質的に低下するのではないかと危惧するものであり、当然のこと」と指摘するが(11頁)、そのように結論づける根拠は全く不明確であり、むしろ利用者対権利者という対立構造を殊更に作りだしているのではないかと疑問を持たざるを得ない。 貴重なデジタル・コンテンツの多くが利用されずに死蔵されている(経済財政諮問会議平成19年第4回有識者議員提出資料)中、コンテンツの権利者の多くにとっては、ユーザーの目に触れる機会が増えること、その結果、還元がなされることこそが望ましいにもかかわらず、多くのコンテンツが、法制度の整備の遅れによって、「適法な流通経路を通じ」ユーザーの目に触れる機会を逃しているのは最早誰も否定できないところである。従って、その結果、コンテンツの権利者に還元がなされずに実質的な保護が図られていないという現実を直視すべきである。 「権利制限の一般規定を置かない現行法の下において、例えば、権利者の利益を不当に害さず、社会通念上権利者も権利侵害を主張しないであろうと考えられる著作物の利用であっても、利用者側において権利侵害の可能性を認識し、ある種の危険負担しつつ著作物を利用することが余儀なくされている場合や利用それ自体を躊躇せざるを得ない場合もある」(中間まとめ14頁)という状況を踏まえ、デジタル・コンテンツの流通を促進し、権利者と利用者が共にWin-Winとなるためには、どのような法制度が必要であるのかを今一度真摯に検討すべきである。</p> <p>著作権法30条以下の権利制限規定は従来相当厳格に解釈されてきたことから、例えば、著作権法の改正により、権利制限規定の末尾に「小さな」ないしは「狭い」権利制限の一般規定を導入するに留まった場合には、ある利用が「公正な利用」に該当するかどうかを裁判所が判断する際に、従来の解釈姿勢を踏襲して、厳格に解釈をしてしまうのではないかと危惧される。アメリカが「幅広い」権利制限の一般規定を定め、Google等の企業がこの権利制限の一般規定に基づいて、ユーザーに多大な便益を与える仕組み・サービスを提供し、その結果、インターネットの世界において、世界をリードする大企業となっている現状を踏まえ、より遅れてしまっている我が国としては、少なくともデジタル・コンテンツのインターネット上で流通のための利用に関しては、少なくとも米国と同等かそれ以上に「幅広い」権利制限の一般規定が必要不可欠である。 さらに、日本の著作権法上、著作権等の侵害は、民事上の損害賠償請求、差止請求の対象となるだけでなく、刑事罰の対象ともなっている。中間まとめ14頁が指摘する利用者側の過度の萎縮効果を防ぐためには、米国のデジタルミレニアム著作権法上のノーティス・アンド・テイクダウン制度のように、著作権の侵害が生じた場合に事後的に対処する法制度を整備することも必要不可欠であると考えられる。</p>	デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第3章 権利制限の一般規定を導入する必要性について
 2 権利制限の一般規定を導入することについての関係者の考え方
 3 権利制限の一般規定の導入を必要性を考える場合に検討すべき事項について
 4 まとめ

番号	項目	意見	個人／団体名
52	第3章2・3・4	<p>■中間報告では、「判例の蓄積がないまま、権利制限の一般規定を導入すれば混乱が生じるのではないかという指摘」があるとした上で、法社会学の専門家によれば「仮に一般制限規定を導入する必要性が肯定されるのであれば、新制度導入当初の今後は、ある程度やむを得ないものであり、導入当初のコストとして受け入れるべきであるとのことであった。」としている。</p> <p>しかし、一方で、結論としては「権利制限の一般規定の具体的な内容、規定振りを検討するに当たり、これらの指摘に十分留意することが重要である」としている。この点、判例の蓄積が無いまま一般規定を導入した当初は、判例の蓄積を待つ必要があることはある程度真実であるが、一方で、日本の裁判制度においては、民法における信義則や権利濫用などの一般法則や、借地借家法の解除における「正当な理由」など、極めて抽象的な規定も数多く存在しているところ、これらは裁判実務の運用では裁判官の判断によりそれなりの柔軟かつ安定的な運用がなされていると評価されているところである。また、専門家が正しく指摘するところ、導入初期のコストはある程度やむを得ないものである。そうであるとすれば、今回の中間報告において一般制限規定を「インターネット等の情報ネットワーク産業分野を始めとする各種技術のさらなる進展や著作物の利用者及び利用形態・利用環境・利用手段等の多様化、社会状況の変化等の諸事情にかんがみると、個別権利制限規定の解釈論や個別権利制限規定の改正等による解決には、今後一定の限界がある」ことを踏まえて導入される今回の一般制限規定は、これらの事象にそれなりに柔軟に対応できる余地を十分に有した規定ぶりとするべきであり、予測可能性がこれまでの個別制限規定に比べて低くなることについて必要以上に警戒し、一般制限規定の内容を詳細に規定しすぎて個別制限規定と本質的に異ならないような規定ぶりとなることは極力避けるべきであると思料する。</p> <p>■権利者が権利制限の一般規定に消極的という傾向があるとまとめているが、これは偏った調査に基づいて観察された傾向であると思料する。</p> <p>本中間まとめで扱っていない「権利者」は業界団体を形成している職業著作者・隣接権者などに偏っており、広く著作権者一般を扱っていないために、そのような中間的結論を得ているのではないかと。インターネットの普及と共に爆発的に増大しているアマチュアの創作者を含めた権利者一般の意見の傾向を考えた場合、中間まとめに記されているのは大きく異なる傾向が見出される可能性がある。インターネットを通じてブログ、写真や動画の共有、ウィキペディア（誰でもが執筆・編集に参加できるオンライン百科事典）の編集など様々な形で表現活動に関与している多くのインターネットユーザーは「権利者」だが、彼らの相当数は、現在の著作権法に照らして「形式的侵害」となる利用や、それ以外の様々な無断利用について必ずしも消極的意見を持っていないと思料する。</p> <p>それを示唆する資料として、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンが実施した日本版フェアユースに関するオンライン・アンケート調査がある。（報告書は、http://creativecommons.jp/public/fairuse/ccjp_fairuse_report.pdfで参照できる。要点は後述。）</p> <p>著作権法は文化の発展に寄与する事を目的としたものであり、職業権利者に限らず権利者一般の意向を広く考慮して設計・改正することが重要であり、それは中間まとめに盛り込まれている案よりもより権利制限の一般規定を拡大することを意味すると思料する。</p> <p>日本版フェアユースに関するアンケート調査で得た知見の要点は以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 著作権の制限規定について、個別の事例ごとに立法する場合と、より一般的・包括的な制限規定を導入する場合のどちらが望ましいかについて尋ねたところ、一般制限規定を支持する意見が61%を占め、個別制限規定を支持する意見(20%)の約3倍に上った。 2) 一般制限規定を導入した場合、クリエイターが事前に予想していなかったような形で自分の作品の利用がなされる機会が増える可能性があることを説明した上で、権利保護(権利者による許諾)を重視する著作権制度と、許諾を受けずに一定の自由な利用が可能になる著作権制度とではどちらが良いか尋ねたところ、後者を支持する意見が71%を占め、前者を支持する意見(15%)の約5倍に上った。 3) クリエイターは著作権の強力な保護を支持する傾向にあるのではないかと、この観点から、創作活動の頻度や、創作活動から得ている収入により、上記1)および2)で得られた結果に違いがあるかを分析したところ、有意な差は認められなかった。 4) 現行の著作権法上は違法とされる著作物の利用行為であっても、創作活動やコンテンツの利用にかかわっているクリエイターやユーザーの多くがフェアだと考えるものが複数存在することが明らかになった。 5) クリエイターは著作権の強力な保護を支持する傾向にあるのではないかと、この観点から、上記4)の回答について、創作活動の頻度と、各利用行為がフェアであると考えられる度合いの間に相関関係があるかを検討したが、相関関係は認められず、創作活動を通じて収入を得ている人と得ていない人の間でも、各利用行為をフェアであると考えられる度合いについて、ほとんど差が認められなかった。 6) 興味深いことに、創作活動から収入を得ているクリエイターの方が、収入を得ていないクリエイターに比べ、ポスターの写りこみ、マスコット・キャラのパロディ利用、社内利用の各シナリオにおいて、著作物利用をフェアだと考える傾向が若干強い傾向にあった。(5%水準で統計的に有意な差が認められた。) <p>ポスターの写りこみのシナリオは、以下のような設問の形をとった。</p> <p>シナリオ1:ポスターの写りこみ子供の誕生会の写真を撮影したら、リビングの壁にかかっていたポスターが写真の背景に写り込んでいたが、そのままブログで公開することは、フェアであると思うか。</p> <p>マスコット・キャラのパロディ利用のシナリオは、以下のような設問の形をとった。</p> <p>シナリオ3:マスコット・キャラのパロディある会社の批判をする人が、その会社のマスコット・キャラのパロディを作って、批判のために使うことは、フェアであると思うか。</p> <p>社内利用のシナリオは、以下のような設問の形をとった。</p> <p>シナリオ5:社内利用社内ミーティング用資料を作る人が、会社にある新聞や雑誌の記事をコピーしたり、翻訳したりすること。あるいは、同僚との連絡で、そのような資料をファックスやメールで送ることは、フェアであると思うか。</p> <p>なお、調査の回答者は、ネット上の様々なチャンネルで広められた調査協力の呼びかけに応じた912名のインターネットユーザーで、創作活動を一切していないと答えた者の割合は10%、創作活動から何らかの収入を得ている者の割合は33%であった。</p>	特定非営利活動法人クリエイティブ・コモンズ・ジャパン
53	第3章2・3・4	<p>中間とりまとめは、米国著作権法に関する調査報告書について、非常に消極的な態度をとっているが、WGの資料を見る限り調査報告に対する批判ばかりであり、具体的な調査等が皆無である。外国の調査を批判するばかりではなく、調査すべきことについては自ら調査されたい。</p>	特定非営利活動法人ソフトウェア技術者連盟

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第3章 権利制限の一般規定を導入する必要性について

2 権利制限の一般規定を導入することについての関係者の考え方

3 権利制限の一般規定の導入を必要性を考える場合に検討すべき事項について

4 まとめ

番号	項目	意見	個人／団体名
54	第3章2・3・4	「権利者の利益を不当に害さない一定の範囲内で著作物の利用を認めることが適当」(15ページ)との結論に賛同する。また、著作権法は、著作物の保護と利用をバランスよく規定することが法の目的に合致していることから、権利制限の一般規定の新設が「著作権法1条が規定する目的に合致するもの」としていることを評価したい。著作権法を形式的に適用すれば、あたりまえに行われる多くの行為が著作権侵害であると判断されうること、新規サービス創出にあたっての萎縮効果が生じ、イノベーションを阻害しうること等の問題が生じていることは、すでに平成21年9月18日付にて当委員会から提出した法制問題小委員会への意見にて述べたとおりである。特に、今後のデジタル化・ネットワーク化の進展による社会環境の変化、著作物の創作、利用、流通環境の変化はもはや避けようがなく、権利の保護と利用のバランスを図り、知財の創造サイクルを活性化させるために、権利制限の一般規定の導入は不可欠であると考え。したがって、導入の方向性が示されたことについては、評価をしたいと考える。なお、「各懸念については、権利制限の一般規定の要件や趣旨をある程度明確にするなど、我が国の現状や関係者の意見に配慮した制度設計をすることである程度解消される」とあるが、明確性の要件(第4章2(6))とのバランスを踏まえながらも、一般規定の導入の趣旨を没却することにつながらないよう、包括的で受け皿規定として機能しうる、ある程度の柔軟性を持たせた制度設計をお願いしたい。	日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会
55	第3章2・3・4	(意見1) 第3章4について 近時の急激な社会状況の変化、特に情報通信技術の発展等に伴う著作物の利用を取り巻く環境の変化や法令遵守等、著作物の利用者側に求められる社会的要請等の変化にかんがみ、著作権法の中に、従前の個別権利制限規定だけでなく、権利制限の一般規定を導入することが適当であるとした、中間まとめに賛成である。 また、次の3類型を権利制限の対象となる利用行為とすることについても異論はない。 A その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの(いわゆる「形式的権利侵害」) B 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの C 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを楽しむための利用とは評価されない利用 (意見の理由) 当連合会は、既に2008年11月18日付「著作権法における一般的包括的権利制限規定の新設に関する意見」(以下「当連合会意見書」という。)において、「著作権を取り巻く環境の激変、著作物の利用の著しい多様化に対応し、迅速かつ適切な法的処理を可能とするため、著作権法第二章第三節第五款「著作権の制限」中に、一般的包括的な権利制限規定を設けるべきである」という意見を提出している。 今回の中間まとめは、著作権法を取り巻く社会状況の変化・技術革新の認識等について当連合会意見書とほぼ同一であり、従前の個別権利制限規定の創設あるいは改正による対応の限界を認識し、個別権利制限規定に加えて、権利制限の一般規定の創設の必要性を認めたことは高く評価できる。	日本弁護士連合会
56	第3章2・3・4	1、基本的考え方【10頁—16頁】 BSAは、著作権の基本的な諸権利についての権利制限は、根拠のある必要性に基づくものであるべきで、かつ細心の注意を払って規定されるべきであるという基本的な考えを有しており、一般規定によって不確実性が増して、著作権者及び著作物の利用者の双方にとって弊害となることを避けるべきと考えています。その基本的立場は2009年にBSAが知的財産戦略本部へ提出した意見の抜粋(別紙1)をご参照ください。この基本的な考え方に基づき、権利制限の一般規定を導入する根拠のある必要性については未だ懐疑的です。仮に、導入されることになった場合であっても、本まとめ16頁にあるとおり、我が国で長い間にわたり個別権利制限規定によって一定の利用秩序を形成していることを十分考慮し、権利制限の一般規定が存在しないことにより支障が生じている利用行為を整理・分類したうえで、根拠のある必要性に基づき、国際条約との整合性を十分検討したうえで、権利者の利益を不当に害しない範囲で、具体的にどのような利用行為が権利制限の対象になるのか導き得るような規定とすべきと考えます。権利制限の一般規定の文言は、権利者及び利用者にとって、著作物を利用する特定の行為が権利制限規定の一般規定に服するのかどうか十分に予測可能となるよう、より精緻であるべきと考えます。特に、BSAは、C類型が非常に曖昧であって、その適用範囲が非常に不確実で予測不能であることに懸念を有しています。さらに、A・B・C類型について規定ぶりを検討する際、「その他これに準ずる行為」などの曖昧な基準を設けるべきではないと考えます。 別紙1 権利制限の一般規定BSAは、2009年度、日本版フェアユースの導入について議論がなされると考えております。まず、BSAは、根本的に日本法制度を改正することが必要であるとの十分な証拠が示されたとはいえません。著作権の基本的な諸権利についての権利制限は、根拠のある必要性に基づくものであるべきで、かつ細心の注意を払って規定されるべきです。BSAは、政府及び関連委員会が、この問題について公然かつ透明な議論を行い、フェアユースの導入に伴う弊害についても真摯に検討することを求めます。フェアユースはコンモンローに由来する考え方であって、特定の事実関係の下で、許諾を受けていない著作物の利用が認められるべきかどうかを判断するという大幅な裁量を裁判官に認めるものです。裁判所は、個別の事案ごとに、使用の性質、著作物の性質、著作物の使用された分量及び実質性、並びにその使用が市場又は著作物の価値に及ぼす影響等のファクターを検討して判断するのです。このことから、当然のこととして、フェアユース法理はかなり複雑なものです。裁判官が判断をするまでは、ある行為がフェアユースに該当するのかどうか、誰も確信をもつことができません。成文化されたフェアユースの要件を個別事例に適用するにあたっては、裁判官は膨大な判例の蓄積に指針を求めます。日本のような大陸法系の法制度に、フェアユースのようなコンモンローの概念を導入することは困難であり、問題があると考えます。依拠すべき何十年もの判決の積み重ねがない状況では、日本の裁判所はフェアユース規定を適用するにあたって信頼できる指針が乏しい状態に陥るでしょう。結局、フェアユースを日本の法制度に導入することは、これから先何年にも渡って不確実性が増すことになり、著作権者及び著作物の利用者の双方にとって損害となるのではないかと懸念しています。	ビジネスソフトウェアアライアンス

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第3章 権利制限の一般規定を導入する必要性について

2 権利制限の一般規定を導入することについての関係者の考え方

3 権利制限の一般規定の導入を必要性を考える場合に検討すべき事項について

4 まとめ

番号	項目	意見	個人／団体名
57	第3章2・3・4	<p>(第3章4(14頁)について)</p> <p>権利制限の一般規定を導入すべきとする結論には賛同するが、今回提示されたA～C類型は過度に限定的であるため、この案で議論を終えるのではなく、広く様々な些細な行為を包括的に権利制限し、個別規定の受け皿となりうる一般規定の導入に向けて、検討を続けるべきである。</p> <p>現行の著作権法下においては、日常生活においてあたり前に行われる多くの行為が著作権侵害に該当しうる、という問題がある。たとえば、企業において、ウェブページやドキュメントを、会議の場で確認するために短時間映写したり、画面ではみづらいために、一部プリントアウトしたりすることがある。また、厳密には「学校その他の教育機関」には該当しないものの、それに準じた、就学前教育等を担う機関や施設において、子どもたちが発表会で歌唱したり、著作物を元に新たな創作を行ったりすることがある。日常的に行われる、ほんの些細で権利者の利益を不当に害さず、市場の失敗が生じていることが明らかな行為を違法と位置付ける現行著作権法は、何が違法で何が合法なのかの線引きが不明確であり、かえって違法状態を容認するという結果を生じかねない。</p> <p>法制度のあり方を考える際、権利をないがしろにされないよう、何が違法行為に該当し、それを行ってはならないという行為規範を、特に青少年を中心に教えていくことは非常に重要である。軽微とはいえ、形式的に権利を侵害する行為を放置することになってしまう現行制度は、望ましくなく、著作権法が行為規範として機能しうるよう、権利制限の一般規定の導入を中心に、法制度のあり方を見直すべきであると考ええる。</p> <p>なお、今回のA～C類型に限らず、米国型フェアユースも含め、権利制限の一般規定は、過剰な萎縮効果が低減される結果、思いがけず訴えられるおそれをなくすというレベルの適用を想定している。広い範囲で著作物を自由に使えることになってビジネスチャンスが大きく広がるということまで期待されるべきものではなく、その意味で、著作権者にとって、大きな不利益が生じるという懸念は杞憂である。むしろ、創作活動を行う上では、先人のなした創作物の上にさらに創作を重ねていくことが多いのだから、著作権者にも資するところが大きいと考える。</p>	ヤフー株式会社
58	第3章2・3・4	<p>2～4節の議論の結論として、「インターネット等の情報ネットワーク産業分野を始めとする各種技術の更なる進展や著作物の利用者及び利用形態・利用環境・利用手段等の多様化、社会状況の変化等の諸事情にかんがみると、個別権利制限規定の解釈論や個別権利制限規定の改正等による解決には、今後一定の限界があり得ることは否定できず、(略)かかる観点から、著作権法の中に権利制限の一般規定を導入する意義は認められるものと考えられる」、及び「著作権との関わりが万人にとって極めて日常的なものとなり、その一方では、市民社会の成熟化、グローバル化の進展に伴い、企業を始めとして法令遵守が強く求められている現代社会において、著作物の利用の円滑化を図る上で非常に重要な問題であり、かかる観点からも、著作権法の中に権利制限の一般規定を導入する意義は認められるものと考えられる」とされておられ、文脈上、ここで「一般規定」との用語の意義は、①目的・利用態様、及び②要件、の双方が限定されない「日本版フェアユース規定」であることが分かる。</p> <p>このことを踏まえれば、「権利制限の一般規定の導入に消極的な立場から指摘される各懸念については、例えば権利制限の一般規定の要件や趣旨をある程度明確にするなど、我が国の現状や関係者の意見に配慮した制度設計をすることである程度解消されるものであると考えられる」との記載については、規定の趣旨については上記の被引用パラグラフで明確にされており、また規定の要件についても米国型フェアユースのような判断基準の例示程度を超えて実定規定を設けるとそもそも上記パラグラフに示された導入の意義を損なうものとなることから、具体的・実体的な規定を設けるべきではない。</p> <p>以上より、文章としての論理構成上、第3章における検討を以て、①目的、及び②要件、の双方が限定されない「日本版フェアユース規定」の導入の必要性は十分に検証されており、一方で第4章1節の検討内容及び結果については、それ自身が第3章の結論に矛盾する内容であるため採用することができない。</p>	個人01
59	第3章2・3・4	<p>本意見第3章3.(2)の経済的效果については、米国の調査報告書を否定することで、一般規定の導入の主張の根拠を『確認できない』としている。</p> <p>確かに、こうした調査報告書は、一定の目的を持って作成されることが多く、その調査方法、対象の絞り方等によって、様々なバイアスがかかることはいうまでもない。この調査報告書は、著作権の柔軟な利用による産業促進という視点を持つとも考えられ、その点で、客観性において問題があるとも言えよう。</p> <p>しかし、これまでこうした統計は一切存在せず、我が国では一般規定もないことから、同様な調査が不可能である。唯一、社会実態を示すものとして挙げられているものであって、その文言への批判はともかく、成長性について真剣に検討する価値はあるはずである。</p> <p>本意見は、ただ、文言の不正確さを指摘して、調査結果の意味や役割について検討することなく、切り捨てており、資料収集の視点において、大きく偏向しているという他ない。</p> <p>この点でいえば、我が国における一般規定の不導入の経済効果は明確に現れていることが指摘されていない。すなわち、我が国には一般規定がないことから検索エンジンおよび関連産業は成立しなかった。今日においては、その分野では致命的な遅れをもたらし、現在は米国依存が固定化しており、我が国の検索に関連する情報産業は再起不能ともいべき状況に陥っている。</p> <p>他方で米国等の一般規定を持つ国は、大きく検索産業が立ち上がり、莫大な利益をもたらし、経済的效果は計り知れない。</p> <p>仮に、1995年当時一般規定があったとして、Googleが生まれる3年前には活動を開始していた我が国自生の検索エンジンが、一般規定に守られて、大きく羽ばたいていたとすれば、現在のGoogle以上の巨大企業が生まれ、関連産業は極めて広範囲に生まれていたことを容易に推測することができるのである。ところが現実には、一般規定がないために、産業は一切成立せず、閉鎖された訳であり、こうした「マイナス効果」を厳密に計ることで、その経済効果が認められることになる。</p> <p>以上の点において、我が国における一般規定のもたらす経済効果の検討は、極めて不十分であり、かつ不正確であり、再検討の必要がある。</p> <p>また、本意見書第3章4「まとめ」では、それまでの議論を踏まえて、一般規定の必要性は肯定はできないが、「一方で」規律の明確化や萎縮効果等から、導入の「意義」が認められるとする。</p> <p>しかし、一般規定は、「ないよりはまし」、「制御できれば導入しても害はない」、という問題ではなく、およそ知財国家戦略の視点からその必要性を判断すべきである。</p> <p>現政権の事業仕分けにおいて、既存事業者であっても、無駄な事業を行っているものが徹底して排除され、解体されているが、その理は当然であって、著作権業界においても同様に『仕分け』され、イノベーター(創造的自己破壊)が行われなければならない。それを促進することが知財国家戦略なのである。この視点からは、一般規定の導入は、恩恵等というのではなく、国家の戦略上の最重要課題として、義務的に導入しなければならない改革の一つというべきである。</p> <p>こうした視点を抜きにして、バランス論と、恩恵の議論だけで、限定された一般規定論を論ずるのは、妥当ではない。</p>	個人03

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第3章 権利制限の一般規定を導入する必要性について

2 権利制限の一般規定を導入することについての関係者の考え方

3 権利制限の一般規定の導入を必要性を考える場合に検討すべき事項について

4 まとめ

番号	項目	意見	個人/団体名
60	第3章2・3・4	<p>フェアユース規定に賛成しているのが主に著作権を利用する側で、賛成しかねているのが主に著作権者であることからわかる通り、著作権者の「もの」(目には見えませんが)を勝手に使えるようにする、しかもその理由が、利用者のビジネスを振興させるためにフェアユースを導入する、とはまったくもって理解しかねます。</p> <p>一方のビジネス振興のためにもう一方のビジネスを制限するようなことが政府の方針として行われるのであれば、それによって被る経済的被害をきちんと保障する道筋をも並行して考えるべき。</p> <p>何かあったら訴訟で解決というアメリカと、日本を同様に考えること自体ナンセンス。「フェアユース」を大上段に構えてサービスを行っているGoogleが今や、全世界はおろか、国内でも騒ぎになっていることを考えると、フェアユースってなんなのか、と思わざるを得ない。</p> <p>利用者は自分の都合の良いようにしか考えない。日本が世界から「遅れている」と言われたいために何としても「フェアユース」を導入したいのであれば、言葉が独り歩きしないように、「公正な利用」について誰もが納得する線引きの必要があると思う。</p>	個人06
61	第3章2・3・4	<p>■第3章3(4)【13頁】 「この点、憲法学の専門家によれば、アの指摘については、権利制限の一般規定の導入は、著作権と表現の自由とのバランスを図るといふ観点から一定のメリットが認められる一方、具体的な規定の仕方等によっては、かえって表現の自由に対して萎縮効果を及ぼす可能性もあるとのことであった。権利制限の一般規定の導入の必要性および具体的な規定振り等を検討するに際しては、こうしたメリット、デメリットに十分留意をする必要があると考えられる。」について</p> <p>メリットは大きい。米最高裁は、1985年のHarper&Row事件および2003年のEldred事件で、フェアユースは自己の作品の使用をコントロールしようとする著作権者の利益と、後に続く著者や公衆の表現の自由との衝突を調整する安全弁であるとしており、表現の自由と著作権の調整の観点からの権利制限の一般規定導入の必要性は高い。</p> <p>■第3章4【14頁】 「これは、著作権との関わりが万人にとって極めて日常的なものとなり、その一方で、市民社会の成熟化、グローバル化の進展に伴い、企業を始めとして法令順守が強く求められている現代社会において、著作物の利用の円滑化を図る上で非常に重要な問題であり、かかる観点からも、著作権法の中に権利制限の一般規定を導入する意義は認められるものと考えられる。」について</p> <p>意義は大きい。 著作権との関わりが万人にとって極めて日常的なものとなった好例が、動画共有サイトである。動画共有サイトには違法投稿も多いが、米国デジタル・ミレニアム著作権法によれば、コンテンツ保有者が違法投稿を発見した場合、動画共有サイトに対してコンテンツの削除を要求できる。1歳の息子がPrinceのLet'sGoCrazyに合わせてダンスしている29秒間のビデオを母親がユーチューブにアップしたところ、Let'sGoCrazyの著作権を持つUniversalがユーチューブに削除要請した。要請を受けてユーチューブが動画を削除したため、母親はUniversalを訴えた。カリフォルニア北連邦地裁は母親の主張を認め、コンテンツ保有者はネット上のコンテンツの削除要請を送付する前に作品がフェアユースにあたるかどうかを考慮すべきであるとする判決を下した。フェアユース規定がないと、こうした雑音の多いBGMでも、削除要請があれば削除されてしまう。</p> <p>2007年、CBS、ディズニー、FOX、バイコムなどのメディア企業とマイクロソフト、マイスペースなど消費者生成コンテンツ(UserGeneratedContents)サービス提供者事業者は、協力して消費者生成コンテンツ原則を定めた。フィルタリング技術を用いた侵害コンテンツの削除、削除する際のフェアユースの尊重などの協力内容を盛り込んだ原則である。侵害コンテンツが後を絶たないため、コンテンツホルダーが削除要請を乱発する悪循環を断ち切るため、プロバイダーは技術的手段によって侵害コンテンツを削除する、コンテンツホルダーはフェアユースを尊重することで両者が協力する原則である。著作権との関わりが万人にとって日常的になったことにより、万人が著作権侵害をするリスクを負うことになるが、米国では業界団体や大学がフェアユース規定にもとづくガイドラインやベストプラクティスを作成し、こうしたリスクを軽減している。</p> <p>■第3章3(1)【12頁】 なお書き以下について</p> <p>下記の理由で意見に賛成。瞬時にアクセス数を急増できるネットは両刃の刃で、著作権を侵害した場合の損害賠償額もあつという間に膨らむリスクも伴う。漫画を無断でスキャンしてウェブサイトアップされた漫画家が、464.pというサイトを著作権(公衆送信権)侵害で訴えた事件の判決がそれを裏付けた。原告は使用料相当額の一部を損害賠償請求したが、裁判所は一部請求金額(2000万円強)の損害賠償を認めるとともに実際の損害は1億8000万円と判決に明示した[1]。居直り侵害は利用者にとってもこうしたリスクも伴うのである。 [1]東京地判平成19年9月13日判時1991号142頁。</p> <p>■第3章2【11頁】 「(権利制限の一般規定の導入に消極的な意見)エ権利制限を導入しなければならないほどの重大な問題は発生しておらず、権利制限の一般規定の導入を検討する必要はないとする意見」について</p> <p>意見に反対、問題は発生している。日本の国際競争力の衰退が問題視される中、ネットビジネスにおいて米国勢に日本市場まで制覇されてしまう、個人データが米国に流出してしまうなどの問題が発生している。</p> <p>①米国勢に日本市場まで制覇されてしまう問題 技術は米国と同時、場合によっては先行したにもかかわらず、権利制限の一般規定がないことに象徴される権利者寄りの法制度に阻まれて、米国勢に日本市場まで制覇されてしまった例は、検索サービス、音楽ネット配信、電子書籍など枚挙に暇がない。検索サービスについては09年の法改正で解消したが、米国勢はすでに90%のシェアを制覇済み。Winnerstakeall(勝者総取り)のネットビジネスでシェア回復が容易でないのは、日の丸検索エンジン開発のために経済産業省の情報大航海プロジェクトが、09年度までの3年間で150億円をつぎ込んだが、シェア回復のさざしすら見えない事実が裏付けている。</p> <p>②技術革新に支障をきたす問題 「中間まとめ」が個別権利制限規定の創設での対応をすすめているリバースエンジニアリング(以下、「RE」)については、09年改正の原案となった文化審議会法制問題小委員会が09年1月にとりまとめた報告書にも盛り込まれていたにもかかわらず、09年の改正でも見送られた。報告書はREを、「コンピューター・プログラムの『調査・解析』の意味を指す」と定義し、「相互運用性の確保」や「障害の発見等のプログラムの表現の確認」を目的とした権利制限を早期に措置する必要があるとした。後者にはセキュリティ確保のためのREも含まれている。セキュリティソフトの開発には保護対象のソフトを解析して、技術情報を得る必要があるため、著作権者の許諾を得ないでも解析できるようにするもの。報告書は97年から98にかけてもREについて検討された経緯があるとしている。米国ではREをフェアユースと認定する判例が90年代前半に確立した。このように権利制限の一般規定があれば、法改正に10年以上も費やさないで済むはずだし、逆に一般規定がないと、セキュリティ技術の開発でも遅れをとり、科学技術の発達も阻害しかねない。</p>	個人07

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第3章 権利制限の一般規定を導入する必要性について

2 権利制限の一般規定を導入することについての関係者の考え方

3 権利制限の一般規定の導入を必要性を考える場合に検討すべき事項について

4 まとめ

番号	項目	意見	個人／団体名
		<p>■第3章3(2)【12頁】 「…当該報告書のみを根拠に、権利制限の一般規定を導入することにより大きな経済的効果が生まれるか否かについては、確認することができないと考えられる。一方で、本小委員会が実施したヒアリング等の結果を踏まえると、現実問題として、利用者側に著作物の利用に関して一定の萎縮効果が働いている可能性があり、権利制限の一般規定を導入することにより、かかる萎縮効果が一定程度解消され、その結果、これを経済的効果と評価すべきか否かはともかく、何らかの効果が生まれる可能性それ自体は、完全には否定できないものと考えられる。」について</p> <p>何らかの効果は否定できないどころか、大いに期待できる。 米国コンピュータ&コミュニケーション産業協会は2010年4月に07年の数字をアップデートした。手法は07年の報告書を踏襲しているので、フェアユース産業を広くとらえすぎているそりしは免れないが、経年比較によりトレンドは把握できる。トレンドからフェアユース産業は米経済を牽引する機関車の役割を果たしていることが読み取れる(いずれも02→07年の増加率)。 ・売り上げ36%増 ・輸出41%増、07年だけでも12%増。インターネット・オンラインサービスを含む通商関連サービスの輸出は、800%増(9倍に) 報告書はフェアユースがインターネット経済の土台になっている例として検索サービスを挙げ、裁判所もこれをフェアユースと認めてきた点を指摘している。検索サービス最大手のグーグルの株価時価総額は日本一のトヨタ自動車を上回った。リーマンショックからいち早く立ち直ったのもこの業界で、グーグル、アマゾンは業績絶好調である。オバマ大統領は今年の一般教書で輸出を5年間で倍増すると公約。グーグル、アマゾンは売り上げの約半分を海外で稼ぐ。グーグルブックス和解に対する米国の議会、政府の規制の動きが盛り上がりがないのもグーグルが、この便利なサービスを世界に広めて外貨を稼いで欲しいとのしたたかな国家戦略が見え隠れする。</p> <p>■第3章3(3)【13頁】 「イ判例の蓄積がないまま、権利制限の一般規定を導入すれば混乱が生ずるのではないかという指摘 この点、法社会学の専門家によれば、アの指摘については、(途中略)、また、イの指摘については、仮に権利制限の一般規定を導入する必要性が肯定されるのであれば、新制度導入当初の混乱は、ある程度やむを得ないものであり、導入当初のコストとして受け容れるべきであるとのことであった。」について</p> <p>専門家の指摘に賛成する。 確かに米国は1976年の著作権法改正でそれまで1世紀以上にわたって蓄積された判例を条文化した。しかし、フェアユースという言葉は使わなかったが、実質的にフェアユースを初めて認めた1841年の判決で、Story裁判官は条文化された4要素のうちの3要素について言及している[1]。この判決はその後、多くの判例が引用している。つまり、135年間にわたる判例の蓄積が肉付けしたとはいえ、フェアユースの骨格は19世紀半ばの最初の判例ですでに出来上がっていたのである。専門家の指摘するのとおり、新制度導入当初の混乱も導入のコストとして受け入れるべきであるし、その混乱も導入時に骨格さえ決めればそれほど大きくはない。つまり、案ずるより生むが易いともいえるのである。より重要なのは、成文化後の展開である。条文化後のフェアユースをめぐる最初の最高裁判決となった1984年のSony判決は、「非営利使用」にはフェアユースの推定を与えた。その後、1991年のCampbell判決は「変容的使用(transformativeuse)」には営利的使用であってもフェアユースの推定を与えることとなった。Campbell判決はパロディについての判決だったが、リバース・エンジニアリングを認めたSega事件および次項の検索エンジンをめぐる判決でも変容的使用にフェアユースを認めた。1976年の立法当時には予想できなかったコンピュータ・プログラムやインターネットに関する事例に対して、フェアユース規定があったためにその解釈によって柔軟に対応できた。 [1]Folsomv.Marsh,9F.Cas.342(D.Mass.1841)(No.4901)。フェアユースという言葉を最初に使用した判決は、Lawrencev.Dana15FCas.26.58.61(D.Mass.1869)。</p>	
62	第3章2・3・4	<p>中間とりまとめは、米国著作権法に関する調査報告書について、非常に消極的な態度をとっているが、WGの資料を見る限り調査報告に対する批判ばかりであり、具体的な調査等が皆無である。外国の調査を批判するばかりではなく、調査すべきことについては自ら調査されたい。</p>	個人14
63	第3章2・3・4	<p>ラジオ局の番組ポッドキャストにおいて、音楽の短い引用や些細なBGMが利用できないことに非常に窮屈さを感じる。厳しいネット掲示板では歌詞の一部を書き「この曲を教えて」と質問することすら禁止している。過敏な規制はむしろ著作物の普及の妨げになりかねない。米国並みのフェアユースの導入を希望します。</p>	個人15
		<p>「第3章 権利制限の一般規定を導入する必要性について」の「4 まとめ」において、</p> <p>第2章でみたとおり、権利制限の一般規定を置かない現行法の下でも、裁判実務においては、個別権利制限規定の解釈上の工夫や民法の一般規定(権利の濫用(民法1条3項)等)の活用等により、各事案に応じた妥当な解決が一定程度図られているものと考えられ、また、必ずしも個別権利制限規定が常に厳格解釈され、それにより不合理な結論が導かれていると評価することはできません。さらに、個別権利制限規定の改正等による対応についても、同様の問題を個別の訴訟で解決する場合に要する期間と比較した場合、個別権利制限規定の改正等による対応に時間がかかるという点のみを主要な根拠として、権利制限の一般規定の必要性を導くことは、必ずしも適当ではないと考えられます。しかしながら、一方において、インターネット等の情報ネットワーク産業分野を始めとする各種技術の更なる進展や著作物の利用者及び利用形態・利用環境・利用手段等の多様化、社会状況の変化等の諸事情にかんがみると、個別権利制限規定の解釈論や個別権利制限規定の改正等による解決には、今後一定の限界があり得ることは否定できず、また、民法上の一般規定に解決を委ねるよりも、著作権に特化した権利制限の一般規定を著作権法に導入する方が、現状よりも規律の明確化を図ることができると考えられる。かかる観点から、著作権法の中に権利制限の一般規定を導入する意義は認められるものと考えられます。</p> <p>また、本小委員会が実施したヒアリングや本小委員会宛に提出された意見書等において、権利制限の一般規定の導入を望む利用者側からの意見が現実によく寄せられ、さらには一般規定により権利制限の対象とすべきとして、具体的な著作物の利用行為が多数寄せられたことやその内容にかんがみると、権利制限の一般規定を置かない現行法の下において、例えば、権利者の利益を不当に害せず、社会通念上権利者も権利侵害を主張しないであろうと考えられる著作物の利用であっても、利用者側において権利侵害の可能性を認識し、ある種の危険負担をしつつ著作物を利用することが余儀なくされている場合や利用それ自体を躊躇せざるを得ない場合もあると考えられる。これは、著作権との関わりが万人にとって極めて日常的なものとなり、その一方では、市民社会の成熟化、グローバル化の進展に伴い、企業を始めとして法令遵守が強く求められている現代社会において、著作物の利用の円滑化を図る上で非常に重要な問題であり、かかる観点からも、著作権法の中に権利制限の一般規定を導入する意義は認められるものと考えられます。</p>	個人16

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第3章 権利制限の一般規定を導入する必要性について

2 権利制限の一般規定を導入することについての関係者の考え方

3 権利制限の一般規定の導入を必要性を考える場合に検討すべき事項について

4 まとめ

番号	項目	意見	個人／団体名
64	第3章2・3・4	<p>さらに、権利制限の一般規定の導入に消極的な立場から指摘される各懸念については、例えば権利制限の一般規定の要件や趣旨をある程度明確にするなど、我が国の現状や関係者の意見に配慮した制度設計をすることである程度解消されうるものと考えられます。</p> <p>以上を踏まえ、導入にあたっては、次章にみとおり、検討すべき様々な課題があるものの、著作物の利用に関する社会通念に法律を適合させ、また、社会の急速な変化に適切に対応するためには、我が国の社会や法体系等を十分に踏まえ、著作権法の中に新たに権利制限の一般規定を設けることにより、個別権利制限規定で定めていない著作物の利用であっても、権利者の利益を不当に害さない一定の範囲内で著作物の利用を認めることが適当であり、このことは、著作権法1条が規定する目的に合致するものと考えられます。</p> <p>と一般フェアユース規定の導入について一応意義を認めていることまでは大きな突っ込みどころはありませんが、ここで、個別の権利制限規定の問題について、裁判における解釈論の問題のみを取り上げ、解釈以前の現行の個別の権利制限規定自体が非常に狭く使いにくいものとされているという問題が報告書中で無視されているのはわざとではないかと私は思います。(なお、これは言っても仕方ないところですが、概要(pdf)で「米国のフェアユース規定を導入している国は、台湾・イスラエル・フィリピン・スリランカ等に留まる」と書くなど、文化庁はやはり細かなところで印象操作を忘れていません。ダウンロード違法化の際のダウンロード違法化国はやはり5カ国程度だったが、その時は「留まる」などは書いていなかったと記憶しております。)</p> <p>その後の「第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について」では、対象類型について、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.いわゆる「形式的権利侵害行為」 2.いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利益を及ぼさないと考えられる利用 3.既存の個別権利制限規定の解釈による解決可能性がある利用 4.特定の利用目的を持つ利用 5.その他 <p>という分類を行った上で、特に、1.の「形式的権利侵害行為」について、</p> <p>A その著作物の利用を主たる目的とし、他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの(例えば、写真や映像の撮影に伴い、本来行為者が想定している被写体とは別に、軽微な程度ではあるものの、付随的に美術の著作物や音楽の著作物等が複製され、あるいは当該著作物が複製された写真や映像を公衆送信等するといった利用(いわゆる「写り込み」と呼ばれる利用))</p> <p>という類型を、2.の「著作権者に特段の不利益を及ぼすものではないと考えられる利用」について、</p> <p>B 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの(例えば(a)CDへの録音の許諾を得た場合におけるマスターテープ等中間過程での複製や、漫画のキャラクターの商品化を企画し、著作権者に許諾を得るに当たって必要となる企画書等における当該漫画の複製、(b)33条1項に基づく教科書への掲載に關し、初稿原稿等その他教科書作成過程での複製や、38条1項に基づく非営利無料の音楽演奏に際し、進行や会場設備の都合上、楽曲毎にCDを入れ換えて再生(演奏)することが困難な場合に、あらかじめ複数枚のCDから再生(演奏)する楽曲を演奏順に編集して一枚のCDに複製すること等)</p> <p>C 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用(例えば、映画や音楽の再生に関する技術の開発や、当該技術の検証のために必要な限度で映画や音楽の複製を行うといった場合)</p> <p>という類型をさらにあげ、これらの3つの類型のみが日本版フェアユースの対象となるとしているが、これはあまりにも狭いといつて良く、これではほとんど一般規定と言うに値しない権利制限規定がまた個別に作られるに過ぎません(ここまで狭くした上で、さらに社会通念上著作権者の利益を不当に害しない利用であることを追加の要件とする等の方策を講ずるとまでしています)。</p> <p>文化庁の報告書は例によって奇怪な議論の倒錯を起こしていますが、本来フェアユース規定の導入の話できちんと議論されるべきは、文化庁の整理では4.の「特定の利用目的を持つ利用」に入れられている、一般的な公益目的での利用やパロディ利用のほうです。(これらの利用について「特定の」という形容詞をつけているところなど、いつもの文化庁の手口です。)</p> <p>報告書では、この「特定の利用目的を持つ利用」に入れられている、「公益目的にかんがみ権利制限が求められていると考えられる利用」について、</p> <p>一般規定による権利制限が求められている著作物の利用行為には、「障害者福祉」や「教育」、「研究」、「資料保存」といった、目的の公益性に着目した著作物の利用類型が一定程度存在するものと考えられます。</p> <p>こうした著作物の利用行為については、権利制限の必要性のみならず、公益目的にかんがみ既に整備されている他の個別権利制限規定との関係も含め、利用の目的、利用行為の主体、対象著作物、制限の程度、利用の態様等の要件につき慎重に考慮する必要があります。したがって、これを一般規定による権利制限の対象と位置付けるべきではなく、権利制限の必要性について関係者間の合意が得られ次第、個別権利制限規定の改正又は創設により対応することが適当であると考えられます。</p> <p>と、同じく「パロディとしての利用」について、</p> <p>パロディとしての著作物の利用については、我が国では、そもそも「パロディ」とは何か(いかなるパロディを権利制限の対象とするのか)、現行法の解釈による許容性、表現の自由(憲法21条)や同一性保持権(20条1項)との関係等について、あまり議論が進んでいるとはいえ、検討すべき重要な論点が多く存在すると思われるので、その解決を権利制限の一般規定の解釈に委ねるのは必ずしも適当ではない。したがって、パロディとしての利用を検討する場合は、上記各論点を始めとした関係論点につき十分議論を尽くした上で、権利制限の必要性等を慎重に検討し、必要に応じて個別権利制限規定の改正又は創設により対応することが適当であると考えられます。</p> <p>と、一般的な公益目的での利用やパロディ利用については大した根拠もなく否定的に先送りする内容とされており、何故このような類型に対応する形で権利制限が求められているのかについて真剣な議論がなされた様子はありません。このような類型について個別の制限規定の改正又は創設による対応の可能性についてまで否定的なつもりは無いが、文化庁で権利者団体を中心とした検討が続く限り、本来公益あるいは表現の自由の観点から真っ先に許されるべきこのような利用について、なかなか入れられず、入ったとしても非常に狭く使えないものとされるという状況は続くと思えます。</p> <p>ABCという類型であげられている写り込みや付随的な利用についても確かに権利制限規定を設けるべき話だろうが(実務的に大きな変化はありませんが、法的安定性を高めるという点ではこれらの類型について権利制限を設けることも重要です)、これだけではまだ、文化庁と権利者団体が結託して、個別の権利制限すらなかなか入れようとせず、入れたとしても非常に狭く使えないものとするという現状から生じている問題を緩和するという意味では極めて不十分です(このレベルでも権利者団体がいつものように一般規定という字面だけからアレルギーのように反対を叫んでおります)。</p>	

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第3章 権利制限の一般規定を導入する必要性について

2 権利制限の一般規定を導入することについての関係者の考え方

3 権利制限の一般規定の導入を必要性を考える場合に検討すべき事項について

4 まとめ

番号	項目	意見	個人／団体名
65	第3章2・3・4	<p>「本中間まとめ」13頁記載の憲法学の専門家によれば「権利制限の一般規定の導入は、著作権と表現の自由とのバランスを図るという観点から一定のメリットが認められる」としていますが、「本中間まとめ」付属資料3の26頁では、「違憲審査基準が緩和されるというメリットがあると考えられる。」「憲法判断を要することなく事案の解決が可能になるというメリットも考えられる。」と記されています。</p> <p>これらの記述を総合すると、憲法学の専門家が指摘する権利制限の一般規定導入のメリットは、表現の自由と著作権との衝突が問題となり著作権法の規定が表現の自由を侵害するかどうか争われたときに、著作権の規定が合憲と判断されやすいということだと思われる。これをメリットというためには、これまでの著作権法に係わる憲法訴訟において、厳格な審査基準により著作権法の合憲性が審査されていること、厳格な審査基準で審査されたことによって著作権法の規制が違憲だとされたこと、違憲と判断されたことが妥当ではないと思われること、が必要だと思われる。しかしながら、厳格な審査基準で審査されて著作権法の規制の合憲性が否定された例を知りません。もしそのような例がないとすると、審査基準の緩和には何らメリットが無いように思われます。</p> <p>他方、憲法学の専門家の指摘するように、権利制限の一般規定導入は「かえって表現の自由に対して萎縮効果を及ぼす可能性もある」にもかかわらず、審査基準が緩和される結果、憲法訴訟による救済の道も険しくなることが考えられます。表現の自由は、一旦損なわれると政治過程で是正することが困難な脆弱な人権ですから、これを損なうことが無いように細心の注意を払うべきです。違憲審査基準の緩和にメリットがない以上、権利制限の一般規定導入には、表現の自由を萎縮させるデメリットが存するのみです。表現の自由は大切な人権ですから、権利制限の一般規定を導入することはお止めくださいますようお願いいたします。</p>	個人18
66	第3章2・3・4	<p>■中間まとめでは「権利制限の一般規定の導入による経済的効果について」が論じられている。この点についていえば、権利制限の一般規定を導入せず、必要に応じて個別の権利制限規定を制定するという方式には、大きな欠陥がある。</p> <p>第三者の著作物等を形式的に利用する新たな技術等を開発した企業において、その技術を公開し実施する前に、その技術の実施について個別の権利制限規定を制定してもらうということは現実的にはあり得ないということである。その技術を開発したのが大学生、大学院生等からなるベンチャー企業（Yahoo!やGoogle等）はもとよりである）の新たなアイデアを文化審議会の委員が吸い上げてこれを適法化するような個別立法を行ってもらえる可能性がないことはもちろんであるが、その技術を開発したのが一部上場企業であったとしても、いまだ開発されたばかりで未実施の技術について、文化審議会に働きかけてこれを適法化するような個別の権利制限規定の創設を答申してもらうのは非現実的である。</p> <p>その結果、その技術を開発したのは日本企業の方が先であったとしても、その技術を実装したビジネスに着手できるのは、フェアユース規定のある米国を基盤とする企業であり、その後そのサービスの米国での発展具合に鑑みて日本国内でもこれを適法化する個別の権利制限規定を設けたときには、その技術を実装した米国企業のビジネスがデファクトスタンダード化してしまい、日本企業は競争に敗れるという事態を招くのである。</p> <p>情報に関する新しい技術を用いた新規ビジネスは米国企業に全ててやるという対米従属的な考え方を持たない限りは、日本企業に競争上の重い足かせをはめる個別権利制限規定中心主義は即刻改めるべきなのである。</p> <p>■中間まとめでは、憲法学的見地からの検討がなされている。この観点から述べると、他人の著作物等を形式的に利用することになるが、当該著作物について現実的に想起しうる投下資本の回収可能性を害しない行為を、著作権法により禁止することは、文化の発展に寄与するという著作権法の制度趣旨との関係で過剰かつ不合理な規制であり、違憲の疑いを排除することはできない。</p> <p>例えば、多数説的な見解に従えば、企業の総務部が、自社に関してテレビニュース等がどのような報道をしているのかを確実にチェックするために、全てのニュース番組を録画して順次視聴するという行為は、企業活動の一環としての複製であって著作権法第30条第1項の適用を受けず、複製権侵害にあたるということになる。しかし、ニュース番組を放送時から程なくしてDVD等に収録して販売するという運用をテレビ局は行ってないし、全てのニュース番組を有料のオンデマンド配信するという運用も普及していないのであるから、企業の総務部が上記目的のために全てのニュース番組を録画したとしてもテレビ局の当該ニュース番組に関する投下資本の回収可能性を害しないことは明らかである。そのような行為まで禁止することの合理性があるように思われない。</p> <p>■中間まとめでは萎縮効果を及ぼす可能性に言及している。ただし、一般的な違法性阻却事由の文言が一義的でないことは刑法の正当業務行為の規定を見ても明らかであるが、このことは一般的な違法性阻却事由を設けるべきではないという理由にはならない。むしろ、一般的権利制限規定の条文の曖昧さもたらす萎縮効果を減少するためには、当該利用行為が一般的権利制限規定の適用を受けるものとするに足りる合理的な理由がある場合には故意を阻却する旨の特別規定を設け、少なくとも、相応の根拠をもって新しいビジネス展開をした事業者が刑事罰に処せられる危険が排除すべきであろう。</p>	個人19
67	第3章2・3・4	<p>「制度改正をしなければならないほどの重大な問題は発生しておらず」とあるが、事実ではない。事業内容や、リバースエンジニアリング等の研究内容が現行の一般規定内に存在しないため立ち上げを諦めた例や展開を国外に移した例等は存在しているし、表面化していない例も含めれば数倍に上るであろう。これらが国外に流れる事は我が国の国際競争力の衰退でもあるし、また国内のデータが国外で処理される事例が増えることによって、セキュリティや国際安全保障上の問題にも繋がりが得る。</p> <p>また、文中で言及されている「権利者」は、旧来型の、業務として著作物を扱い、そこから利益を得る商業権利者や権利者団体などに著しく偏っている印象を受ける。著作物の広範な流通がそういった業態でしか行えなかった時代には合致していたかもしれないが、今や携帯小説作者、動画投稿サイトや絵画投稿サイトにオリジナルのパフォーマンスや絵を投稿する人などなど、誰もが著作者となり誰もが著作物を流通させられる立場にある、一億総クリエイター時代となりつつある。その中にはクリエイティブ・コモンズのように自ら複製を歓迎するライセンスで自作を公開する者もいるし、また無断二次利用される事を光栄に感じる文化などもある。</p> <p>情報通信技術が更に発展するに連れ、これらの「小さな著作権者」達はさらに増える事はあっても減る事はない。彼等の声までを勘案にいれたとしたら、権利者側は一枚岩で一般規定に反対であると言えるかは疑わしい。本文では、これら多数の「小さな著作権者」達の意見や意図を無視し、旧来型の少数の既得権者のみしか権利者として認めていないのではないのか。</p>	個人20
68	第3章2・3・4	<p>■(第3章4【14頁】について)</p> <p>個別権利制限規定の改正等による対応について「権利制限の一般規定の導入の必要性を考えるに当たり、…個別権利制限規定の解釈論や個別権利制限規定の改正等による解決には、今後一定の限界があり得ることは否定できず、また、民法上の一般規定に解決を委ねるよりも、著作権に特化した権利制限の一般規定を著作権法に導入する方が、現状よりも規律の明確化を図ることができる」と考えられる。かかる観点から、著作権法の中に権利制限の一般規定を導入する意義は認められるものと考えられる。との点に賛成する。</p> <p>しかし、「中間まとめ」で示された、3類型の新たな権利制限対象を追加し、それ以外の問題は解釈論や個別規定で解決するという方法を採るのであれば、著作物の利用をとりまく環境変化に対応した、新たな個別権利制限規定の存在の有無が、現状においても、また将来にわたっても、非常に重要なものとなるといえる。</p> <p>そこで、「訴訟で解決する場合は判決までは利用が継続できるのに対し、立法で対応する場合には施行までは利用ができない」ことを鑑みれば、迅速な個別規定の定立の施策を検討すること無しには、技術革新や利用の多様化、社会環境の変化には対応できないこととなり、3類型の新たな権利制限対象の追加によって解決できるものではないから、個別権利制限規定の改正にかかる時間を短縮する為の施策や方針の検討が必要であると考える。</p>	個人21

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第3章 権利制限の一般規定を導入する必要性について

2 権利制限の一般規定を導入することについての関係者の考え方

3 権利制限の一般規定の導入を必要性を考える場合に検討すべき事項について

4 まとめ

番号	項目	意見	個人／団体名
		<p>■(第3章4【14頁】について)</p> <p>利用者の萎縮について</p> <p>「権利制限の一般規定を置かない現行法の下において、例えば、権利者の利益を不当に害さず、社会通念上権利者も権利侵害を主張しないであろうと考えられる著作物の利用であっても、利用者側において権利侵害の可能性を認識し、ある種の危険負担をしつつ著作物を利用することが余儀なくされている場合や利用それ自体を躊躇せざるを得ない場合もあると考えられる。」との指摘について賛成する。</p> <p>しかし、「中間まとめ」で示された、3類型の新たな権利制限対象を追加するという方法をとるのであれば、解消できる利用者の萎縮や危険負担は、新たに追加される特定の場合においてのみ解消されるに過ぎない。</p> <p>よって、著作物の多様な利用態様において利用の萎縮等の問題が存する可能性を鑑みれば、より広範な対象に対して手当てがなされるべきである。</p>	
69	第3章2・3・4	<p>第3章2【11頁】「権利制限の一般規定を導入することについての関係者の考え方」(権利制限の一般規定の導入に消極的な意見)</p> <p>エ 権利制限を導入しなければならないほどの重大な問題は発生しておらず、権利制限の一般規定の導入を検討する必要はないとする意見 について</p> <p>当該意見に反対である。ビジネス現場で問題は発生しており、日本の国際競争力低下につながっている。米国勢のみならず、アジア勢にも日本市場を制覇されたり、日本人の個人データが海外に流出する事態も招きかねない。</p>	個人22
70	第3章2・3・4	<p>権利制限の一般規定導入の必要性を考えるに当たり、検討を行ったとされる事項に、なぜ利用者目線からの検討がないのだろうか。</p>	個人23

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(1) 権利制限の一般規定により権利制限の対象とすることが求められた利用行為

番号	項目	意見	個人／団体名
71	第4章1(1)	利用類型について ワーキングチーム報告書で示された利用類型をそのまま踏襲しているが、条文の規定振りによっては、適用範囲や判断基準において明確性を欠く恐れが強いと考える。適用範囲や判断基準が明確に示されないのであれば、著作物の利用者による拡大解釈が行われやすくなり無用なトラブルの元となりがねない。 逆に、適用範囲や判断基準をより明確にするのであれば、個別制限規定として規定すれば済むことであると考え。ワーキングチーム報告書にある利用類型について、再度詳細な検討を行い、このような利用類型について、一般規定でなければならぬのか、それとも個別規定で措置できるのか、改めて法制問題小委員会において検討されることを望む。	一般社団法人 出版者著作権 管理機構
72	第4章1(1)	第4章1【16頁～17頁】、「1権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について」について。 大前提として、本中間まとめ【14頁】第21行～第24行に、「本小委員会で実施したヒアリングや本委員会宛に提出された意見書等において、権利制限の一般規定の導入を望む利用者側の意見が現実によく寄せられ、さらには一般規定により権利制限の対象とすべきとして、具体的な著作物の利用行為が多数寄せられたことやその内容をかんがみると」とあるが、結局、A類型に分類された「写り込み」の事例を除き、利用行為として本中間まとめに取り上げられるほど明確で具体的な事例は挙げられていない。そうであるならば、「写り込み」についての個別権利制限規定を設ければ事足りると考えられる。 なお、「写し込み」は、「写り込み」とは異なり、意識した著作物の利用であり、権利制限の対象とすることは適当ではない。	一般社団法人 日本レコード 協会
73	第4章1(1)	一般規定が必要な理由として、「技術の進展や社会状況の変化等に伴う個別権利制限規定による対応の限界、あるいは利用者側に現に著作物の利用に支障が生じていること」にあると説明されています。しかし、「利用の類型化」はどちらかという個別権利制限規定に近づくことを意味し、類型化が硬直的に運用されてしまうと、「技術の進展や社会状況の変化」に対応しようとの立法趣旨が損なわれかねません。したがって、ある程度の類型化は明確性の観点から評価できるとしても、類型化にある程度の柔軟性を持たせる等、一般規定の性格が失われないようにして頂きたいと考えます。	社団法人電子 情報技術産業 協会著作権専 門委員会
74	第4章1(1)	16頁に「前章でみたとおり、技術の進展や社会状況の変化等に伴う個別権利制限規定による対応の限界、あるいは利用者側に現に著作物の利用に支障が生じている」とあるが、「個別権利制限規定による対応の限界」である具体的証左や、許諾取得や契約や個別規定で対応できない「利用者側に現に著作物の利用に支障が生じている」具体的事例が不明である。	社団法人日本 書籍出版協会
75	第4章1(1)	3類型が「著作物利用における萎縮効果の解消」に役立つのか疑問 ・中間まとめは、権利制限の一般規定による権利制限の対象として、A～Cの3類型が示されているが、そのいずれの類型においても例示されている利用行為は極めて矮小なものであり、法制問題小委員会ヒアリングで出された100の具体的利用行為の大多数は、A～Cのいずれの類型に含まれるのか否か明らかではない。このため、権利制限の一般規定を導入する意義の1つとしている「著作物利用における萎縮効果の解消」に実際に役立つのか疑問である。【同：97, 113, 128, 156】	社団法人日本 民間放送連盟
76	第4章1(1)	中間まとめは、権利制限の一般規定により権利制限の対象とすることが求められる利用行為について、「権利制限の一般規定が存在しないことにより利用に支障が生じているとして本小委員会に対してヒアリング等で出された要望等を踏まえ、著作物の利用行為を整理、分類し、具体的にどのような利用行為を権利制限の対象にするのかをある程度想定した上で、権利制限の一般規定のあり方を考える」という手法を採っている。 確かに、法制度を検討するに当たって、実際になされた要望等として挙げてきた利用行為について権利制限の一般規定の対象とすべきかを検討することは、法制度の検討上必要かつ有益とは言えよう。しかしながら、デジタル化・ネット化が急激に進み、マウスイヤーと呼ばれる現在の状況からすると、現に利用に支障が生じていないとしても、将来支障が生じる虞は十分にあるというべきであって、現状を調査するだけでは、ただ後追いとなるばかりである。そのような状況において、個別の権利制限規定によるべきというのであれば、新たなイノベーションは阻害され、国外に逃げ出してしまう状況が続くだけであろう。 「今後のビジネス展開の円滑化が図られる…デジタル化・ネットワーク化時代に対応した著作権制度」を「通じ、世界をリードするコンテンツのデジタル化・ネットワーク化を促進する」(政府知的財産戦略本部が平成22年5月21日に決定した「知的財産推進計画2010」17頁)ためには、中間まとめで権利制限の一般規定の対象とされた利用形態に限らず、「幅広い」権利制限の一般規定を定めることが必要不可欠であるし、さらには、デジタル・コンテンツを対象とした特別法を制定することによって、その流通を促進すべきである。 中間まとめは、たとえば同一性保持権との関係で、「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ない変更を認めた20条2項4号が適用される場合がある」(中間まとめ26頁)とのみ指摘しているが、人格権を現状のままにするのであれば、コンテンツ利用者に対する萎縮効果は軽減されず、これらの権利制限の一般規定及び特別法の効用は画餅と帰する。我が国の現行著作権法の人格権は、世界一強いと言われているくらいであり、国際条約によって保護が求められているのと同様程度の制限にまで緩和すべきであるし、そのように制限しても権利者の保護として不十分ではないと考える。【同：236】	デジタル・コン 텐츠法有識 者フォーラム

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(1) 権利制限の一般規定により権利制限の対象とすることが求められた利用行為

番号	項目	意見	個人／団体名
77	第4章1(1)	<p>権利制限の一般規定についての検討方法については、これまでの検討方法では不足がある。個別の利用類型をとりあげて検討しているが、より一般的な観点からの検討も不可欠である。</p> <p>検討方法については以下のように説明がある。「現実の問題が生じており、立法的な対応が求められている領域を検証すべきであり、(中略) 具体的にどのような利用行為を権利制限の対象にするのかをある程度想定した上で、権利制限の一般規定のあり方を考えることが最も合理的で効率的な方法であると考えられる。」このような個別の類型ベースの方式では、中間まとめでも認識されている「技術の進展や社会状況の変化等に伴う個別権利制限規定による対応の限界」に十分な対応することができない。対応できるのは、現段階で「立法的な対応が求められ」た利用行為の諸類型に対してであって、将来的な技術の進展や社会状況の変化への対応が非常に弱いものになってしまう。</p> <p>そこで、こうした現在関係者間である程度コンセンサスを得ることが可能な類型の検討だけでなく、より一般的な権利制限規定の必要性を検討すべきである。その際には、特に次のような点についての検討が有効であると思われる。</p> <p>1) 著作権法の目的である「文化の発展に寄与」することに照らせば、著作物の著作者・著作権者や著作隣接権者の有する権利に対して、その潜在的な市場や市場価値を低下させない形で著作物を利用する行為については、原則として一般的な権利制限規定の対象とすることに高い意義があるのではないかと。</p> <p>2) 1)の中でも、特に変容的利用(米国において、いわゆるTransformative Useと言われる利用形態)である場合には、もとの著作物・著作隣接権の対象物と市場において競合しない上、文化の発展においてデッドコピーに比してより貢献の度合いが大きいものであるから、当該利用が利用者本人以外の者のニーズをも満たすような利用である場合は、これを原則として一般的権利制限規定の対象とすることに更に高い意義があるのではないかと。(この点、現在提案されている3類型は、いずれも、このような変容的利用をどこまで許容しているのかが明らかではない。一般権利制限規定の対象となる著作物の支分権を限定しないとの方針に照らせば、翻案行為を含む利用についても対象となるものと理解しているが、その旨を立法段階では明確にされることを期待する。)</p> <p>3) 権利者の利益を不当に損なう利用行為を問題とし、その不当性については原則として「損なわれる権利者の利益」と「当該利用行為によって達成される文化の発展への寄与」とを衡量する形で決定し、後者が前者を上回る場合にはそれを一般的な権利制限規定の対象とすることに意義があるのではないかと。</p> <p>4) 許諾の取得に必要な取引費用に着目した一般権利制限規定の導入を検討する意義があるのではないかと。許諾が必要な(権利制限の対象になっていない)利用行為には、許諾を得るための取引費用(権利者を特定し、権利者に連絡し、必要な全ての許諾を得るのにかかる時間、費用など)の負担を伴う。このコストは、利用者側の努力にとどまらず、権利者側の努力(権利者が誰であるか、どう連絡がとれるか、許諾条件や許諾料の概要などを利用者に対して周知し、利用申し込みに対応する努力)にも大きく左右される。権利者の中には、許諾料などの形で許諾から得られる経済的利益が権利者のコストを上回る場合には、このような努力をする経済的インセンティブが小さい故に、利用の許諾を与えることに非協力的になることがある。同様の事情が、利用を希望する側についても存在し、作品の利用を希望する者が利用行為を通じて直接・間接に金銭的な報酬、その他の経済的利益を得ることを見込んでいない場合には、許諾を得るためのコストを負担することをあきらめやすい。著作物の多種多様な利用が増加し、小規模利用の機会が増えている今日においては、このような権利者・利用希望者の経済的インセンティブの不足(またはコスト倒れの現象)は増加の一途をたどっており、かつ文化の発展に寄与する可能性を有しているにもかかわらず、これらの利用許諾・利用行為が断念されることは、「文化の発展に寄与」する著作権法の目的に照らしても極めて遺憾である。</p> <p>そこで、権利者側に取引コストを下げる経済的インセンティブが低い場合や、利用を希望する側に取引コストを負担する経済的インセンティブが低い場合、上記3)の衡量的アプローチを採用して、利用の正当性を判断することに意義があるのではないかと。</p> <p>5) 上記1)、2)、3)、4)に述べたような一般的な権利制限規定を設けないことによって、文化の発展に寄与する利用行為が萎縮する可能性があるが、それを正当化して、各種の利用行為を著作権侵害とすべき根拠、侵害の成立条件にはどのようなものがあるか。</p>	特定非営利活動法人クリエイティブ・コムズ・ジャパン
78	第4章1(1)	<p>中間とりまとめは、権利制限の一般規定を分類して検討されている。その上で形式的権利侵害行為と評価されるものにフェアユースの範囲を制限し、個別権利制限規定の解釈で解決可能性が有る利用の場合、特定の利用目的を持つ利用への対応や、パロディなどはフェアユースの対象から外すべきと思われる見解をのべているが、全く誤りである。そのような非常に限定的なフェアユースは、従前の権利制限規定の解釈のような硬直的な解釈を生じるだけであり無意味である。フェアユース規定は個別包括的一般的な規定を設け、利用目的等はそれの中の解釈にすぎないとするべきである。アメリカで集積された裁判例を指針とすれば不当な結論は生じない。</p>	特定非営利活動法人ソフトウェア技術者連盟
79	第4章1(1)	<p>今回提示されたAからCの類型は限定的な適用範囲しか見込めず、特に、企業活動を営むうえで不可避免的に生じる、著作権等の利益を不当に害さない極めて軽微な行為が、これらの類型によりすべてカバーされているわけではない。その意味で、権利制限の一般規定を導入する目的は部分的にしか達成されていないといえる。したがって、著作物の通常の利用を妨げず、著作権者等の正当な利益を不当に害しない範囲内で、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定という観点から、是非継続的な検討をお願いしたい。</p>	日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会
80	第4章1(1)	<p>当協議会は、平成21年4月24日付「権利制限の一般規定に関する提言」(以下、「提言」という)を公表した。この提言においては、権利制限の一般規定の導入目的として、形式的違法該当性解消のためというものと、ビジネスの萎縮効果を解消するためという二つの異なった種類のもので議論されているが、ビジネスの萎縮効果を解消するための導入論については、権利者の利益を不当に侵害するものであって、認められない旨の意見を述べている。</p> <p>中間まとめにおいては、ビジネスの萎縮効果を解消するための導入論を排斥している。この点については、当協議会の提言においても同趣旨であって、賛成である。</p> <p>なお、当協議会においては、中間まとめで挙げられたAからCまでの行為についても、権利制限の一般規定を創設するのではなく、個別権利制限規定を改正あるいは創設すれば足りるのではないかとという意見も未だある。これに対し、中間まとめにおいて言われているように、法令遵守が強く求められている現代社会においては、利用者が形式的には権利侵害の可能性の危惧を抱く行為を解消するために、個別権利制限規定ですべて対応されているとはいえない利用行為を権利制限の一般規定の対象とすることに一定の妥当性が認められるのではないかとという意見もあった。よって、これらを何らかの権利制限の一般規定を設けることにより解決する方策を選択するとしても、権利制限の一般規定の導入により、上記形式的権利侵害の可能性の解消以上にこれが拡大解釈され、権利者の利益が不当に侵害されることのないよう、立法化にあたっては権利制限の一般規定の要件を明確化する必要がある。その際には、ベルヌ条約第9条第(2)項、WIPO著作権条約第10条等に規定されている3ステップテスト(i 特別の場合、ii 著作物の通常に利用を妨げない、iii 著作権者の正当な利益を不当に害しない)の要件を実質的に充たすような規定が設けられるべきである。</p>	ネットワーク流通と著作権制度協議会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について
 (1) 権利制限の一般規定により権利制限の対象とすることが求められた利用行為

番号	項目	個人／団体名
	<p>意見</p> <p>2、プログラムの著作権による保護との関係について【16頁及び25頁】 BSAは、前記基本的考え方に加え、本まとめについて、著作権によるプログラムの保護との関係について意見を以下の通り述べます。結論としては、A、B、Cの類型には、プログラムの著作物は含まれないとの考え方を明記すべきと考えます。</p> <p>(1) A及びB類型について【17頁－19頁】 まず、AやBの類型の下で、プログラムの著作物について権利制限が必要となる利用行為の類型の要望は特になかったと認識しておりますし、貴会における議論や本まとめでも触れられておりません。また、BSAとしても、AやBの類型の下で、プログラムの著作物について権利制限が必要となる利用行為の類型は特になくとも考えるところです（仮に要望があったとすれば、それについて根拠に基づき必要性があるか十分な議論が今後必要です）。</p> <p>(2) C類型について【20頁－21頁、25頁、27頁】 次に、C類型についてですが、C類型でプログラムの著作物について権利制限が必要となる利用行為の類型として要望が出され、議論をされているのは、専らリバース・エンジニアリングに関連する利用行為です。リバース・エンジニアリングに関連する利用行為につき権利制限を行うのかについては、産業政策的な観点も踏まえ十分な検討を行うため、平成20年度、貴会において、関係団体に広くヒアリングを行って検討し、とりまとめを行ってきたところです。BSAは、別紙2（貴会へ提出した意見の抜粋）のとおり、より広い状況の下で逆コンパイルを認めて著作権の保護を減退させることは、不透明さを生じさせ、イノベーションを遅らせ、かつ競争を制限することにより、産業に損害を与えるものであると考え、また、開発者及び消費者には必要な情報を入手するための多くの方法があることを指摘して、権利制限には反対しておりますが、仮に権利制限規定を設ける場合であっても、EUの制定法及び米国裁判所の判例により、現在、逆コンパイルは、極めて狭い範囲でかつ具体的な制限が課せられる条件の下で相互運用性を達成するという唯一の目的のために認められていることや、EUソフトウェア指令が逆コンパイルが認められる場合について厳密に制限していることが参考に値することを述べてきております。このような幅広いヒアリングを下に権利保護のバランスを検討してきたことを捨象して、そのような十分な検討を今回経ないで、詳細な要件を盛り込まない曖昧なC類型でリバース・エンジニアリングについての権利制限を行うことは、前記のとおりソフトウェア産業に損害を与えるものであるとともに、本まとめ16頁にある利用行為を想定した上で規定を考えるとの基本アプローチにも矛盾するものと考えます（前記のとおり、BSAは、C類型が非常に曖昧であって、その適用範囲が非常に不確実で予測不能であることに懸念を有しています）。従って、BSAは、A・B・C類型いずれにもプログラムの著作物は含まれないことを明記した上で、リバース・エンジニアリングの個別権利制限規定の要件の詳細を詰めるべきと考えます。【同：162、243】</p> <p>(別紙2)ビジネスソフトウェアアライアンス(BSA)の意見 平成20年7月25日</p> <p>1. 始めに BSAは、貴委員会が、コンピュータ・プログラムの保護に関連して、新たな権利制限規定を認める著作権法の改正を検討中であること、具体的には、セキュリティ及び研究開発を目的とするコンピュータ・プログラムの逆コンパイルを行う際の複製及び翻案に対応するための権利制限規定を設けることを検討されていると理解しております。BSAは、そのような権利制限規定が不可欠との事情が生じていないこと、及び、却って、制限規定を設けることにより日本における新規ソフトウェア製品の開発及び普及を妨げるおそれがある、と考えます。</p> <p>2. 著作権保護の果たす役割及び保護のバランスの重要性 (1) EUの制定法及び米国裁判所の判例により、現在、逆コンパイルは、極めて狭い範囲でかつ具体的な制限が課せられる条件の下で、相互運用性を達成するという唯一の目的のために認められています。EU又は米国の法は、セキュリティ又は研究目的のために、特段に逆コンパイルを認めているわけではありません。 (2) ソフトウェアに対する著作権保護は、イノベーションを促す原動力であり、ソフトウェア産業の成功の要であり続けてきました。雇用、販売、生産高、成長、及び消費者に受け入れられたといういずれの点においても、ソフトウェア及びコンピュータ産業は、過去20年間に於いて大きな成長を遂げた産業の1つです。著作権保護という安定した体制の下で、産業が繁栄してきたことは議論の余地がありません。より広い状況の下で逆コンパイルを認めて著作権保護を減じるとは、不透明さを生じさせ、イノベーションを遅らせ、かつ競争を制限することにより、産業に損害を与えるものであると、我々は判断しています。我々は、そのような制定法上の変更によって、問題点を生じさせこそすれ、問題の解決にはならないと考えます。</p> <p>著作権保護に対する逆コンパイルの例外の問題は、日本を含め、1990年代初頭に、盛んに議論されました。現在のEU法及び米国法は、後述のとおり、極めて限定的な状況の下でのみ逆コンパイルの例外を認めています。15年以上前のこの時期に制定されたものでした。この間、ソフトウェア産業は、広範な逆コンパイルの例外を設けること無く、成長を遂げました。さらに、この間、著作権保護が、ソフトウェアのセキュリティ、研究及びその他に関する有益な解析に対して、障害となることはありませんでした。 端的に言えば、過去15年間、世界中で著作権改革のためのさまざまな努力が行われてきた一方で、逆コンパイルは、これらの議論の中で重要な問題ではありませんでした。我々は、その理由はシンプルなものと考えます。つまり、ソフトウェア開発者は、現行法のもとで革新的な新製品を開発しかつ生産することができ、我々の知る限りにおいて、保護範囲を狭めることを正当化するような問題点は、現行法には確認されておりません。</p> <p>現時点の法及び政策のバランスを変更する可能性がある提案が行われた場合、とりわけ、保護範囲を狭めることの提案がなされた場合、BSAは極めて慎重に対応しています。現在提示されている権利制限規定を必要とする具体的な問題について何らの証拠も提示されないため、我々は懐疑的になっています。</p> <p>以下、主要な2点です。 ・多くの場合、より高いセキュリティを得るためか、または研究を推進するためのいずれかのために、コンピュータ・プログラムを逆コンパイルすることは必要ではありません。 ・前記のとおり、米国法もEC法も、商業的な任意の逆コンパイルを認めていません。</p> <p>日本が、直近に著作権法に対する逆コンパイルの例外を検討したときの提案者の目標は、研究開発費の削減のための変革の推進にありました。提案者は、逆コンパイルによって、いわゆる「類似の技術に対する余剰投資」と言われるものが生じるのを回避することができるだろうと考えたからでした。提案者らは、新規ソフトウェアの創作費は高すぎると考えているようでした。複製費用の方がかなり安価なため、法的責任を生じることなく、ソフトウェアを複製しやすくなることを提案しました。日本において、1990年代初頭にこの議論は受け入れられませんでした。BSAは、貴委員会に対して、再度、これを受け入れないようお勧めします。</p>	<p>ビジネスソフトウェアアライアンス</p>

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について
 (1) 権利制限の一般規定により権利制限の対象とすることが求められた利用行為

番号	項目	意見	個人／団体名
81	第4章1(1)	<p>3. 権利制限規定の必要性がないこと (1)商業目的での逆コンパイル提案者の基本的な主張 逆コンパイルを認める提案者は、よく以下のように主張します。 1.コンピュータ・プログラムは、通常、「0」及び「1」の連続によるオブジェクト・コードにおいて、ユーザに配信されている。 2.オブジェクト・コードを、コンピュータは理解することができるが、人は理解することができない。 3.したがって、プログラムを理解しようとする者は、その理解に必要な情報を取得するためのリバース・エンジニアを行わなければならない。 4.リバース・エンジニアは、多数の解析形態によって構成されており、それを通じて、エンジニアは、オブジェクト・コードを、オリジナル・ソースコードに近い状況に変換することを試みている。 5.エンジニアに対して必要な情報の取得を可能にするリバース・エンジニアの唯一の形態は、逆アセンブリ又は逆コンパイルである。 6.逆コンパイルは、セキュリティを改善し、研究を増やすために認められるべきである。</p> <p>以下2つの問題を検討する必要が生じます。 ・ユーザ及び開発者が必要とする情報は、それをどうやって入手することができるか。 ・逆コンパイルは必要か。</p> <p>(2)情報入手手段 逆コンパイルは、情報入手のための多数の方法のうちの一つであり、以下のとおり、その他の方法があります。 1.開発者から、ライセンスに基づき情報を入手する。 2.マニュアル、公開された仕様書、及びその他の文書を調査する。 3.(プログラム所有者により提供される)コードを調査する。 4.プログラムの実行前、実行中又は実行後に、コンピュータのメモリ内容を調査する。 5.プログラムの実行・メッセージを調査し、特定のコマンドに対する反応を調査する。 6.テスト・プログラムを、調査対象のプログラムと共に実行する。 7.トレース解析：プログラムを一度にステップ実行し、CPU、入出力、及びその他のラインを追跡する。 8.プログラムと併せて使用されるハードウェアを調査する。</p> <p>著作権法は、コンピュータ・プログラム開発者に対して、1から8までの方法のような形態の製品解析による情報の入手を妨げているわけではありません。また、逆コンパイルの禁止によって、独立して新規著作物を創作することを妨げているわけでもありません。これは重要な点です。</p> <p>(3)第三者の権利侵害を行わずに情報を入手する手段 コンピュータ・プログラムに関する正確な情報を入手するための最も効率的な方法は、開発者に尋ねることです。開発者は、プログラム、そのメリット、デメリットを把握しています。開発者は、さらに、ユーザが「満足」し続け、かつ開発者の製品を購入し続けるために、情報の要請に対応することに強い関心を持っています。開発者は、「不具合(バグ)」を修理することに強い関心を持っています。意図されたとおり作動しないプログラムでは、顧客は不満を感じます。顧客が必要としている全ての情報を確実に提供するため、多くの開発者は、プログラムについて記述する多数の文書を公開しています。また、「デベロッパー・キット」は、通常、他のソフトウェア・デザイナーに対して、オリジナル製品と併せて作動する他のソフトウェアを開発することを奨励するために提供されています。次の質問は、競合製品を開発する意図を持つ者は、そのような製品の製作に必要な全ての情報を入手しているかどうかです。多くの場合、必要な全ての情報は、ライセンス、ドキュメンテーション、デベロッパー・キット、お客様からの問合せホットライン、テストその他の合法的なソース(情報源)を通じて入手されます。しかしながら、競合するソフトウェア開発者は、ソフトウェアが何をやるものかについての情報のみならず、コンピュータ・プログラムがどのようにして書かれた(表現された)かについての情報を欲しがります。この情報を入手するための合法的な方法があり、情報を要請する方法が最も明確です。前記のとおり、さまざまな状況下でプログラムをテストすることも可能です。</p> <p>もともと、情報を依頼した場合、対象のプログラムの権利者は、ライセンス契約を締結して支払いを要求したり、条件を課す場合もあります。したがって、情報入手のための合法的な方法のうちには、第2の開発者に対しては「不都合」である場合もあります。</p> <p>ECソフトウェア指令は、多くの場合に、プログラムに関する情報は、開発者から提供される可能性があることを認識しています。したがって、指令は、逆コンパイルが認められる場合について、厳密に制限しています。第2の開発者は、「必要な」情報を入手するために「不可欠」であり、かつ情報が「あらかじめ容易に利用可能でない」場合にのみ、逆コンパイルを行うことができます。³</p> <p>4. 欧米におけるソフトウェアの法的保護 (1)米国 米国法は、一般的に、商業的逆コンパイルを認めるものではありません。著作権法は、逆コンパイルに対する個別の例外規定を定めていません。したがって、米国においては、少数の裁判所がフェア・ユースの理論に基づき許容している場合を除き、逆コンパイルは、著作権者の独占的権利を侵害し、侵害行為にあたるものであると考えられています。逆コンパイルの特定の問題点について扱った有名な事案(Seга対Accolade事件⁴及びAtari対Nintendo事件⁵)が2例あります。いずれの事案もビデオゲーム・ソフトウェアに関わるものです。Atari事件は、連邦巡回区連邦控訴裁判所の判決であるため、著作権事件の審理をする地方裁判所において先例拘束性があると見なされる可能性はほとんどありません。さらに、関連する法的問題に対する裁判所の議論がほとんど存在しないため、他の裁判所が、本件の議論を説得力のある判例と考える可能性もほとんどありません。したがって、逆コンパイルを特に扱った重要な米国判例は、セガ事件に対する第9巡回区連邦控訴裁判所意見ということになります。セガ事件を取り扱った裁判所によって要約されるとおり、「逆コンパイルによって得られる、著作権によって保護されていないプログラムの要素に対するアクセスの唯一の手段を提供する」場合にのみ、逆コンパイルをフェア・ユースとして認めています。⁶逆コンパイルはセガ判決に基づき常に認められるものであるとする主張もありますが、そのような解釈は、裁判所意見によって支持されておらず、より一般的なフェア・ユースに関する、大多数の米国法とも整合するものではありません。</p>	

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について
 (1) 権利制限の一般規定により権利制限の対象とすることが求められた利用行為

番号	項目	意見	個人／団体名
		<p>セガ事案を取り扱った裁判所は、逆コンパイルが当該資料を入手するための唯一の手段でない場合には問題が生じるであろうこと、及び、そのような場合には、フェア・ユースにより侵害を免れるものにはならないであろうことに特段に言及しました。7 仮差止請求事件に対する抗告審であるため、要求している資料を入手するために逆コンパイルを行う代わりにアコレイド社が使用し得た別の手段についての事実に関する記録はほとんど存在しておりません。資料を入手するためのその他の手段が存在しないことは、セガのプログラムを逆コンパイルするためにアコレイド社にとって「必要」であったとする裁判所の判断の重要な基礎であるため、この点は、記録における重大な欠落でありました。</p> <p>裁判所は、フェア・ユースが存在しない場合には、逆コンパイルによって著作権が侵害されることを認めため、したがって、逆コンパイルを認める著作権の例外自体を支持する主張を拒絶しました。8 適切な状況の下では、フェア・ユースは、逆コンパイルを行う間に実施された中間的複製及び翻訳案に対する防禦となる可能性もあります。しかしながら、裁判所が、逆コンパイルは、オリジナル・プログラムから、アイデア及び保護されていない要素のみを使用することができるものであることを明確にしているため、セガ事件においてすら、被告の最終製品が、それ自体、原告の著作物と実質的に類似している場合には、フェア・ユースは、被告の最終製品を侵害責任から保護するものとはなりません。9</p> <p>(2) EC における逆コンパイル 1992年、EU は、コンピュータ・プログラム保護に関する加盟国の法を調和させる目的で、ソフトウェア指令を採択しました。指令は、コンピュータ・プログラムは著作権により保護される言語の著作物であることを確認し、また、独創性についての基準などの論点について、共同体の法律をハーモナイズしました。指令は、さらに、保護範囲に關して一般的に適用される著作権に関する原則は、詳細な例外事項を要することなく、コンピュータ・プログラムに対しても適用されることを確認しました。また、逆コンパイル問題に対する詳細なアプローチを要請する諸団体を調整するための妥協案として、共同体は、著作権保護についての極めて狭い範囲の例外を採択しました。</p> <p>指令第 6(1)条においては、「独自に創作されるコンピュータ・プログラムと、他のコンピュータ・プログラムとの相互運用性を達成するために必要な情報を入手するために不可欠である」場合にのみ、無許諾での逆コンパイルを認めています。もともと、いくつもの条件が課されており、逆コンパイルによって得られる情報は、「あらかじめ容易に利用可能でないもの」であり、逆コンパイルという行為は、「相互運用性を達成するために必要」なオリジナル・プログラムの一部についてのみ行うことに制限されています。さらに、第6(2)条は、第6(1)条に基づき取得された情報は、独自に創作されるプログラムの相互運用性を達成すること以外の目的のために使用することはできないこと、また、相互運用性のために必要である場合を除き第三者に付与することはできないこと、及び実質的に類似するプログラムを開発するため又は、著作権を侵害するその他の行為のために使用することはできないことを要求しています。</p> <p>これらの詳細な前提条件に加え、権利者の正当な利益を不当に害せず、また、コンピュータ・プログラムの通常の利用を妨げないことを要請しているベルヌ条約に違反する場合には認められないとする、明示的な条件を充足している場合にのみ、逆コンパイルを認めています。</p> <p>逆コンパイルに関する限られた米国内判決を米国内著作権法全体という文脈において解釈しなければならないのと同様に、EC 法の例外も、指令全体の文脈において検討されなければなりません。EC 諸国は、コンピュータ・プログラムに対する著作権を、その他の言語による著作物に対する保護と同レベルに適切に調整しました。指令は、一般的な著作権に関する原則は、その他の著作物に対するのと同様に、コンピュータ・プログラムに対しても適用されることを確認しています。指令は、さらに、コンピュータ・プログラムに対して、その他の著作物に比べてより高い独創性基準を適用した EC 諸国の裁判所の誤りを訂正しています。</p> <p>5. 結論 BSAは、現行の日本法が柔軟性に富むものであり、必要な範囲の調査及び解析自体を妨げるものではないと考えます。しかしながら、コンピュータ・プログラムを調査するために用いられている方法は、著作権の基本的な考え方を尊重すべきです。著作者の許可なく商業目的で著作物を複製、翻案、又は翻訳することは、侵害にあたります。これらの複製物や翻案物が中間的なものであるか、最終製品であるかは問いません。</p> <p>もし、逆コンパイルの権利制限規定がどうしても必要であるとの事情があり、そのように判断された場合でも、我々は、逆コンパイルは、相互運用性の目的上の、EUのアプローチと整合する極めて狭い範囲の例外であるべきであると考えます。EU法は、公正かつ有効な法にとって不可欠であると我々が考える重要な制限を設けています。それによって、逆コンパイルは、必要な情報がその他の方法においては入手することができず、相互運用性の達成という限定された目的でのみ行われる例外的な状況でのみ認められることとなります。</p> <p>※注釈 *2. ビジネスソフトウェアアライアンス (BSA) は、世界80カ所以上の国や地域でビジネスソフトウェア業界の継続的な成長と、安全で信頼できるデジタル社会の実現を目指して、政策提言・教育啓発・権利保護支援などの活動を展開している非営利団体です。BSAは急成長を遂げるビジネスソフトウェア業界をリードする企業で構成されています。1988年の米国での設立以来、常に政府や国際市場に先駆け、世界のビジネスソフトウェア業界とそのハードウェア・パートナーの声を代表する組織として活動をつづけ、教育啓発、および著作権保護、サイバーセキュリティ、貿易、電子商取引を促進する政策的イニシアチブを通して技術革新の促進に努めています。BSAのメンバーにはアドビシステムズ、アジレント・テクノロジー、アルティウム、アップル、オートデスク、アビッドテクノロジー、ベントレー・システムズ、ボーランド、CA、ケイデンス・デザイン・システムズ、シスコシステムズ、CNC Software / Mastercam、コーレル、サイバーリンク、デル、EMC、Frontline PCB Solutions - AnOrbotech、Valor Company、HP、インテル、マカフィー、マイクロソフト、Mindjet、Minitab、Monotype Imaging、PTC、クオーク、Quest Software、SAP、SAS インステイチュート、シーメンス、PLMソフトウェア、ソリッドワークス、SPSS、サイバース、シマンテック、シノプシス、テクラ、The MathWorks およびトレンドマイクロが加盟し活動を行っています。詳しくは、BSA日本ウェブサイト www.bsa.or.jp または、BSA米国本部ウェブサイト www.bsa.org/usa/ (英語) をご覧ください。</p> <p>*3. ECソフトウェア指令第6条 1. 第4条(a)及び(b)の範囲内における、コードの複製及びその形式の翻訳が、独自に創作されるコンピュータ・プログラムと、他のプログラムとの相互運用性を達成するために必要な情報を入手するために不可欠である場合には、権利者の許諾は必要とされない。ただし、以下各号を充足していることを条件とする。 (a) これらの行為は、ライセンス又はプログラムの複製物を使用する権利を有する者、又は、それらの者に代わって権限を付与された者によって行使されること。 (b) 相互運用性を達成するために必要な情報が、(a)号に掲げる者にあらかじめ利用可能でないこと。 (c) これらの行為は、相互運用性を達成するために必要なオリジナル・プログラムの一部の範囲内に限られること。 2. 前項の規定は、その適用によって得られる情報を、次のように利用することを許可するものではない。 (a) 独自に創作されたコンピュータ・プログラムの相互運用性を達成するため以外の目的のために使用すること。 (b) 独自に創作されたコンピュータ・プログラムの相互運用性に必要の場合以外に、他の者に提供すること。 (c) 実質的に表現が類似しているコンピュータ・プログラムの開発、製作若しくは販売のために、又は、著作権を侵害するその他の行為のために使用すること。 3. 言語及び美術の著作物の保護に関するベルヌ条約の規定にしたがって、本条の規定は、権利者の正当な利益を不当に害するか、または、コンピュータ・プログラムの通常の利用を妨げる方法で使用されることを認めるように解釈することはできない。</p> <p>*4. Sega Enterprises Ltd. 対 Accoalco, Inc. 977 F.2d 1510 (1992年 第9巡回区連邦控訴裁判所) *5. Atari Games Corp. 対 Nintendo, Inc. 975 F.2d 832 (1992年 連邦巡回区連邦控訴裁判所) *6. 977 F.2d 1518頁。1520頁、前掲も参照(プログラムの保護されていない部分に(中略)アクセスするための唯一の手段は、我々にとっては逆アセンブリであった。)。) *7. 1520頁、前掲。 *8. これらには、アイデア・表現の二分法(17 U.S.C. § 102(b))、及びプログラムの複製物の所有者に対する限定された属人的な免責(17 U.S.C. § 117)に基づく主張も含まれた。 *9. 1527頁から28頁、前掲。</p>	

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について
 (1) 権利制限の一般規定により権利制限の対象とすることが求められた利用行為

番号	項目	意見	個人／団体名
82	第4章1(1)	<p>((第4章1(1)(16頁)について) 要望等で出された著作物の利用行為を整理、分類した上で、権利制限の一般規定のあり方を考えるアプローチは、合理的かもしれないが、導入理由に照らして、そもそもどのような一般規定であるべきか、という点もあわせて検討すべきであったと考える。 また、権利制限の一般規定の対象とする利用行為は広く国民全体にかかわるものであるが、今回の検討においては広い範囲で意見を聴取したとはいえないため、利用行為のすべてが検討の対象となったわけではなく、継続的な検討が必要であると考え。対象とすべき利用行為は多岐、多分野にわたっており、また、あまりにも些細で利用者の意識にも上ってこないものもあり、意見が組織化されにくい側面があることに留意すべきである。また、将来生じうる利用行為も規定の対象としていく必要があり、単に声が上がってきたもののみを整理するというやり方では不十分である。</p>	個人／団体名 ヤフー株式会社
83	第4章1(1)	<p>中間とりまとめは、権利制限の一般規定を分類して検討されている。その上で形式的権利侵害行為と評価されるものにフェアユースの範囲を制限し、個別権利制限規定の解釈で解決可能性が有る利用の場合、特定の利用目的を持つ利用への対応や、パロディなどはフェアユースの対象から外すべきと思われる見解をのべているが、全く誤りである。そのような非常に限定的なフェアユースは、従前の権利制限規定の解釈のような硬直的な解釈を生じるだけであり無意味である。フェアユース規定は個別包括的一般的な規定を設け、利用目的等はその中の解釈にすぎないとするべきである。アメリカで集積された裁判例を指針とすれば不当な結論は生じない。</p>	個人14
84	第4章1(1)	<p>一般規定が想定している範囲が一般規定と呼ぶには余りにも限定的に過ぎ、範囲が狭い。これでは一般規定そのものと変わらない。特に、今後の技術の進歩によって登場しうる、現時点ではまだ誰も思いついていないような活用の仕方は、その定義からして個別規定で対応することは全く不可能であり、この未来の活用法に対する柔軟性こそが、一般規定をわざわざ導入することの最も重大な意義と考える。この柔軟性をなくしては一般規定を導入する意味はない。利用者の利便性が高いサービスが諸外国では問題なく開発され運用されている一方、せっかく日本で一般規定を導入したのに、結局一般規定で定められた狭い範囲から外れるために、訴訟を恐れるあまり開発運用ができないというのは、やはり世界的にさらに競争の激化している技術開発分野における我が国の国際競争力に著しい悪影響を与えているままだとも言わざるを得ない。 多大な利益をもたらす技術は、いつの時代も新しい発想をもって開発されてきた。新しい発想というのはいつでも、新しくあるがゆえに、その発想がまだ存在しない世界の中で作られた規則や法律の想定を超えてきた。一般規定の範囲を狭め、極力個別規定の柔軟な運用により解決しようという方針は、この大前提に矛盾している。その想定外に対応するために、一段抽象度の高い、米国型の一般規定を導入すべきである。</p>	個人20
85	第4章1(1)	<p>文章一文、画像一枚の引用から著作権侵害、しかも非申告罪化するような規制には反対します。評価やパロディ等の二次創作すら禁止することは基本的人権、思想・言論・表現の自由の侵害のみならず文化の衰退を招きます。</p>	個人24

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 (2)いわゆる「形式的権利侵害行為」への対応

番号	項目	意見	個人／団体名
86	第4章1(2)	利用類型について ワーキングチーム報告書で示された利用類型をそのまま踏襲しているが、条文の規定振りによっては、適用範囲や判断基準において明確性を欠く恐れが強いと考える。適用範囲や判断基準が明確に示されないのであれば、著作物の利用者による拡大解釈が行われやすくなり無用なトラブルの元となりかねない。 逆に、適用範囲や判断基準をより明確にするのであれば、個別制限規定として規定すれば済むことであると考えられる。 ワーキングチーム報告書にある利用類型について、再度詳細な検討を行い、このような利用類型について、一般規定でなければならないのか、それとも個別規定で措置できるのか、改めて法制問題小委員会において検討されることを望む。【同：109, 116, 140, 170】	一般社団法人 出版者著作権 管理機構
87	第4章1(2)	第1 A類型について A類型は、いわゆる「写り込み」を適法とすることを主たる目的としたものと考えられるが、そうであれば、次のような限定を付すことが必要である。 ①まず、あらゆる利用行為が対象となり得る規定ではなく、写り込みが具体的に考えられる利用行為が対象となり得る規定にすべきである。具体的には、英国著作権法31条を参照して、「美術の著作物、録音物、映画、放送又は有線番組への」利用に限定することが一つの方策であると考えられる。 ②著作物が背景等に小さく写り込む場合であっても、その著作物の持つ価値(人気、著名度、顧客吸引力等)に着目し、それにフリーライドして使用しようとするような場合には、自由利用から除外されるべきである。	一般社団法人 日本映画製作 者連盟
88	第4章1(2)	A類型の利用としては、いわゆる「写り込み」が例示されていますが、これ以外の事例を想定することができません。現在「写り込み」を権利制限の対象としないことにより社会的な混乱が生じているとは到底考えられませんが、仮にこのことが本当に懸念されるのであれば、「写り込み」についての個別権利制限規定を設けることによって対応すべきものと考えます。 また、いわゆる「写し込み」については、本来事前に許諾を受けるべき意図的な利用であって、権利制限の対象とすべきではないと考えます。	一般社団法人 日本音楽著作 権協会
89	第4章1(2)	権利制限の一般規定の導入に反対の立場から、意見を申し上げます。 「Aその著作物の利用を主たる目的とし、他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」 「Aとする類型の利用については、利用の質又は量が軽微であり、実質的違法性を備えないと評価することができ、これをいわゆる「形式的権利侵害行為」として、一定要件の下、権利制限の一般規定による権利制限の対象と位置付けることが適当である」という見解に反対です。 このような抽象的かつ曖昧不明確な規定となった場合、侵害者の抗弁となる範囲が不当に広がる可能性があります。例えば、教材で著作物の無断使用をしている侵害者から、「問題の材料として使用しているだけで著作物の利用を主たる目的とはしておらず、かつ質的・量的に軽微である」という申し開きがなされる危険があります。	株式会社日本 ビジュアル著 作権協会
90	第4章1(2)	第4章1権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について【16頁～】 (2)いわゆる「形式的権利侵害行為」への対応(A類型)【17頁～18頁】 本類型は、写真・映像への付随的ないわゆる「写り込み」が想定されていますが、「写り込み」(及び音の録り込み)は、それに特化した個別的规定により対応すれば十分であると考えます。そもそも、著作権法で保護される表現に対する人間の知覚方法は、視覚又は聴覚を通じての2種類しか存しません。「写り込み」のような著作物の取り込みは、視覚又は聴覚により知覚可能な表現においてしかありえないのですから、一般規定化にはなじまないものだと考えます。むしろ、表現された結果のみでは付随的に写り込んだものか、意図的に写し込んだものかが判然とないことから、一般規定化したとたん、例えば「写し込み」の扱いに関し、法制問題小委員会委員の間ですら、その見解が分かれていることから分かれるとおり、抽象化してこのまま立法化すれば、混乱は必至であると思料します。 本中間まとめにおいても、いわゆる「写し込み」が含まれるかどうかについては慎重に検討すべきとの意見が付されていますが、意図的に写し込む場合は、写し込まれる著作物を利用者が選定しているという観点から本来的な利用であると評価すべきだと考えます。このような利用においては、許諾を得ることが現実的でないものとは考えられないため、少なくとも現在の要件に「偶発的なものであること」を加えるべきです。	社団法人コン ピュータソフト ウェア著作権 協会
91	第4章1(2)	いわゆる「形式的権利侵害行為」に関し、一定要件の下、権利制限の一般規定による権利制限の対象として位置づけることに賛成します。具体的には、「Aその著作物の利用を主たる目的とし、他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」を、権利制限の対象とすることに賛成します。 また、いわゆる「写し込み」についても、「個別具体的な事案によっては、Aの類型に該当するものもありうると考えられ」(脚注46)るとし、A類型に含めることに賛成します。	社団法人電子 情報技術産業 協会著作権専 門委員会
92	第4章1(2)	Aの類型の対象となる利用行為について 意見要旨 Aの類型の対象となる利用行為の典型例として、いわゆる「写り込み」が該当するものとして挙げられている。「写り込み」については、1.において上述した通り、権利制限の対象とすべきと考える。また、いわゆる「写し込み」についても、Aの類型の対象に含まれるものとして整理すべきと考える。 趣旨説明 チラシやカタログ等の紙媒体のみならずウェブサイト等のデジタル媒体も含んだ各種媒体に掲載する写真等の構成(物の配置等)を印刷会社が行うケースは多い。「写し込み」がA類型の対象から除外された場合、その権利処理に実務上の困難が伴うことも多いため、偶然性・偶発性を伴わない「写し込み」であることのみをもってA類型から除外すべきではない。「写し込み」の場合も「写り込み」の場合と同様に、「付随性」・「軽微性」等の基準により判断がなされるべきと考える。 「中間まとめ」該当部分 第4章1(2)【17頁～18頁】には、「典型的には、例えば、写真や映像の撮影に伴い、(中略)軽微な程度ではあるものの、付随的に美術の著作物や音楽の著作物等が複製され、あるいは当該著作物が複製された写真や映像を公衆送信等するといった利用(いわゆる「写り込み」と呼ばれる利用46)が、上記Aの類型に該当するものと考えられる。」と記載されている。 第4章1(2)【18頁】の注46には、「当該著作物の利用を認識しつつ行われる、いわゆる「写し込み」と呼ばれる利用態様がAの類型に含まれるのかという問題があるが、(中略)個別具体的な事案によっては、Aの類型に該当するものもありうると考えられる。この点、Aの類型を、「写し込み」を含みうるものとして整理するか否かについては、慎重に検討すべきとの意見があった。」と記載されている。	社団法人日本 印刷産業連合 会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 (2)いわゆる「形式的権利侵害行為」への対応

番号	項目	意見	個人/団体名
93	第4章1(2)	<p>1. 権利制限規定を設ける場合の要件について 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の「権利制限の一般規定中間まとめ」(以下「本中間まとめ」といいます。)では、いわゆる「写り込み」が該当する「形式的権利侵害行為」として「Aその著作物の利用を主たる目的としし他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」と類型化し、「権利制限の一般規定による権利制限の対象と位置づけることが適当である。」(17頁)としています(以下「A類型」といいます)。 しかしながら、商業用に制作される映画では他人の著作物が写り込まないようにしており、「写り込み」について権利制限規定を設ける必要はありません。 また、権利制限規定を設けることを正当化するためには、単に利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるだけでは足りません。利用の軽微性は、著作権法の保護法益の侵害程度が軽微であることを意味するにすぎませんから、違法性の程度が軽微であることを意味するに過ぎません。実質的違法性を否定するためには、その法益侵害が軽微であることに加え、その侵害行為が「不当でないこと」「公正な利用であること」を基礎付ける事情、例えば優越する法益を実現するための必要性等を要するものと考えます。 また、「本中間まとめ」13頁の憲法学の専門家が指摘するように「本来利用者に認められる著作物の利用を確認しているに過ぎないもの」かどうかを吟味する必要があります。 米国連邦著作権法107条も、公正利用について「批評、解説、ニュース報道、教授(教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース」(山本隆司訳「外国著作権法令集(42)一アメリカ合衆国編一」(社)著作権情報センター、2009年)と、表現の自由や教育目的等の優越的法益に関わる場合を例示しています。 また、「本中間まとめ」の付属資料3の参考資料3に掲載されているわが国の裁判例(88頁)でも、「著作権に対する公正利用の制限は、著作権者の利益と公共の必要性という、対立する利害の調整の上に成立するものである」として(東京高判平成6年10月27日(ウォールストリート・ジャーナル事件))。したがって、権利制限によって実現する優越的法益が存在すること、その実現のために必要であることも権利制限規定を設ける場合の不可欠の前提であると考えます。</p> <p>2. 支分権の範囲外の利用と権利制限の相違について わが国の裁判例によると「写り込み」は「利用の質と量が軽微である」として著作権侵害を否定したのではなく、「各作品における特徴的部分が実質的に同一であると覚知し得る程度に再現されているということとはできない」(雪月花事件東京地裁判平成11年10月27日)として、著作権法上の複製ではないとした例があります。すなわち、そもそも著作物の利用行為が存在しないのであって、利用行為の存在を前提として利用が軽微だとしているのではありません。それゆえ、「写り込み」には著作権法上の複製に当たらない場合もあります。 このような場合、仮に権利制限の一般規定が設けられたとしても、その権利制限規定が適用されるべきものではありません。また、「その著作物の利用を主たる目的としし他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用」にもその目的、利用態様、著作物の性質等によってその影響は様々です。「本中間まとめ」13頁で紹介されている憲法学の専門家の指摘の「本来利用者に認められている著作物の利用」とはいえないようなケースも含まれるように思われます。 たとえば、ある映像作品の背景にアニメのキャラクター等を利用する場合、その作品が当該アニメのキャラクターのイメージと相容れず、その作品の中に写り込むことでアニメのキャラクターのイメージを損なうと考えられる場合もあります。そのような場合、アニメの著作権者は、そのような作品への当該キャラクターの利用を許諾しないのが通例です。自己の著作物がどのような作品に用いられるかは著作物の経済的価値にも影響があるからです。それゆえ、「写り込み」であろうと「写し込み」であろうと、著作権者は自己の著作物が写り込んだ作品の利用を差し止めることができるべきであり、他人の著作物を写り込ませた著作物の著作権者は、写り込んだ他人の著作物が表示されないようにトリミングを行う等の措置を講じるべきです。 要するに、「A類型」には、権利制限の問題ではなく複製概念等利用行為該当性の問題である場合、権利制限すべきでない場合を包含すると考えられますので、権利制限の一般規定になじまないと思われれます。したがって、「A類型」を根拠に権利制限の一般規定を設ける必要性はないと考えます。</p>	社団法人日本映像ソフト協会
94	第4章1(2)	このA類型に該当すると思われる行為は、いわゆる「写り込み」「写し込み」と呼ばれる利用しか挙げられていない。昨年の法制問題小委員会のヒアリングで日本経団連からの出席者が言明したように、今年から施行された改正著作権法で個別制限規定が整備され、権利制限の一般規定導入は必要ない状況である。それでも万が一、具体的に不都合のある利用形態があるならば、個別制限規定の創設・改正で充分対応可能である。	社団法人日本雑誌協会
95	第4章1(2)	<p>17頁に「既存の個別権利制限規定がいずれも適用されない著作物の利用行為については、それが実質的には権利侵害とは評価できない場合であっても、形式的には権利侵害に該当してしまうこととなり、その結果、利用者側において著作物を円滑に利用できなくなっている可能性がある」とあるが、仮に個別権利制限規定が適用されなくても、許諾取得や契約の可能性や、著作権等管理事業者による簡便な権利処理の可能性や、裁定制度の利用等に言及せず、「著作物を円滑に利用できなくなっている可能性がある」としているのは解せない。“権利処理を行うくらいなら、利用しない”という利用者の利便性まで考慮しているとすれば行き過ぎである。</p> <p>17～18頁には、Aの利用類型の典型として、「写り込み」が例示されているが、「写り込み」については現行法の下でも裁判実務において弾力的に運用されているところである。時代の要請によりコンプライアンスが重視されるということであれば、権利制限の一般規定であっても、現行法下による運用でも、最終的には裁判で決着をつけなければならぬという点では同じである。また、「写り込み」を許諾不要とする法改正がどうしても必要なのであれば、一般規定ではなく個別規定の導入を検討すべきである。A利用類型は、現状では「写り込み」以外が想定できず、「写り込み」に関して「利用の萎縮」があって他の手段では解決できないとすれば、個別規定で対応すればよいと考える。なおその場合であっても、意図的な「写し込み」は対象外とすべきである。</p>	社団法人日本書籍出版協会
96	第4章1(2)	<p>■あいまいな利用類型 中間まとめでは、ワーキングチーム(WT)報告書で示された利用類型(ABC類型)をそのまま踏襲しているが、A類型についても適用範囲や判断基準があいまいで、「規定振りによっては明確性の原則の問題」が指摘されているように、予見可能性、法的安定性が乏しいとの印象を受ける。権利者、利用者の双方に不都合が生じ得ることが懸念される。【同：126, 155, 210】</p> <p>■「適法」の具体例示されず WTでは、法制問題小委員会の昨年夏のヒアリングで提示された100以上の具体的検討課題を基に議論を行い、その問題点を解消するために一般規定が必要なのかを検討したはずであるのに、A類型の定義が、具体的検討課題のうち、どれを適法とするためのものか示されていない。【同：126, 155, 210】</p> <p>■不都合に即した個別規定を また、A類型についても、個別権利制限規定で構成される現行法で具体的に不都合のある利用形態があるならば、不都合に即した個別規定の創設・改正で対応した方が明確である。実際に法制問題小委員会でも、例えば、A類型の具体例が写り込み、写し込み以外に見当たらず、それならば一般規定になじまないのではないかとの意見もあった。一般規定を導入する必要はあるのか。</p>	社団法人日本新聞協会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 (2)いわゆる「形式的権利侵害行為」への対応

番号	項目	意見	個人/団体名
97	第4章1(2)	<p>■3類型が「著作物利用における萎縮効果の解消」に役立つかの疑問 中間まとめでは、権利制限の一般規定による権利制限の対象として、A～Cの3類型が示されているが、そのいずれの類型においても例示されている利用行為は極めて矮小なものであり、法制問題小委員会ヒアリングで出された100の具体的利用行為の大多数は、A～Cのいずれの類型に含まれるのか否か明らかではない。このため、権利制限の一般規定を導入する意義の1つとしている「著作物利用における萎縮効果の解消」に実際に役立つかの疑問である。【同：75, 113, 128, 156】</p> <p>■3類型は範囲・基準が不明確なため、個別権利制限規定として明確化することが妥当 ・現行法下では「形式的権利侵害行為」に該当する可能性があり得る「写し込み」がA類型によって明確に適法とされることは、放送番組の製作上、望ましい面もある。しかし、「写し込み」がA類型に含まれるか否かは不明確であり、実務上、混乱が生じる可能性がある。 ・B類型については、例示されている利用行為の中には契約で解決されている事例もあり、具体的な問題が生じているとは考えにくい。立法の必要性を再検証すべきである。 ・C類型の「著作物の表現を知覚すること」および「享受するための利用」という表現は、主観的要素が大きく、どのような利用行為がこれに該当するのかという基準を明確に提示しなければ、予見可能性や法的安定性を著しく欠くことになる。例えば、「技術の開発・検証」という名目による違法行為の「抜け道」になるようなことがあってはならない。 ・権利制限の一般規定において、その具体的範囲や基準が明確にされなければ、いざ知らず社会的混乱を招くことになる。したがって、これらの類型を立法化する場合に、権利制限の一般規定ではなく、これまで同様、個別権利制限規定として明確にその範囲を規定することが妥当であると考えられる。【同：113, 128, 156】</p>	社団法人日本民間放送連盟
98	第4章1(2)	<p>中間報告では、「いかなる著作物の利用をもって、いわゆる「形式的権利侵害行為」と捉えるかは、論者により様々な見解があり得るところであり、これを一義的に定めることは困難である」としながらも、「形式的権利侵害行為」の類型として、「その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」を挙げている。中間報告によれば、上記類型の記述は「あくまで権利制限の一般規定により権利制限の対象とすることが考えられる利用行為の概念を整理しているものであり、当該整理を受けて実際の条文化は行われることとなるのであって、(2)及び(3)の枠内の表現等がそのまま条文上の表現となるものではない」ということであるので、上記記述の是非について細かく論ずることは予定されていないのかもしれない。しかしながら、今後おこなわれるであろう一般権利制限規定の条文の起草においては是非ご留意いただきたい点として、また、「形式的権利侵害行為」の範囲にどこまでを含めるべきかという実質的判断の問題として、以下に意見を述べる。</p> <p>中間報告が指摘するところ、「形式的権利侵害行為」にはどこまでの範囲のものを含めるのかは様々な意見があることと想像されるが、今回の一般権利制限規定があくまでも、「著作物の利用に関する社会通念に法律を適合させ、また、社会の急速な変化に適切に対応するため」(15頁)に導入されるものであること、その目的を果たすためにも、今後何度も改正されることを予定するものではなく、ある程度時代の要請に応じて柔軟に対応できる規定であることが必要であることからすれば、「その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」という中間報告書の記述のうち、「その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い」という「付随的」を修飾する部分は、立法にあたっては不要であると考えられる。上記の記述において、その本質は、利用が付随的であること、及びその利用が質的・量的に社会通念上軽微であることにあるのであるから、その部分だけを立法にあたっては記述すべきである。「その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い」という記述や、これに類似する記述を加えることは、近年の例外規定の個別権利制限規定の立法にしばしばみられるように、「付随的」等の表現の意味を明確化して予測可能性を高めようとする試みであるかのようにも感じられるが、何を以て「付随的」と考えるかについてあまりに細かい条件の指定を付帯させることは、かえって「著作物の利用に関する社会通念」において何を「付随的」「形式的侵害行為」と捉えるかという国民の意思から著しく外れる結果を招くことになりかねず、「一般権利制限規定」であることの意義と本質を失わせる結果になるおそれ大きいと考える。むしろ、何を「付随的」とするかについては、その具体的事案やその時代における利用の実態に鑑みて、裁判官が判断することで充分に対応できるものとする。</p>	特定非営利活動法人クリエイティブ・コムンズ・ジャパン
99	第4章1(2)	<p>A類型を権利制限の対象とすることにつき、賛同する。特に、いわゆる「写し込み」は、企業実務上様々な局面で生じうる問題であり、権利制限の対象とすることにつき賛成である。なお、「写し込み」であっても、当該写った著作物が全体のなかで非本質的かつ付随的であり、質的・量的にも軽微である場合は、その著作物から経済的価値を引き出すという利用ではなく著作権者等の利益を不当に害するものではないと評価できるであろうから、「写し込み」なのか「写し込み」を区別する必要はないと考える。</p>	日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会
100	第4章1(2)	<p>(意見2) また、次の3類型を権利制限の対象となる利用行為とすることについても異論はない。</p> <p>A その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの(いわゆる「形式的権利侵害」) B 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの C 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用 (意見の理由) 中間まとめは、Aその著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの(いわゆる「形式的権利侵害」)、B適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの、C著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用、の3類型については、権利制限の対象としている。これらAからCまでの利用行為は、いずれも、A利用の質又は量が軽微であり、実質的違法性を備えないと評価することができるもの、B適法な著作物の利用の過程に生じる著作物の利用であるもの、それ自体を著作物利用の目的としていないもの、C技術の研究・開発に付随する著作物の複製等、あるいはデジタル化・ネットワーク化に伴い、物理的には著作物の複製等が伴っているもの、著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とはいえないもの等であって、これらの利用行為は権利者に特段の不利益を生じないものと考えられる。これらの利用行為については、従来から、著作権行使の対象にはならないのではないかという見解があるものの、形式的には著作権侵害に該当する可能性が強いものであるから、権利制限の対象行為とすることによって、権利侵害に該当しないことを著作権法上も明確化する意義は大きいものと言えよう。 【同：131, 158】</p>	日本弁護士連合会
101	第4章1(2)	<p>権利制限の一般的規定の内容を本中間まとめにおける「類型A乃至類型C」の範囲に限定することについて、原則的に賛成する。権利制限の一般規定に漠然とした内容の条文を置くことは恣意的な解釈を生み、百害あって一利なしという状況が生じかねない。よって、制限規定の一般規定を設けるとしても、対称行為が明確になる程度に具体的に規定することが望まれる。その点で、この度の類型A乃至類型Cは具体的に権利者側の不測の不利益も最小限に留まると思われる。</p> <p>ただし、「質的又は量的に社会通念上軽微」の要件については、不明確であるため慎重な検討を求める。例えば、類型Aに該当する例として「写し込み」の「公衆送信」が挙げられているが、「公衆送信」が当然に「量的に軽微」の要件を満たすとするのは疑問がある。本中間報告では「適用を特定の支分権や特定の種類の著作物に限定する必要はないものと考えられる。」(25頁)とされているが、特定の支分権に関する限定の必要性を排除せず、慎重な検討を求める。また、他人の著作物の意図的な「写し込み」までを一般的規定に含める必要はないと考える。</p>	日本弁理士会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 (2)いわゆる「形式的権利侵害行為」への対応

番号	項目	意見	個人/団体名
102	第4章1(2)	デジタル化、ネットワーク化が急速に進む中、著作物等の新たな利用方法が生まれたり、利用者が意図していないにもかかわらず結果的に著作物を利用してしまふなどの例が見られるようになってきている。 現行の著作権法が、このような社会状況の変化に必ずしも迅速に対応できていないことや、いわゆる「委縮効果」により利用を控えてしまふ著作物の利用が円滑に進んでいないことなどを理由に一般規定導入の要望も強いことを考慮すると、今回の中間まとめで示されたAからCの利用行為を権利制限する一般規定を導入することに一定の意義は認められる。 特に、第4章1(2)で述べられている写り込みなどの付随的に生ずる著作物の利用については、放送番組の制作にあたっては、現行法上の権利制限規定で対応できないケースもあり判断に迷うことがあったため、このような利用が認められることは、報道の自由や知る権利に応える観点からも意義あることだと考えられる。 ただし、著作物の公正な利用と著作権等の権利の保護のバランスについては十分配慮され、権利者の権利が不当に害されることのないよう留意されるべきである。	日本放送協会
103	第4章1(2)	中間まとめにおいて、具体的に権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容として掲げられているAからCまでの類型について検討した。 Aの類型についてはこれを権利制限の対象とすることについて、ほぼ異論を見なかった。但し、著作物の利用を認識しつつ行う「写し込み」は、「写り込み」とはその性質が大きくことなるのであるから、中間まとめにおいて、同一に議論している点には異論があるという意見があった。	ネットワーク流通と著作権制度協議会
104	第4章1(2)	2、プログラムの著作権による保護との関係について【16頁及び25頁】 BSAは、前記基本的考え方に加え、本まとめについて、著作権によるプログラムの保護との関係について意見を以下の通り述べます。結論としては、A、B、Cの類型には、プログラムの著作物は含まれないとの考え方を明記すべきと考えます。 (1)A及びB類型について【17頁－19頁】 まず、AやBの類型の下で、プログラムの著作物について権利制限が必要となる利用行為の類型の要望は特になかったと認識しておりますし、貴会における議論や本まとめでも触れられておりません。また、BSAとしても、AやBの類型の下で、プログラムの著作物について権利制限が必要となる利用行為の類型は特になく考えられるところですが（仮に要望があったとすれば、それについて根拠に基づき必要性があるか十分な議論が今後必要です）。	ビジネスソフトウェアアライアンス
105	第4章1(2)	第4章(2)②【18頁】「権利制限の一般規定という性質に照らして、ある程度柔軟に解してもよいのではないかの意見が出された。」について 柔軟解釈の意見に賛成。一般規定を骨抜きにしないためにも柔軟に解するべきである。【同：136, 164】	個人07
106	第4章1(2)	■第4章1(2)【17頁】いわゆる「形式的権利侵害行為」について 「いわゆる『形式的権利侵害行為』を、権利制限の一般規定による権利制限の対象と位置付けることにより、権利制限の一般規定が、いわゆる『形式的権利侵害行為』が権利侵害に該当しないことの著作権法上の根拠規定として機能することとなり、上記のような問題が一定程度解消される」との考え方に賛成する。 しかし、「中間まとめ」で示されたA～C3つの類型で対応される利用の範囲は限定的で、それぞれが適法としようとする対象も限られている。一般的要件で書かれた個別規定を3つ新設するにすぎないと考えられる為、いわゆる「形式的権利侵害行為」が権利侵害に該当しないことの著作権法上の根拠規定」としての機能は期待できない。 よって、一般規定による権利制限の対象をA～C3つの類型に限定している点について反対する。 [理由] 「いかなる著作物の利用をもって、いわゆる『形式的権利侵害行為』と捉えるかは、論者により様々な見解があり得るところであり、これを一義的に定めることは困難である」とことは確かであるが、いわゆる「形式的権利侵害行為」は、ABCの3つの類型に限られるものではなく、仮にそれらが個別規定の解釈論による解決の可能性があっても、権利制限規定に係る判例は非常に数が少なく、またその結論もアドホックな判例であると捉えられることも多いと考えられることから、権利者及び利用者が利用適否の判断を行なう基準として機能しない。また、こうした問題を個別規定の改正に委ねるとしても、個別規定の改正に時間がかかることから、それまでの間は利用の委縮等の問題が残る。 よって、このような類型のみにより解決される範囲は非常に限定的であるため、より広範な対象に対して手当てがなされるべきである。 ■第4章1(2)【18頁】 「権利制限の一般規定という性質に照らせば、明確性の原則との関係について、ある程度柔軟に解してもよいのではないかの意見や、現行著作権法や他の法律でもこの程度の表現は用いられており、特段問題はないのではないかの意見」の両意見に賛成する。 ■第4章1(2)【17頁】 A類型についてA類型による権利制限の要件について、要件を緩和する方向で、さらに検討を行なうべきである。 [理由] いわゆる「写り込み」と呼ばれる利用を侵害に該当しない規定を置くという点は評価できるものの、A類型として記載する権利制限の対象は、その対象を絞り込み過ぎているといえる。 すなわち、A類型記載の要件によれば、「その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり」としている点について、例えばキャラクターの着ぐるみと子供とが戯れている姿と一緒に記念撮影をするという事例においては、子供の写真を撮影することが主たる目的であると評価されるとは限らない。逆に、キャラクターの着ぐるみを写真に収めることに、主たる目的があるとも解釈できることから、想定している対象を的確に表現できているとはいえない。よって、要件を緩和する方向で再検討するべきである。	個人21
107	第4章1(2)	■「形式的権利侵害行為」について。 現在これについては極めて厳格に解釈されており、たとえば小説やマンガ、あるいは劇中において、登場者が歌詞や曲のごく一部、あるいは小説のごく一部を引用しても許諾の対象となっています。これは極めて煩雑であり、現実に委縮効果が生じており、文化の多様な発展のために極めて不適切です。すでに「引用」については無許諾による利用の慣習が確立しており、その点では実質的に権利制限の一般規定が実施されていると考えられます。上記のような利用事例について広義の「引用」として権利制限の一般規定に加えていただきたいと考えます。 ■個人の非営利目的による表現行為はブログやツイッター、YouTubeなど現在急速に発展しており、文化の一大潮流となっています。このような表現行為においては、他人の著作物、たとえば写真、動画、文章の一部などを引用的に使用することは頻繁に発生しています。これらについていちいち許諾をとることは全く現実的ではありません。またこれによって著作者が著しい不利益をこうむることは稀であり、むしろ一定の宣伝効果があると考えられます。悪意による中傷的使用が発生した場合は別途法的措置が可能であります。米国などの実施例を見ますと、サムネイル、低解像度の写真、ビデオの極めて一部などはすでにフェアユースとして是認されていると思われれます。またツイッターにおいては他人の著作物であるツイートをそのまま転載するリツイート行為はすでに標準的におこなわれております。新聞記事の一部の転載も同様です。このような現状に鑑み、「個人の非営利目的による表現行為」における著作物の部分的利用については権利制限の一般規定の対象としていただくことをお願いいたします。	個人25

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
(2)いわゆる「形式的権利侵害行為」への対応

番号	項目	意見	個人／団体名
108	第4章1(2)	類型Aに含まれるとされる「写りこみ」の問題については、その対象について現時点でどのような物を想定しているのかを、条文上明記する必要性までは求めないが、立法者の意思がどのようなものであったのかという点について、ある程度具体例を列挙し、示しておく必要があるようにも思える。例えば、キャラクターなどにおいては、露出の量や方法によってライフサイクル、ブランドイメージに影響があると考えられるため、「付随的」かつ「社会通念上軽微」であるとの評価は、今後ビジネスを行う上で重要であると思われる。	個人35

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(3) いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利益を及ぼすものではないと考えられる利用への対応

①問題の所在

番号	項目	意見	個人/団体名
109	第4章1(3)①	利用類型について ワーキングチーム報告書で示された利用類型をそのまま踏襲しているが、条文の規定振りによっては、適用範囲や判断基準において明確性を欠く恐れが強くなる。適用範囲や判断基準が明確に示されないのであれば、著作物の利用者による拡大解釈が行われやすくなり無用なトラブルの元となりがねない。 逆に、適用範囲や判断基準をより明確にするのであれば、個別制限規定として規定すれば済むことであると考えられる。ワーキングチーム報告書にある利用類型について、再度詳細な検討を行い、このような利用類型について、一般規定でなければならないのか、それとも個別規定で措置できるのか、改めて法制問題小委員会において検討されることを望む。【同:86, 116, 140, 170】	一般社団法人 出版者著作権 管理機構
110	第4章1(3)①	中間まとめが提案する権利制限の一般規定について 今回中間まとめが提案している権利制限の一般規定については、問題点が少なくありませんが、以下では当協会が特に大きな問題と考えております点について指摘させていただきます。 まず、A類型及びB類型においては、「利用の質または量が軽微」、「その利用が質的または量的に社会通念上軽微」といった表現がなされていますが、何を以て「(社会通念上)軽微」というか不明確であり、利用者側が自己に都合の良いように曲解するおそれが高いと言わざるを得ません。また、「質または量」という表現になっているため、著作物全部を複製した場合であっても複製部数が少数ならば問題ないとか、質的には著作物の重要部分であっても量的には全体の1割程度に過ぎないから著作権侵害にならないといった解釈がなされるおそれが少なからずあり、著作権者は現状以上にその有する著作権を侵害される機会が増大することになります。さらに、A類型で用いられている「他の行為に付随的に生ずる当該著作物の利用」という表現についても、同様に利用者側による誤解や曲解の懸念があります。 また、A類型及びB類型で対象とされている行為は、中間まとめ自身が認めている(18及び19頁)とおり、個別制限規定の解釈や、黙示的許諾論、権利濫用論等により、現行著作権法下においても権利侵害に該当しないと判断することが可能であるものと考えられます。したがって、わざわざ権利制限の一般規定を導入する必要性がないことは明白です。そればかりか、導入することによって、上記のような弊害が生ずるおそれが高いことは十分留意すべきものと思料致します。さらに、C類型については、定義全体が不明確であり、そもそもどのような行為を権利制限の対象として想定しているのか自体を理解するのが困難と言わざるを得ません。したがって、A類型及びB類型以上に、不必要にその射程が広がるおそれがあり、著作権者の権利が不当に侵害されてしまうことが懸念されます。【同:119, 142】	一般社団法人 日本商品化権 協会
111	第4章1(3)①	A類型以外で、いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかくとして、利用の態様等に照らし権利者に特段不利益を与えない著作物の利用につき、一定要件の下、権利制限の一般規定による権利制限の対象とすることに賛成します。	社団法人電子 情報技術産業 協会著作権専 門委員会
112	第4章1(3)①	18頁に「利用者が著作物を円滑に利用できなくなっている可能性は否定できず」とあるが、具体的な事例の検証や現行法での対応の可否を記述せず、「利用できなくなっている可能性」を慮って権利制限の一般規定の導入を進めるのには反対である。	社団法人日本 書籍出版協会
113	第4章1(3)①	■3類型が「著作物利用における萎縮効果の解消」に役立つのか疑問 中間まとめでは、権利制限の一般規定による権利制限の対象として、A～Cの3類型が示されているが、そのいずれの類型においても例示されている利用行為は極めて矮小なものであり、法制問題小委員会ヒアリングで出された100の具体的な利用行為の大多数は、A～Cのいずれの類型に含まれるのか否かが明らかではない。このため、権利制限の一般規定を導入する意義の1つとしている「著作物利用における萎縮効果の解消」に実際に役立つのか疑問である。【同:75, 97, 128, 156】 ■3類型は範囲・基準が不明確なため、個別権利制限規定として明確化することが妥当 ・現行法下では「形式的権利侵害行為」に該当する可能性があり得る「写し込み」がA類型によって明確に適法とされることは、放送番組の製作上、望ましい面もある。しかし、「写し込み」がA類型に含まれるか否かは不明確であり、実務上、混乱が生じる可能性がある。 ・B類型については、例示されている利用行為の中には契約で解決されている事例もあり、具体的な問題が生じているとは考えにくい。立法の必要性を再検証すべきである。 ・C類型の「著作物の表現を知覚すること」および「享受するための利用」という表現は、主観的要素が大きく、どのような利用行為がこれに該当するのかという基準を明確に提示しなければ、予見可能性や法的安定性を著しく欠くことになる。例えば、「技術の開発・検証」という名目による違法行為の「抜け道」になるようなことがあってはならない。 ・権利制限の一般規定において、その具体的な範囲や基準が明確に示されなければ、いたずらに社会的混乱を招くことになる。したがって、これらの類型を立法化する場合には、権利制限の一般規定ではなく、これまで同様、個別権利制限規定として明確にその範囲を規定することが妥当であると考えられる。【同:97, 128, 156】	社団法人日本 民間放送連盟
114	第4章1(3)①	デジタル化、ネットワーク化が急速に進む中、著作物等の新たな利用方法が生まれたり、利用者が意図していないにもかかわらず結果的に著作物を利用してしまふなどの例が見られるようになってきている。 現行の著作権法が、このような社会状況の変化に必ずしも迅速に対応できていないことや、いわゆる「萎縮効果」により利用を控えてしまい著作物の利用が円滑に進んでいないことなどを理由に一般規定導入の要望も強いことを考慮すると、今回の中間まとめで示されたAからCの利用行為を権利制限する一般規定を導入することに一定の意義は認められる。 特に、第4章1(2)で述べられている写し込みなどの付随的に生ずる著作物の利用については、放送番組の制作にあっても、現行法上の権利制限規定で対応できないケースもあり判断に迷うことがあったため、このような利用が認められることは、報道の自由や知る権利に与える観点からも意義あることだと考えられる。 ただし、著作物の公正な利用と著作権等の権利の保護のバランスについては十分配慮され、権利者の権利が不当に害されることのないよう留意されるべきである。	日本放送協会
115	第4章1(3)①	プログラムの著作権による保護との関係について 【16頁及び25頁】BSAは、前記基本的考え方(参照:56)に加え、本まとめについて、著作権によるプログラムの保護との関係について意見を以下の通り述べます。結論としては、A、B、Cの類型には、プログラムの著作物は含まれないとの考え方を明記すべきと考えます。(1)A及びB類型について【17頁～19頁】まず、AやBの類型の下で、プログラムの著作物について権利制限が必要となる利用行為の類型の要望は特になかったと認識しておりますし、貴会における議論や本まとめでも触れられておりません。また、BSAとしても、AやBの類型の下で、プログラムの著作物について権利制限が必要となる利用行為の類型は特になく、それについて根拠に基づき必要性があるか十分な議論が今後必要です。	ビジネスソフト ウェアアライ アンス

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(3)いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利益を及ぼすものではないと考えられる利用への対応

②利用の類型(1)

番号	項目	意見	個人/団体名
116	第4章1(3)②	利用類型について ワーキングチーム報告書で示された利用類型をそのまま踏襲しているが、条文の規定振りによっては、適用範囲や判断基準において明確性を欠く恐れが強いと考える。適用範囲や判断基準が明確に示されないのであれば、著作物の利用者による拡大解釈が行われやすくなり無用なトラブルの元となりかねない。 逆に、適用範囲や判断基準をより明確にするのであれば、個別制限規定として規定すれば済むことであると考えられる。ワーキングチーム報告書にある利用類型について、再度詳細な検討を行い、このような利用類型について、一般規定でなければならぬのか、それとも個別規定で措置できるのか、改めて法制問題小委員会において検討されることを望む。【同:86, 109, 140, 170】	一般社団法人 出版者著作権 管理機構
117	第4章1(3)②	第2 B類型について B類型としては、著作権者の許諾に基づく利用や、38条1項などの個別権利制限規定に基づく利用など適法な利用を達成しようとする過程において合理的に必要な当該著作物の利用であって、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるものが想定されている。 しかし、一般に映画著作権者が上映利用を第三者に許諾する際には、その上映に使用する媒体を指定するとともに、映画著作権者側から媒体を被許諾者に交付することが一般的であり、被許諾者側において自由に複製することは認められない。上映について許諾を得ているからといって、上映に使用するための複製を認める必要性・必然性は全く存在していないというべきである。 また、38条1項の上映に使用するための複製が自由になってしまうと、実質的に30条の私的複製の範囲が不当に拡大してしまうことになる。すなわち、30条では「個人的」「家庭内」「家庭内に準ずる限られた範囲内」の3つの使用目的での複製しか許容されていないのに、38条1項の上映使用目的の複製を許容するとすれば、公衆に提示することを目的とした複製をも許してしまうことになり、映画著作権者の権利に対する制約が強くなりすぎる。 さらに、38条1項の上映目的等の理由で作成された複製物が他の用途に転用されるおそれが強く、それを予防するための確実な手段はないから、この点からもB類型の自由利用を認めることはできない。	一般社団法人 日本映画製作 者連盟
118	第4章1(3)②	B類型で例示されている利用についても、現在このような利用を権利制限の対象としないことにより社会的な混乱が生じているとは考えられませんが、仮に何らかの問題が生じているとしても、それぞれ個別権利制限規定を設けることにより十分対応が可能であると考えます。 ただし、ここに例示されたもののうち、非営利無料の音楽演奏用に演奏順に楽曲を並べて一枚のCDに編集する行為については、複製権と演奏権とは権利制限の対象とする目的や範囲が異なることから、仮に個別権利制限規定を設けるとしても、慎重に検討すべきです。	一般社団法人 日本音楽著作 権協会
119	第4章1(3)②	中間まとめが提案する権利制限の一般規定について 今回中間まとめが提案している権利制限の一般規定については、問題点が少なくありませんが、以下では当協会が特に大きな問題と考えております点について指摘させていただきます。 まず、A類型及びB類型においては、「利用の質または量が軽微」、「その利用が質的または量的に社会通念上軽微」といった表現がなされていますが、何を以て「(社会通念上)軽微」というか不明確であり、利用者側が自己に都合の良いように曲解するおそれが高いと言わざるを得ません。また、「質または量」という表現になっているため、著作物全部を複製した場合であっても複製部数が少数ならば問題ないとか、質的には著作物の重要部分であっても量的には全体の1割程度に過ぎないから著作権侵害にならないといった解釈がなされるおそれが少なからずあり、著作権者は現状以上にその有する著作権を侵害される機会が増大することになります。さらに、A類型で用いられている「他の行為に付随的に生ずる当該著作物の利用」という表現についても、同様に利用者側による誤解や曲解の懸念があります。 また、A類型及びB類型で対象とされている行為は、中間まとめ自体が認めている(18及び19頁)とおり、個別制限規定の解釈や、黙示的許諾論、権利濫用論等により、現行著作権法下においても権利侵害に該当しないと想定していることが可能であるものと考えられます。したがって、わざわざ権利制限の一般規定を導入する必要性がないことは明白です。そればかりか、導入することによって、上記のような弊害が生ずるおそれが高いことは十分留意すべきものと思料致します。さらに、C類型については、定義全体が不明確であり、そもそもどのような行為を権利制限の対象として想定しているのか自体を理解するのが困難と言わざるを得ません。したがって、A類型及びB類型以上に、不必要にその射程が広がるおそれがあり、著作権者の権利が不当に侵害されてしまうことが懸念されます。【同:110, 142】	一般社団法人 日本商品化権 協会
120	第4章1(3)②	はじめに、B類型に掲げられた利用行為の例はいずれも、法制問題小委員会のヒアリング等において権利制限の一般規定の導入を要望する具体的事例として提示されたものではない。 本中間まとめ【19頁】第10行～第13行に、このB類型に該当する利用行為の例として挙げられた、「38条1項に基づく非営利無料の音楽演奏に際し、進行や会場設備の都合上、楽曲毎にCDを入れ換えて再生(演奏)することが困難な場合に、あらかじめ複製枚数のCDから再生(演奏)する楽曲を演奏順に編集して一枚のCDに複製すること」については、実務として利用許諾している事例があり、その実務を否定してまで権利制限の対象とすることに反対である。 上記事例における「複製行為」は、38条1項の権利制限の対象とはされておらず、仮に、これを新たな権利制限の対象とすると、30条の「私的複製」の範囲を不当に拡大させる恐れがある。「私的複製」に関する現在の様々な問題を考慮すると、現状において「私的複製」の範囲を拡大することに対しては慎重な検討が必要である。 なお、万一、上記事例をB類型に含めるのであれば、少なくとも、「使用後の当該複製物の廃棄」および「当該複製物の目的外使用の禁止」を明確にすることが必要である。	一般社団法人 日本レコード 協会
121	第4章1(3)②	(3)いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利益を及ぼすものではないと考えられる利用への対応【18頁～】 ②利用の類型(1)(B類型)【19頁～20頁】 本類型で想定されている事例に関しては、(a)著作権者の許諾に基づく利用、(b)個別権利制限規定に基づく利用に分けて検討する必要があります。(a)の利用形態に関しては、本報告書でも指摘のとおり、黙示的許諾の法理または個別制限規定の解釈によって解決をはかることが可能であると考えます。 現に、CD録音許諾を得た場合のマスターテープ製作における複製などが問題となる事例として上がっていますが、かかるマスターテープ製作(複製)を行うに際し、利用者であるレコード製作者において何らかの委縮効果が生じたという事例があるとは考えられません。逆にこのような委縮効果が生じていないという例証として、日本レコード協会がそのホームページに、CD製作過程におけるマスターテープの製作を堂々と記載し、広く公知していることから明らかです。また、当該事例において、権利者が権利行使をし、裁判所に判断を委ねたとしても、権利濫用として退けられる可能性が非常に高く、何らの弊害も生じていない事例をあげること自体、敢えて(a)の利用形態に関して明文化した規定とする必要はないと考えます。(b)の利用形態に関しては、全ての個別制限規定に基づく利用を一律に論じるべきではないと考えます。 そもそも、著作物の全ての複製行為は、当該著作物の利使用のための準備行為であって、複製が目的ではありません。そのため、本類型の要件となっている、「適法な著作物の利用」を前提とすることは、著作権対象行為として退けられる可能性が非常に高い複製の全てを適法としてしまう余地があり、このことは、著作権制度を根本から覆す結果となりかねません。したがって、本類型における(b)の利用形態を想定した規定の導入には反対です。 本中間まとめにおいて例示されている、33条1項や38条1項に基づく利用の準備段階としての複製行為は、一般規定として論じられる行為ではなく、あくまでも当該個別制限規定が、その準備段階である複製行為までも適法とすべきかどうかを想定しているかが論点であって、それぞれの個別制限規定において議論されるべき問題であると思料します。	社団法人コン ピュータソフト ウェア著作権 協会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(3)いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利益を及ぼすものではないと考えられる利用への対応

②利用の類型(1)

番号	項目	意見	個人/団体名
122	第4章1(3)②	「B適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」を、権利制限の対象とすることに賛成します。	社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会
123	第4章1(3)②	<p>■1. 権利制限における優越的法益等の必要性について 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の「権利制限の一般規定中間まとめ」(以下「本中間まとめ」といいます。)では、権利制限の一般規定の対象として「B適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」を掲げています(以下「B類型」といいます)。しかしながら、権利制限規定を設けることを正当化するためには、単に利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるだけでは足りません。利用の軽微性は、著作権法の保護法益の侵害程度が軽微であることを意味するに過ぎませんから、違法性の程度が軽微であることを意味するに過ぎません。実質的違法性を否定するためには、その法益侵害が軽微であることに加え、その侵害行為が優越する法益を実現するため必要である等、「不当でないこと」「公正な利用」であることを積極的に根拠づける事情が存在する特別な場合であることを要するものと考えます。 また、個別権利制限規定は権利者の利益と権利制限の必要性とを比較衡量して両者の調和を図ったものですから、過程の利用行為に権利制限の一般規定を導入することによってその調和を乱すことは予期しない不調和を惹き起こすこととなります。 Bの類型はヒアリング等で要望があった利用ではなく立法事実は存在しないのですから、この類型を根拠に権利制限の一般規定を設ける必要性はないと考えます。</p> <p>■2. 38条1項の利用過程の利用行為について 「本中間まとめ」では、「B類型」の具体例として38条1項の利用を達成しようとする過程の利用行為を挙げています。平成22年3月30日の第3回法制問題小委員会議事録によれば、「事務局内部での議論」で出てきた事例とのことです。利用者からの要望があったわけでもなく立法事実がないと思われず。また、38条1項は、非営利、無料、無報酬のみで上映権の制限を定めており、いわば上映権に関する一般的権利制限規定となっています。この規定は、非営利、無料、無報酬という利用者側の事情に属する3要件のみで権利制限を規定しており、権利制限によって権利者が受ける不利益の程度や通常の利用を妨げないか等は権利制限の要件として明示されていません。それゆえ、文面上ではスリーステップテストに適合しない行為を広く含む規定振りとなっています。 そのため、38条1項については条約適合性に疑問を呈する学説があり、当協会も機会あるごとに法改正を要望させていただいている規定です。そして、平成15年には「本中間まとめ」を作成した文化審議会著作権分科会法制問題小委員会自身も法改正すべきとの報告書をまとめ、文化審議会著作権分科会も法改正を答申しています。このような規定は、憲法学の専門家が指摘する「本来利用者に認められている著作物の利用である」(「本中間まとめ」13頁)といえるか疑問です。 実務上も、日本図書館協会との間の合意で38条1項の上映の前段階の後段頒布行為については、公の上映を目的とする複製物の頒布と公の上映を目的としない複製物の頒布とを区別し頒布権を行使しております。そして、このような頒布権の行使については、「合理性が問われることもあり得る」とする学説(作花文雄「詳解著作権法[第4版]」(2010年ぎょうせい)691頁脚注4)もあるものの、合理性を肯定する学説(田村善之「著作権法概説[第2版]」(2001年有斐閣)161頁)も厳然と存するところです。こうした個別権利制限規定に該当する利用について、過程の利用行為のみを切り離して「その利用が質的又は量的に社会通念上軽微である」かどうかを基準に新たな権利制限規定を設けることは、利用行為全体をみるならば軽微ではない利用行為に権利制限を拡大することになります。 したがって、B類型の権利制限の一般規定導入には強く反対いたします。</p> <p>■3. 30条1項の利用過程の利用行為について30条1項は、複製の必要性や量を問うことなく、私的使用目的と使用する者が複製するという2要件のみで複製を適法とする規定振りになっています。そして、この要件のみで複製権を制限することは条約上問題があるとして私的録画補償金制度が設けられましたが、特定機器等に指定されている機器等は実際に私的録画に用いられる機器等のごく一部に留まっています。加えて、同条同項2号及び3号は、利用者の主観的要件によって複製権を制限する規定振りとなっています。スリーステップテストの要件からは導き出すことのできない広い権利制限です。 それゆえ、権利制限の一般規定を設けることによって、このような権利制限規定に基づく利用を達成する過程の利用行為を適法化することは、たとえ過程の利用が軽微であったとしても、著作物の利用行為を全体としてみるならば、著作権者等の利益を不当に害し、著作物の通常の利用を妨げる結果を惹き起しかねません。このような問題点は、30条1項2号においてとりわけ顕著となります。 30条1項2号の技術的保護手段について、30条1項2号は、30条1項柱書に該当する形式的適法行為を達成する過程における複製行為を規制しています。この個別権利制限規定はB類型の権利制限の一般規定と抵触することになります。このことは、単に個別権利制限規定と権利制限の一般規定との適用関係の問題に留まるものではなく、利用の軽微性のみで権利制限を行うべきではなく、その利用が「公正」といえる「特別の場合」なのかという価値判断が必要であることを示していると思われず。</p> <p>■4. 30条2項との関係について 現行法上では38条1項の上映会に用いるための複製は権利制限の対象となっておりませんので、そのような複製は行われていないものと思われず。しかし、これが適法とされると38条1項の上映会に用いるために特定機器を用いて特定記録媒体に複製するケースが出現します。そしてこれを権利制限の一般規定によって適法とするならば私的録画補償金の対象にならず支払済補償金は返還請求の対象となります。これは31条や35条に該当する場合にも起こりうるのですが、38条1項の場合は著作物の利用主体が無限定でありその影響は無限定となります。 このような制度設計はいたずらに権利関係を複雑にし、実務に混乱を惹き起しかねません。また、映画の公の上映は映画の本来の利用形態であり、私的録画をはるかに上回る不利益を著作権者に被らせるものです。 以上の理由から、B類型の利用行為を権利制限の一般規定によって適法化することは再考されることを要望いたします。</p>	社団法人日本映像ソフト協会
124	第4章1(3)②	このB類型に該当すると思われる行為は、黙示的許諾の法理により、あるいは昨年の法制問題小委員会のヒアリングで日本経団連からの出席者が言明したように、今年から施行された改正著作権法で個別権利制限規定が整備され、権利制限の一般規定導入は必要ない状況である。それでも万が一、具体的に不都合のある利用形態があるならば、個別権利制限規定の創設・改正で充分対応可能である。	社団法人日本雑誌協会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(3)いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利益を及ぼすものではないと考えられる利用への対応

②利用の類型(1)

番号	項目	意見	個人／団体名
125	第4章1(3)②	<p>19頁のBの利用類型についても、「典型的な例」としていくつかあげられているが、具体的に例があげられるのであれば、権利制限の一般規定ではなく個別規定の要否を検討すべきである。そういった具体例を想定しながら、一般規定というあいまいな規定を導入して、運用にあたっては当事者間のガイドラインに期待するというのは、本末転倒である。また、B利用類型は、すべて当該著作物を特定した利用そのものであり、AおよびCの類型とは質的に異なる。Bの類型は、現行法でも黙示的なものも含めて許諾ベースで運用されているものである。</p> <p>黙示的許諾については、19～20頁で「現状においてもそれぞれ妥当な解決を図ることも可能であることから、敢えてこれを一般規定による権利制限の対象と位置付ける必要はないとの意見もありうる」との意見があったにもかかわらず、いきなり「利用者側において著作物の利用に関し何らかの問題が生じているとすれば、権利制限の一般規定により、かかる問題を解決することにも、一定の意義は認められるものと考えられる」と利用者の意見をそのまま論証無しで取り入れて結論付けているのは納得できない。</p>	<p>社団法人日本書籍出版協会</p>
126	第4章1(3)②	<p>■あいまいな利用類型 中間まとめでは、ワーキングチーム(WT)報告書で示された利用類型(ABC類型)をそのまま踏襲しているが、B類型についても適用範囲や判断基準があいまいで、「規定振りによっては明確性の原則の問題」が指摘されているように、予見可能性、法的安定性が乏しいとの印象を受ける。権利者、利用者の双方に不都合が生じ得ることが懸念される。【同：96, 155, 210】</p> <p>■「適法」の具体例示されず WTでは、法制問題小委員会の昨年夏のヒアリングで提示された100以上の具体的検討課題を基に議論を行い、その問題点を解消するために一般規定が必要なのかを検討したはずであるのに、B類型の定義が、具体的検討課題のうち、どれを適法とするためのものか示されていない。【同：96, 155, 210】</p> <p>■不都合に即した個別規定を また、B類型についても、個別権利制限規定で構成される現行法で具体的に不都合のある利用形態があるならば、不都合に即した個別規定の創設・改正で対応した方が明確である。一般規定を導入する必要はあるのか。</p>	<p>社団法人日本新聞協会</p>
127	第4章1(3)②	<p>図書館界は、平成12年度に文化庁著作権審議会マルチメディア小委員会に設置された「図書館等における著作物等の利用に関するワーキンググループ」において、「図書館等に設置された『インターネット端末』から図書館利用者が著作物を例外的に許諾を得ずに『プリントアウト』できるようにすること」という法改正の要望を出して以来、同様の要望をしつづけているところであるが、このような著作物の利用は、まさしく(3)いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利益を及ぼすものではないと考えられる利用への対応に該当するものとする。</p> <p>平成18年に公表された文化審議会著作権分科会報告書において、「図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることについて」に対しては、「インターネット上の情報の複製に明示又は黙示の許諾があると考えられる場合など、現行法の枠組みでも自由に行い得るケースが存在する」という検討結果が示されている。また、今回の「中間まとめ」において、「Bの類型に属する利用に関しては、(i)については黙示的許諾の法理により、(ii)については各個別権利制限規定の適用範囲内であると解釈することにより、現状においてもそれぞれ妥当な解決を図ることも可能である」とある。</p> <p>しかし、黙示的許諾が存在すると判断して問題が生じない判断基準、あるいは、個別権利制限規定の適用範囲内と判断して問題が生じない判断基準などが示されているわけではなく、インターネット上の情報の利用の問題に限らず、著作物を利用する現場において、著作物を利用することは困難な状況にある。</p> <p>今回の「中間まとめ」においては、「権利制限の一般規定により、かかる問題を解決することにも、一定の意義は認められるものと考えられる。」とあるが、各団体から出されている、新たに権利制限を求める個々の要望を権利制限の一般規定で解決するか否かは別に、必ずしも過去の判例に詳しくない実際に著作物を利用する現場において、どのような場合に黙示的な許諾があると判断できるのか、あるいは、どのような場合に各個別制限規定の範囲内と判断できるのかといった、ある種の指針を示す必要があると考える。</p>	<p>社団法人日本図書館協会</p>
128	第4章1(3)②	<p>■3類型が「著作物利用における萎縮効果の解消」に役立つのか疑問 中間まとめでは、権利制限の一般規定による権利制限の対象として、A～Cの3類型が示されているが、そのいずれの類型においても例示されている利用行為は極めて小さなものであり、法制問題小委員会ヒアリングで出された100の具体的利用行為の大多数は、A～Cのいずれの類型に含まれるのか否か明らかではない。このため、権利制限の一般規定を導入する意義の1つとしている「著作物利用における萎縮効果の解消」に実際に役立つのか疑問である。【同：75, 97, 113, 156】</p> <p>■3類型は範囲・基準が不明確なため、個別権利制限規定として明確化することが妥当 ・現行法下では「形式的権利侵害行為」に該当する可能性があり得る「写り込み」がA類型によって明確に適法とされることは、放送番組の製作上、望ましい面もある。しかし、「写り込み」がA類型に含まれるか否かは不明確であり、実務上、混乱が生じる可能性がある。 ・B類型については、例示されている利用行為の中には契約で解決されている事例もあり、具体的な問題が生じているとは考えにくい。立法の必要性を再検証すべきである。 ・C類型の「著作物の表現を知覚すること」および「享受するための利用」という表現は、主観的要素が大きく、どのような利用行為がこれに該当するのかという基準を明確に提示しなければ、予見可能性や法的安定性を著しく欠くことになる。例えば、「技術の開発・検証」という名目による違法行為の「抜け道」になるようなことがあってはならない。 ・権利制限の一般規定において、その具体的範囲や基準が明確にされなければ、いたずらに社会的混乱を招くことになる。したがって、これらの類型を立法化する場合には、権利制限の一般規定ではなく、これまで同様、個別権利制限規定として明確にその範囲を規定することが妥当であると考えられる。 【同：97, 113, 156】</p>	<p>社団法人日本民間放送連盟</p>
129	第4章1(3)②	<p>はじめに、B類型に掲げられた利用行為の例はいずれも、法制問題小委員会のヒアリング等において権利制限の一般規定の導入を要望する具体的事例として提示されたものではない。</p> <p>本中間まとめ(19頁)第10行～第13行に、このB類型に該当する利用行為の例として挙げられた、「38条1項に基づく非営利無料の音楽演奏に際し、進行や会場設備の都合上、楽曲毎にCDを入れ換えて再生(演奏)する(演奏)することに反して、あらかじめ複数枚のCDから再生(演奏)する楽曲を演奏順に編集して一枚のCDに複製すること」については、実務として利用許諾している事例があり、その実務を否定してまで権利制限の対象とすることに反対である。</p> <p>上記事例における「複製行為」は、38条1項の権利制限の対象とはされておらず、仮に、これを新たな権利制限の対象とすると、30条の「私的複製」の範囲を不当に拡大させる恐れがある。「私的複製」に関する現在の様々な問題を考慮すると、現状において「私的複製」の範囲を拡大することに対しては慎重な検討が必要である。</p> <p>なお、万一、上記事例をB類型に含めるのであれば、少なくとも、「使用後の当該複製物の廃棄」および「当該複製物の目的外使用の禁止」を明確にすることが必要である。</p>	<p>一般社団法人日本レコード協会</p>

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(3)いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利益を及ぼすものではないと考えられる利用への対応

②利用の類型(1)

番号	項目	意見	個人/団体名
130	第4章1(3)②	<p>中間報告書では、「いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、既存の個別権利制限規定の適用は受けないものの、利用の態様等に照らすと権利者に特段不利益を与えない著作物の利用行為」があるとした上で、その一つの類型として、「適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」を挙げている。中間報告書によれば、上記類型の記述は「あくまで権利制限の一般規定により権利制限の対象とすることが考えられる利用行為の概念を整理しているものであり、当該整理を受けて実際の条文化は行われることとなるのであって、(2)及び(3)の枠内の表現等がそのまま条文上の表現となるものではない」ということであるので、上記記述の是非について細かく論ずることは予定されていないのかもしれない。</p> <p>しかしながら、今後おこなわれるであろう一般権利制限規定の条文の起草においては是非ご留意いただきたい点として、また、上記のような「既存の個別権利制限規定の適用は受けないものの、利用の態様等に照らすと権利者に特段不利益を与えない著作物の利用行為」の一類型に範囲にどこまでを含めるべきかという実質的判断の問題として、以下に意見を述べる。今回の一般権利制限規定があくまで、「著作物の利用に関する社会通念に法律を適合させ、また、社会の急速な変化に適切に対応するため」(15頁)に導入されるものであること、したがって、今後何度も改正されることを予定するものではなく、ある程度時代の要請に応じて柔軟に対応できる規定であることが必要であることからすれば、「適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」という記述のうち、「適法な著作物の利用を達成しようとする過程において」という部分は、立法にあたってはもっと簡素化し、「適法な行為を行う過程において」という程度の文言で十分にその役割を果たさうものとする。上記の記述において、その本質は、最終的には許容されている行為の過程で行われる利用であって、及びその利用が質的・量的に社会通念上軽微であることにあるのであるから、その部分だけを立法にあたっては記述すべきであり、特に「著作物の利用に関する社会通念に法律を適合させ、また、社会の急速な変化に適切に対応するため」という一般権利制限規定の趣旨に照らすときは、ことさら、その合法行為が「適法な著作物の利用」というように著作権法の世界における合法行為のみに限定する必要性を見出すことができない。具体例を挙げると、「適法な著作物の利用を達成しようとする過程」以外にも、最終的に適法な行為を行う過程で合理的に必要な著作物の利用の場面は多く存在する。</p> <p>たとえば、訴訟の証拠として提出する目的の為に複数の文書を複製して検討した結果、その中の限られた文書のみを最終的に裁判所に提出するに至った場合(かかる行為は企業内や弁護士事務所内では日常的に行われている)、裁判所に提出された著作物については第42条の例外規定が適用になるため、中間報告書に記載の記述を基準に判断してもその準備行為は合法と認められるものと考えられるが、最終的に裁判所に提出されなかった著作物の複製は、「適法な著作物の利用」を行わなかったため、中間報告書に記載の記述では合法と認められないのではないか、という疑義が生じる。</p> <p>仮に、「適法な著作物の利用を達成しようとする」という意図があればよいのであり、結果としては合法な利用がなされなかったとしても構わないという解釈であるのだとすると、上記のような例は解決されるかもしれない。しかしながら、たとえば、企業や大学の研究者が、ウェブサイトや雑誌に掲載されている文書を参照目的で1部プリントアウトまたはコピーし、これらを参照しながら論文を書いてこれを学会に投稿する行為は、世の中でおよそ日常的に行われている行為であり、社会的にも広く許容されている行為であると考えられるが、他人の論文を参照しながら自分の論文を執筆する行為は、引用(32条)を行う場合は別段、引用すら行わない独自の創作行為であるほど最終的に「適法な著作物の利用」を伴わないこととなる。そのため、独自の創作行為を行うために資料を集め複製する行為は、「適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用」とはいえず、中間報告書が提案する記述では、合法と認められないことになる。このような結果は、引用を行う場合には合法だが、引用を行わない場合には違法であることとなり、むしろ通常の感覚(引用せずに独自の創作をする方がより好ましい、または著作権法上のリスクが少ない、という感覚)と逆の結果をもたらすこととなり、およそ妥当な結論であるとはいえない。一般権利制限規定の起草において、あまりに細かい条件の指定を付帯させることは、予測可能性を高めようとする努力の結果であるとするれば、一見好ましいことのように思えるが、とすると、個別権利制限規定の立法と異なる結果となり、また、その規定の適用結果がかえって「著作物の利用に関する社会通念」において何を合法とすべきかという国民の認識から著しく外れる結果を招くことになりかねず、「一般権利制限規定」であることの意義と本質を失わせる結果になるおそれ大きいと考えられる。したがって、「著作物の利用に関する社会通念に法律を適合させ、また、社会の急速な変化に適切に対応する」(15頁)という今回の立法趣旨に鑑み、不必要な修飾語や個別の事例に限定するような文言はできるだけ控え、その具体的事案やその時代における利用の実態に鑑みて、裁判官が判断する余地を残すことが非常に重要であると考えられる。</p>	特定非営利活動法人クリエイティブ・コムズ・ジャパン
131	第4章1(3)②	<p>(意見2)</p> <p>また、次の3類型を権利制限の対象となる利用行為とすることについても異論はない。</p> <p>A その著作物の利用を主たる目的とししない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの(いわゆる「形式的権利侵害」)</p> <p>B 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの</p> <p>C 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らし、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用</p> <p>(意見の理由)</p> <p>中間まとめは、Aその著作物の利用を主たる目的とししない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの(いわゆる「形式的権利侵害」)、B適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの、C著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らし、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用、の3類型については、権利制限の対象としている。これらAからCまでの利用行為は、いずれも、A利用の質又は量が軽微であり、実質的違法性を備えないと評価することができるもの、B適法な著作物の利用の過程に生じる著作物の利用であるもの、それ自体を著作物利用の目的としないもの、C技術の研究・開発に付随する著作物の複製等、あるいはデジタル化・ネットワーク化に伴い、物理的には著作物の複製等が伴っているものの、著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とはいえないもの等であって、これらの利用行為は権利者に特段の不利益を生じないものと考えられる。これらの利用行為については、従来から、著作権行使の対象にはならないのではないかとという見解があるものの、形式的には著作権侵害に該当する可能性が強いものであるから、権利制限の対象行為とすることによって、権利侵害に該当しないことを著作権法上も明確化する意義は大きいものと言えよ。【同：100、158】</p>	日本弁護士連合会
132	第4章1(3)②	<p>上記(※第4章1(2)への意見)と同様に、「質的又は量的に社会通念上軽微」の要件については、不明確であるため慎重な検討を求める。例えば、「公衆送信」では、いかなる場合が「量的に軽微」の要件を満たすのか、はわかりにくい。本中間報告では「適用を特定の支分権や特定の種類の著作物に限定する必要はないものと考えられる。」(25頁)としているが、特定の支分権に関する限定の必要性を排除せず、慎重な検討が望ましいのではないかと。</p>	日本弁理士会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(3)いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利益を及ぼすものではないと考えられる利用への対応

②利用の類型(1)

番号	項目	意見	個人／団体名
133	第4章1(3)②	デジタル化、ネットワーク化が急速に進む中、著作物等の新たな利用方法が生まれたり、利用者が意図していないにもかかわらず結果的に著作物を利用してしまふなどの例が見られるようになってきている。 現行の著作権法が、このような社会状況の変化に必ずしも迅速に対応できていないことや、いわゆる「委縮効果」により利用を控えてしまふ著作物の利用が円滑に進んでいないことなどを理由に一般規定導入の要望も強いことを考慮すると、今回の中間まとめで示されたAからCの利用行為を権利制限する一般規定を導入することに一定の意義は認められる。 特に、第4章1(2)で述べられている写り込みなどの付随的に生ずる著作物の利用については、放送番組の制作にあたっては、現行法上の権利制限規定で対応できないケースもあり判断に迷うことがあったため、このような利用が認められることは、報道の自由や知る権利に応える観点からも意義あることだと考えられる。 ただし、著作物の公正な利用と著作権等の権利の保護のバランスについては十分配慮され、権利者の権利が不当に害されることのないよう留意されるべきである。	日本放送協会
134	第4章1(3)②	Bの類型については、大半が異論なかったものの、例として掲げられている利用行為のうち、現在利用許諾手続きが行われていて何ら問題のない行為が含まれており、権利制限の対象にする必要性はないのではないかという指摘があった。	ネットワーク流通と著作権制度協議会
135	第4章1(3)②	2、プログラムの著作権による保護との関係について【16頁及び25頁】 BSAは、前記基本的考え方に加え、本まとめについて、著作権によるプログラムの保護との関係について意見を以下の通り述べます。結論としては、A、B、Cの類型には、プログラムの著作物は含まれないとの考え方を明記すべきと考えます。 (1)A及びB類型について【17頁－19頁】 まず、AやBの類型の下で、プログラムの著作物について権利制限が必要となる利用行為の類型の要望は特になかったと認識しておりますし、貴会における議論や本まとめでも触れられておりません。また、BSAとしても、AやBの類型の下で、プログラムの著作物について権利制限が必要となる利用行為の類型は特になく考えるところです(仮に要望があったとすれば、それについて根拠に基づき必要性があるか十分な議論が今後必要です)。	ビジネスソフトウェアアライアンス
136	第4章1(3)②	(第4章(3)②【20頁】「権利制限の一般規定という性質に照らして、ある程度柔軟に解してもよいのではないかとの意見が出された。」について) 柔軟解釈の意見に賛成。一般規定を骨抜きにしないためにも柔軟に解するべきである。【同:105, 164】	個人07
137	第4章1(3)②	(第4章1(3)②(1)B【19頁】について) 下記のような問題にはどのように解決すればよいか課題解決に向けての具体的道筋が見えない。システムが絡んでおり、著作権者との個別交渉では解決できない。 例えば、デジタル放送においては文字情報の再利用がガードされているようで、点字など触覚情報のみでしか情報取得が出来ない全盲ろう者は利用が出来ない。障害者手帳などの番号などの登録でガードを外すなどを検討すべきと考える。放送業者は個別ユーザに対して解除するシステムが必要であり、放送事業者は著作権法に基づく制度的裏づけを求めることになろう。放送事業者に対応を求めるための法的根拠が必要である。技術的には可能だとおまわれる(有料放送のガード解除の技術など)。【同:192】	個人13

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(3)いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利を及ぼすものではないと考えられる利用への対応

③利用の類型(2)

番号	項目	意見	個人／団体名
138	第4章1(3)③	著作物の変容的利用(transformative use)を考慮した類型であることがより明確になるように、類型Cの表現を「(中略)、当該著作物の表現をそのまま知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」と修正していただきたい。	アマゾンジャパン株式会社
139	第4章1(3)③	第3C類型について C類型の例として「映画や音楽の再生に関する技術の開発や、当該技術の検証のために必要な限度で映画や音楽の複製を行う」といった場合「技術開発・検証の過程で当該映画等の上映等(表現の知覚)が行われる場合」が挙げられている。 しかし、純粋に研究所内部において技術の開発や検証の目的で行われることについては、現状においても何ら問題は生じていない(ただし、研究員が開発や検証目的以外で当該映画等を鑑賞することがあるのなら、それは問題である。)から、このような利用を許容する条文を設ける必要性に乏しい。 他方、この類型を許容する条文を設ける場合には、その条文が悪用されるおそれがある。すなわち、鑑賞目的を伴い得る利用であるのに、開発・検証目的であると主張され、そのために著作権者が十分な権利行使ができなくなるおそれがある。例えば、客に映画を鑑賞させる効果のある上映を行う者が、「上映機器の画質を客に検証させる目的での上映にすぎない」として、自らの行為がC類型に該当すると主張するおそれがある。 また、新しいファイル共有ソフトを開発した者が、大容量のファイルを容易に送信できるかどうかのチェックをするために映画ファイルを公衆に送信する行為につき、C類型に該当すると主張するおそれがある。それらの行為を、映画製作者としては到底容認できない。 また、開発・検証目的で作成された複製物が他の用途に転用されるおそれが強く、それを予防するための確実な手段はないから、この点からもC類型の自由利用を認めることはできない。	一般社団法人 日本映画製作者連盟
140	第4章1(3)③	利用類型について ワーキングチーム報告書で示された利用類型をそのまま踏襲しているが、条文の規定振りによっては、適用範囲や判断基準において明確性を欠く恐れが強いと考える。適用範囲や判断基準が明確に示されないのであれば、著作物の利用者による拡大解釈が行われやすくなり無用なトラブルの元となりかねない。 逆に、適用範囲や判断基準をより明確にするのであれば、個別制限規定として規定すれば済むことであると考えられる。ワーキングチーム報告書にある利用類型について、再度詳細な検討を行い、このような利用類型について、一般規定でなければならぬのか、それとも個別規定で措置できるのか、改めて法制問題小委員会において検討されることを望む。【同：86, 109, 116, 170】	一般社団法人 出版者著作権管理機構
141	第4章1(3)③	C類型については、中間まとめで挙げている例示のうち、技術開発・検証の分野については、これまでも個別権利制限規定の整備により適切に対応されてきており、今後も必要に応じて、個別権利制限規定を設けることにより対応すべきです。 一方、日進月歩で技術が進展している今日、どのような利用形態が登場するか想像もつかない情報ネットワーク産業におけるサービス開発・提供行為等については、「その利用が質的又は量的に社会通念上軽微である」とは必ずしもいえず、権利制限の一般規定の対象とするべきではありません。 むしろ、こうした未確定の利用形態であるからこそ、関係者間の契約によるなど民間の取組みに解決をゆだねるべきです。	一般社団法人 日本音楽著作権協会
142	第4章1(3)③	中間まとめが提案する権利制限の一般規定について 今回中間まとめが提案している権利制限の一般規定については、問題点が少なくありませんが、以下では当協会が特に大きな問題と考えております点について指摘させていただきます。 まず、A類型及びB類型においては、「利用の質または量が軽微」、「その利用が質的または量的に社会通念上軽微」といった表現がなされていますが、何を以て「(社会通念上)軽微」というか不明確であり、利用者側が自己に都合の良いように曲解するおそれが高いと言わざるを得ません。また、「質または量」という表現になっているため、著作物全部を複製した場合であっても複製部数が少数ならば問題ないとか、質的には著作物の重要部分であっても量的には全体の1割程度に過ぎないから著作権侵害にならないといった解釈がなされるおそれが少なからずあり、著作権者は現状以上にその有する著作権を侵害される機会が増大することになります。さらに、A類型で用いられている「他の行為に付随的に生ずる当該著作物の利用」という表現についても、同様に利用者側による誤解や曲解の懸念があります。 また、A類型及びB類型で対象とされている行為は、中間まとめ自体が認めている(18及び19頁)とおり、個別制限規定の解釈や、黙示的許諾論、権利濫用論等により、現行著作権法下においても権利侵害に該当しないと判断することが可能であるものと考えられます。したがって、わざわざ権利制限の一般規定を導入する必要性がないことは明白です。そればかりか、導入することによって、上記のような弊害が生ずるおそれが高いことは十分留意すべきものと思料致します。 さらに、C類型については、定義全体が不明確であり、そもそもどのような行為を権利制限の対象として想定しているのか自体を理解するのが困難と言わざるを得ません。したがって、A類型及びB類型以上に、不必要にその射程が広がるおそれがあり、著作権者の権利が不当に侵害されてしまうことが懸念されます。【同：110, 119】	一般社団法人 日本商品化権協会
143	第4章1(3)③	このC類型については、表現が余りにも抽象的で、適用範囲や判断基準が明確でない。法制問題小委員会の議事録によれば、同小委員会委員の間でもその理解や解釈に隔たりがあるようであり、導入に前向きな意見は少なかったように思われる。C類型については、非常に曖昧な定義であることから適用範囲や判断基準が不明確で、拡大解釈される恐れがあるため、導入に反対である。例えば、「音質の検証を目的としCDを複製し、公の場で再生(演奏)する場合」がC類型の適用範囲に入る恐れがあるが、そのような場合にまでCDの複製を許容すべきではない。 また、「純粋な技術開発・技術検証の目的だけでなく、視聴目的を兼ねる利用の場合」まで拡大解釈される恐れがある。	一般社団法人 日本レコード協会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(3)いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利益を及ぼすものではないと考えられる利用への対応

③利用の類型(2)

番号	項目	意見	個人/団体名
144	第4章1(3)③	<p><はじめに> 前回、MCFより提出させて頂きました「フェアユース規定導入に関する意見」で挙げさせて頂きました「検討が必要な具体的な例」に対して「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」では網羅的に系統立ててご検討頂き、誠にありがとうございました。 フェアユース規定の導入によって著作物の利用が拡大することは、著作物の利用促進を通じてMCFの加盟企業だけでなく権利者あるは社会全体にとって大変望ましいことと考えておりますので、早急なる制度の導入をお願いいたします。今回、「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に関しては、全体的に賛成いたしますが、一部フェアユース導入と並行してご検討いただきたい件について意見を提出させて頂きます。</p> <p><意見の骨子> 「著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」という一般規定については、結果として悪意ある不正利用が一般規定の下に許容されてしまう余地は無いのか懸念のあるところです。法制化に当たっては、目的・態様の例示列举や、かかる一般規定には該当しない類型の明確な除外等によって規定を具体化し、かつ、当該複製の最終的な目的が不正な利用目的のものを含まないための規定の明確化による手当てを行なうことについてご検討をお願いいたしたく存じます。また、一般規定の導入にあたっては、当該利用類型に関する間接侵害の成否の運用についてもあわせて検討をお願いいたします。</p> <p><意見の詳細> フェアユース規定の導入は著作物の利用拡大に繋がりますが、一方で一般規定に仮託した悪意ある不正利用によって、正当な利用が駆逐される事態は避けねばならないと考えております。(3)Cの類型では、「著作物が視る若しくは聴くための付加価値を伴わない形での単なるデータとしての取り扱いがフェアユースに含まれる」とこととなっております。これによると、例えば、データとして複製して知覚される手前までは、おしなべて規制対象とならないという制度設計もありうるようです。仮にこのように広く一般規定の適用範囲を認めてしまうと、不正利用を目的としたデータ複製をフェアユースの対象とすることになり、かえって不正利用を助長することにもなりかねません。 従って、かかる一般規定の法制化に当たっては、その「利用の目的・態様」の判断において、当該データ複製等当該行為の直接的な目的・態様のみを判断の対象とするのではなく、当該複製の最終的な目的が不正な利用目的のものを含まないような立法上の手当てがなされるよう要望いたします。 なお、上述のとおり、流通に置かれる手前での不正な複製行為については、著作物がインターネット上で不正にコピーされ、流通に置かれ、著作権侵害が発生した後で、間接的にエンドユーザーが不正に流通した著作物を視る若しくは聴くこととなった場合には、間接侵害の問題として顕在化します。従って、一般規定の適用範囲如何は、間接侵害の成否の運用との相互関係にも配慮しつつ確定する必要があるところかと存じます。よって一般規定の導入と同時に並行で当該利用の類型に関する間接侵害の運用が検討されることを望みます。</p>	一般社団法人 モバイル・コン テンツ・フォー ラム
145	第4章1(3)③	<p>権利制限の一般規定の導入に反対の立場から、意見を申し上げます。 ■「C著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」 「かかる利用行為についてもAの類型と同様に、利用者が著作物を円滑に利用できなくなっている可能性は否定できず、一定要件の下、権利制限の一般規定による権利制限の対象と位置付けることが適当である」という見解に反対です。このような抽象的かつ曖昧不明確な規定となった場合、侵害者の抗弁となる範囲が不当に広がる可能性があります。例えば、教材で著作物の無断使用をしている侵害者から、「問題の材料として使用しているだけで、著作物の利用態様などから、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用である」という申し開きがなされる危険があります。</p>	株式会社日本 ビジュアル著 作権協会
146	第4章1(3)③	<p>現行の著作権法でも「情報解析」のために、ウェブ上の情報を集めて改変すること等は認められているが、研究開発の促進のため、さらに次のようなことも可能である旨が明確にされることを望む:ウェブ上のデータそのものやそれを加工したデータを、研究機関、教育機関、企業等が、情報解析の目的で共有すること。そのため、類型Cに沿った一般規定の法律化を要望する。</p>	言語処理学会
147	第4章1(3)③	<p>(3)いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利益を及ぼすものではないと考えられる利用への対応【18頁～】 ③利用の類型(2)(C類型)【20頁～21頁】 本類型の要件として掲げる「著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用」にどのような行為が当てはまるかが判然としません。例えば、昨今甚大な被害を権利者に及ぼしているファイル共有ソフトの利用において、一部のソフトでは、著作物ファイルの一部もしくは全部をソフト利用者の意志とは無関係に保持させることによって、当該著作物ファイルの拡散を促進するものが存在します。このようなファイル共有ソフトにおいて、流通しているファイルのほとんどは権利者の許諾なく送受信されている違法な著作物ファイルであり、利用者のファイル保持行為によって拡散を促進することは、著作権侵害を拡大することにほかなりません。本類型はこのような利用者の行為の一部を適法とする余地があり、言い逃れや居直りといった侵害を引き起こす原因となります。 このような事態について、何ら対策が講じられていない(または検討されていない)状況下において、侵害を拡大することが容易に想像できる規定を導入することは是認できません。このような違法な著作物を利用する場合の対策について検討し、除外できる要件を付加することが必須です。 さらに、本類型に対する懸念として、法制問題小委員会委員の中には、本類型には、米国のフェアユースにおけるいわゆるトランスフォーマティブな利用も含まれると解しているようですが、そうすると、C類型は、実質的にアメリカ版フェアユースのかなりの部分を取り込んでしまう結果となります。これは、権利者側にとってのみならず、一般規定導入に理解を示しているハードメーカー側ですら要望していないことであり、誰も希望しない規定を導入する必要性は存しません。 本類型については、本中間まとめにある通り、近時に法改正がなされたインターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための権利制限規定以外に想定される事例が存在しないのであれば、例示された技術検証のための複製等を制限する個別制限規定に留めることが適当であると考えます。</p>	社団法人コン ピュータソフト ウェア著作権 協会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(3)いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利を及ぼすものではないと考えられる利用への対応

③利用の類型(2)

番号	項目	意見	個人／団体名
148	第4章1(3)③	中間まとめにも言及があるとおり、自然言語処理は言語をコンピュータで理解する技術に関する研究分野です。自然言語処理の研究分野では、この20年間の大量の電子化テキスト、特にインターネット上の大量のテキストから言語処理に有用な種々の知識を自動抽出する研究の進展のおかげで、その性能、利用範囲は大幅に拡大してきました。しかし、インターネット上のテキストを著作物として考えたときには、研究目的とはいえ、どこまで利用してよいのかという法的な問題はあいまいなままです。今回、フェアユースの観点から法整備がなされることは、我々の研究分野にとって大変喜ばしいことだと思います。ただし、法整備が進むことによって、逆に現状の研究アプローチが困難になるようでは逆効果です。我々が特に関心があるのは中間まとめの類型Cについてです。類型Cの方針にそって法整備がなされるのは基本的に自然言語処理の研究分野にとってメリットがあります。つまり、著作物としてではなく、データとして収集したWebテキストを加工・整備し、研究機関や企業などで共有することは、この分野の技術開発に必要不可欠なインフラであるということです。以上の背景をご理解の上、自然言語処理の研究活動にメリットのある法整備をお願いしたいと思います。	社団法人情報処理学会自然言語処理研究会
149	第4章1(3)③	言語データを対象に情報解析を行う技術である言語処理技術の研究開発において、技術開発や当該技術の検証のための素材としての著作物すなわち言語資源の確保は、最重要課題の一つである。これまで、言語処理技術の研究開発においては、著作権侵害の問題から、著作権処理済み、もしくは著作権処理が不要な言語データ(新聞データ、白書、著作権の消滅した文学作品、等)などを言語資源として活用してきた。しかしながら、旧来の言語資源をベースに研究開発された言語処理技術は、今日のインターネット上の様々な情報サービス上の多種多様な著作物に適用する際、語彙や表現などの面で、大きな隔りがあり、その適用限界の克服が課題となっている。この理由から、言語処理技術の研究開発において、インターネット等を通じて獲得される著作物を言語資源として活用する要求が高まっている。この著作権と言語資源の問題は、近時の法改正により手当てされた個別権利制限規定の47条の7(情報解析のための複製等)、47条の8(電子計算機における著作物の利用に伴う複製)によって部分的に解消された。著作権権利制限規定により、インターネット等を通じて獲得された著作物や、該著作物から情報処理の過程で得られたデータ等の記録媒体への複製、といった言語処理技術の研究開発に不可欠な行為が、著作物の利用の例外的な場合として定められたため、個々の研究組織としては、インターネット等を通じて著作物を獲得し、研究開発のための言語資源として利用することが可能となった。しかしながら、該著作権権利制限規定においては、該著作物の複製等を、情報解析目的で、研究機関、企業等で共有可能とする行為については、定められていない。そこで、著作物の研究開発利用円滑化を目的として、著作物の研究開発目的での複製の共有を含む、Cの類型に属する著作物の利用行為に対し、一般規定による権利制限の対象とするよう法律化することを要望する。この法律化により、インターネット等を通じて獲得される多種多様な膨大な著作物を、言語データとして、研究機関、企業等で共有可能となる。インターネット等を通じた著作物の獲得や、情報処理を目的とした加工作業の組織間連携などが促進され、言語資源の獲得コスト低減による国内の研究開発の促進効果が期待される。その結果、旧来の言語資源をベースとして開発された機械翻訳技術等を、様々な場面における言語活動に対応可能に技術拡張する、といった技術開発成果が得られることが期待される。また、インターネット等におけるリアルタイム性の高い著作物については、語彙や表現などの短期間での変化といった、言語が絶えず変化していく側面を捉えた技術の研究開発の促進が期待される。例えば、近年社会問題化している有害サイトや学校裏サイトでのネットいじめ、企業風評被害などの問題に対し、短期間で変化する危険な書き込みで特定の隠語等の表現を獲得する技術や、金融機関等に風評被害をもたらす恐れのある書き込みを自動監視する技術の開発などといった成果が期待できる。	社団法人電子情報技術産業協会知識情報処理技術専門委員会言語資源分科会
150	第4章1(3)③	「C著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」を、権利制限の対象とすることに賛成します。当協会は、かねてより、技術開発や技術検証のための著作物の(知覚を目的としない)利用や、ネットワーク上で不可避免的に必要な複製等について、一定要件の下で、一般規定により許容されるべきとの意見を申し述べており、中間まとめの結論に謝意を述べたいと思います。また、「近時の法改正で設けられた個別権利制限規定を包括するようなものとして捉えることができる」との意見があるとおり、この類型が、個別規定に対する受け皿として柔軟に機能することを期待します。	社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会
151	第4章1(3)③	文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の「権利制限の一般規定中間まとめ」(以下「本中間まとめ」といいます。)では、権利制限の一般規定により新たな権利制限を導入する3番目の類型として「C著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」を掲げています(以下「C類型」といいます。)。そして、これに該当するものとして技術開発の過程で複製等が不可欠な各種の技術開発行為を掲げています。また、「本中間まとめ」付属資料3の74頁にヒアリング等で出された意見のうち、C類型にあたるものが掲載されています。これらの場合に著作権が制限されれば便利であると考えたであろうことはわからないではありません。しかしながら、権利制限規定を設けることを正当化するためには、権利制限の正当性を基礎付ける優越的法益の存在等と権利制限の必要性とを要すると考えます。技術開発は著作権の問題がない素材によっても充分なうのもであり、あえて著作権を制限しなければならない必要性があるようにも思われません。新たな技術によって利用される素材は既存の素材によって検証できるものはなさそうですから、検証のための素材も開発者が自ら創作せざるをえないように思われます。また、かかる素材を製造するために既存の著作物を使う場合でも、すでに保護期間が満了した著作物を用いる方法や著作権者の協力を仰ぎ素材の提供を受けることも可能です。また、ネットワーク産業におけるサービス開発・提供行為等についてネットワーク上で不可避免的に伴う複製とはどのようなものをいうのかわかりませんが、スターデジコ事件判決では、RAMへの一時的固定については著作権法上の複製ではないとして著作権侵害を否定しましたし、最近の法改正によって対処されたところです。このような類型について著作権の制限規定がないことによって、実務上の不都合が現実にも生じているとも思われません。ところが、このような利用について権利制限の一般規定を設けることは、たとえば、映像コンテンツのネットワーク配信技術・P2P技術の開発・検証のために他人の映像コンテンツを公衆送信することが権利制限の対象となるおそれがあります。ネットワーク配信やP2P技術を利用した著作権侵害が後を絶たない現状において、このような権利制限規定を設けるならば、「研究開発及び検証」を口実とする自動公衆送信権侵害行為を助長しかねないと思われれます。また、複製物の頒布行為や自動公衆送信行為自体、頒布又は送信する人に「表現を知覚することを通じてこれを享受する」目的はありませんので、頒布権や自動公衆送信権自体を否定する結果となりかねません。以上の理由から、本中間まとめのC類型の利用についても、立法事実はなく権利制限の一般規定導入の必要性はないと思われれます。	社団法人日本映像ソフト協会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(3) いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利を及ぼすものではないと考えられる利用への対応

③利用の類型(2)

番号	項目	意見	個人／団体名
152	第4章1(3)③	<p>「中間まとめ」では、権利制限の一般規定により権利制限される利用の類型として、C類型の「著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」が提示されている。C類型を権利制限の一般規定の対象とすべきであるというのは、その前提として、物理的な複製行為等などの支分権に該当する利用行為が介在しても、当該複製行為が著作物の表現の知覚を通じて享受するための利用とは考えられないような場合については、そもそも著作物の利用と評価すべきではないとの問題意識から出たものように思われる。そして、「中間まとめ」では、C類型が権利制限の一般規定の対象に位置付けられることによって、研究開発の過程で複製等が不可欠な各種の技術開発行為や、特にネットワーク上で不可避的に伴う情報ネットワーク産業におけるサービス開発・提供行為などが、著作権法上権利制限の対象となり、著作物の利用の円滑化にも一定程度資するものと評価している。その例として、技術開発・検証の過程において映画等の上映行為等があり、著作物の表現が知覚を通じて享受される場合であっても「あくまで技術開発・検証を目的として行われるもの」であるときは、C類型に該当するとしている(「中間まとめ」21頁)。「中間まとめ」において、C類型を権利制限の一般規定の対象とした場合の評価や、そこに挙げられた例をみると、技術開発・検証というビジネス上の目的が主であれば、著作物を利用して、権利制限の一般規定のC類型に該当し、著作権が制限され得ることになる。C類型は極めて抽象的かつ規範的なものであり、その適用範囲も具体的に想定することは困難で、不明確なものとなっている。現状よりも規律の明確化を図るというのが権利制限の一般規定を導入する意義であるとしながら(「中間まとめ」14頁)、C類型を加えることとなれば、その規律が不明確となり、射程範囲も広がるおそれがある。また、C類型が、技術開発・検証などを目的とするが故に、権利制限の一般規定の対象とする趣旨ではないとしても、企業等の営利活動の一環として行われる技術開発・検証行為や情報ネットワーク産業におけるサービス開発・提供行為という、新たなビジネスモデルの出現に柔軟に対応するために権利制限の一般規定を導入したものと誤解されるおそれがある。その結果、C類型の権利制限の一般規定が徒に拡大解釈され、権利者の利益を無視した形のビジネスが展開されてしまうことを強く危惧する。以上のことから、C類型を権利制限の一般規定の対象とすることについては、その必要性があるのかどうか、また、仮に対象とするとしても、規律の明確化を図るという観点から、C類型の趣旨や射程範囲が明らかにされるよう慎重な議論が必要である。</p>	社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権隣接権センター
153	第4章1(3)③	<p>このC類型に該当すると思われる行為は、昨年の法制問題小委員会のヒアリングで日本経団連からの出席者が言明したように、今年から施行された改正著作権法で個別制限規定が整備され、権利制限の一般規定導入は必要ない状況である。それでも万が一、具体的に不都合のある利用形態があるならば、個別制限規定の創設・改正で充分対応可能である。</p>	社団法人日本雑誌協会
154	第4章1(3)③	<p>C利用類型として例示されている、20～21頁の「当該複製により作成された複製物が、あくまで技術開発・検証のための素材として利用されるに留まり、表現の知覚を目的としない」もので許諾処理が不可能なものについては、法改正の検討が必要な場合もあるかもしれないが、あくまでも個別権利制限規定の導入での対応を目指すべきである。</p> <p>実際に、21頁に「技術の急速な進歩への対応やインターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図る措置として近時の法改正により手当てされた個別権利制限規定」とあるように、個別権利制限の規定が行われている。</p> <p>なお、21頁に「例えば、いわゆる検索エンジンサービスに関しては、仮に47条の6の規定がなくとも、Cの類型をカバーする権利制限の一般規定があれば対応が可能であったと考えられるとの意見や、Cの類型は、上記近時の改正で設けられた個別権利制限規定を包括するようなものとして捉えることができるとの意見があった」とあるが、仮にその通りであっても、また権利制限の一般規定の導入が特定の事業者の利便性や利益につながっていたとしても、一般規定によりその他の通常の著作権利用にどのような影響があったのかについて検証する視点が欠落している。</p>	社団法人日本書籍出版協会
155	第4章1(3)③	<p>■あいまいな利用類型 中間まとめでは、ワーキングチーム(WT)報告書で示された利用類型(ABC類型)をそのまま踏襲しているが、C類型についても適用範囲や判断基準があいまいで、「規定振りによっては明確性の原則の問題」が指摘されているように、予見可能性、法的安定性が乏しいとの印象を受ける。権利者、利用者の双方に不都合が生じ得ることが懸念される。【同：96, 126, 210】</p> <p>■「適法」の具体例示されず WTでは、法制問題小委員会の昨年夏のヒアリングで提示された100以上の具体的検討課題を基に議論を行い、その問題点を解消するために一般規定が必要なのかを検討したはずであるのに、C類型の定義が、具体的検討課題のうち、どれを適法とするためのものか示されていない。【同：96, 126, 210】</p> <p>■不都合に即した個別規定を また、C類型についても、個別権利制限規定で構成される現行法で具体的に不都合のある利用形態があるならば、不都合に即した個別規定の創設・改正で対応した方が明確である。一般規定を導入する必要はあるのか。</p> <p>■より不明確になった定義 WT報告書では、権利制限の一般規定の対象と想定されるうち、「著作物の表現を知覚するための利用とは評価されない利用であり、当該著作物としての本来の利用とは評価されないもの」をC類型とし、二重に定義していた。しかし、中間まとめではこれが「著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」とされた。WT報告書でもともとあいまいだったC類型の定義が、中間まとめでは「本来の利用」という限定が外れ、「知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」という、より不明確な表現となった。これでは、どのような利用形態がこれに当たるのか分からない。5月14日に開催された政府・知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会(第7回)において、ある委員から「グーグルブックサーチの事例はC類型に該当するのではないか」との指摘があるなど、読み方によっては極めて広範な適用が可能のように読める。C類型として挙げられている具体的な例は乏しく、この規定は、具体的にどのような利用行為を権利制限の対象としようとするものが、明らかではない。</p>	社団法人日本新聞協会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(3)いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利を及ぼすものではないと考えられる利用への対応

③利用の類型(2)

番号	項目	意見	個人/団体名
		<p>■不十分な体系的議論 また、WT報告書では、「著作物の表現の知覚を目的とする利用をもって著作物としての本来の利用であると整理しているところ、表現と機能の複合的性格を持つプログラム著作物の場合、他の種類の著作物とは大きく異なる性質がある」とし、「プログラムの著作物は、Cの利用類型の対象から除外して考える等、慎重に検討する必要がある」との意見を受け、プログラムの著作物を除いて議論、類型化していた。これを受けた法制問題小委員会でも、プログラムの著作物を除外することを前提に「知覚することを通じて」という表現を入れたはずだ。にもかかわらず、中間まとめの最終審議となった4月22日の法制問題小委員会で、一部委員からプログラムの著作物を外す必要はなく「知覚することを通じて」の文言は不要という趣旨の発言があった。中間まとめの審議が一通り終わってから類型の根幹をなす定義範囲を大幅に変えるような検討課題が挙げられたことからみても、いまだ体系的な議論が尽くされたとは言えないのではないか。C類型については特に、規定振りや解釈によって規定の射程が著しく変動する恐れがある。上述したプログラムの著作物の扱いを含め、さらなる慎重な議論、検討が必要だと考える。【同：234】</p>	
156	第4章1(3)③	<p>■3類型が「著作物利用における萎縮効果の解消」に役立つのか疑問 中間まとめでは、権利制限の一般規定による権利制限の対象として、A～Cの3類型が示されているが、そのいずれの類型においても例示されている利用行為は極めて矮小なものであり、法制問題小委員会ヒアリングで出された100の具体的利用行為の大多数は、A～Cのいずれの類型に含まれるのか否か明らかではない。このため、権利制限の一般規定を導入する意義の1つとしている「著作物利用における萎縮効果の解消」に実際に役立つのか疑問である。【同：75, 97, 113, 128】</p> <p>■3類型は範囲・基準が不明確なため、個別権利制限規定として明確化することが妥当 ・現行法下では「形式的権利侵害行為」に該当する可能性があり得る「写し込み」がA類型によって明確に適法とされることは、放送番組の製作上、望ましい面もある。しかし、「写し込み」がA類型に含まれるか否かは不明確であり、実務上、混乱が生じる可能性がある。 ・B類型については、例示されている利用行為の中には契約で解決されている事例もあり、具体的な問題が生じているとは考えにくい。立法の必要性を再検証すべきである。 ・C類型の「著作物の表現を知覚すること」および「享受するための利用」という表現は、主観的要素が大きく、どのような利用行為がこれに該当するのかわからない基準を明確に提示しなければ、予見可能性や法的安定性を著しく欠くことになる。例えば、「技術の開発・検証」という名目による違法行為の「抜け道」になるようなことがあってはならない。 ・権利制限の一般規定において、その具体的な範囲や基準が明確にされなければ、いたずらに社会的混乱を招くことになる。したがって、これらの類型を立法化する場合には、権利制限の一般規定ではなく、これまで同様、個別権利制限規定として明確にその範囲を規定することが妥当であると考える。【同：97, 113, 128】</p>	社団法人日本民間放送連盟
157	第4章1(3)③	<p>C類型を設けることについて賛成する。 デジタル・ネットワーク社会においては、「コピー」は、著作物を見る、聞く場合等に限らず、情報通信における基本的な処理であり、それぞれの行為について個別に立法することは不可能である。また、「近時の法改正で設けられた個別権利制限規定を包括するようなものとして捉えることができる」とあるとおり(P21)、今後立法される個別規定も含め、C類型が包括的に受け皿規定として機能すべきであると考えられる。</p>	日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会
158	第4章1(3)③	<p>(意見2) また、次の3類型を権利制限の対象となる利用行為とすることについても異論はない。 A 次著作物の利用を主たる目的とし、他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの(いわゆる「形式的権利侵害」) B 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの C 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用 (意見の理由) 中間まとめは、Aその著作物の利用を主たる目的とし、他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの(いわゆる「形式的権利侵害」)、B適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの、C著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用、の3類型については、権利制限の対象としている。これらAからCまでの利用行為は、いずれも、A利用の質又は量が軽微であり、実質的違法性を備えないと評価することができるもの、B適法な著作物の利用の過程に生じる著作物の利用であるものの、それ自体を著作物利用の目的としていないもの、C技術の研究・開発に付随する著作物の複製等、あるいはデジタル化・ネットワーク化に伴い、物理的には著作物の複製等が伴っているものの、著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とはいえないもの等であって、これらの利用行為は権利者に特段の不利を生じないものと考えられる。これらの利用行為については、従来から、著作権行使の対象にはならないのではないかという見解があるものの、形式的には著作権侵害に該当する可能性が強いものであるから、権利制限の対象行為とすることによって、権利侵害に該当しないことを著作権法上も明確化する意義は大きいものと言えよう。【同：100, 131】</p>	日本弁護士連合会
159	第4章1(3)③	<p>著作物の鑑賞をともなわない解析作業や分析作業を著作権の制限規定に加えることは新しい視点であり、著作物がデジタル化、ネットワーク化された環境におかれている現代において望ましい改正であると思われる。その解析結果が活用されることにより、著作物の評価や利用の促進が促進され、著作物の流通や違法若しくはモラル違反の著作物利用に歯止めをかけることができることを考えれば、著作権者の利益にもなると思われる。 一方で、作業自体が「著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」に該当しても、解析結果などの結果物が外に公表されることによって、それに解析元の著作物が複製されている場合、著作権者の利用を害する可能性は否定できない。したがって、本類型Cを導入するとしても、例えば「結果物の公表に当たって原著物の一部を利用するとしても、32条の引用の範囲を超えないこと」などといった制限規定を付することが望ましいのではないか。</p>	日本弁理士会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(3)いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利を及ぼすものではないと考えられる利用への対応

③利用の類型(2)

番号	項目	意見	個人/団体名
160	第4章1(3)③	デジタル化、ネットワーク化が急速に進む中、著作物等の新たな利用方法が生まれたり、利用者が意図していないにもかかわらず結果的に著作物を利用してしまうなどの例が見られるようになってきている。現行の著作権法が、このような社会状況の変化に必ずしも迅速に対応できていないことや、いわゆる「委縮効果」により利用を控えてしまい著作物の利用が円滑に進んでいないことなどを理由に一般規定導入の要望も強いことを考慮すると、今回の中間まとめで示されたAからCの利用行為を権利制限する一般規定を導入することに一定の意義は認められる。 特に、第4章1(2)で述べられている写り込みなどの付随的に生ずる著作物の利用については、放送番組の制作にあっても、現行法上の権利制限規定で対応できないケースもあり判断に迷うことがあったため、このような利用が認められることは、報道の自由や知る権利に応える観点からも意義あることだと考えられる。 ただし、著作物の公正な利用と著作権等の権利の保護のバランスについては十分配慮され、権利者の権利が不当に害されることのないよう留意されるべきである。	日本放送協会
161	第4章1(3)③	Cの類型において例と示された事案については、権利制限対象とすべき一定の場合がある可能性があること自体は否定しないが、それぞれの事案にしたがって、その必要性・要件等について更に詳しく検討が必要であるという意見が多数であった。また、要件の規定の方法によっては拡大解釈を招く可能性が高いのではないかと危惧されるため、要件の規定には慎重に検討する必要があると考える。	ネットワーク流通と著作権制度協議会
		2、プログラムの著作権による保護との関係について【16頁及び25頁】BSAは、前記基本的考え方に加え、本まとめについて、著作権によるプログラムの保護との関係について意見を以下の通り述べます。結論としては、A、B、Cの類型には、プログラムの著作物は含まれないとの考え方を明記すべきと考えます。 (2)C類型について【20頁—21頁、25頁、27頁】次に、C類型についてですが、C類型でプログラムの著作物について権利制限が必要となる利用行為の類型として要望が出され、議論をされているのは、専らリバース・エンジニアリングに関連する利用行為です。リバース・エンジニアリングに関連する利用行為につき権利制限を行うのかについては、産業政策的な観点も踏まえ十分な検討を行うため、平成20年度、貴会において、関係団体に広くヒアリングを行って検討し、とりまとめを行ってきたところで、BSAは、別紙2(貴会へ提出した意見の抜粋)のとおり、より広い状況の下で逆コンパイルを認めて著作権の保護を減退させることは、不透明さを生じさせ、イノベーションを遅らせ、かつ競争を制限することにより、産業に損害を与えるものであると考え、また、開発者及び消費者には必要な情報を入手するための多くの方法があることを指摘して、権利制限には反対しておりますが、仮に権利制限規定を設ける場合であっても、EUの制定法及び米国裁判所の判例により、現在、逆コンパイルは、極めて狭い範囲でかつ具体的な制限が課せられる条件の下で相互運用性を達成するという唯一の目的のために認められていることや、EUソフトウェア指令が逆コンパイルが認められる場合について厳密に制限していることが参考に値することを述べてきております。このような幅広いヒアリングを下に権利保護のバランスを検討してきたことを踏まえ、そのような十分な検討を今回経ないで、詳細な要件を盛り込まない曖昧なC類型でリバース・エンジニアリングについての権利制限を行うことは、前記のとおりソフトウェア産業に損害を与えるものであるとともに、本まとめ16頁にある利用行為を想定した上で規定を考えるとの基本アプローチにも矛盾するものと考えます(前記のとおり、BSAは、C類型が非常に曖昧であって、その適用範囲が非常に不確実で予測不能であることに懸念を有しています)。従って、BSAは、A・B・C類型いずれにもプログラムの著作物は含まれないことを明記した上で、リバース・エンジニアリングの個別権利制限規定の要件の詳細を詰めるべきと考えます。【同:81、243】 (別紙2)ビジネスソフトウェアアライアンス(BSA)の意見 平成20年7月25日 1. 始めに BSAは、貴委員会が、コンピュータ・プログラムの保護に関連して、新たな権利制限規定を認める著作権法の改正を検討中であること、具体的には、セキュリティ及び研究開発を目的とするコンピュータ・プログラムの逆コンパイルを行う際の複製及び翻案に対応するための権利制限規定を設けることを検討されていると理解しております。BSAは、そのような権利制限規定が不可欠との事情は生じていないこと、及び、却って、制限規定を設けることにより日本における新規ソフトウェア製品の開発及び普及を妨げるおそれがある、と考えます。 2. 著作権保護の果たす役割及び保護のバランスの重要性 (1)EUの制定法及び米国裁判所の判例により、現在、逆コンパイルは、極めて狭い範囲でかつ具体的な制限が課せられる条件の下で、相互運用性を達成するという唯一の目的のために認められています。EU又は米国法のいずれも、セキュリティ又は研究目的のために、特段に逆コンパイルを認めているわけではありません。 (2)ソフトウェアに対する著作権保護は、イノベーションを促す原動力であり、ソフトウェア産業の成功の要であり続けてきました。雇用、販売、生産高、成長、及び消費者に受け入れられたといういずれの点においても、ソフトウェア及びコンピュータ産業は、過去20年間に於いて大きな成長を遂げた産業の1つです。著作権保護という安定した体制の下で、産業が繁栄してきたことは議論の余地がありません。より広い状況の下で逆コンパイルを認めて著作権保護を減じることは、不透明さを生じさせ、イノベーションを遅らせ、かつ競争を制限することにより、産業に損害を与えるものであると、我々は判断しています。我々は、そのような制定法上の変更によって、問題点を生じさせこそすれ、問題の解決にはならないと考えます。 著作権保護に対する逆コンパイルの例外の問題は、日本を含め、1990年代初頭に、盛んに議論されました。現在のEU法及び米国法は、後述のとおり、極めて限定的な状況の下でのみ逆コンパイルの例外を認めています。15年以上前のこの時期に制定されたものでした。この間、ソフトウェア産業は、広範な逆コンパイルの例外を設けること無く、成長を遂げました。さらに、この間、著作権保護が、ソフトウェアのセキュリティ、研究及びその他に関する有益な解析に対して、障害となることはありませんでした。 端的に言えば、過去15年間、世界中で著作権改革のためのさまざまな努力が行われてきた一方で、逆コンパイルは、これらの議論の中で重要な問題ではありませんでした。我々は、その理由はシンプルなものであると考えます。つまり、ソフトウェア開発者は、現行法のもとで革新的な新製品を開発しかつ生産することができ、我々の知る限りにおいて、保護範囲を狭めることを正当化するような問題は、現行法には確認されておりません。	ビジネスソフトウェアアライアンス

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(3) いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利を及ぼすものではないと考えられる利用への対応

③利用の類型(2)

番号	項目	意見	個人/団体名
162	第4章1(3)③	<p>現時点の法及び政策のバランスを変更する可能性がある提案が行われた場合、とりわけ、保護範囲を狭めることの提案がなされた場合、BSAは極めて慎重に対応しています。現在提示されている権利制限規定を必要とする具体的な問題について何らの証拠も提示されないため、我々は懐疑的になっています。</p> <p>以下、主要な2点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの場合、より高いセキュリティを得るためか、または研究を推進するためのいずれかのために、コンピュータ・プログラムを逆コンパイルすることは必要ではありません。 ・前記のとおり、米国法もEO法も、商業的な任意の逆コンパイルを認めていません。 <p>日本が、直近に著作権法に対する逆コンパイルの例外を検討したときの提案者の目標は、研究開発費の削減のための改革の推進にありました。提案者は、逆コンパイルによって、いわゆる「類似の技術に対する余剰投資」と言われるものが生じるのを回避することができるだろうと考えたからでした。提案者らは、新規ソフトウェアの創作費は高すぎると考えていたようでした。複製費用の方がかなり安価なため、法的責任を生じることなく、ソフトウェアを複製しやすくすることを提案しました。日本において、1990年代初頭にこの議論は受け入れられませんでした。BSAは、貴委員会に対して、再度、これを受け入れないようお勧めします。</p> <p>3. 権利制限規定の必要性がないこと</p> <p>(1)商業目的での逆コンパイル提案者の基本的な主張 逆コンパイルを認める提案者は、よく以下のように主張します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.コンピュータ・プログラムは、通常、「0」及び「1」の連続によるオブジェクト・コードにおいて、ユーザに配信されている。 2.オブジェクト・コードを、コンピュータは理解することができるが、人は理解することができない。 3.したがって、プログラムを理解しようとする者は、その理解に必要な情報を取得するためのリバース・エンジニアを行わなければならない。 4.リバース・エンジニアは、多数の解析形態によって構成されており、それを通じて、エンジニアは、オブジェクト・コードを、オリジナル・ソースコードに近い状況に変換することを試みている。 5.エンジニアに対して必要な情報の取得を可能にするリバース・エンジニアの唯一の形態は、逆アセンブリ又は逆コンパイルである。 6.逆コンパイルは、セキュリティを改善し、研究を増やすために認められるべきである。 <p>以下2つの問題を検討する必要が生じます。 ・ユーザ及び開発者が必要とする情報は何で、それをどうやって入手することができるか。 ・逆コンパイルは必要か。</p> <p>(2)情報入手手段 逆コンパイルは、情報入手のための多数の方法のうちの一つであり、以下のとおり、その他の方法があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.開発者から、ライセンスに基づき情報を入手する。 2.マニュアル、公開された仕様書、及びその他の文書を調査する。 3.(プログラム所有者により提供される)コードを調査する。 4.プログラムの実行前、実行中又は実行後に、コンピュータのメモリ内容を調査する。 5.プログラムの実行:メッセージを調査し、特定のコマンドに対する反応を調査する。 6.テスト・プログラムを、調査対象のプログラムと共に実行する。 7.トレース解析:プログラムを一度に1ステップ実行し、CPU、入出力、及びその他のラインを追跡する。 8.プログラムと併せて使用されるハードウェアを調査する。 <p>著作権法は、コンピュータ・プログラム開発者に対して、1から8までの方法のような形態の製品解析による情報の入手を妨げているわけではありません。また、逆コンパイルの禁止によって、独立して新規著作物を創作することを妨げているわけでもありません。これは重要な点です。</p> <p>(3)第三者の権利侵害を行わずに情報を入手する手段 コンピュータ・プログラムに関する正確な情報を入手するための最も効率的な方法は、開発者に尋ねることです。開発者は、プログラム、そのメリット、デメリットを把握しています。開発者は、さらに、ユーザが「満足」し続け、かつ開発者の製品を購入し続けるために、情報の要請に対応することに強い関心を持っています。開発者は、「不具合(バグ)」を修理することに強い関心を持っています。意図されたとおり作動しないプログラムでは、顧客は不満を感じます。顧客が必要としている全ての情報を確実に提供するため、多くの開発者は、プログラムについて記述する多数の文書を公開しています。また、「ディベロッパー・キット」は、通常、他のソフトウェア・デザイナーに対して、オリジナル製品と併せて作動する他のソフトウェアを開発することを奨励するために提供されています。</p> <p>次の質問は、競合製品を開発する意図を持つ者は、そのような製品の製作に必要な全ての情報を入手しているかどうかです。多くの場合、必要な全ての情報は、ライセンス、ドキュメンテーション、ディベロッパー・キット、お客様からの問合せホットライン、テストその他の合法的なソース(情報源)を通じて入手されます。</p> <p>しかしながら、競合するソフトウェア開発者は、ソフトウェアが何をするものかについての情報のみならず、コンピュータ・プログラムがどのようにして書かれた(表現された)かについての情報を欲しがります。この情報を入手するための合法的な方法があり、情報を要請する方法が最も明確です。前記のとおり、さまざまな状況下でプログラムをテストすることも可能です。</p> <p>もっとも、情報を依頼した場合、対象のプログラムの権利者は、ライセンス契約を締結して支払いを要求したり、条件を課す場合もあります。したがって、情報入手のための合法的な方法のうちには、第2の開発者に対しては「不都合」である場合もあります。</p> <p>EOソフトウェア指令は、多くの場合に、プログラムに関する情報は、開発者から提供される可能性があることを認識しています。したがって、指令は、逆コンパイルが認められる場合について、厳密に制限しています。第2の開発者は、「必要な」情報を入手するために「不可欠」であり、かつ情報が「あらかじめ容易に利用可能でない」場合のみ、逆コンパイルを行うことができます。³</p>	

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(3)いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利を及ぼすものではないと考えられる利用への対応

③利用の類型(2)

番号	項目	意見	個人/団体名
		<p>4. 欧米におけるソフトウェアの法的保護</p> <p>(1)米国 米国法は、一般的に、商業的逆コンパイルを認めるものではありません。著作権法は、逆コンパイルに対する個別の例外規定を定めていません。したがって、米国においては、少数の裁判所がフェア・ユースの理論に基づき許容している場合を除き、逆コンパイルは、著作権者の独占的権利を侵害し、侵害行為にあたるものであると考えられています。逆コンパイルの特定の問題点について扱った有名な事案(Seга対Accolade事件4及びAtari対Nintendo事件5)が2例あります。いずれの事案もビデオゲーム・ソフトウェアに関わるものです。Atari事件は、連邦巡回区連邦控訴裁判所の判決であるため、著作権事件の審理をする地方裁判所において先例拘束性があると見なされる可能性はほとんどありません。さらに、関連する法的問題に対する裁判所の議論がほとんど存在しないため、他の裁判所が、本件の議論を説得力のある判例と考える可能性もほとんどありません。したがって、逆コンパイルを特に扱った重要な米国判例は、セガ事件に対する第9巡回区連邦控訴裁判所意見ということになります。セガ事件を取り扱った裁判所によって要約されるとおり、「逆コンパイルによって得られる、著作権によって保護されていないプログラムの要素に対するアクセスの唯一の手段を提供する」場合にのみ、逆コンパイルをフェア・ユースとして認めています。6逆コンパイルはセガ判決に基づき常に認められるものであるとする主張もありますが、そのような解釈は、裁判所意見によって支持されておらず、より一般的なフェア・ユースに関する、大多数の米国法とも整合するものではありません。</p> <p>セガ事案を取り扱った裁判所は、逆コンパイルが当該資料を入手するための唯一の手段でない場合には問題が生じるであろうこと、及び、そのような場合には、フェア・ユースにより侵害を免れるものにはならぬであろうことに特段に言及しました。7仮差止請求事件に対する抗告審であるため、要求している資料を入手するために逆コンパイルを行う代わりにアコレイト社が使用し得た別の手段についての事実に関する記録はほとんど存在していません。資料を入手するためのその他の手段が存在しないことは、セガのプログラムを逆コンパイルするためにアコレイト社にとって「必要」であったとする裁判所の判断の重要な基礎であるため、この点は、記録における重大な欠落でありました。裁判所は、フェア・ユースが存在しない場合には、逆コンパイルによって著作権が侵害されることを認めたため、したがって、逆コンパイルを認める著作権の例外自体を支持する主張を拒絶しました。8適切な状況の下では、フェア・ユースは、逆コンパイルを行う間に実施された中間的複製及び翻案に対する防禦となる可能性もあります。しかしながら、裁判所が、逆コンパイルは、オリジナル・プログラムから、アイデア及び保護されていない要素のみを使用することができるものであることを明確にしているため、セガ事件においてすら、被告の最終製品が、それ自体、原告の著作物と実質的に類似している場合には、フェア・ユースは、被告の最終製品を侵害責任から保護するものとはなりません。9</p> <p>(2)ECにおける逆コンパイル 1992年、EUは、コンピュータ・プログラム保護に関する加盟国の法を調和させる目的で、ソフトウェア指令を採択しました。指令は、コンピュータ・プログラムは著作権により保護される言語の著作物であることを確認し、また、独創性についての基準などの論点について、共同体の法律をハーモナイズしました。指令は、さらに、保護範囲に関して一般的な適用される著作権に関する原則は、詳細な例外事項を要することなく、コンピュータ・プログラムに対しても適用されることを確認しました。また、逆コンパイル問題に対する詳細なアプローチを要請する諸団体を調整するための妥協案として、共同体は、著作権保護についての極めて狭い範囲の例外を採択しました。指令第6(1)条においては、「独自に創作されるコンピュータ・プログラムと、他のコンピュータ・プログラムとの相互運用性を達成するために必要な情報を入手するために不可欠である」場合にのみ、無許諾での逆コンパイルを認めています。もっとも、いくつかの条件が課されており、逆コンパイルによって得られる情報は、「あらかじめ容易に利用可能でないものであり、逆コンパイルという行為は、「相互運用性を達成するために必要」なオリジナル・プログラムの一部についてのみ行うことに制限されています。さらに、第6(2)条は、第6(1)条に基づき取得された情報は、独自に創作されるプログラムの相互運用性を達成すること以外の目的のために使用することはできないこと、また、相互運用性のために必要である場合を除き第三者に付与することはできないこと、及び実質的に類似するプログラムを開発するため又は、著作権を侵害するその他の行為のために使用することはできないことを要求しています。これらの詳細な前提条件に加え、権利者の正当な利益を不当に害せず、また、コンピュータ・プログラムの通常の利用を妨げないことを要請しているベルヌ条約に違反する場合には認められないとする、明示的な条件を充足している場合にのみ、逆コンパイルを認めています。逆コンパイルに関する限られた米国判例法を米国著作権法全体という文脈において解釈しなければならないのと同様に、EC法の例外も、指令全体の文脈において検討されなければなりません。EC諸国は、コンピュータ・プログラムに対する著作権を、その他の言語による著作物に対する保護と同レベルに適切に調整しました。指令は、一般的な著作権に関する原則は、その他の著作物に対するのと同様に、コンピュータ・プログラムに対しても適用されることを確認しています。指令は、さらに、コンピュータ・プログラムに対して、その他の著作物に比べてより高い独創性基準を適用したEC諸国の裁判所の誤りを訂正しています。</p> <p>5. 結論 BSAは、現行の日本法が柔軟性に富むものであり、必要な範囲の調査及び解析自体を妨げるものではないと考えます。しかしながら、コンピュータ・プログラムを調査するために用いられている方法は、著作権の基本的な考え方を尊重すべきです。著作権者の許可なく商業目的で著作物を複製、翻案、又は翻訳することは、侵害にあたります。これらの複製物や翻案物が中間的なものであるか、最終製品であるかは問いません。もし、逆コンパイルの権利制限規定がどうしても必要であると認められると、そのように判断された場合でも、我々は、逆コンパイルは、相互運用性の目的上の、EUのアプローチと整合する極めて狭い範囲の例外であるべきであると考えます。EU法は、公正かつ有効な法にとって不可欠であると我々が考える重要な制限を設けています。それによって、逆コンパイルは、必要な情報がその他の方法においては入手することができず、相互運用性の達成という限定された目的でのみ行われる例外的な状況でのみ認められることとなります。</p> <p>※脚注 *2ビジネスソフトウェアアライアンス(BSA)は、世界80カ国以上の国や地域でビジネスソフトウェア業界の継続的な成長と、安全で信頼できるデジタル社会の実現を目指して、政策提言・教育啓発・権利保護支援などの活動を展開している非営利団体です。BSAは急成長を遂げるビジネスソフトウェア業界をリードする企業で構成されています。1988年の米国での設立以来、常に政府や国際市場に先駆け、世界のビジネスソフトウェア業界とそのハードウェア・パートナーの声を代表する組織として活動をつづけ、教育啓発、および著作権保護、サイバーセキュリティ、貿易、電子商取引を促進する政策的イニシアチブを通して技術革新の促進に努めています。BSAのメンバーにはアドビシステムズ、アジレント・テクノロジー、アルティウム、アップル、オートデスク、アビッドテクノロジー、イベントレー・システムズ、ポランドCA、ケイデンス・デザイン・システムズ、シスコシステムズ、CNC Software、Mastercam、コーレル、サイバーリンク、デル、EMC、FrontlinePCBSolutions-AnOrbotechValorCompany、HP、インテル、スカイパー・マイクロソフト、Mindjet、Minitab、Monotype Imaging、PTC、クオーク、Quest Software、SAP、SASインスティテュート、シーメンスPLMソフトウェア、ソリッドワークス、SPSS、サイバー・セキュリティ、シマンテック、ソラリス、テラ、TheMathWorksおよびトレンドマイクロが加盟し活動を行っています。詳しくは、BSA日本ウェブサイトwww.bsa.or.jpまたは、BSA米国本部ウェブサイトwww.bsa.org/usa/(英語)をご覧ください。</p>	

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(3)いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利を及ぼすものではないと考えられる利用への対応

③利用の類型(2)

番号	項目	意見	個人／団体名
		<p>・3.ECソフトウェア指令第6条 1.第4条(a)及び(b)の範囲内における、コードの複製及びその形式の翻訳が、独自に創作されるコンピュータ・プログラムと、他のプログラムとの相互運用性を達成するために必要な情報を入力するために不可欠である場合には、権利者の許諾は必要とされない。ただし、以下各号を充足していることを条件とする。 (a)これらの行為は、ライセンス又はプログラムの複製物を使用する権利を有する者、又は、それらの者に代わって権限を付与された者によって行使されること。 (b)相互運用性を達成するために必要な情報が、(a)号に掲げる者にあらかじめ利用可能でないこと。 (c)これらの行為は、相互運用性を達成するために必要なオリジナル・プログラムの一部の範囲内に限られること。 2.前項の規定は、その適用によって得られる情報を、次のように利用することを許可するものではない。 (a)独自に創作されたコンピュータ・プログラムの相互運用性を達成するため以外の目的のために使用すること。 (b)独自に創作されたコンピュータ・プログラムの相互運用性に必要な場合以外に、他の者に提供すること。 (c)実質的に表現が類似しているコンピュータ・プログラムの開発、製作若しくは販売のために、又は、著作権を侵害するその他の行為のために使用すること。 3.言語及び美術の著作物の保護に関するベルヌ条約の規定にしたがって、本条の規定は、権利者の正当な利益を不当に害するか、または、コンピュータ・プログラムの通常の利用を妨げる方法で使用されることを認めるように解釈することはできない。 ・4.SegaEnterprisesLtd.対Accoalde,Inc.977F.2d1510(1992年9巡回区連邦控訴裁判所) ・5.AtariGamesCorp.対Nintendo,Inc.975F.2d832(1992年連邦巡回区連邦控訴裁判所) ・6.977F.2d1518頁。1520頁、前掲も参照(「プログラムの保護されていない部分(中略)アクセスするための唯一の手段は、我々にとっては逆アセンブリであった。」) ・7.1520頁、前掲。 ・8.これらには、アイディア・表現の二分法(17U.S.C. § 102(b))、及びプログラムの複製物の所有者に対する限定された属人的な免責(17U.S.C. § 117)に基づく主張も含まれた。 ・9.1527頁から28頁、前掲。</p>	
163	第4章1(3)③	デジタル・ネットワーク社会においては、著作物を見るため、聞くためにも機器の利用が必要であるから、複製(コピー)は不可避免的に生じる基礎的処理である。従って、行為ごとに個別に立法することは不可能であり、ナンセンスでもある。また、「近時の法改正で設けられた個別権利制限規定を包括するようなものとして捉えることができる」とあるとおり(p21)、今後立法される個別規定も含め、C類型が包括的に受け皿規定として機能すべきであると考ええる。	ヤフー株式会社
164	第4章1(3)②	(第4章(3)③【21頁】「権利制限の一般規定という性質に照らして、ある程度柔軟に解してもよいのではないかと」の意見が出された。)について 柔軟解釈の意見に賛成。一般規定を骨抜きにしないためにも柔軟に解すべきである。【同:105, 136】	個人07
165	第4章1(3)③	C類型について「知覚することを通じて」として、いわゆるトランスフォーマティブな利用全般を対象としなかったことに賛成する。 【理由】いわゆるトランスフォーマティブな利用とは、どのような利用を指し、それらのうちの程度の利用が適法とされるべきかについて、十分に議論がなされているとはいえ、「本来的な利用」などの抽象度の高い表現を用いれば、具体的な規定方法によっては利用者の独善的な拡大解釈により利用が開始されるおそれが強いと考えられるからである。	個人21
166	第4章1(3)③	インターネット関連技術/産業が萎縮することなく、国際競争力を維持するためにも、類型Cのような規定があると良いと思います。	個人25
167	第4章1(3)③	本項目で述べられている、利用の類型Cを「一定要件の下で、一般規定による権利制限の対象として位置付けること」に賛同致します。インターネット上の大規模データを用いた研究分野は、情報検索、自然言語処理、データマイニング、ネットワーク解析、動画像処理等、多岐にわたっており、これらの研究開発が大いに促進されると思われます。ただし、科学・工学分野においては、実験結果が再現可能であることが重視されることから、著作物の複製により作成された実験用データを大学・研究機関の研究者間で共有できることが重要となります。こうしたデータ共有が非合法とならないような配慮をお願いいたします。データの共有により、複数の研究機関において同じデータを作成するような非効率性が回避でき、かつ互いの技術を相互に検証することで迅速な研究開発の発展が見込まれます。また、開発した解析技術を公開サービスに展開することを考慮しますと、解析結果の根拠となる元データの提示に関して詳細な議論が必要となります。我が国におきましても多様なインターネットサービスが大学から生まれるような活力のある場の醸成が、著作権の保護と同時に必要かと存じます。これらの点についても御考慮を頂き、研究目的での利用が柔軟に行える形で、権利制限の一般規定が条文化されることを要望致します。	個人26
168	第4章1(3)③	<p>■類型Cの利用形態は、WEBを対象とした様々な研究者が最も頻繁に扱う領域であり、類型Cの利用形態について、著作物の権利制限が行われることは大変望ましいことであるとと考えております。唯一気になりますのは、「著作物の表現を知覚する」の解釈であります。WEBを対象とした研究(全世界的に進められており日本でも活発に研究されております)では、様々なレベル(文、パラグラフ、さらには複数パラグラフ)での利用(利用結果、すなわちコンピュータの出力として同パラグラフ、複数パラグラフを出力する場合があります)れております。こうした場合、「著作物の表現を知覚する」ということが、どのあたりまでを意味するのか、研究者としては大変気になるところです。最終的には、個別事例での判断となるものと思いますが、ある程度の指針があると多くの研究者、そして企業にとって助けになるものと思います。</p> <p>■類型Cの利用形態は、WEBを対象とした様々な研究者が最も頻繁に扱う領域であり、類型Cの利用形態について、著作物の権利制限が行われることは大変望ましいことであるとと考えております。類型Cに関する研究は、データベース、WEB研究において多数実施されており、よく発生する事例として、次の点が気になります。 ・研究においては、「一度集めたWEBページ等のデータを同一の研究を行う研究者に渡したい」ということが頻繁に発生いたします。国立情報学研究所がNTICIRと呼ぶ研究プロジェクトでWEBを対象とした研究を行った際は、国立情報学研究所とWEBデータ利用者(大学や企業)が契約を結んだ上で、国立情報学研究所が著作権者から何らかのクレームを受けた場合に、ただちに当該WEBデータを削除できる等の対策をとっています。このような行為(Aで集めたWEBデータをそのままBへ渡すといった行為)は研究を進める上ではどうしても必要になります。このような行為を禁じるのではなく、著作権者の利益を守るなんらかの方策がとられていることを条件に、こうした利用を制限しないことが明確になっていると大変よいのではないかと考えております。</p>	個人27

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(3) いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利を及ぼすものではないと考えられる利用への対応

③利用の類型(2)

番号	項目	意見	個人/団体名
169	第4章1(3)③	<p>■以下の利用類型に関します権利制限の法律化を要望します。</p> <p>③利用の類型(2)</p> <p>C著作物の書類及び用途並びにその利用の目的及び様態に照らして、当該著作物の表現を近くすることを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用また、法律化にあたっては以下のようなケースに御配慮いただければ幸いです。</p> <p>・Webデータを元に作成されたデータの第三者への提供について</p> <p>現行の著作権法では、例えば、いわゆる「情報解析」のためにWebページをクロール、複製し、その内容を改変することなどは認められています。ただし、最終的な目的が「情報解析」のためであったとしても、以下の2点については少なくとも明示的に合法化されているとは思えません。</p> <p>I.クロールされた文書を含むアーカイブを第三者に提供する II.クロールされた文書中に一定以上の長さ(例えば「文」「パラグラフ」)以上で切り出して、それに注釈を加えたテキストデータベース(研究者の間ではコーパスと呼ばれます)として、第三者に向けて提供する</p> <p>まず、IIについて申し上げますと、第三者に提供するために第三者がアクセス可能なサーバー上にアーカイブを複製する、あるいは、第三者に物理的に送付するメディアへのアーカイブの複製行為が、「情報解析」「情報検索」目的とは取られず、非合法とはなるという危惧がございます。これが出来ませんと、Webアーカイブ構築のためのクローリングのコストが非常に高いことから、例えば、自前のWebアーカイブを持たない大学の研究室が事実上、Webの研究を断念せざるを得ないという状況になり、実際、国際学会において日本の研究機関の地盤沈下の原因となっております。</p> <p>また、同様に大規模なWebアーカイブを持たないベンチャーが新規なアイデアに基づいて検索ビジネス等を開始する場合にも大きな障害となります。本来、Web上の情報というのは、研究機関、ベンチャーも含め、公衆にむけて開かれた存在であると認識しておりますが、Webアーカイブという大規模データベースという観点からしますと、こうした法律的な問題も一つの原因となって、大手検索エンジンを初めとする少数の組織の独占するところとなっており、Webの本来の主旨からずれを生じているものと思われまます。さらに言えば、日本語という言語は人類の共有財産であるべきと考えますが、現状、Webは日本語に関する研究開発で必須のデータ供給源となりつつありますが、その共有財産に関する研究を、現行著作権法があるが故に、一部の機関、組織だけが実施できるという遺憾な状況になっていると思うこともできるかと思ひます。</p> <p>また、IIIに関して申し上げますと、近年、機械翻訳やテキストマイニングなどの研究開発においては、「注釈付きコーパス」というデータの存在がクローズアップされております。これは、オリジナルのテキストに対して、様々な注釈を付与したものです。注釈の例を挙げますと、日本語の文を、単語に分割して、その品詞などを注釈として付与したものなどがあります。具体例を挙げますと、</p> <p style="text-align: center;">私はパブリックコメントを書いています。</p> <p>というオリジナルテキストがありますと、</p> <p style="text-align: center;">私(代名詞)は(助詞)パブリックコメント(名詞、文書)を(助詞)書いています(述語)。(句読点)</p> <p>というような注釈を付与したものが、注釈付きコーパスと呼ばれます。</p> <p>このようなデータがどのように活用されるかですが、例えば、文を単語に自動で分割する機能は情報検索などにおいても必須の機能であります。現状、常に精度100%で分割が出来る訳ではありません。つまり、精度向上のための研究開発が必須であり、実際、現在も盛んに研究されていますが、現在有望視されている方法論は、上記のような注釈付きコーパスで正確なものを人手で作作り、そのデータから統計的計算によって単語分割の傾向を自動的に「学習」する手法です。このような手法では、そもそもアプリケーションとして分析する文書と、注釈付きコーパスのもととなった文書がなるべく同じ分野、ジャンルのものであることが大事であり、また、データの量も多ければ多いほどの望ましいということが知られています。</p> <p>翻って、Webと注釈付きコーパスとの関係について見ますと、まず、今後、Web上の文書を解析するニーズがますます高まることから、Web上のテキストをもとにした注釈付きコーパスを大量に作成することがのぞましいこととなります。また、単一の組織の中では、単語の分割アルゴリズムの開発を情報解析のためと解釈して、こうした注釈付きコーパスをWeb文書を元にして作成し、それを用いて単語分割アルゴリズムの精度向上を図ることが、著作者の同意を得なくても現行法に照らして妥当であると思われまます。しかしながら、注釈付きコーパスはオリジナルのテキストの翻案と見なすべきである以上、それを第三者に向けて提供することは情報解析、検索の目的からずれ、現行著作権法に照らして妥当でなくなる可能性が高くなります。</p> <p>一方で、こうした注釈付きコーパスの作成コストは非常に高く、一端作成したコーパスを複数の組織間で相互に提供、共有することは、利用できるコーパスの量が増えること、ならびに研究開発の重複を避け、より効率的な研究を行うべきであることから非常に重要となります。さらに、現状、こうした共有ができないことが、すべてを自社内で行える体力のある大手企業による技術の独占につながりつつあります。また、仮に注釈付きコーパスを共有したとしても、Web上のテキストに限定すれば、その活用はあくまで情報解析、情報検索のためであり、一般ユーザからすれば必要な情報を大量に含むデータであり、利便性が低いこともあって権利者の侵害の度合いは著しく低いものと考えられます。こうした点に鑑み、類型Cの法律化がなされるのであれば、こうした注釈付きコーパスの第三者への提供を許容する方向での法律化を要望するものであります。なお、オリジナルのWeb文書のURLを必ず注釈付きコーパスに明記すると言った条件をつけることは一向に問題ないと思ひます。</p> <p>また、上記は、一文単位(つまり、句読点「。」で分割される範囲)に関しての説明であり、そもそもオリジナルのテキスト、つまり一文に創作性が認められる可能性は低く、例えば、オリジナルの文書の集合、つまり、複数の文からなるテキストの集合に現れる文の順序をシャッフルし、元の文書が復元できないような形にして注釈付きコーパスとして第三者に提供することで法的リスクはおさえられるかもしれません。しかしながら、以下に示すように複数の文にまたがる注釈が必要な場合というも存在します。例えば、「これ」「彼」などの代名詞が、文をまたがって、前に出現した名詞を参照する場合の認識なども、情報解析においては非常に重要な機能であります。より具体的な例を挙げます。</p> <p style="text-align: center;">鈴木君と最近の物理学の状況について話をした。彼は日本のアインシュタインとでも言うべき人物である。</p> <p>ここで「彼」は「鈴木君」を指す訳ですが、これを考慮して、文書を正確に検索する正確に情報を抽出するためには、例えば、テキストを以下のように変換して、処理をする必要があります。</p>	個人28

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(3)いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利を及ぼすものではないと考えられる利用への対応

③利用の類型(2)

番号	項目	意見	個人／団体名
		<p><名詞1>鈴木君</名詞1>と最近の物理学の状況について話をした。 <参照名詞1=鈴木君>彼</参照>は日本のアインシュタインとでも言うべき人物である。</p> <p>こうした機能を実現するアルゴリズムの開発にあたっては、まさに、上記のように変換されたテキストを注釈付きコーパスとして作成して、精度の向上を図るのが一般的であります。こうした注釈付きコーパスでは可能な限りオリジナルのテキストにおける文の順序、構造を保存することが必要となります。こうした注釈付きコーパスの第三者への提供も考慮した類型Cの法律化を要望する次第であります。</p> <p>さらに一点付け加えますと、例えば、日本語のテキストと、その翻訳になっている英語のテキストを並べた「対訳コーパス」も注釈付きコーパスの一例と考えることができ、また、機械翻訳の研究開発においては必要不可欠なデータであります。現状ですと、上述のような理由によりWeb上のテキストを元に対訳コーパスを作成した場合、これの第三者への提供を行うことが困難であり、やはり、技術の独占を招き、技術開発の進展を阻害する可能性があります。このような点もご配慮いただければ幸いです。</p> <p>また、最後にこうした注釈付きコーパスは今後より多様なものが出現するものと思われます。例えば、これまでは、オリジナルのテキストの文面自体は改変しないという前提でしたが、例えば、こうした前提も今後崩れて行く可能性があります。つまり、技術的な必要性から、オリジナルのテキストを改変し、(例えば、要約する、もしくは同義な表現に言い換える)それに対して対訳、品詞、意味解釈などの注釈をくわえるといった操作も今後ごく普通に行われるようになります。次に述べます新規な技術に関する要望とも関連しておりますが、こうした技術の進化にも対応できるような法律化を望むとともに、研究者が萎縮しないよう分かりやすい法律の条文を要望する次第であります。</p> <p>非常に困難な課題であることは承知しておりますが、関連する研究開発の重要性、フェアユースが導入されている米国において、アーカイブ、コーパスの共有など研究を支える基盤の整備が先行し、日本語に関する研究開発に不必要な遅れが生じてしまう恐れがあることなどに鑑みて、善処を要望するものであります。</p> <p>■以下の利用類型に関します権利制限の法律化を要望します。 ③利用の類型(2) C著作物の書類及び用途並びにその利用の目的及び様態に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用</p> <p>また、法律化にあたっては以下のようなケースに御配慮いただければ幸いです。 ・新規な技術によるWeb文書の翻案、活用に関して Web上の情報がそもそも、一個人が処理しきれない程度にまで増大したことに関連して、Web上の情報にアクセスする手段で、いわゆる検索エンジン、つまり、URL、スニペットの表示という概念では括れない範囲のものが次々と開発される可能性があります。現在、すでに開発が進んでおり、また、今後、開発が進むであろう技術とともに現行著作権法と齟齬が生じると思われる例をいくつか以下に列挙いたします。</p> <p>類型Cの法律化に当たっては、以下のようなものを許容するような方向でのご検討を要望する次第であります。</p> <p>A.Web上の複数の文書を同時に要約して、Web上の社会的傾向を要約するような文書を作成する技術。 例えば、多数のWeb文書を解析して、「FXで破産したというレポートはWeb上に*件存在し、主婦で破産したという情報は*件存在する。一方で、FXで収益を挙げていることをリポートしているブログ記事は*件あり、なかには「山あり谷ありを越えて、苦節3年。*がきっかけでやっと、黒字になった」と要約できるレポートもあり、類似レポートは*件ほどある。収益が安定的に上がるまでの時間は、平均すると5年程度であるようである。」といった文書、実際の文書の要約や引用を交えて出力することが可能となりつつあります。 ここで要約と述べている操作は、現状では、オリジナルのテキストにある文で重要と思われるものを、そのまま選択して表示する「重要文抽出」であることがほとんどです。これはいわゆる「引用」ともとられかねませんが、一方で出典を要約中で逐一明記するのでは、システムの利便性は著しく下がることになります。代わりにWeb文書限定で結構ですが、いわゆるリンク等の手段で代替できることを明文化した法律が制定されるとありがたいと考えております。また、要約文書の可読性、利便性をあげるため、抽出された重要文を翻案する技術も開発が進んでおり、今後実用化が図られるものと思えます。類型Cの法律化におきましてはこうした状況にも御配慮をいただければ幸いです。また、現行法ではこのような処理が合法的であるか否かの判断は研究、開発に携わるものには非常に難しく、研究者の萎縮を招きかねません。分かりやすい条文を要望いたします。</p> <p>B.音声対話システムにおけるWeb文書の利用。 同様に、人と音声でコミュニケーションをする音声対話システムで、Web文書の要約、翻案を提示、読み上げたり、さらには、非視覚障害者に対してオリジナルのWebテキストの読み上げを行うようなシステムも開発は進みつつあり、実用化が図られるものと思えます。また、こうした複雑な操作、マルチメディアにわたるような操作は今後さらに一般的になるものと思えますが、こうした複雑な操作が現行著作権法に照らして妥当なのかどうか、法律の専門家でなければ判断できないところであり、類型C等が導入されるのであれば、解釈の容易さも同時に要望するところでもあります。</p> <p>C.教育目的の翻案 例えば、教育目的で、小学生に新聞記事、高度に専門的なテキスト情報を、分かりやすい形に変換して理解可能な形で提供する、といったアプリケーションも今後出現するのではないかと思います。技術的にはそれほど困難な課題ではありません。例えば、新聞記事中の専門用語等、難解な表現が出現した箇所に、辞書等の定義を挿入すること(例えば、記事中の「譎言」を「悪く言うこと」で置き換える。)や、関連する画像、動画情報をテキスト中に挿入して、より理解を容易にする、といったアプリケーションが考えられると思います。 現状、こうした操作がどこまで認められるのかは、非常に分かりづらいつらと言わざるを得ません。また、一件、類型Cとは無関係に思えますが、教育目的であり、本来、著作物を受容する者として想定されている人間(つまり、新聞記事で言えば、一定の知識を持つ大人)ではない人間、つまり小学生に「著作物の内容」を受容させるという意味での利用であり、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用は評価されない利用にあたるという解釈も可能ではないかと思われます。 以上、類型Cの法律化にあたって、関係が深そうな技術的進化、およびその可能性について述べさせていただきました。いずれも、権利保護の観点からは非常に難しい事例になりうることが重々承知しておりますが、関連技術の国際競争力を維持するという観点でも御配慮をおわがいの次第であります。 また、こうした新規な技術を効率よく開発するにあたっては、Web上にテキストに何らかの注釈を施したいいわゆる「注釈付きコーパス」の新たなタイプのもを第三者に提供できるようにすることが必須となります。これについては、別途ご意見を差し上げましたが、ご検討をいただければ幸いです。</p>	

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(4) 既存の個別権利制限規定の解釈による解決可能性がある利用への対応

(5) 特定の利用目的を持つ利用への対応

(6) その他

番号	項目	意見	個人/団体名
170	第4章1(4)・(5)・(6)	<p>■利用類型について ワーキングチーム報告書で示された利用類型をそのまま踏襲しているが、条文の規定振りによっては、適用範囲や判断基準において明確性を欠く恐れが強いと考える。適用範囲や判断基準が明確に示されないのであれば、著作物の利用者による拡大解釈が行われやすくなり無用なトラブルの元となりかねない。 逆に、適用範囲や判断基準をより明確にするのであれば、個別制限規定として規定すれば済むことであると考え。ワーキングチーム報告書にある利用類型について、再度詳細な検討を行い、このような利用類型について、一般規定でなければならぬのか、それとも個別規定で措置できるのか、改めて法制問題小委員会において検討されることを望む。【同：86, 109, 116, 140】</p> <p>■23頁「(6)その他」の項について 24頁の第二段落に、「企業内での出版物等の複製のうち、複製対象の著作物の複製物を適法に取得・所持している場合における極めて少数の複製については、一般規定による権利制限の対象と位置付けることを検討すべきとの意見や、企業内での出版物等の複製等の問題については、いわゆる「市場の失敗」を根拠として一般規定による権利制限の対象として位置付けることを検討すべきであるとの意見」があったとの記述があるが、このような意見が審議会委員から発言があったことに驚きを感じざるを得ない。従来から、著作物の複製利用に際して、許諾申請等に対応する複写管理団体が機能しているものについては、権利制限の対象から外すべきとの見解が一般的であったと認識している。これは42条第2項改正の際における審議経過を見ても明らかである。特に既存の複写管理団体では年間の包括契約方式の導入によって、社内利用については管理著作物を特定することなく、現在審議中の権利制限の一般規定に該当する複写利用まで含めて、一定の条件の基は包括的かつ複写量無制限の利用者契約締結が可能となっている。しかしながら、今回の審議過程において、このような発言がなされ、企業内における著作物の複製が一般規定となるとなれば、当機構ならびに社団法人日本複写権センターを始めとする著作権(複写権)の管理団体の機能は無用のものと化しかねない。</p>	一般社団法人 出版者著作権 管理機構
171	第4章1(4)・(5)・(6)	<p>2009年8月31日MCFより提出させて頂きました「フェアユース規定導入に関する意見」で挙げさせて頂きました「パロディ等の特定のルールによる二次著作物として利用する行為」について、中間とりまとめでは「関係論点につき十分議論を尽くした上で、権利制限の必要性等を慎重に検討し、必要に応じて個別権利制限規定の改正又は創設により対応することが適当であると考えられる。」となっており、今回は方針が示されておられません。しかしながら、パロディの利用は一般化しつつあり早急な検討が必要と思われるため、新たな検討の場の設置等が為されることを希望いたします。</p>	一般社団法人 モバイル・コン テンツ・フォー ラム
172	第4章1(4)・(5)・(6)	<p>一般規定の導入に反対の立場ですが、公益目的、特に教育分野において個別権利制限規定の導入についても反対の立場から、意見を申し上げます。</p> <p>『一般規定による権利制限が求められている著作物の利用行為には、「障害者福祉」や「教育」、「研究」、「資料保存」といった、目的の公益性に着目した著作物の利用類型が一定程度存在するものと考えられる。』 「これを一般規定による権利制限の対象と位置付けるべきではなく、権利制限の必要性について関係者間の合意が得られ次第、個別権利制限規定の改正又は創設により対応することが適当である」 どのような権利制限規定を念頭にしているかは分かりかねますが、現在の著作権法によって権利者は既に権利制限を受けており現行以上の権利制限は行き過ぎであると考えます。 この部分に対する不満のご意見は以前から頂戴しており、例えば、著作権者であります弊協会会員富山和子氏からは、「教材出版社、塾・予備校、書店、印刷会社その他教育分野に携わる関係者は大きな利益を上げているのに、なぜそもそも教育分野というだけで特別に権利者のみが不利益を被らなければならないのか」と疑問を呈しております。現状においては、裁判上教育分野においても著作権料の支払が認められたことなどから正当な対価が支払われつつあり、仮にやむを得ずこのような規定を設ける必要性があるのであれば、公教育とそれ以外を峻別した形での規定を望みます。</p>	株式会社日本 ビジュアル著 作権協会
173	第4章1(4)・(5)・(6)	<p>権利制限の一般規定を導入することが適当との検討結果について賛成いたしますが、AからCの類型のみを対象とすることは賛成できません。AからCの類型以外の利用行為についても、包括的に許容し得る一般規定とする方向で検討していただくことを要望いたします。</p> <p>(補足説明) 23から24頁には、AからCの類型の利用行為を対象とする権利制限の一般規定を導入し、AからCの類型に該当しない著作物の利用行為については、必要に応じて個別権利制限規定の改正又は創設による対応を検討することが適当である、とあります。 しかしながら、AからCの類型に該当する利用行為は、いずれも適用されるケースが極めて限定的であり、権利制限の一般規定と位置づけるにはあまりにも適用範囲が狭いものと言わざるを得ません。 また、AからCの類型以外利用行為であっても、権利者の利益を不当に害さず、社会通念上権利者も権利侵害を主張しないであろうと考えられる著作物の利用行為が、相当程度存在しているため、これらについて立法的な対応を先延ばしすることは適当ではないと考えます。 例えば、企業内で行われる軽微な利用行為(Webページの印刷、社内会議でのWebページの映写、出版物の極めて少数の複製等)、展示会や販売店等での新商品の宣伝・販促活動における一時的な利用行為(音楽や動画の短時間の再生)等は、いずれも形式的に著作権法を適用すると権利侵害となりますが、権利者の利益を不当に害すものではないにもかかわらず、AからCのいずれの類型にも含まれていません。 デジタル化の進展や情報通信技術の発展により、著作物を取り巻く環境は急激に変化しており、新しい著作物の利用行為が次々に進んでいます。それらのなかには、権利者の利益を不当に害さないものの、形式的に著作権法を適用すると権利侵害に該当するものが含まれており、企業実務においても現に支障が生じているものも少なくありません。 このような環境では、個別制限規定の改正又は創設では対応できないことは明らかです。著作物の利用に関する社会通念に法律を適合させ、また、社会の急速な変化に柔軟に対応するためには、AからCの類型に限定せずに、権利者の利益を害さない公正な利用を幅広くカバーできる権利制限の一般規定を導入することが必要不可欠であると考えます。</p>	KDDI株式会 社

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について
 (4) 既存の個別権利制限規定の解釈による解決可能性がある利用への対応
 (5) 特定の利用目的を持つ利用への対応
 (6) その他

番号	項目	意見	個人/団体名
174	第4章1(4)・(5)・(6)	<p>■本まとめでは、権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題の一つに、「(5)特定の利用目的を持つ利用への対応①公益目的にかんがみ権利制限が求められていると考えられる利用について」で、「障害者福祉」や「教育」、「研究」、「資料保存」といった、目的の公益性に着目した著作物の利用類型が一定程度存在するものと考えられる。」と指摘し、「こうした著作物の利用行為については、権利制限の必要性のみならず、公益目的にかんがみ既に整備されている他の個別権利制限規定との関係も含め、利用の目的、利用行為の主体、対象著作物、制限の程度、利用の態様等の要件につき慎重に考慮する必要がある。」としている。</p> <p>しかしながら、個別権利制限規定ではこれらの各検討課題のすべての利用パターンに対応できる規定が準備されておらず、権利者の利益を不当に害するとは思われない著作物の利用であっても、個別規定に規定されていないがゆえに利用が萎縮し、その結果、教育や研究活動が行いにくい状況を生み出している場合が少なくない。本来、学術著作物の円滑な流通と利用は、わが国における科学技術の発展とそれによる国民生活の向上や社会進歩を促進する重要な起点と基礎をなすものである。研究者は真摯に研究を続け、その結果を世に問い批判と評価を受けるためには、会費を払って関係する学会に加入し、学会・学術集会などの場で発表し、投稿料を支払って学会誌にも投稿している。学術著作物の真の著作者たる研究者の希望は、より多くの研究者仲間を読んで貰うことであり、自分の研究が広く社会の役に立つ事にある。したがって、「教育」、「研究」などの「公益性に着目した著作物の利用類型」を権利制限の一般規定に入れることを要望いたします。</p> <p>■本まとめでは、権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題の一つに、「(5)特定の利用目的を持つ利用への対応①公益目的にかんがみ権利制限が求められていると考えられる利用について」で、「障害者福祉」や「教育」、「研究」、「資料保存」といった、目的の公益性に着目した著作物の利用類型が一定程度存在するものと考えられる。」と指摘し、「こうした著作物の利用行為については、権利制限の必要性のみならず、公益目的にかんがみ既に整備されている他の個別権利制限規定との関係も含め、利用の目的、利用行為の主体、対象著作物、制限の程度、利用の態様等の要件につき慎重に考慮する必要がある。」としている。</p> <p>しかしながら、個別権利制限規定ではこれらの各検討課題のすべての利用パターンに対応できる規定が準備されておらず、権利者の利益を不当に害するとは思われない著作物の利用であっても、個別規定に規定されていないがゆえに利用が萎縮し、障害者が健常者と同様の質で著作物を利用できない状況を生み出している場合が少なくない。本来、障害者による知る権利、学ぶ権利などの基本的な人権に由来する権利を保障するためには障害の程度に合わせた著作物の複製利用等が欠かせない。権利者の障害者向け対応を代行することでもあり、権利者の利益を不当に害するとは言えない。したがって、「障害者福祉」などの「公益性に着目した著作物の利用類型」を権利制限の一般規定に入れることを要望いたします。</p> <p>■本まとめでは、権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題の一つに、「(5)特定の利用目的を持つ利用への対応①公益目的にかんがみ権利制限が求められていると考えられる利用について」で、「障害者福祉」や「教育」、「研究」、「資料保存」といった、目的の公益性に着目した著作物の利用類型が一定程度存在するものと考えられる。」と指摘し、「こうした著作物の利用行為については、権利制限の必要性のみならず、公益目的にかんがみ既に整備されている他の個別権利制限規定との関係も含め、利用の目的、利用行為の主体、対象著作物、制限の程度、利用の態様等の要件につき慎重に考慮する必要がある。」としている。</p> <p>しかしながら、個別権利制限規定ではこれらの各検討課題のすべての利用パターンに対応できる規定が準備されておらず、権利者の利益を不当に害するとは思われない著作物の利用であっても、個別規定に規定されていないがゆえに利用が萎縮し、資料保存などの目的で著作物を利用できない状況を生み出している場合が少なくない。本来、資料の保存目的での著作物の複製利用は、貴重な文化的遺産としての著作物を後世に残し継承することを目的としており、権利者の利益を不当に害するとは思われない。したがって、「資料保存」などの「公益性に着目した著作物の利用類型」を権利制限の一般規定に入れることを要望いたします。</p> <p>■本まとめでは、権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題の一つに、「(5)特定の利用目的を持つ利用への対応①公益目的にかんがみ権利制限が求められていると考えられる利用について」で、「障害者福祉」や「教育」、「研究」、「資料保存」といった、目的の公益性に着目した著作物の利用類型が一定程度存在するものと考えられる。」と指摘し、「こうした著作物の利用行為については、権利制限の必要性のみならず、公益目的にかんがみ既に整備されている他の個別権利制限規定との関係も含め、利用の目的、利用行為の主体、対象著作物、制限の程度、利用の態様等の要件につき慎重に考慮する必要がある。」としている。</p> <p>しかしながら、個別権利制限規定ではこれらの各検討課題のすべての利用パターンに対応できる規定が準備されておらず、出版団体の「(形式的)権利侵害」との主張を助長している状況は決して少なくない。学術著作物は本来的に科学的で客観的であることが必要である。しかしながら、ネガティブな情報はポジティブな情報に比べて積極的に表に出ないと言う、出版バイアスなどの傾向があることはしばしば報告されている。当事者が企業であれば更に自社製品などのネガティブ情報公開には躊躇を感じることは想定に難くない。食品安全性情報であれ感染症などの疾患情報であれ医薬品の副作用情報であれ、健康に害を及ぼす類の科学的情報の円滑な流通のためには、その阻害要因となる事項は排除した社会システムが、社会の公営に適うものと考えられる。したがって、「障害者福祉」、「教育」、「研究」、「資料保存」に加えて「健康危害(健康危機管理)」も「公益性に着目した著作物の利用類型」の権利制限の一般規定に入れることを要望いたします。</p>	社団法人情報科学技術協会
175	第4章1(4)・(5)・(6)	<p>企業内において、著作物の複製物を適法に取得・所持している場合において、当該複製物の使用に伴い、必要限度で行う利用行為について、一般規定による権利制限の対象となるよう、再検討をお願いします。例えば、社内研修において市販の書籍を、受講者全員分を購入し、その上で講義の便宜上、一部分の複製物を作成したり、プロジェクトに投影(上映)したりする行為など、権利者に特段の不利益を与えるものではない一方で、権利処理が困難であり、一般規定による利用を許容するのが適切であると考えます。</p>	社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会
176	第4章1(4)・(5)・(6)	<p>24頁の「企業内での出版物等の複製のうち、複製対象の著作物の複製物を適法に取得・所持している場合における極めて少数の複製については、一般規定による権利制限の対象と位置付けることを検討すべきとの意見や、企業内での出版物等の複製等の問題については、いわゆる「市場の失敗」を根拠として一般規定による権利制限の対象と位置づけることを検討すべきであるとの意見」があったというのは、現在の著作権等管理事業者(複写権管理団体)の管理事業や著作権等管理事業制度そのものをないがしろにする議論であり、報告書に記述すること自体理解に苦しむ。「市場の失敗」という経済学用語を使った意見について、実例や論証も示さずに記述しているのは一方的であり、社会に誤解や偏見を与えるものである。これらはすべて、著作権等管理事業制度によって解決すべき問題であり、権利制限の一般規定をこれらに適用するとすれば、明確にベルヌ条約違反となる。なお、フェアユース規定を導入している米国においても、上記のような「企業内での出版物等の複製」を権利制限しているようなことはなく、CCC等の著作権管理団体を通じて適正に権利処理が行われている。</p>	社団法人日本書籍出版協会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について
 (4) 既存の個別権利制限規定の解釈による解決可能性のある利用への対応
 (5) 特定の利用目的を持つ利用への対応
 (6) その他

番号	項目	意見	個人/団体名
177	第4章1(4)・(5)・(6)	「中間まとめ」の中に明確に図書館について記載された部分は見当たらないが、図書館に関しては「(5)特定の利用目的を持つ利用への対応」の、特に「①公益目的にかんがみ権利制限が求められていると考えられる利用について」に含まれているものと思われる。 これに該当する著作物の利用については、「権利制限の必要性について関係者間の合意が得られ次第、個別権利制限規定の改正又は創設により対応することが適当であると考えられる。」とされており、その理由としては、「既に整備されている他の個別権利制限規定との関係も含め、利用の目的、利用行為の主体、対象著作物、制限の程度、利用の態様等の要件につき慎重に考慮する必要がある。」とされているが、理由として挙げられているこれらの条件は、すべての著作物の利用について言えることであって、ことさらに「公益目的にかんがみ権利制限が求められていると考えられる利用について」に該当する著作物の利用に限ったことではなく、この理由をもって「公益目的にかんがみ権利制限が求められていると考えられる利用について」に該当する著作物の利用について、「個別権利制限規定の改正又は創設により対応することが適当」とするには不十分と考える。 また、個別権利制限規定の改正又は創設は、審議会等での審議を経て行われることが一般的と考えるが、審議会等での審議対象となる基準や過程が明らかではなく、併せて、審議対象となる基準や過程が明らかにされる必要があると考える。	社団法人日本図書館協会
178	第4章1(4)・(5)・(6)	(22頁～23頁について) (5)①公益目的にかんがみ権利制限がもたらされていると考えられる利用について ここでいう「公益性」のある目的であるかどうかという議論はあるかと存じますが、「教育」「研究」「資料保存」などを目的とした著作物の利用は、民間企業における各種業務遂行上も、通常に必要な行為として存在します。本中間まとめでは、公益目的での利用についても、一般規定による権利制限の対象とは位置づけない旨の見解が示されていますが、権利制限の一般規定導入の主な動機/効果の一つである「萎縮効果」の解決が図られないのではないかと懸念いたします。 (参照:1(6)・2(1)①)	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会知的財産委員会 著作権小委員会
179	第4章1(4)・(5)・(6)	中間まとめにおいては、『障害者福祉』(中略)といった、目的の公益性に着目した著作物の利用類型』については『一般規定による権利制限の対象と位置付けるべきではなく、権利制限の必要性について関係者間の合意が得られ次第、個別権利制限規定の改正又は創設により対応することが適当であると考えられる。』と述べられている。 しかしながら、障害者の情報利用に関しては、一般規定による権利制限が求められると考える。 このたびの著作権法改正により、障害者が情報を利用するために必要な幅広い方式による複製等が認められるなど、「障害者の情報利用の機会の確保」の幅が広がっているが、なお情報保障が得られない障害者が存在することは確かである。当面は個別権利制限の改正、創設、または現行法の運用により情報利用の機会を広げていくことは必要であるが、個別権利制限の規定のみでは限界があると言わざるを得ない。 国際生活機能分類ICFにおける障害の考え方、また障害者権利条約における障害のとらえ方では、障害とは個々の機能障害(インペアメント)のことでなく、社会の障壁との相互作用から生じるとしている。ありとあらゆる事例を掲げて個別権利制限規定を設けることは無理であり、恒常的にせよ一時的にせよ著作物にアクセスすることが困難なときに、その人に最適な情報アクセス方法、コミュニケーション方法で利用する場合は、一般規定により著作権制限することが求められる。 特に問題となるのは、例えば災害時の情報保障など、緊急に求められる対応である。災害時における情報保障は、生命財産に関わる待ったなしの事柄である。法改正を待つまでもなく、命を救うための情報保障を、速やかに、躊躇なく行う必要がある。このような行為は著作権者の権利を侵害するとは考えられず、一般規定による権利制限が求められる例だと考える。 具体的に、中間まとめに述べられた利用行為の類型で言えば、例えば聴覚障害者等の字幕制作過程における著作物の複製等の過程では、類型BまたはCに該当する場合があると考えられる。 従って、障害者福祉、または障害者の情報利用に関わる行為を、一般規定による権利制限が求められる対象として含めるべきである。	障害者放送協議会 著作権委員会
180	第4章1(4)・(5)・(6)	中間報告書第4章1(4)については、中間報告書が指摘するとおり、既存の個別権利制限規定をある程度柔軟に運用することによって解決できるものも一定程度存在すると考えられるが、中間報告書が正しく認識するとおり、そのような柔軟な運用が困難な個別権利制限規定も数多く存在しており、柔軟な運用による解決には自ずと限界があることを認識すべきである。 また、著作権法の合法的な利用範囲を画するという観点からは、個別権利制限規定の「柔軟な解釈」によって解決出来る可能性のあるものが、同時に一般権利制限規定の文言に含まれる結果となることに何らの不都合がないことは、中間報告書が正しく認識する通りである。一方、中間報告書第4章1(5)(6)では、今回のA～Cで想定されていない他の利用行為については、基本的に別途個別権利制限規定を創設・改正することで対処すると記載されているが、かかる創設・改正がいつどのように行われるのかについては、なんの示唆もない。 予測可能性を高める観点から、既存の個別権利制限規定をより柔軟な形に改正することを検討することは一つの道筋であるとはいえ、かかる創設・改正・見直しが行われるのであれば、現状を改善するひとつの解決策であるといえる可能性もある。しかしながら、かかる創設・改正・見直しを「慎重」に検討することに非常に時間がかかるのであれば、それを待つことを理由に一般権利制限規定の範囲を限定することは、とりもなおさず、かかる個別権利制限規定の創設・改正・見直しが行われるまでの間は、個別権利制限規定でも一般権利制限規定でも救済されない利用が依然として著作権法上は「違法な利用」であるという現在問題視されている問題がそのまま残ることを意味するのであり、かつ、一般権利制限規定がカバーする範囲が狭くなればなるほど、かかる救済されない利用が増える結果となって、今回の一般権利制限規定を導入しようとする趣旨を著しく害する結果となることは明らかである。したがって、具体的に見通しのない個別権利制限規定の改正・見直しを「検討」することを口実として、必要以上に一般権利制限規定の範囲を制限し、結果として「著作物の利用に関する社会通念に法律を適合させ、また、社会の急速な変化に適切に対応する」という今回の立法目的を著しく損なうことのないよう配慮されることを切に望むものである。 仮に、一般権利制限規定の導入に消極的な権利者に配慮して一般権利制限規定の範囲について制限するのであれば、その範囲から外れることとなった利用について今後具体的などのような対応を行い、いつ個別権利制限規定の創設・改正・見直しを行うのかについて、より具体的な検討を行い、一定の見通しが示されることを強く期待する。 なお、付言するならば、近年の個別権利制限規定の内容は、非常に複雑かつ難解であり、著作権法を専門に取り扱う弁護士ですらその理解に時間がかかるものとなっており、およそ、中学生・高校生をはじめとして広く国民に適用のある法律としては相応しくない内容であることは非常に遺憾である。今回の中間報告書においてあるとおり、個別権利制限規定を、より抽象的かつ柔軟な文言に改正しまたは見直すことについてもより真剣に議論し、今後の立法や改正において大いにその趣旨が反映され、いまや商業的な著作権業界に属する専門家だけではなく広く国民に適用される法律となった著作権法の規定ぶりについては十分に配慮されることを強く望むものである。	特定非営利活動法人クリエイティブ・コモンズ・ジャパン

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(4) 既存の個別権利制限規定の解釈による解決可能性のある利用への対応

(5) 特定の利用目的を持つ利用への対応

(6) その他

番号	項目	意見	個人／団体名
181	第4章1(4)・(5)・(6)	<p>日本病院ライブラリー協会は、本年、設立35周年を迎え、病院を中心とした医療機関に設置されている図書館・医療情報担当者約280名で構成される団体です。病院図書館の目的は、施設内の医師、看護師、薬剤師、技師等、医療者を対象に診療に必要な医療情報提供を主としています。提供する医療情報は的確性と迅速性、最新性が要求され、そのほとんど全てが日常の外来・入院診療の中で患者さんの命に関わる疾病の治癒、健康の維持のために利用され、あるいは治療法、クオリティオブライフ等の研究の一貫として使用されるものです。今や医学の進歩は世界同時発信・同時受信で日々刷新され、国内外の医学・医療情報の入手が難しく最適な診療を実施するのは困難です。</p> <p>(5) 特定の利用目的を持つ利用への対応①公益目的にかんがみ権利制限が求められていると考えられる利用について「一般規定による権利制限が求められている著作物の利用行為には、「障害者福祉」や「教育」、「研究」、「資料保存」といった、目的の公益性に着目した著作物の利用類型が一定程度存在するものと考えられる。こうした著作物の利用行為については、権利制限の必要性のみならず、公益目的にかんがみ既に整備されている他の個別権利制限規定との関係も含め、利用の目的、利用行為の主体、対象著作物、制限の程度、利用の態様等の要件につき慎重に考慮する必要がある。(22ページ)」法制問題小委員会において、このような検討がされていることは、重要なことと考えます。私が勤務する公立病院図書室をはじめ、病院図書館を取り巻く環境は厳しく、病院図書館における著作物の利用、複写は現行著作権法に反するものであり、さらに病院図書館は31条の図書館に該当しないという意見があります(注1)。</p> <p>医療法による「国民の健康の保持に寄与することを目的」とした医療現場における医学・医療情報の利用は、公益性を持つ利用のひとつという認識が社会的に浸透して然るべきと考え、この方向にむけて日本病院ライブラリー協会は一層の努力を重ねているところです。</p> <p>「したがって、これを一般規定による権利制限の対象と位置づけるべきではなく、権利制限の必要性について関係者間の合意が得られ次第、個別権利制限規定の改正又は創設により対応することが適当であると考えられる。(23ページ)」この部分は公益性に着目しながらも、関係者間の合意にいたるまでの審議には相当な時間を要している現状について、残念ながら考慮されているとは言いがたく「関連して、個別権利制限規定の改正又は創設をするに当たっては、既存の規定よりも構成要件を緩和(抽象化)する方向で、特定の目的に限定した広範な権利制限を定める英国等のフェアディリング型等の導入も視野に入れながら見直しをすべきだとの意見があった。」という記載にとどまっています。英国著作権法29条、米国著作権法108条にみられるような目的を限定した広範囲な一歩踏み込んだ条文となることを希望します。</p> <p>このような条文が制定されることにより例えば、現在、病院図書館では不当に著作物を利用しているという批判に対して、著作物の利用範囲の典拠が明確になり、さらには権利者の権利を無用に損なうことなく、利用の公平な体制を作り上げていくことが可能と思われます。公益を目的とした利用と不正な利用の範囲を明確にすることも権利制限の規定には必要と思われます。</p> <p>(注1) 図書館と著作権黒澤節著医学図書館50巻4号、325-330p. 2003年12月</p>	日本病院ライブラリー協会
182	第4章1(4)・(5)・(6)	<p>(意見3)</p> <p>もっとも、中間まとめは、上記AからC以外の利用行為については、必要に応じて個別権利制限規定の改正又は創設による対応を検討することが適当であるとしているが、権利制限の一般規定の創設は、殊にデジタル化・ネットワーク化に関連し予想できない新しい技術の出現や新しい著作物の利用行為に柔軟に対処可能とすることに意義があるのであるから、権利者の利益の不当な侵害にならないよう十分に配慮した上で、一般的包括的な権利制限規定を設けるべきである。</p> <p>(意見の理由)</p> <p>もっとも、中間まとめは、上記AからC以外の利用行為については、必要に応じて個別権利制限規定の改正又は創設による対応を検討することが適当であるとしている。しかし、そもそも、権利制限の一般規定は、従来の個別制限規定の創設・改正では対処できない、新しい技術の出現や新しい著作物の利用行為に柔軟に対処可能とするために創設されるものである。そうであるならば、上記AからCという、既に、現在予測されている利用形態だけを対象とするだけではなく、現時点では予測されていない新しい技術、新しい利用行為についても、権利者の利益を不当に害しない利用であれば、権利制限の一般規定の対象可能とすべきである。もちろん、権利制限の一般規定の対象範囲の拡大については、権利者の利益が不当に害されないよう十分な配慮が必要であることは言うまでもない。そのような配慮の上で、権利者の利益を不当に害しない利用であれば、上記AからCに限らずとも権利制限の一般規定を柔軟に適用できるような規定を設けるべきである。【同：214】</p>	日本弁護士連合会
183	第4章1(4)・(5)・(6)	<p>(第4章1(5)②【23頁】類型Cのパロディの取り扱い)</p> <p>パロディとしての著作物の利用については、本中間まとめにおける「その解決を権利制限の一般規定の解釈に委ねるのは必ずしも適当ではない。」との考え方に賛成する。</p> <p>パロディは、「アンソロジー」といったような特定作品を基礎にして共通認識のもとで楽しむ作品を生むことがあり、これを合法的に認めることによって著作物の創作活性化を促す効果もある。その一方で、原作品を切取って再構成したり、映像に別のセリフを当てて全く別の主題を盛り込んだりするようないわゆる「MAD」作品のようなものも存在し、権利者からみれば自分の意思に反して翻案されることも少なくない。パロディとしての利用であるか否かの判断や基準の策定は困難であり、どのような利用行為であっても「パロディとして。」との言い訳がなされることが想定され、パロディを権利制限の一般規定の射程範囲に置くことは、権利者の利益を不当に害するおそれが大いと思われる。</p>	日本弁理士会
184	第4章1(4)・(5)・(6)	<p>今回の中間まとめでは、「教育」や「研究」といった公益目的での利用については、個別の権利制限規定での改正等による対応が適当であるとされている。しかし、「知的財産推進計画2010」でも教育コンテンツのデジタル化(デジタル教科書等)を進めることが課題となっているなど、デジタル時代を迎え、ますます公益目的での著作物の利用に対する需要が高まることを考えると、すべてを個別規定で対応できるのか疑問が残る。今後とも、公益目的の利用については前向きに検討することが必要だと考える。</p>	日本放送協会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(4) 既存の個別権利制限規定の解釈による解決可能性のある利用への対応

(5) 特定の利用目的を持つ利用への対応

(6) その他

番号	項目	意見	個人/団体名
187	第4章1(4)・(5)・(6)	<p>■(第4章1(4)【22頁】について)</p> <p>既存の個別権利制限規定の解釈による解決可能性のある利用についても、一般規定による権利制限の対象に位置づけるべきである。</p> <p>確かに、個別権利制限規定の柔軟解釈によって利用が認められている裁判例もあるが、一方において、個別権利制限規定は厳格に解釈すべきであると主張するものも多く、文化審議会著作権分科会及び各小委員会の委員の中にもそのような主張を繰り返す委員がいる状況である。</p> <p>このような状況下においては、解釈による解決可能性があっても、利用する側が萎縮してしまい、そのような利用を断念しているケースも多くあることが予想される。</p> <p>であるなら、利用者を萎縮させないためにも、既存の個別権利制限規定の解釈による解決可能性のある利用についても、一般規定による権利制限の対象に位置づけるべきである。</p> <p>また、仮に既存の個別権利制限規定の解釈による解決可能性のある利用について、一般規定による権利制限の対象に位置づけないのであれば、利用者を萎縮させないためにも、個別の権利制限規定は必ずしも厳格に解釈する必要が無い旨を、文化審議会の総意として、および文化庁として明言すべきである。</p> <p>■公益目的にかんがみ権利制限が求められていると考えられる利用について、特に障害者福祉目的については、一般規定による権利制限の対象に位置づけるべきである。</p> <p>障害者福祉目的の利用については、市場性も無く、権利者に与える不利益もほとんど無い状況であるにも関わらず、関係者間の合意を得なければ権利制限がなされない。そのために莫大な時間がかかり、その間、障害者は基本的な人権である知る権利、教育を受ける権利、文化的な生活をおくる権利を阻害されている状況におかれ続けている。障害者の基本的な人権の阻害と、権利者の受ける不利益を比較した場合、圧倒的に前者の方が大きいと言える。</p> <p>であるならば、一般規定において権利制限を行い、その上で関係者間の合意を得られた事項について、個別権利制限規定で定める、というやり方をすべきである。仮に、目的外使用をされたとしても、現行規定でそれを取り締まることは可能であるので、権利者への不利益はほとんど無い、仮にあったとしても微少であり、回復可能でもあるので、一般規定による権利制限の対象にすべきである。</p>	個人05
188	第4章1(4)・(5)・(6)	<p>第4章1(5)の項目名を「特定の利用目的を持つ利用への対応」とし、障害者福祉、教育、研究、資料保存やパロディ等のための利用こそ、一般的な公益・表現の自由の自由と照らして合わせて、真っ先に認められてしかるべきであるこれらの利用類型を「特定の」ものと一方的に決め付け、何の根拠も示さずに今回の権利制限の一般規定の対象とならないとすることは極めて不適切であります。</p> <p>最終的な報告書からではこの項目から「特定の」という言葉を削除するとともに、第4章1(5)で明記されている類型以外にも、ワーキングチーム報告書参考資料2で具体的に要望されている類型として、個人の情報発信に伴う利用、ネットワークサービスに関連する利用、企業内における著作物の利用等もあり、要望されている全ての類型について、個別の権利制限規定の改正・創設による対処が可能であるか否かを最終的な報告書の取りまとめまでに検討し、現実問題としてこれらの全ての類型について個別の権利制限規定による早急な対処が不可能であるとするならば、著作物の利用行為(障害者福祉、教育、研究、資料保存)については、利用の目的、利用行為の主体、対象著作物、制限の程度、利用の態様等の要件につき慎重に考慮する必要があります。つまり、これを一般規定による権利制限の対象と位置づけるべきではなく、権利制限の必要性について関係者間の合意が得られ次第、個別権利制限規定の改正又は創設により対応することが適当だと判断いたします。</p> <p>パロディとしての著作物の利用について、我が国では、そもそも「パロディ」とは何か(いかなるパロディを権利制限の対象とするのか)、現行法の解釈による許容性、表現の自由(憲法21条)や同一性保持権(20条1項)との関係等について、あまり議論が進んでいるとはいえず、検討すべき重要な論点も多く存在すると考えられる。その解決について、個別の一般規定の解釈に委ねるのは必ずしも適当ではないはず。つまり、パロディとしての利用を検討する場合は、上記各論点を始めとした関係論点につき十分議論を尽くした上で、権利制限の必要性等を慎重に検討し、必要に応じて個別権利制限規定の改正又は創設により対応することが適当だと考えられます。</p>	個人08
189	第4章1(4)・(5)・(6)	<p>第4章1(5)の項目名を「特定の利用目的を持つ利用への対応」とし、障害者福祉、教育、研究、資料保存やパロディ等のための利用こそ、本来、一般的な公益・表現の自由と照らして真っ先に認められてしかるべきこれらの利用類型を「特定の」ものと一方的に決め付け、ロクな根拠も示さずに今回の権利制限の一般規定の対象とならないとすることは極めて不適切である。</p> <p>最終的な報告書からはこの項目から「特定の」という言葉を削除するとともに、第4章1(5)で明記されている類型以外にも、ワーキングチーム報告書参考資料2で具体的に要望されている類型としては、個人の情報発信に伴う利用、ネットワークサービスに関連する利用、企業内における著作物の利用等もあって、要望されている全ての類型について、個別の権利制限規定の改正・創設による対処が可能であるか否かを最終的な報告書の取りまとめまでに検討し、現実問題としてこれらの全ての類型について個別の権利制限規定による早急な対処が不可能であるとするならば、権利制限の一般規定をより包括的な形で規定することで対処すべきである。</p>	個人10
190	第4章1(4)・(5)・(6)	<p>第4章1(5)の項目名を「特定の利用目的を持つ利用への対応」とし、障害者福祉、教育、研究、資料保存やパロディ等のための利用こそ、本来、一般的な公益・表現の自由と照らして真っ先に認められてしかるべきこれらの利用類型を「特定の」ものと一方的に決め付け、ロクな根拠も示さずに今回の権利制限の一般規定の対象とならないとすることは極めて不適切である。</p> <p>最終的な報告書からはこの項目から「特定の」という言葉を削除するとともに、第4章1(5)で明記されている類型以外にも、ワーキングチーム報告書参考資料2で具体的に要望されている類型としては、個人の情報発信に伴う利用、ネットワークサービスに関連する利用、企業内における著作物の利用等もあって、要望されている全ての類型について、個別の権利制限規定の改正・創設による対処が可能であるか否かを最終的な報告書の取りまとめまでに検討し、現実問題としてこれらの全ての類型について個別の権利制限規定による早急な対処が不可能であるとするならば、権利制限の一般規定をより包括的な形で規定することで対処すべきである。</p>	個人11
191	第4章1(4)・(5)・(6)	<p>第4章1(5)の項目名を「特定の利用目的を持つ利用への対応」とし、障害者福祉、教育、研究、資料保存やパロディ等のための利用こそ、本来、一般的な公益・表現の自由と照らして真っ先に認められてしかるべきこれらの利用類型を「特定の」ものと一方的に決め付け、ロクな根拠も示さずに今回の権利制限の一般規定の対象とならないとすることは極めて不適切である。</p> <p>最終的な報告書からはこの項目から「特定の」という言葉を削除するとともに、第4章1(5)で明記されている類型以外にも、ワーキングチーム報告書参考資料2で具体的に要望されている類型としては、個人の情報発信に伴う利用、ネットワークサービスに関連する利用、企業内における著作物の利用等もあって、要望されている全ての類型について、個別の権利制限規定の改正・創設による対処が可能であるか否かを最終的な報告書の取りまとめまでに検討し、現実問題としてこれらの全ての類型について個別の権利制限規定による早急な対処が不可能であるとするならば、権利制限の一般規定をより包括的な形で規定することで対処すべきである。</p>	個人12

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(4) 既存の個別権利制限規定の解釈による解決可能性のある利用への対応

(5) 特定の利用目的を持つ利用への対応

(6) その他

番号	項目	意見	個人/団体名
192	第4章1(4)・(5)・(6)	<p>(第4章1(5)①【22頁】、第4章1(6)【23頁】について) 下記のような問題にはどのように解決すればよいか課題解決に向けての具体的道筋が見えない。システムが絡んでおり、著作権者との個別交渉では解決できない。 例えば、デジタル放送においては文字情報の再利用がガードされているようで、点字など触覚情報のみでしか情報取得が出来ない全盲ろう者は利用が出来ない。障害者手帳などの番号などの登録でガードを外すなどを検討すべきと考える。放送業者は個別ユーザに対して解除するシステムが必要であり、放送事業者は著作権法に基づく制度的裏づけを求めるところ。放送事業者に対応を求めめるための法的根拠が必要である。技術的には可能だとおもわれる(有料放送のガード解除の技術など)。【同:137】</p>	個人13
193	第4章1(4)・(5)・(6)	<p>■(第4章1(4)22頁について) 既存の個別権利制限規定の解釈による解決可能性のある利用への対応について 「裁判実務においては、…不合理な結論が導かれていると評価することはできない」との検討結果は妥当であると考えられる。 しかし、14頁で指摘されているような利用の萎縮等に対する解決が示されないまま、「引き続き各個別権利制限規定の合理的な解釈による解決に委ねることが適当であると考えられる。」との結論を導くことには、反対する。 [理由] 権利制限規定に係る訴訟はそもそもその数が少なく、裁判の結果が妥当であったとしても、それはあくまでも個別事例におけるアドホックな結論であることが多いと考えられ、類似事例においてどのように判断されるかについての予見可能性は低いといわざるを得ず、利用者側において権利侵害の可能性を認識し、ある種の危険負担をしつつ著作物を利用することが余儀なくされている場合や利用それ自体を躊躇せざるを得ない場合について、解消がなされたとはいえない。 たとえば、いわゆる「雪月花事件」の結論をもって、いわゆる「写り込み」といわれる利用の中で、より軽微な利用であっても、利用者の侵害の可能性に対する心理的不安を解消するには至らないといえることから、裁判の結論が妥当であることと、国民一般の著作物利用の判断基準となることは、次元が異なる。 権利制限の一般規定導入議論においては、現行制度の問題点を解決することが求められており、利用の萎縮等の解消をいう課題を解決するための具体的な手当てを提示する必要がある。 よって「引き続き各個別権利制限規定の合理的な解釈による解決に委ねる」こととすれば、上記課題は解消できないからである。</p> <p>■(第4章1(4)【22頁】について) 「既存の個別権利制限規定の中には、権利制限の要件が詳細に定められ、柔軟な適用が困難なものがあるため、そのような個別権利制限規定については、より柔軟な適用を可能とすべく、権利制限の要件を緩和(抽象化)する方向で、特定の目的に限定した広範な権利制限を定める英国等のフェアディール型等の導入等も視野に入れながら見直しをすべきだとの意見」に賛同する。 ただし、英国等のフェアディール型の規定を採用しようとするれば、特定の個別権利制限規定のそれぞれ一つ一つについて、関係権利者、利用者の意見等を踏まえ、慎重に検討する必要があるため、従来の個別権利制限規定の改正とかかわるところがなく、過去の改正議論の経緯等を鑑みれば、迅速な改正は見込めず、問題の解決には非常に長い期間が必要となることは明らかである。また、利用の萎縮等は、特定の権利制限規定に限ってみられるとはいえない。ヒアリングで出された立法事実に限ることなく、将来に渡り起こりうる萎縮の可能性や、新たな技術革新が個別規定に規定した利用に適用された結果、実質的に同様の利用と評価できるものであっても要件を満たさなくなってしまう場合、なども含めた手当てを行なう必要があると考える。</p> <p>[提案] そこで、AからC類型の他、個別権利制限規定の最後に独立した条項として、第5款に定める個別権利制限規定を対象として“一般的要件によって示される要件の緩和(抽象化)規定”を追加することも、併せて検討されるべきであると考えられる。</p> <p>[提案の理由と説明] 第5款に定める30条から47条の9までのすべての個別権利制限規定に対して、要件の緩和(抽象化)の余地が明らかにされることで、権利制限規定の解釈による解決を図る根拠規定が存在することになり、裁判の中での社会的妥当性の実現に対応し易くなるとともに、そのような裁判の結果や学説の積み重ねにより一般的要件の判断基準が明らかになってくるにつれて、それらが利用者の判断基準として機能し易くなることが想定でき、その結果、予見可能性が高まり、利用の萎縮等も大幅に解消されると考えられる。</p> <p>もっとも、「権利制限の要件が詳細に定められ、柔軟な適用が困難と思われる個別権利制限規定」についてのみ、要件を緩和(抽象化)することでも、現時点では上記と同様の解決が図られるとも考えられる。 しかし、今後新設される個別規定において、その都度、一般的要件を設けるか否かの議論が必要になり、改正までにさらに時間がかかる結果となることが予想される。 そこで個別権利制限規定の最後に独立した条項として置くことによって、今後新設される全ての個別権利制限規定に対しても、要件の緩和(抽象化)の効果が反映されることとなるため、それ以降の個別権利制限規定の立法化作業においては、狭い個別規定であっても迅速に定立を行なうことを優先し、いち早く典型的な権利制限対象の利用だけでも解禁することができることとなるという個別規定の新設に掛かる時間の迅速化の効果を発揮できると考えられる。</p> <p>すなわち、従来の個別規定改正においては、有識者が議論してもなかなか結論が出ない部分が存在することや、利害調整が難しい部分があるために、導入までに時間がかかってきたという問題があった。しかし、今後新設される個別権利制限規定にも対応できる要件緩和の根拠規定を置くことで、有識者が議論してもなかなか結論が出ない部分や、利害調整が難しい部分をいわば棚上げして、合意の取れた利用に限定した個別権利制限規定の立法を行なうことで、技術の進歩や社会環境の変化に対応した、新たな権利制限カテゴリーが早期に定立されることとなり、その範囲が狭いものであったとしても、当該範囲の利用が解禁されることに十分な意義が見出せる。 さらに、新設された狭い範囲の個別規定は、要件緩和の根拠規定の存在により、司法が妥当な範囲までその範囲を拡大することになり、妥当性のある結論を出すことが可能である。 つまり、迅速な個別権利制限規定の新設を行なうという立法の役割と、要件緩和の根拠規定による解釈の展開という司法の役割とが、いわば「協働」することにより、技術革新による適法利用への応用が早期に享受できる可能性が高まり、また社会環境の変化に対応した著作物利用のルールが形成されるものといえる。</p> <p>よって以上のような間接的な効果が見込めるとも考えられることから、一般的要件によって示される要件の緩和(抽象化)規定を追加導入することが適当であると考えられ、それは原則として個別規定の全てに適用される、独立した条項とするべきである。</p>	個人21

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(4) 既存の個別権利制限規定の解釈による解決可能性がある利用への対応

(5) 特定の利用目的を持つ利用への対応

(6) その他

番号	項目	意見	個人/団体名
194	第4章1(4)・(5)・(6)	「パロディ」について パロディそのものを法に盛り込むことは時期尚早とのとりまとめは当面やむを得ないと思われませんが、わが国の現状はパロディについて厳しすぎており、いずれ何らかの対策が必要と思われま。特に同一性保持権の保護が極めて協力で表現者にとって大きな萎縮効果が生じております。これについては早急の議論が必要と思われま。たとえば一般規定において広義の「引用」を認め、その際「やむを得ない改変」を明示的に認めることによって、若干の効果が見込めるのではないかと考えま。	個人25
195	第4章1(4)・(5)・(6)	(第4章1(4)・(5)・(6)【22頁～23頁】について) 試験問題としての複製は、著作権法第36条で認められていますが、試験問題の二次使用についてはこの適用の対象外となっています。大学入試問題は、出題する大学が受験生へ事後公表する場合、学校・教育関連事業で受験勉強のための教材として使用されており、その公共性は論じるまでもありません。 しかし、入試問題を二次使用使用するに当たっては、著作権者への事前申請が必要であり、許諾が取れないと、その問題は使用できない状況にあります。センター試験においても、このためにホームページに該当問題が掲載されないという由々しき自体が起こっています。 第36条の改正により、入試問題の二次使用も、入試問題同様に著作物はすべて使用可能とし、事後で補償金支払いをする等の対応になるよう、ご検討をいただければと思いま。もちろん、「権利制限の一般規定」による解決でも結構かと思いま。	個人29
196	第4章1(4)・(5)・(6)	主に述べたいところは(5)②(23ページ)「パロディとしての利用」についてです。 まず第一に、これを機に著作権侵害を非親告罪化するのには絶対にやめて下さい。非親告化されてしまうと知らないうちに著作権侵害してしまった場合でも罪となってしまう、恐ろしく創作活動などが出来なくなります。いつ警察に逮捕されるか分からない恐怖社会には絶対になって欲しくありません。 次に、今回では先送りとしているパロディに関してですが、これは出来る限り認めて下さい。日本においては古くから本歌取りをはじめとしてパロディ文化が根付いているのですから。パロディが禁止されると二次創作などが完全に死滅してしまいます。そうなれば日本の同人文化は滅びま。 日本の漫画、アニメ業界を支えているのは同人文化であると言っても過言ではありません。もし同人文化が滅びれば、世界に誇る日本のサブカルチャー文化もまた滅びの道をたどることになってしまいます。同人文化というのは例えるならピラミッドの底辺です。底辺が崩れれば上部もまた瓦解してしまっしょう。 パロディは同人文化に限った話ではありません。一般漫画においてもパロディは多用されています。パロディが禁止となれば漫画などは著作権侵害に怯えながら描かねばならず、萎縮は避けられませ。フランスでは、著作権法第122条の5(4)項にて、パロディは著作権侵害でないと明文規定されています。 また、アメリカ合衆国では、パロディの創作行為は合衆国著作権法第107条のフェアユースの抗弁に基づき許容される場合があると解されています。このように、パロディに関しては一人のサブカルチャー文化好きとしては是非ともパロディを認めていただきたいです。	個人30
197	第4章1(4)・(5)・(6)	本来ならば教育やパロディの利用こそ一般的に認められているべきものであるのにも関わらず、特定の分野であるものとし、少なくともフェアユースを推し進める前提の話をしているのにも関わらず、使用に対し制限を設ける事はそれこそ表現の幅を狭め、二次創作等の分野において使用に対し多大な弊害を与えるものであると考える。しかも議論不足である事も本文章において認めているにも関わらず、特定の利用に対し制限を設ける事こそ、委員自体まともな話し合いを設けていない証拠そのものである。少なくとも特定のジャンルに対しての使用制限を設けるような文面はいれるべきではない。	個人31
198	第4章1(4)・(5)・(6)	■(第4章1(5)②【23頁】パロディとしての利用) 当然ですが、著作物の製作者様のご意見は守られるべきです。 しかしながら、パロディを作成した際、製作者様の方針によってはパロディの2次創作者が予告もなしにある日突然逮捕されてしまうなど罰則が厳しすぎると考えております。 また、「パロディがあったほうが宣伝になる」「個人的にパロディはどんどんやってくれたほうが嬉しい」と考える製作者様が存在していることも事実でございます。 ですので、パロディを作成する側が一方的な不利益をこうむることがなくかつ、製作者様のご意見が守られるようにする必要があり、さらには、その基準は(法人格を含めて)各個人によって異なるため非常にデリケートな問題となってまいりま。・(私個人と致しましては、「パロディなど2次創作が活発なほうが、オリジナルの著作物の宣伝にもなり、結果的に市場経済は活発になる」と考えており、製作者様ご自身が直接「これは迷惑です」と言ったもの以外のパロディに関しては、パロディとその2次創作者の権利は守ってあげるべきと考えま。) (もしも政府による取り締まりをお考えであれば、それは製作者様のご依頼を受けた場合など、最小限に留めるべきと考えております。) 私個人はパロディが大好きです(考えるのも見るのも)。そうでなくても、パロディをみだりに取り締まるようなことが起これば、日本の漫画・アニメ・ゲーム・プラモデルなどの産業(付属資料では『文化』とも言われています)は完全に死ぬでしょう。 (取り締まりをはじめたが最後です。その時点で技術者は海外に逃げってしまうのであつというまに世界の他の国々に技術レベルで追い越され、製作者様の会社は倒産し、失業者は多発するわ自殺者は出るわで日本の経済はガタガタになって二度と取り返しの付かない事になるとは思いませんか?) そんなことにならないためにも、むしろ政府はパロディを保護してあげるべきと考えております。	個人32
	(5)	著作権は保護されるべきであり、今回の中間まとめが一般規定の導入を認めつつも、その適用を極めて限られた範囲に絞り込んでいることは妥当であると考えま。しかし、同時に著作物は公正な利用に供されるべきものであり、現行の個別制限規定だけでは、文化の発展に寄与するという著作権法の主旨を十分活かしていきれていない側面もあいま。特に教育目的使用においては、多種多様な著作物を、それも僅かな分量で使用する場合が多く、それらの使用許諾を得るためのトランザクションコストは膨大となりま。著作権者不明のケースでは裁定制度利用のために多大なエネルギーを要し、また、海外の著作物使用においては許諾回答を待っている出版時期を逃すようなケースも頻出しております。一方コンプライアンス意識の低い悪質な出版者はそれらの努力を一切せずに出版活動を行っているため、市場競争においては正直者が損をすることになり、結果として劣悪な教材が流通しやすくなるという由々しき事態も発生していま。特に入学試験問題には著作権制限の下、出所不明の著作物を含め多種多様な著作物が使用されており、その二次使用においては、著作権処理は困難を極めております。その改善のため、平成22年2月1日付けで、教育出版社等が文化庁長官宛に「入学試験の二次利用の円滑化に関する要望書」を提出いたしました。当該要望書の概要は以下のとおりです。	個人33

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見

第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(4) 既存の個別権利制限規定の解釈による解決可能性がある利用への対応

(5) 特定の利用目的を持つ利用への対応

(6) その他

番号	項目	意見	個人／団体名
204	第4章1(4)・(5)・(6)	<p>(5) 特定の利用目的を持つ利用への対応について (p22～p23) の項目についてです。 上記に記述された「障害者福祉」、「教育」、「研究」、「資料保存」、「パロディ」などは本来一般的公益や表現の自由に照らした際にまず最初に認められるべき利用類型、汎用類型であり、今回の権利制限の一般規定の対象とならないとして例外扱いすることは不適切であると考えます。 「個人の情報発信に伴う利用」、「ネットワークサービスに関連する利用」、「企業内における著作物の利用」等、適用が要望されているものは多岐にわたり、これらすべてに個別対処や規定が難しいのであれば、「権利制限の一般規定」をより包括的な内容にして適用できるように内容や記述を変更すべきです。 ※当然のことながら、その内容は利用者の権利を不当に制限しないものであることが求められます。また、不当逮捕や別件逮捕の口実にできるような内容であってはならないと考えます。</p>	個人39

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について
 (7)まとめ

番号	項目	意見	個人／団体名
205	第4章1(7)	利用類型について ワーキングチーム報告書で示された利用類型をそのまま踏襲しているが、条文の規定振りによっては、適用範囲や判断基準において明確性を欠く恐れが強いと考える。適用範囲や判断基準が明確に示されないのであれば、著作物の利用者による拡大解釈が行われやすくなり無用なトラブルの元となりがねない。逆に、適用範囲や判断基準をより明確にするのであれば、個別制限規定として規定すれば済むことであるとする。ワーキングチーム報告書にある利用類型について、再度詳細な検討を行い、このような利用類型について、一般規定でなければならないのか、それとも個別規定で措置できるのか、改めて法制問題小委員会において検討されることを望む。	一般社団法人 出版者著作権 管理機構
206	第4章1(7)	権利制限の一般規定を導入することについて 中間まとめは、第4章1(7)【24頁】において、「権利者側の懸念に配慮しつつ、利用の円滑化を図るためには、当面上記AからCの類型の利用行為を権利制限の対象とする権利制限の一般規定を導入することが適当であるとする。」として、米国のフェアユース規定に比べれば限定的ではあるものの、従前の日本の著作権法上の個別の権利制限規定に加え、権利制限の一般規定を導入すべきとの見解を明らかにしています。しかしながら、中間まとめ自体も指摘している(4頁)とおり、これまで我が国では、詳細な個別権利制限規定を設けると共に、当該規定の形式的な解釈だけでは救済されないような不都合な事態については、裁判所において、個別権利制限規定の拡大解釈、権利濫用等の民法の一般規定の積極活用、権利者の黙示的な許諾の推認等といった手法が採られることにより、妥当な結論が導かれています。したがって、そもそも、権利制限の一般規定を導入する必要性はないものと考えられます。にもかかわらず、権利制限の一般規定を導入しようとする場合には、3(参照:110, 119, 142)において詳述するとおり、まさに今回の中間まとめが提案しているものからも明らかのように、どうしても抽象的で不明瞭な規定にならざるを得ず、法的安定性・確実性を欠くものとなり、権利者及び利用者の双方にとって悪影響を及ぼすこととなります。特に、デジタル時代においてはコンテンツの無断複製・公衆送信行為などが容易になったため、著作権侵害行為が横行するようになり、著作権者側は不利な立場に置かれてきましたが、権利制限の一般規定が導入されれば、曖昧なものとならざるを得ない権利制限の一般規定の不当な拡大解釈、誤解、曲解等により、著作権侵害行為はさらに増加することが容易に予想され、著作権者の立場はより一層困難なものとなってまいります。以上のとおり、日本の現状においては、著作権制限の一般規定を導入する必要性もないばかりか、導入した場合の弊害も看過できるようなものではないので、当協会としては、今回、中間まとめが示された権利制限の一般規定を導入するという見解に対しては、たとえ限定的な導入であっても反対する次第です。	一般社団法人 日本商品化権 協会
207	第4章1(7)	A～Cに相当する利用行為を権利制限の対象とする権利制限の一般規定を導入することに賛成します。 加えて、権利制限の一般規定は、デジタル・ネットワーク時代において著作物の公正な利用促進と権利者保護の調整を目的とするところ、必ずしもA～Cの類型に該当しない場合でも、「その他著作物の種類及び用途並びに利用態様に照らして著作権者の利益を不当に害しない利用行為」について、包括的に権利制限の対象行為とすべきと考えます。また、規定の仕方については、適用範囲の明確化のための検討が進んだ段階で、改めて意見を申し述べる機会を設定頂くことを望みます。	社団法人電子 情報技術産業 協会著作権専 門委員会
208	第4章1(7)	権利制限の一般規定の導入について 意見要旨 この度「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」(以下「中間まとめ」という)においては、Aの類型、Bの類型およびCの類型の利用行為を権利制限の対象とする権利制限の一般規定を導入することが適当との考えが示された。当連合会は、これまで著作物の公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入を求めており、中間まとめにおいて利用行為の対象は限定されてはいるものの、権利制限の一般規定の導入が適当との考え方が示されたことは評価すべきと考える。また、特にAの類型については、印刷物や画像・映像を制作する上で、実務上頻繁に起こりうる利用行為であるため、権利制限の一般規定の早急な導入が望まれる。 趣旨説明 印刷会社においては、顧客からの受注に基づき、チラシやカタログ等の紙媒体のみならずウェブサイト等のデジタル媒体も含んだ各種媒体について、企画段階から制作する業務も多く、実際にそれらの媒体に利用する写真等において第三者の著作物の写り込みが問題となる場面が起きている(例:東京高判平成14年2月18日<書と照明器具カタログ事件>)。写真等の背景に写り込んだ著作物については、その権利処理に実務上の困難が伴う場合も多く、コンテンツの円滑な流通促進を推進する上でも、権利者の利益を不当に害さないと認められる利用に関しては、権利制限の一般規定の早急な導入を要請する。 「中間まとめ」該当部分 第4章1(7)【24頁】には、「利用の円滑化を図るためには、当面上記AからCの類型の利用行為を権利制限の対象とする権利制限の一般規定を導入することが適当であるとする。」と記載されている。	社団法人日本 印刷産業連 合会
209	第4章1(7)	24頁に「権利制限の対象範囲については、権利者の利益を不当に害しないという要件を付した上で、もう少し広げるべきではないかとの意見があった」とあるが、今後、権利制限規定を検討する際には、あらゆる場合に「権利者の利益を不当に害しないという要件」を付すことは必須であるとする。	社団法人日本 書籍出版協 会
210	第4章1(7)	■あいまいな利用類型 中間まとめでは、ワーキングチーム(WT)報告書で示された利用類型(ABC類型)をそのまま踏襲しているが、この適用範囲や判断基準があいまいで、「規定振りによっては明確性の原則の問題」が指摘されているように、予見可能性、法的安定性が乏しいとの印象を受ける。権利者、利用者の双方に不都合が生じ得ることが懸念される。【同:96, 126, 155】 ■「適法」の具体例示されず WTでは、法制問題小委員会の昨年夏のヒアリングで提示された100以上の具体的検討課題を基に議論を行い、その問題点を解消するために一般規定が必要なのかを検討したはずであるのに、ABC類型それぞれの定義が、具体的検討課題のうち、どれを適法とするための示されていない。【同:96, 126, 155】 ■不都合に即した個別規定を また、ABC類型のいずれも、個別権利制限規定で構成される現行法で具体的に不都合のある利用形態があるならば、不都合に即した個別規定の創設・改正で対応した方が明確である。実際に法制問題小委員会でも、例えば、A類型の具体例が写り込み、写し込み以外に見当たらず、それならば一般規定になじまないのではないかとの意見もあった。一般規定を導入する必要があるのか。	社団法人日本 新聞協 会
		■3類型が「著作物利用における萎縮効果の解消」に役立つのか疑問 ・中間まとめでは、権利制限の一般規定による権利制限の対象として、A～Cの3類型が示されているが、そのいずれの類型においても例示されている利用行為は極めて矮小なものであり、法制問題小委員会ヒアリングで出された100の具体的利用行為の大多数は、A～Cのいずれの類型に含まれるのか否かが明らかではない。このため、権利制限の一般規定を導入する意義の1つとしている「著作物利用における萎縮効果の解消」に実際に役立つのか疑問である。【同:75, 97, 113, 128, 156】	社団法人日本 民間放送連 盟

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について
 (7)まとめ

番号	項目	意見	個人／団体名
211	第4章1(7)	<p>■3類型は範囲・基準が不明確なため、個別権利制限規定として明確化することが妥当</p> <p>・現行法下では「形式的権利侵害行為」に該当する可能性があり得る「写し込み」がA類型によって明確に適法とされることは、放送番組の製作上、望ましい面もある。しかし、「写し込み」がA類型に含まれるか否かは不明確であり、実務上、混乱が生じる可能性がある。</p> <p>・B類型については、例示されている利用行為の中には契約で解決されている事例もあり、具体的な問題が生じているとは考えにくい。立法の必要性を再検証すべきである。</p> <p>・C類型の「著作物の表現を知覚すること」および「享受するための利用」という表現は、主観的要素が大きく、どのような利用行為がこれに該当するのかわからないという基準を明確に提示しなければ、予見可能性や法的安定性を著しく欠くことになる。例えば、「技術の開発・検証」という名目による違法行為の「抜け道」になるようなことがあってはならない。</p> <p>・権利制限の一般規定において、その具体的な範囲や基準が明確にされなければ、いたずらに社会的混乱を招くことになる。したがって、これらの類型を立法化する場合には、権利制限の一般規定ではなく、これまで同様、個別権利制限規定として明確にその範囲を規定することが妥当であると考えられる。【同：97, 113, 128, 156】</p>	
212	第4章1(7)	<p>■(7)まとめ「…AからCの類型以外利用行為の中で、権利制限対象にしてはどうかとの意見があったものなどについては、必要に応じ、別途検討することも考えられる」との見解につきまして、企業内での出版物等の複製についてもぜひ検討していただきたく希望いたします。</p> <p>■なお書き「権利者の利益を不当に害しないという要件を付した上で、もう少し広げるべき」との意見についてこの意見の内容と、今後の検討の余地等について関心があります。</p>	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会知的財産委員会法務・著作権小委員会
213	第4章1(7)	<p>「企業内での出版物等の複製のうち、複製対象の著作物の複製物を適法に取得・所持している場合におけるきわめて少数部の複製」(P24)など、企業実務上生じる極めて軽微な利用行為については、市場の失敗が生じ、かつ著作権等の利益を不当に害さないことは明らかである。一般規定の対象と位置付けることについて、引き続き検討いただきたいと考える。</p>	日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会
214	第4章1(7)	<p>(意見3)</p> <p>もともと、中間まとめは、上記AからC以外の利用行為については、必要に応じて個別権利制限規定の改正又は創設による対応を検討することが適当であるとしているが、権利制限の一般規定の創設は、殊にデジタル化・ネットワーク化に関連し予想できない新しい技術の出現や新しい著作物の利用行為に柔軟に対処可能とすることに意義があるのであるから、権利者の利益の不当な侵害にならないよう充分に配慮した上で、一般的包括的な権利制限規定を設けるべきである。</p> <p>(意見の理由)</p> <p>もともと、中間まとめは、上記AからC以外の利用行為については、必要に応じて個別権利制限規定の改正又は創設による対応を検討することが適当であるとしている。しかし、そもそも、権利制限の一般規定は、従来の個別制限規定の創設・改正では対処できない、新しい技術の出現や新しい著作物の利用行為に柔軟に対処可能とするために創設されるものである。そうであるならば、上記AからCという、既に、現在予測されている利用形態だけを対象とするだけではなく、現時点では予測されていない新しい技術、新しい利用行為についても、権利者の利益を不当に害しない利用であれば、権利制限の一般規定の対象とすべきである。もちろん、権利制限の一般規定の対象範囲の拡大については、権利者の利益が不当に害されないよう充分な配慮が必要であることは言うまでもない。そのような配慮の上で、権利者の利益を不当に害しない利用であれば、上記AからCに限らずとも権利制限の一般規定を柔軟に適用できるような規定を設けるべきである。【同：182, 214】</p>	日本弁護士連合会
215	第4章1(7)	<p>■当協議会は、平成21年4月24日付「権利制限の一般規定に関する提言」(以下、「提言」という)を公表した。この提言においては、権利制限の一般規定の導入目的として、形式的違法該当性解消のためというものと、ビジネスの萎縮効果を解消するためという二つの異なる種類のものが議論されているが、ビジネスの萎縮効果を解消するための導入論については、権利者の利益を不当に侵害するものであって、認められない旨の意見を述べている。</p> <p>中間まとめにおいては、ビジネスの萎縮効果を解消するための導入論を排斥している。この点については、当協議会の提言においても同趣旨であって、賛成である。</p> <p>なお、当協議会においては、中間まとめで挙げられたAからCまでの行為についても、権利制限の一般規定を創設するのではなく、個別権利制限規定を改正あるいは創設をすれば足りるのではないかという意見も未だある。これに対し、中間まとめにおいて言われているように、法令遵守が強く求められている現代社会においては、利用者が形式的には権利侵害の可能性の危惧を抱く行為を解消するために、個別権利制限規定ですべて対応されているとはいえない利用行為を権利制限の一般規定の対象とすることについては一定の妥当性が認められるのではないかと意見もあつた。よって、これらを何らかの権利制限の一般規定を設けることにより解決する方策を選択するとしても、権利制限の一般規定の導入により、上記形式的権利侵害の可能性の解消以上にこれが拡大解釈され、権利者の利益が不当に侵害されることのないよう、立法化にあたっては権利制限の一般規定の要件を明確化する必要がある。その際には、ベルヌ条約第9条第(2)項、WIPO著作権条約第10条等に規定されている3ステップテスト(i 特別の場合、ii 著作物の通常利用に妨げない、iii 著作者の正当な利益を不当に害しない)の要件を実質的に充たすような規定が設けられるべきである。</p> <p>■中間まとめでは、権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容については記載があるものの、これをどのように立法化するかについては触れられていない。中間まとめで述べられているAからCまでの要件を抽象的に抽出して立法化するのであれば、これはスリーステップテストの要件を具備していないのではないかと危惧され、また、権利制限の一般規定の拡大解釈を導くものであるから、妥当ではないと考える。少なくとも、AからC類型の各要件が明確にわかるような規定とすべきである。</p>	ネットワーク流通と著作権制度協議会
216	第4章1(7)	<p>公衆への配信を前提としない録画転送サービスのような、「他人の著作物利用行為に対して、著作物の利用行為以外の何らかの形で関与する行為について、我が国の判例法理上、カラオケ法理により直接的に著作物を利用していない者を利用主体としたうえで著作権侵害が問われることがある。このような場合には、いわゆる「間接侵害」主体がそのまま侵害主体と見なされる場合があるが、そのような場合に当該主体の公正性に照らして再度著作権侵害の成否を判断する余地が生じるものであるから、「日本版フェアユース規定」はいわゆる「間接侵害」の範疇と理解されてきた問題についても一定の影響を与えているものである。</p>	個人01

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について
 (7)まとめ

番号	項目	意見	個人/団体名
217	第4章1(7)	<p>まとめとして、「Aその著作物の利用を主たる目的とししない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「B適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「C著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」のみを権利制限の一般規定の対象とするべきであるとしている。</p> <p>確かに法的安定性を高めるという点ではこれらの類型について権利制限を設けることは重要であるものの、これほど限定したのでは、これはもはや権利制限の「一般」規定の名に値しない。これでは、既存の個別制限規定がことごとく不当に狭く使いにくいものとされているという現状から来る問題に対処する上では極めて不十分な、狭く使いにくい「個別」規定が新たに追加されるに過ぎず、著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。</p> <p>インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものであり、著作物の公正利用には上記以外の変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であることを考えれば、形式的利用、付随的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない利用に限るといった形で不当にその範囲を狭めるべきでは無く、第2章【4頁～6頁】に対する意見、第4章1(4)・(5)・(6)【20頁～24頁】に対する意見でも書いたように、障害者福祉、教育、研究、資料保存やパロディ等のための利用、個人の情報発信に伴う利用、ネットワークサービスに関連する利用、企業内における著作物の利用等も含め検討を行うべきである。</p> <p>特に、現実問題としてこれらの全ての類型について個別の権利制限規定による対処は不可能と私は考えており、個別の権利制限規定による対処が不可能な全ての公正利用の類型が含まれるよう、その範囲・要件はアメリカ等と比べて遜色の無いものとして、権利制限の一般規定を可能な限り早期に導入することを私は求める。</p>	個人04
218	第4章1(7)	<p>第4章1(7)【24頁】なお書き以下について意見に賛成。</p> <p>フェアユースは米著作権法第107条に定める4要素を総合して判定する。上記意見は4番目の要素である「原作品の潜在市場に与える影響」の導入を提案とするものと解されるが、4要素のうち米国の裁判所が最も重視するのが、この要素であることに鑑みてもその意義は大きい。</p> <p>海外に居住する日本人が日本のテレビ番組を視聴できるようなネット転送サービスを開発したベンチャー企業を放送会社が次々と訴え、ベンチャー企業は1件で敗訴、2件は係争中と、勝訴が確定した判決はまだ出ていない。米国では同種のサービスに対して、訴訟すら提起されていない。これららのサービスは、原作品の市場を奪うどころか新たな市場を開拓するサービスなので、裁判所が最も重視する第4要素において当然フェアユースが認められるからである。米国では利用者の侵害行為に荷担した第三者にも侵害責任を問える。いわゆる間接侵害責任である。その場合、利用者が侵害行為を行っていることが前提となる。Sony判決では利用者のVTRによる録音行為はタイムシフトしているだけで、フェアユースにあたるとして、利用者の侵害行為を否定した。このため、米国でネット転送サービスを開発したベンチャー企業経営者も、フェアユース規定とSony判決のおかげで消費者に便利なサービスを提供できたと言っている。</p> <p>裁判所が4要素のうち2番目に重視するのは、最初の要素「使用の目的および性質」である。米最高裁は1991年のCampbell判決では変容的使用(transformative use)には営利使用であってもフェアユースの推定を与えることとした。変容的使用はその後、リパースエンジニアリングや検索エンジンなど、1976年の立法時には予測できなかった新技術、新サービスを救った。変容的使用は権利者の利益を不当に害しないと思われるため、この要件を付すことの意義は大きい。</p> <p>フェアユース規定の最大のメリットは4要素の総合判定で結論を導く点にある。フェアユース否定とされる要素があっても肯定する要素の数が上回れば、総合判定でフェアユースが認められる。この柔軟性が立法時には予測できなかった技術革新に対する柔軟な対応を可能にした。</p>	個人07
219	第4章1(7)	<p>「Aその著作物の利用を主たる目的とししない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「B適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「C著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」のみを権利制限の「一般規定」の対象とするべきであると記されています。</p> <p>しかし、これらの3つの類型のみが日本版フェアユースの対象になるとしてありますが、これではあまりにも狭く、ほとんど「一般規定」と言うに値しない権利制限規定がまた個別に作られるに過ぎません。これでは、既存の個別制限規定が不当に狭く使いにくいものとされているという現状から来る問題に対処する上では極めて不十分であり、狭く使いにくい「個別」規定が新たに追加されるに過ぎず、著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはないでしょう。</p> <p>第2章【4頁～6頁】、第4章1(4)・(5)・(6)【20頁～24頁】でも、障害者福祉、教育、研究、資料保存やパロディ等のための利用、個人の情報発信に伴う利用、ネットワークサービスに関連する利用、企業内における著作物の利用等も含め検討を行うべきです。</p> <p>特に、現実問題ではこれらの全てのことに個別の権利制限規定による対処は不可能であり、個別の権利制限規定による対処が不可能な全ての公正利用の類型が含まれるよう、権利制限の一般規定を可能な限り早期に導入することを私は求める。</p>	個人08
220	第4章1(7)	<p>第4章1(5)の項目名を「特定の利用目的を持つ利用への対応」とし、障害者福祉、教育、研究、資料保存やパロディ等のための利用こそ、本来、一般的な公益・表現の自由に照らして真っ先に認められてしかるべきこれらの利用類型を「特定の」ものと一方的に決め付け、ロクな根拠も示さずに今回の権利制限の一般規定の対象とならないとすることは極めて不適切です。</p> <p>この項目から「特定の」という言葉を削除するとともに、第4章1(5)で明記されている類型以外にも、ワーキングチーム報告書参考資料2で具体的に要望されている類型としては、個人の情報発信に伴う利用、ネットワークサービスに関連する利用、企業内における著作物の利用等もあるのであり、要望されている全ての類型について、個別の権利制限規定の改正・創設による対処が可能であるか否かを検討し、現実問題としてこれらの全ての類型について個別の権利制限規定による対処が不可能であるとするならば、権利制限の一般規定をより包括的な形に規定することで対処するべきである。</p> <p>法的安定性を高めるという点ではこれらの類型について権利制限を設けることは重要であるものの、これほど限定したのではもはや権利制限の「一般」規定の名に値しない。既存の個別制限規定がことごとく不当に狭く使いにくいものとされているという現状から来る問題に対処する上では極めて不十分な「個別」規定が新たに追加されるに過ぎず、著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。</p> <p>インターネットのように、全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものであり、著作物の公正利用には上記以外の変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であることを考えれば、形式的利用、付随的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない利用に限るといった形で不当にその範囲を狭めるべきでは無く、障害者福祉、教育、研究、資料保存やパロディ等のための利用、個人の情報発信に伴う利用、ネットワークサービスに関連する利用、企業内における著作物の利用等も含め検討を行うべきである。</p>	個人09

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について
 (7)まとめ

番号	項目	意見	個人/団体名
221	第4章1(7)	<p>まとめとして、「Aその著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「B適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「C著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」のみを権利制限の一般規定の対象とするべきであるとしている。確かに法的安定性を高めるという点ではこれらの類型について権利制限を設けることは重要であるものの、これほど限定したのでは、これはもはや権利制限の「一般」規定の名に値しない。これでは、既存の個別制限規定がことごとく不当に狭く使われないものとされているという現状から来る問題に対処する上では極めて不十分な、狭く使われない「個別」規定が新たに追加されるに過ぎず、著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。</p> <p>インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものであり、著作物の公正利用には上記以外の変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であると考えれば、形式的利用、付随的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない利用に限るといった形で不当にその範囲を狭めるべきでは無く、第2章【4頁～6頁】に対する意見、第4章1(4)・(5)・(6)【20頁～24頁】に対する意見でも書いたように、障害者福祉、教育、研究、資料保存やパロディ等のための利用、個人の情報発信に伴う利用、ネットワークサービスに関連する利用、企業内における著作物の利用等も含め検討を行うべきである。特に、現実問題としてこれらの全ての類型について個別の権利制限規定による対処は不可能と私は考えており、個別の権利制限規定による対処が可能な全ての公正利用の類型が含まれるよう、その範囲・要件はアメリカ等と比べて遜色の無いものとして、権利制限の一般規定を可能な限り早期に導入することを私は求める。</p>	個人10
222	第4章1(7)	<p>まとめとして、「Aその著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「B適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「C著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」のみを権利制限の一般規定の対象とするべきであるとしている。</p> <p>確かに法的安定性を高めるという点ではこれらの類型について権利制限を設けることは重要であるものの、これほど限定したのでは、これはもはや権利制限の「一般」規定の名に値しない。これでは、既存の個別制限規定がことごとく不当に狭く使われないものとされているという現状から来る問題に対処する上では極めて不十分な、狭く使われない「個別」規定が新たに追加されるに過ぎず、著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。</p> <p>インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものであり、著作物の公正利用には上記以外の変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であると考えれば、形式的利用、付随的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない利用に限るといった形で不当にその範囲を狭めるべきでは無く、第2章【4頁～6頁】に対する意見、第4章1(4)・(5)・(6)【20頁～24頁】に対する意見でも書いたように、障害者福祉、教育、研究、資料保存やパロディ等のための利用、個人の情報発信に伴う利用、ネットワークサービスに関連する利用、企業内における著作物の利用等も含め検討を行うべきである。特に、現実問題としてこれらの全ての類型について個別の権利制限規定による対処は不可能と私は考えており、個別の権利制限規定による対処が可能な全ての公正利用の類型が含まれるよう、その範囲・要件はアメリカ等と比べて遜色の無いものとして、権利制限の一般規定を可能な限り早期に導入することを私は求める。</p>	個人11
223	第4章1(7)	<p>まとめとして、「Aその著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「B適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「C著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」のみを権利制限の一般規定の対象とするべきであるとしている。</p> <p>確かに法的安定性を高めるという点ではこれらの類型について権利制限を設けることは重要であるものの、これほど限定したのでは、これはもはや権利制限の「一般」規定の名に値しない。これでは、既存の個別制限規定がことごとく不当に狭く使われないものとされているという現状から来る問題に対処する上では極めて不十分な、狭く使われない「個別」規定が新たに追加されるに過ぎず、著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。</p> <p>インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものであり、著作物の公正利用には上記以外の変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であると考えれば、形式的利用、付随的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない利用に限るといった形で不当にその範囲を狭めるべきでは無く、第2章【4頁～6頁】に対する意見、第4章1(4)・(5)・(6)【20頁～24頁】に対する意見でも書いたように、障害者福祉、教育、研究、資料保存やパロディ等のための利用、個人の情報発信に伴う利用、ネットワークサービスに関連する利用、企業内における著作物の利用等も含め検討を行うべきである。特に、現実問題としてこれらの全ての類型について個別の権利制限規定による対処は不可能と私は考えており、個別の権利制限規定による対処が可能な全ての公正利用の類型が含まれるよう、その範囲・要件はアメリカ等と比べて遜色の無いものとして、権利制限の一般規定を可能な限り早期に導入することを私は求める。</p>	個人12
224	第4章1(7)	<p>p24の(7)まとめにはA、B、Cのみを権利制限の一般規定の対象とするべきであるとしていますが、これほど限られたものでは「一般規定」というには適用範囲が狭すぎます。これでは現状にさらにこまかい個別規定が追加されるに過ぎず、著作権に関する混乱状況が改善されるとは思えません。</p> <p>インターネットなどではほぼ全市民が利用者であり権利者ともなりえます。こういった状況では利用形態が規定類型にあたる事例が頻発すると考えられ、フェアユースという一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意味を持つものといえます。先述A、B、Cのように限られた範囲に狭めるようなやりかたには日本文化、経済発展にとって障害にかなりなります。第4章1(4)(5)(6)【20頁～24頁】にあるような「障害者福祉」、「教育」、「研究」、「資料保存」、「パロディ等」、「個人の情報発信に伴う利用」、「ネットワークサービスに関連する利用」、「企業内における著作物の利用等」も可能になる包括的内容の検討を行うべきであると考えます。</p> <p>※当然ですが、その内容は利用者の権利を不当に制限しないものである必要があります。ましてや不当逮捕や別件逮捕の口実になる内容であってはならないと考えます。</p>	個人39

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 2 権利制限の一般規定を条文化する場合の検討課題について

番号	項目	意見	個人／団体名
225	第4章2	第4章2〔29頁〕、「(7)実効性・公平性担保のための環境整備」について。 本中間まとめ〔29頁〕第13行～第31行は、懲罰的賠償制度とクラスアクション制度について、「現行法とは異なる新たな法制度を導入することについては、権利制限の一般規定の導入の問題とは別に慎重に検討する必要がある」としている。 しかし、実効性・公平性担保のための制度として、権利者は法定損害賠償制度の導入を要望しているが、本中間まとめは法定損害賠償制度に言及しておらず、したがって、その必要性までを否定する理由も何ら示していない。 権利制限の一般規定を導入するのであれば、著作者ら権利者と利用者との公平性を確保するために、併せて、法定損害賠償制度の創設を行うべきである。	一般社団法人 日本レコード 協会
226	第4章2	権利制限の一般規定に該当する利用行為については、原則として著作者人格権の侵害とならないよう立法的な対応を取っていただくことを要望いたします。 (補足説明) 26頁には、AからCの類型を権利制限の一般規定の対象とする場合、著作者人格権の取扱いについては、これら利用行為の性質を踏まえつつ、慎重に検討する必要があると考えられる、とあります。 しかしながら、権利制限の一般規定の導入により、著作権侵害とならない行為が、著作者人格権の侵害行為となるのであれば、一般規定の導入の趣旨が没却することになりかねません。 したがって、権利制限の一般規定に該当する著作物の利用行為については、原則として著作者人格権の侵害とならないものとすべきであり、そのための立法的な対応を取ることが必要であると考えます。	KDDI株式会 社
227	第4章2	第4章2権利制限の一般規定を条文化する場合の検討課題について〔25頁～〕 (1)要件等の留意事項②権利制限の対象とする支分権及び著作物の種類〔25頁〕 本中間まとめにおける各類型においてプログラムの著作物が利用される場面は想定できないことから、対象とならないことを明示していただくよう希望します。 A類型については、プログラムの著作物が写り込む状況は想定できません。 B類型については、プログラムの著作物については、既に47条の3によって、必要と認められる程度の複製が制限される規定が存しており、一般規定によって改めて制限されるべき行為は存在しないと考えられます。 C類型については、その本来の利用が「表現の知覚」によるものではなく、表現の知覚に向けられた利用かどうかによって「本来の利用」かどうかを評価することはできないこと、さらに、当該C類型において権利制限される可能性があることとされるリバースエンジニアリングについては、既に個別制限規定を創設することが結論づけられていることから、対象とする理由は存しないものと思料します。 これらのことから、プログラムの著作物については対象外としていただきたく存じます。	社団法人コン ピュータソフト ウェア著作権 協会
228	第4章2	■【25ページ①要件】 非営利性を要件としないことに賛成します。本まとめで記述されている通り、A～Cの類型に相当する行為は、企業の営利活動に伴い行われる例が多くあり、それら行為が許容されることとなることを望みます。 ■【25ページ②権利制限の対象とする支分権及び著作物の種類】 権利制限の一般規定の適用について、特定の支分権、特定の種類の著作物に限定する必要はなく、本まとめの結論に賛成します。この点、C類型に関し、プログラム著作物を除外するとの考え方が示されていますが、敢えて除外とする理由はないと考えます。プログラム著作物といってもその複製物は必ずしも実行形式(いわゆるオブジェクトプログラム)で存在する場合だけではなく、いわゆるソースコードリスト形式で存在する場合もあり、そのプログラムの実行による利益享受のためではなく、ソースコードを統計処理の対象として取り扱ったり、改ざんの確認のためにハッシュ値を取るために複製するといった利用も考えられるところ、そのようなプログラム著作物の利用態様には、C類型に相当する行為も考えられます。 ■【26ページ(2)著作者人格権との関係】 権利制限の一般規定の適用を受け著作権侵害とならない行為については、原則として著作者人格権の侵害ともならないものとすべきであると考えますので、著作権法50条の改正を併せて検討されることを望みます。 ■【27ページ(3)既存の個別権利制限規定等との関係】 権利制限の一般規定の導入後について、必要に応じて、個別の権利制限規定の追加、見直しを、継続して行って頂きたいと考えます。なお、プログラムのリバース・エンジニアリングにかかる権利制限については、文化審議会著作権分科会報告書の答申から1年以上が経過するにも関わらず、立法されていません。速やかな立法に向けた政府の取り組みに期待します。 ■【28ページ(6)刑事罰との関係】 「権利制限の一般規定の規定振りを検討するに当たっては、かかる観点から慎重に考慮することが求められる」と記されている点につき、刑罰を科すという観点からはその通りですが、一方で、技術の進展や社会状況の変化に柔軟に対応するという、権利制限の一般規定を新設する趣旨を没却することのないように、規定振りを考えて頂きたいと考えます。	社団法人電子 情報技術産業 協会著作権専 門委員会
229	第4章2	非営利性要件について 意見要旨 権利制限の一般規定において、利用行為の非営利性を独立した要件とする必要はないとの考えに賛同する。 趣旨説明 1. において上述した利用行為(いわゆる「写り込み」)を含め、Aの類型、Bの類型およびCの類型の利用行為に該当する利用行為には、企業の営利活動に伴って行われる利用行為が多数含まれるため、非営利性を独立した要件とすべきでないとする。 「中間まとめ」該当部分 第4章2〔25頁〕には、「利用行為の非営利性を要件とすべきか否かも問題となるが、(中略)非営利性を独立した要件とする必要はないものと考えられる。」と記載されている。	社団法人日本 印刷産業連合 会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 2 権利制限の一般規定を条文化する場合の検討課題について

番号	項目	意見	個人／団体名
230	第4章2	<p>■文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の「権利制限の一般規定中間まとめ」(以下「本中間まとめ」といいます。) 27頁では、既存の個別権利制限規定等との関係について論じていますが、38条1項に関する記述がありません。B類型について権利制限の一般規定を導入し38条1項の権利制限の拡張を提言するのならば、その結果上映権に関する権利制限が公正な利用に限定されるのか検討することは不可欠です。そして、その検討に当たっては以下の事項を踏まえる必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2003年1月の「文化審議会著作権分科会審議経過報告」16頁で「ベルヌ条約上の義務との関係から問題があると内外の関係者から指摘されており、非営利・無料・無報酬の上映に係る権利制限については、こうした問題に対応する観点から、その対象となる行為の範囲を見直すことが必要であると思われる。」と指摘していること。 権利制限の一般規定はアメリカより大きな権利制限であってはならないこと(*1)。 (*1)「知的財産戦略本部でも、アメリカより大きいフェアユース規定の導入はないだろうという点ではコンセンサスができております。」(文化審議会著作権分科会第3回法制問題小委員会(2009年8月31日)での中山委員の発言) 「本来利用者に認められる著作物の利用を確認しているに過ぎない」といえるか。 非営利・無料・無報酬の3要件で制限されている上映権の権利制限拡張は、スリーステップテストに適合するか。以下、これらの点について意見を申し述べます。 <p>1. について 著作権法38条1項は、非営利・無料・無報酬の3要件で上映権を制限していますが、この3要件はいずれも利用者側の事情に属する要件です。条約上のスリーステップテストの基準である特別な場合であること、著作物の通常の利用を妨げないこと、著作者等の利益を不当に害さないこと、はいずれも著作者等の権利者側に属する事情です。それゆえ、非営利・無料・無報酬の3要件はスリーステップテストの3つのステップのいずれにも関連性がありませんので、著作権法38条1項は文面上スリーステップテストに適合しない利用をも含まれます。したがって、速やかな改正が必要であり、権利制限の一般規定導入によってその制限を拡張するべきではないと考えます。</p> <p>2. について アメリカの著作権法では、対面授業活動の過程における利用の場合に上映権の個別権利制限規定を置いている(110条)ほか、上映権の制限は107条のフェアユース規定によって制限されるに留まります。アメリカのフェアユース規定は利用者側の事情のみで権利制限をするものではありませんので、著作権法38条1項の権利制限を権利制限の一般規定導入によってさらに拡張することは、アメリカのフェアユースより大きな権利制限規定を導入する結果となります。したがって、権利制限の一般規定による権利制限規定の拡張を行うならば、個別権利制限規定がアメリカのフェアユース規定と同程度以下の権利制限規定に改める必要があると考えます。</p> <p>3. について 「本中間まとめ」13頁の「本来利用者に認められる著作物利用」について、「本中間まとめ」付属資料3の26頁は、「パブリック・フォーラム論」を参考に憲法29条と著作権との関係を論じています。「パブリック・フォーラム論」は、憲法の人権規定を私人間に拡張して適用するための理論ですが、著作権法38条1項は上映権と衝突する人権の存否と無関係に規定されています。また、「パブリック・フォーラム」と同程度に公衆の自由利用が前提となっている著作物に限定されているわけでもありません。これらを考慮せず個別権利制限規定を権利制限の一般規定導入によって拡張することは失当だと考えます。</p> <p>4. について 前述したように、著作権法38条1項自体条約適合性に疑義があるのですから、権利制限の一般規定によってその制限を拡張することは失当です。</p> <p>以上の理由から、仮に個別権利制限規定の制限を拡張するB類型の権利制限一般規定を導入するならば、個別権利制限規定の見直しも同時に行われる必要があります。そしてアメリカのフェアユース規定より大きい権利制限規定としないというコンセンサスに沿って、38条1項から「上映」を削除することを要望いたします。</p> <p>■文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の「権利制限の一般規定中間まとめ」(以下「本中間まとめ」といいます。) 28頁では、条約適合性について「米国著作権法107条のフェアユース規定は、判例の蓄積があり、規定の適用範囲がある程度予測可能であるので、第1ステップに適合しないとはいえないと分析されている。」とし、「AからCが対象とする利用は、いずれもスリーステップテストに適合するものと考えられる」としています。しかしながら、A類型については下級審裁判例があるというものの、B類型やC類型として例示されている事例についての裁判例はないように思います。判例の蓄積があるといえる状況ではないと思いますが、AからC類型についての権利制限の一般規定が第1ステップに適合するといえる根拠をお示しいただくよう要望いたします。</p> <p>■文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の「権利制限の一般規定中間まとめ」(以下「本中間まとめ」といいます。) 28頁では「オーバーライドする契約条項の有効性を判断するにあたっては、権利制限の一般規定の趣旨や、制限の程度・態様やその合理性等を総合的に勘案して行った価値判断に基づき、対応されることが必要であると考えられる。」としています。「本中間まとめ」14頁では、「権利制限の一般規定の導入を望む利用者側からの意見」等が多く寄せられたことを必要性の根拠に掲げています。そうであるならば、利用者側の自由意思によってオーバーライド契約が締結された場合、その効力を否定すべき理由があるような事情はなさそうに思われます。権利制限の一般規定が強行法規性を持つような事例があるならば是非例示していただくことを望みます。</p>	社団法人日本映像ソフト協会
231	第4章2	<p>権利制限の一般規定を条文化する場合の検討課題について、仮に導入を前提とした場合、以下のように考えます。まず、権利制限の一般規定の導入により、それを盾にとった、いわゆる「居直り侵害行為者」が多数現れる可能性は否めません。中間まとめにおいては、権利制限の一般規定を導入することにより、上述の危惧はある程度解消することも考えられると楽観視していますが、こんにち違法なコンテンツがインターネット上に蔓延している現状を踏まえれば、権利制限の一般規定の要件や趣旨を一定程度明確にしたところで、「居直り侵害行為者」を抑止できるはずもないことは明らかです。よって、権利制限の一般規定の要件や趣旨を明確にするだけでなく、より具体的な方策も併せて検討する必要があると考えます。</p> <p>次に、権利制限の一般条項を設ける場合、その規定振り等については、国際条約との整合性や遵守が不可欠であると考えます。よって、ベルヌ条約等で定めるスリー・ステップ・テストに適合するか否かについても、十分に検討がされた上で、国際条約に反するとの疑義を持たれないよう、厳格な要件設定をする必要があると考えます。</p> <p>最後に、権利者からの利用許諾を得られるような場合には、権利制限の一般規定の対象とすべきではないと考えます。例えば、集中管理団体による利用許諾が実現されている場合にまで権利制限の一般規定が適用されることになれば、権利者の利益を不当に害する恐れがあります。解釈により権利者・利用者双方に混乱を招くようなことがないように、その点を明確に規定する必要があるものと考えます。</p>	社団法人日本音楽事業者協会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 2 権利制限の一般規定を条文化する場合の検討課題について

番号	項目	意見	個人／団体名
232	第4章2	<p>「中間まとめ」では、権利制限の一般規定を条文化する場合の検討課題として「要件等の留意事項」や「関連条約との整合性」などが検討されている。仮に、権利制限の一般規定を導入する場合には、以下の点について十分に留意する必要がある。</p> <p>(一)これまで、権利者としては、権利制限の一般規定の導入によって、いわゆる「居直り侵害者」が多数現れる可能性があることを危惧してきた。この点につき、「中間まとめ」では、「権利制限の一般規定の要件や趣旨を一定程度明確にすること等により、これらの危惧はある程度解消されうることも考えられ」としている(「中間まとめ」11頁)。</p> <p>しかしながら、この考え方は、インターネット上に違法なコンテンツが蔓延し、インターネット上の情報は無料で入手することが当然という昨今の風潮を、無視したものというほかない。権利制限の一般規定の要件や趣旨を明確にしたところで、「居直り侵害者」の出現を抑制し得るかは疑問であり、「中間まとめ」における分析は、あまりにも楽観的なものと思われる。「居直り侵害者」の出現を防止するには、単に権利制限の一般規定の要件や趣旨を明確にするだけでなく、多角的な観点から具体的に検討する必要がある。</p> <p>(二)わが国の著作権法が国際条約を遵守すべきことは当然のことであり、権利制限の一般規定を導入する場合であっても、いわゆる「スリー・ステップ・テスト」に反してはならない。裁判例を見ると、著作権法30条が定める私的利用目的の複製に関し、スリー・ステップ・テストに沿うものであることを前提に同条の権利制限規定が設けられている以上、ベルヌ条約の規定を持ち出してその規定に当たるかどうか直接問題とするまでもないと判示するものがある(東京地判平成12年5月16日〔スターデジコ事件〕)。仮に、権利制限の一般規定を導入する場合において、スリー・ステップ・テストとの整合性が明確にされていない場合には、スターデジコ事件のように、スリー・ステップ・テストについての検討を無視したまま、権利制限の一般規定が適用されるというおそれもある。</p> <p>したがって、権利制限の一般規定が、国際条約に反するような場合についてまで適用されると判断されることがないよう規定自体にスリー・ステップ・テストの厳格な要件を設定する必要がある。この点については、例えば、2001年のEUI情報社会指令を受けて法改正されたフランスのように、個別具体的な権利制限規定を定めた上で、国際条約上のスリー・ステップ・テスト(厳密には「この条に掲げる例外は、著作物の通常の利用を害することはできず、また、作者の正当な利益を不当に害することはできない」)(大山幸房訳『外国著作権法集(40)―フランス編―』(著作権情報センター、2008)の訳による)とのツリー・ステップ・テストを定めている点は、大いに参考とすべきである。</p> <p>(三)著作物の利用にあたっては、権利者の許諾を得て利用することが原則である。したがって、権利者から利用許諾が得られるような場合には、権利制限の一般規定の対象とすべきではない。例えば、集中管理団体による利用許諾が実現されている場合にも、権利制限の一般規定が適用されることになれば、権利者の利益を不当に害するおそれがある。このことは、スリー・ステップ・テストに反することは明らかであり、権利制限の一般規定を条文化する場合の検討課題の一つに加えるべきである。この点に関連して、広範な射程範囲を有するフェアユース規定があるアメリカにおいても、集中管理団体が未整備の段階ではフェアユースの成立を認めた裁判例(Williams&WilkinsCo.v.UnitedStates,487F.2d1345(Ct.Cl.1973))がある一方、集中管理団体が整備後はフェアユースの成立を認めなかった裁判例(AmericanGeophysicalUnionv.TexacoInc.,60F.3d913(2ndCir.1994))があることにも留意する必要がある。</p>	社団法人日本 芸能実演家団 体協議会・実 演家著作権隣接 権センター
233	第4章2	<p>25頁に「利用行為の非営利性を要件とすべきか否かも問題となるが、営利性については、上記追加要件において考慮することも可能であること、非営利性を別途独立の要件とした場合、AからCの類型はいずれも企業の営利活動に伴って行われる事例も多く想定されるため、権利制限の範囲が不当に狭くなり、事案によっては不合理な結論が生じる可能性があること等から、非営利性を独立した要件とする必要はない」とあるが、現行の個別権利制限規定においても、営利か非営利かによって権利制限の適用範囲は異なっており、「調査・研究」についても本来は営利か非営利かが区別されるべきと考える。さらに厳密な検討を行っていただきたい。27頁に「権利制限の一般規定の導入に伴う個別権利制限規定の改正・見直しの必要性があるのかなどの問題が生じる可能性もある。この点については、具体的な規定の仕方により、その取扱いが変わることが考えられるので、慎重な検討が必要と考える」とあるが、当然、現行の個別権利制限規定への影響と、権利制限の一般規定との整合性についてもあらかじめ詳細な検討がなされるべきである。</p> <p>27頁に「リパース・エンジニアリングに伴う複製等については、既に検討が行われ、文化審議会著作権分科会報告書(平成21年1月)において権利制限の対象とする旨の方向性が出されていること等にかんがみれば、個別権利制限規定を創設することによる対応を行うことが適当であると考えられる」とあるが、これはまさに利用類型Cの「あくまで技術開発・検証のための素材として利用されるに留まり、表現の知覚を目的としない」ものであり、個別権利制限規定で対応できる可能性を示すものである。</p> <p>27頁で「権利制限の一般規定を設ける場合、その規定振り等については、ベルヌ条約9条(2)項、WIPO著作権条約10条等に規定されるスリーステップテスト((i)特別の場合、(ii)著作物の通常の利用を妨げない、(iii)著作物の正当な利益を不当に害しない) (以下、単に「スリーステップテスト」という。)との整合性を慎重に検討する必要がある」としていることについては賛同する。</p> <p>刑事罰との関係で、28頁で「権利制限の一般規定においても、明確性の原則に関する法理は基本的に妥当するものと考えられる」とあるが、明確にできるのであれば、個別権利制限規定の導入を検討すべきである。</p> <p>30頁に「ガイドラインの整備の必要性については、法的に強制力のないガイドラインは、あくまでも著作物の利用に当たっての一つの基準に過ぎないが、例えば権利者団体と利用者団体の協議によりガイドラインが定められ、多くの利用者が当該ガイドラインを遵守し、著作物を利用している実態が認められれば、訴訟等においてもそのガイドラインが裁判所の判断に当たって業界の慣行として参考にされることもあろう。ガイドラインの整備については、特に法律上義務付ける必要はなく、権利制限の一般規定の内容、利用分野、関係権利者団体又は利用者団体の有無等に応じて、適切に考慮する必要がある」とあるが、第31条や第35条や第37条といった個別権利制限規定のガイドラインでさえ、当事者間で合意するのは容易ではなく、仮に想定されている権利制限の一般規定が、ガイドラインを作成できるような「取っ掛かり」のあるものであれば、個別権利制限の規定が十分可能であると考えられる。</p>	社団法人日本 書籍出版協会
234	第4章2	<p>■不十分な体系的議論 また、WT報告書では、「著作物の表現の知覚を目的とする利用をもって著作物としての本来の利用であると整理しているところ、表現と機能の複合的性格を持つプログラム著作物の場合、他の種類の著作物とは大きく異なる性質がある」とし、「プログラムの著作物は、Cの利用類型の対象から除外して考える等、慎重に検討する必要がある」との意見を受け、プログラムの著作物を除いて議論、類型化していた。これを受けた法制問題小委員会でも、プログラムの著作物を除外することを前提に「知覚することを通じて」という表現を入れたはずだ。にもかかわらず、中間まとめの最終審議となった4月22日の法制問題小委員会でも、一部委員からプログラムの著作物を外す必要はなく「知覚することを通じて」の文言は不要という趣旨の発言があった。中間まとめの審議が一通り終わってから類型の根幹をなす定義範囲を大幅に変えるような検討課題が挙げられたことからみても、いまだ体系的な議論が尽くされたとは言えないのではないか。C類型については特に、規定振りや解釈によって規定の射程が著しく変動する恐れがある。上述したプログラムの著作物の扱いを含め、さらなる慎重な議論、検討が必要だと考える。【同：155】</p> <p>■スリーステップテストの厳格適用を また、「関連条約との整合性」では、著作権法上の規定を検討する場合、規定のタイプにかかわらず、ベルヌ条約等の国際条約に定められたスリーステップテストの「特別の場合」「著作物の通常の利用を妨げない」「著作物の正当な利益を不当に害しない」という3つの判断基準を厳格に適用すべきである。</p>	社団法人日本 新聞協会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 2 権利制限の一般規定を条文化する場合の検討課題について

番号	項目	意見	個人／団体名
235	第4章2	<p>■(1)①なお書き、「…非営利性を独立した要件とする必要はないものと考えられる。」との見解に賛同いたします。</p> <p>■(7)実効性・公平性担保のための環境整備について 権利制限の一般規定に併せて、外国で導入されている関連法制度も導入することについては、「必要とはいえない」(第2パラグラフ)、「別に慎重に検討する必要がある」(第5パラグラフ)との意見に賛成いたします。 「権利制限の一般制限規定」は、便宜上「フェアユース規定」と呼称されているにすぎず、本中間まとめも述べるとおり、我が国独自の環境・事情に基づいて調和のとれた制度であるべきと想料いたします。</p>	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会知的財産委員会 著作権小委員会
236	第4章2	<p>中間まとめは、権利制限の一般規定により権利制限の対象とすることが求められる利用行為について、「権利制限の一般規定が存在しないことにより利用に支障が現に生じているとして本小委員会に対してヒアリング等が出された要望等を踏まえ、著作物の利用行為を整理、分類し、具体的にどのような利用行為を権利制限の対象にするのかをある程度想定した上で、権利制限の一般規定のあり方を考え」という手法を採っている。 確かに、法制度を検討するに当たって、実際になされた要望等として挙がってきた利用行為について権利制限の一般規定の対象とすべきかを検討することは、法制度の検討上必要かつ有益とは言えよう。しかしながら、デジタル化・ネットワーク化が進み、マウスイヤーと呼ばれる現在の状況からすると、現に利用に支障が生じていないとしても、将来支障が生じる虞は十分にあるというべきであって、現状を調査するだけでは、ただ後追いとなるばかりである。そのような状況において、個別の権利制限規定によるべきというのであれば、新たなイノベーションは阻害され、国外に逃げ出してしまう状況が続くであろう。 「今後のビジネス展開の円滑化が図られる…デジタル化・ネットワーク化時代に対応した著作権制度」を「通じ、世界をリードするコンテンツのデジタル化・ネットワーク化を促進する」(政府知的財産戦略本部が平成22年5月21日に決定した「知的財産推進計画2010」17頁)ためには、中間まとめで権利制限の一般規定の対象とすべきとされた利用形態に限らず、「幅広い」権利制限の一般規定を定めることが必要不可欠であるし、さらには、デジタル・コンテンツを対象とした特別法を制定することによって、その流通を促進すべきである。 中間まとめは、たとえば同一性保持権との関係で、「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ない変更を認めた20条2項4号が適用される場合がある」(中間まとめ26頁)とのみ指摘しているが、人格権を現状のままにするのであれば、コンテンツ利用者に対する萎縮効果は軽減されず、これらの権利制限の一般規定及び特別法の効用は画餅と帰する。我が国の現行著作権法の人格権は、世界一強いと言われているくらいであり、国際条約によって保護が求められているのと同様程度の制限にまで緩和すべきであるし、そのように制限しても権利者の保護として不十分ではないと考える。【同:76】</p>	デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム
237	第4章2	<p>26頁では、著作者人格権について触れているが、現在の著作物の利用において問題となる権利は、著作財産権、著作者人格権に限らず、著作隣接権もあることは周知のことである。そして、一般権利制限規定において、著作隣接権も含めたワンストップソリューションが提供されないのだとすれば、その導入の意義は半減してしまうといっても過言ではない。実際に、たとえば、権利者不明の場合の裁定制度が著作隣接権に対応していないことは過去にも問題となっており、平成21年に行われた改正において実演家の権利について法的手当がなされたばかりである(第92条の2第3項第2号)。現在検討されている一般権利制限規定が同じ問題を抱えないようにするため、著作隣接権についても同様に権利制限規定においてカバーされることを強く希望する。</p>	特定非営利活動法人クリエイティブ・コミュニケーションズ・ジャパン
238	第4章2	<p>著作権法は、10年以下の懲役という非常に重い処罰規定が設けられており、フェアユースについては刑事処罰との関係を慎重に検討するべきところ、中間とりまとめはこの点の検討が不足していると思われる。刑事処罰については、フェアユースは処罰の範囲を限定するための規定であり、正当防衛同様それほど明確な要件を設けることは求められていない。 現在では、ウイルス作者や情報漏洩者を逮捕するための便法として、著作権法違反が用いられている現状に鑑みても、また、刑事処罰が相当でない場合は様々な類型が考えられることからフェアユース規定は一般的包括的な規定にするべきである。 これに対して、一部ではフェアユースは抽象的であり、罪刑法定主義違反であるとの主張がされているが、刑事処罰の範囲を限定するためであれば罪刑法定主義違反とはならない。</p>	特定非営利活動法人ソフトウェア技術者連盟
239	第4章2	<p>■「プログラムの著作物はCの類型の対象から除外して考える等も含め、慎重に検討する必要がある」とあるが、プログラムの著作物も他の著作物と同様に考えるべきであり、C類型からプログラムの著作物を除外する必要はないと考える。 『権利制限の一般規定ワーキングチーム報告書』では、C類型について「研究開発分野や情報の複製等を不可避的に伴うネットワーク産業の分野等に特徴的なものであり、利用者側の萎縮防止にも一定程度資すると考えられる」としており、ネットワーク産業の根幹であるプログラムの著作物をC類型から除外してしまうと、C類型を導入する意義は薄れるからである。</p> <p>■「権利制限の一般規定を導入する場合であっても、導入後も必要に応じて適宜個別権利制限規定の追加、見直しを行っていくことが適当である」とするアプローチを支持する。個別規定の創設により対応することが適当とされている同ページの「リバース・エンジニアリング」の例をひくまでもなく(これについても速やかな立法化を望むが)、一般規定導入後も必要に応じて個別規定を設けることは、明確性の原則の観点からも好ましいと考える。</p> <p>■「事案によっては不合理な結論が生じる可能性があること等から、非営利性を独立した要件とする必要はないものと考えられる。」との見解に賛成する。営利性の判断は難しく、企業の活動は最終的にはすべて営利に結びつくとの解釈も可能であることなどに鑑みると、非営利性を要件とすることは適切ではないと考える。</p>	日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会
240	第4章2	<p>(意見4) なお、従来、著作権法の改正においては、当該条文案は国会提出の直前まで公表されないことが多かったが、権利制限の一般規定については条文的表現が非常に重要であると思われることから、中間まとめ後の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会においては、その条文案について中心的に議論を行い、条文案について公表の上、広く意見募集をすべきである。 (意見の理由) 今後、権利制限の一般規定の立法化においては、具体的にどのような要件とし、その要件をどのように規定するかが非常に重要となる。著作権法に限らず、一般規定を創設する場合には、ある程度条文的表現が抽象的になることは避けられないが、どのような利用行為が著作権侵害にならないかが不明である場合には、法的安定性・予見可能性を害し、徒に著作物等の利用現場に混乱が生じ、権利者の権利を不当に侵害するおそれがあるだけでなく、利用者にとっても、結局、著作物等の利用における萎縮が解消されないことになろう。従来、著作権法の改正においては、当該条文案は国会提出の直前まで公表されないことが多かったが、以上のとおり、権利制限の一般規定については条文的表現が非常に重要であると思われることから、中間まとめ後最終案に向けての文化審議会著作権分科会法制問題小委員会においては、その条文案について中心的に議論を行い、条文案を公表の上、広く意見募集をすべきである。【同:270】</p>	日本弁護士連合会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 2 権利制限の一般規定を条文化する場合の検討課題について

番号	項目	意見	個人／団体名
241	第4章2	<p>■第4章2(1)①②【25頁】条文化する場合の検討課題 「社会通念上著作権者の利益を不当に害しない利用であることを追加の要件とする等の方策を講ずる。」ことに賛成する。 類型A乃至類型Cを含め、どのような利用態様であっても個別具体的に権利者の利益を不当に害する場合があります。したがって、少なくとも「社会通念上著作権者の利益を不当に害しない利用」の範囲に制限する、安全装置的な規定を置くことに賛成する。 特に、公衆送信行為における、かかる権利制限の一般規定は、技術の進歩により現時点で予測し得ない著作権者の不利益を招く可能性があり、この権利者保護の規定を置くことによって、かかる不測の事態をカバーすることができるのではないか。</p> <p>■第4章2(1)②【25頁】権利制限の対象とする支分権及び著作権の種類 プログラムについてCの類型から除外して考える等も含め、慎重に検討する必要がある」との意見に賛成する。 そもそもプログラムは機能的著作物との表現があるように、「当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用」を考へておらず、著作物の複製、公衆伝達、翻案等の加工という支分権の行為を考へた場合に、プログラムに関する行為の多くがこれに該当する可能性があるのではないかと。少なくともCの類型からプログラムの著作物は除外するべきではないだろうか。</p>	日本弁理士会
242	第4章2	<p>■中間まとめでは、実効性・公平性担保のための環境整備については、懲罰的損害賠償等の現行法と異なる法制度を導入することについては、権利制限の一般規定の導入の問題とは別に慎重に検討する必要があるとされている。権利制限の一般規定を導入する際には、訴訟提起など権利者の負担増加が当然に予想されるのであるから、一方的に権利者の負担が増大しないような、実効性・公平性担保のための環境整備を更に検討すべきであるし、このような環境整備が権利制限の一般規定導入と同時に進まないのであれば、権利制限の一般規定の導入に際しては、拡大解釈によって一方的に権利者の負担が増大しないように、その対象範囲を限定すべきである。</p> <p>■具体的な要件を可能なかぎり明確にしない限り、権利制限の一般規定の導入にあたっては、なお拡大解釈の危険性を否定できない。また、具体的な要件に加え、35条1項但書のような規定を加えることも要請されよう。但し、35条1項但書を追加するとしても、具体的な要件が明確でなければ、結局、「著作権者の利益を不当に害する」ことはどのような場合かを巡って紛争が生じる可能性が大であるから、そのようなことを避けるために、第1義的には、具体的な要件を明確にすべきである。</p>	ネットワーク流通と著作権制度協議会
		<p>2、プログラムの著作権による保護との関係について【16頁及び25頁】 BSAは、前記基本的考え方に加え、本まとめについて、著作権によるプログラムの保護との関係について意見を以下の通り述べます。結論としては、A、B、Cの類型には、プログラムの著作物は含まれないとの考え方を明記すべきと考えます。</p> <p>(2)C類型について【20頁～21頁、25頁、27頁】 次に、C類型についてですが、C類型でプログラムの著作物について権利制限が必要となる利用行為の類型として要望が出され、議論をされているのは、専らリバース・エンジニアリングに関連する利用行為です。リバース・エンジニアリングに関連する利用行為につき権利制限を行うのかについては、産業政策的観点も踏まえ十分な検討を行うため、平成20年度、貴会において、関係団体に広くヒアリングを行って検討し、とりまとめを行ってきたところです。BSAは、別紙2（貴会へ提出した意見の抜粋）のとおり、より広い状況の下で逆コンパイルを認めて著作権の保護を減退させることは、不透明さを生じさせ、イノベーションを遅らせ、かつ競争を制限することにより、産業に損害を与えるものであると考え、また、開発者及び消費者には必要な情報を入手するための多くの方法があることを指摘して、権利制限には反対しておりますが、仮に権利制限規定を設ける場合であっても、EUの制定法及び米国裁判所の判例により、現在、逆コンパイルは、極めて狭い範囲でかつ具体的な制限が課せられる条件の下で相互運用性を達成するという唯一の目的のために認められていることや、EUソフトウェア指令が逆コンパイルが認められる場合について厳密に制限していることが参考に値することを述べてきております。このような幅広いヒアリングを下に権利保護のバランスを検討してきたことを踏まえて、そのような十分な検討を今回経ないで、詳細な要件を盛り込まない曖昧なC類型でリバース・エンジニアリングについての権利制限を行うことは、前記のとおりソフトウェア産業に損害を与えるものであるとともに、本まとめ16頁にある利用行為を想定した上で規定を考えるとの基本アプローチにも矛盾するものと考えます（前記のとおり、BSAは、C類型が非常に曖昧であって、その適用範囲が非常に不確実で予測不能であることに懸念を有しています）。従って、BSAは、A・B・C類型いずれにもプログラムの著作物は含まれないことを明記した上で、リバース・エンジニアリングの個別権利制限規定の要件の詳細を詰めるべきと考えます。【同：81、162】</p> <p>3、個別権利制限規定と権利制限の一般規定の関係について【27頁】 前記2より、プログラムの著作物に関しては、権利制限の一般規定には含まれず、個別権利制限規定のみが適用されるべきと考えます。また、一般的にも、個別権利制限規定における精緻な外延というものを、いかなる権利制限の一般規定にも優先させるべきです。そうしなければ、多くの個別権利制限規定に盛り込まれていて権利保護のための安全弁となっている条件が、有効に機能しなくなってしまうからです。</p> <p>4、国際条約との整合性について【27頁及び28頁】 いずれに権利制限の一般規定であっても、国際条約との整合性を十分に検討すべきであり、要件としてもスリーステップテストの内容を十分に取り込み、著作権者の利益を不当に害しないようにすべきです。</p> <p>5、実効性・公平性担保のための環境整備【29頁】 権利制限の一般規定の導入により、事後的解決が必要なケースが増える懸念もあり、また、インターネット上の利用により生じる侵害には迅速な紛争解決手段が必要となってきたことから、法定賠償制度を含め、実効性・公平性担保のための環境整備は引き続き検討すべきと考えます。</p>	ビジネスソフトウェアアライアンス

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 2 権利制限の一般規定を条文化する場合の検討課題について

番号	項目	意見	個人／団体名
		<p>(別紙2)ビジネスソフトウェアアライアンス(BSA)²の意見 平成20年7月25日</p> <p>1. 始めに BSAは、貴委員会が、コンピュータ・プログラムの保護に関連して、新たな権利制限規定を認める著作権法の改正を検討中であること、具体的には、セキュリティ及び研究開発を目的とするコンピュータ・プログラムの逆コンパイルを行う際の複製及び翻案に対応するための権利制限規定を設けることを検討されていると理解しております。BSAは、そのような権利制限規定が不可欠との事情は生じていないこと、及び、却って、制限規定を設けることにより日本における新規ソフトウェア製品の開発及び普及を妨げるおそれがある、と考えます。</p> <p>2. 著作権保護の果たす役割及び保護のバランスの重要性 (1)EUの制定法及び米国裁判所の判例により、現在、逆コンパイルは、極めて狭い範囲でかつ具体的な制限が課せられる条件の下で、相互運用性を達成するという唯一の目的のために認められています。EU又は米国法のいずれも、セキュリティ又は研究目的のために、特段に逆コンパイルを認めているわけではありません。 (2)ソフトウェアに対する著作権保護は、イノベーションを促す原動力であり、ソフトウェア産業の成功の要であり続けてきました。雇用、販売、生産高、成長、及び消費者に受け入れられたといういずれの点においても、ソフトウェア及びコンピュータ産業は、過去20年間に於いて大きな成長を遂げた産業の1つです。著作権保護という安定した体制の下で、産業が繁栄してきたことは議論の余地がありません。より広い状況の下で逆コンパイルを認めて著作権保護を減じることは、不透明さを生じさせ、イノベーションを遅らせ、かつ競争を制限することにより、産業に損害を与えるものであると、我々は判断しています。我々は、そのような制定法上の変更によって、問題点を生じさせこそすれ、問題の解決にはならないと考えます。</p> <p>著作権保護に対する逆コンパイルの例外の問題は、日本を含め、1990年代初頭に、盛んに議論されました。現在のEU法及び米国法は、後述のとおり、極めて限定的な状況の下でのみ逆コンパイルの例外を認めています。15年以上前のこの時期に制定されたものでした。この間、ソフトウェア産業は、広範な逆コンパイルの例外を設けること無く、成長を遂げました。さらに、この間、著作権保護が、ソフトウェアのセキュリティ、研究及びその他に関する有益な解析に対して、障害となることはありませんでした。</p> <p>端的に言えば、過去15年間、世界中で著作権改革のためのさまざまな努力が行われてきた一方で、逆コンパイルは、これらの議論の中で重要な問題ではありませんでした。我々は、その理由はシンプルなものであると考えます。つまり、ソフトウェア開発者は、現行法のもとで革新的な新製品を開発しかつ生産することができ、我々の知る限りにおいて、保護範囲を狭めることを正当化するような問題点は、現行法には確認されておりません。</p> <p>現時点の法及び政策のバランスを変更する可能性がある提案が行われた場合、とりわけ、保護範囲を狭めることの提案がなされた場合、BSAは極めて慎重に対応しています。現在提示されている権利制限規定を必要とする具体的な問題について何らの証拠も提示されないため、我々は懐疑的になっています。</p> <p>以下、主要な2点です。 ・多くの場合、より高いセキュリティを得るためか、または研究を推進するためのいずれかのために、コンピュータ・プログラムを逆コンパイルすることは必要ではありません。 ・前記のとおり、米国法もEC法も、商業的な任意の逆コンパイルを認めていません。</p> <p>日本が、直近に著作権法に対する逆コンパイルの例外を検討したときの提案者の目標は、研究開発費の削減のための改革の推進にありました。提案者は、逆コンパイルによって、いわゆる「類似の技術に対する余剰投資」と言われるものが生じるのを回避することができるだろうと考えたからでした。提案者らは、新規ソフトウェアの創作費は高すぎると考えていたようでした。複製費用の方がかなり安価なため、法的責任を生じることなく、ソフトウェアを複製しやすくすることを提案しました。日本において、1990年代初頭にこの議論は受け入れられませんでした。BSAは、貴委員会に対して、再度、これを受け入れないようお勧めします。</p> <p>3. 権利制限規定の必要性がないこと (1)商業目的での逆コンパイル提案者の基本的な主張 逆コンパイルを認める提案者は、よく以下のように主張します。 1. コンピュータ・プログラムは、通常、「0」及び「1」の連続によるオブジェクト・コードにおいて、ユーザに配信されている。 2. オブジェクト・コードを、コンピュータは理解することができるが、人は理解することができない。 3. したがって、プログラムを理解しようとする者は、その理解に必要な情報を取得するためのリバース・エンジニアを行わなければならない。 4. リバース・エンジニアは、多数の解析形態によって構成されており、それを通じて、エンジニアは、オブジェクト・コードを、オリジナル・ソースコードに近い状況に変換することを試みている。 5. エンジニアに対して必要な情報の取得を可能にするリバース・エンジニアの唯一の形態は、逆アセンブリ又は逆コンパイルである。 6. 逆コンパイルは、セキュリティを改善し、研究を増やすために認められるべきである。</p> <p>以下2つの問題を検討する必要が生じます。 ・ユーザ及び開発者が必要とする情報は何で、それをどうやって入手することができるか。 ・逆コンパイルは必要か。</p> <p>(2)情報入手手段 逆コンパイルは、情報入手のための多数の方法のうちの一つであり、以下のとおり、その他の方法があります。 1. 開発者から、ライセンスに基づき情報を入手する。 2. マニュアル、公開された仕様書、及びその他の文書を調査する。 3. (プログラム所有者により提供される)コードを調査する。 4. プログラムの実行前、実行中又は実行後に、コンピュータのメモリ内容を調査する。 5. プログラムの実行：メッセージを調査し、特定のコマンドに対する反応を調査する。 6. テスト・プログラムを、調査対象のプログラムと共に実行する。 7. トレース解析：プログラムを一度に1ステップ実行し、CPU、入出力、及びその他のラインを追跡する。 8. プログラムと併せて使用されるハードウェアを調査する。</p> <p>著作権法は、コンピュータ・プログラム開発者に対して、1から8までの方法のような形態の製品解析による情報の入手を妨げているわけではありません。また、逆コンパイルの禁止によって、独立して新規著作物を創作することを妨げているわけでもありません。これは重要な点です。</p>	

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 2 権利制限の一般規定を条文化する場合の検討課題について

番号	項目	意見	個人／団体名
243	第4章2	<p>(3)第三者の権利侵害を行わずに情報を入手する手段 コンピュータ・プログラムに関する正確な情報を入手するための最も効率的な方法は、開発者に尋ねることです。開発者は、プログラム、そのメリット、デメリットを把握しています。開発者は、さらに、ユーザが「満足」し続け、かつ開発者の製品を購入し続けるために、情報の要請に対応することに強い関心を持っています。開発者は、「不具合(バグ)」を修理することに強い関心を持っています。意図されたとおり作動しないプログラムでは、顧客は不満を感じます。顧客が必要としている全ての情報を確実に提供するため、多くの開発者は、プログラムについて記述する多数の文書を公開しています。また、「ディベロッパー・キット」は、通常、他のソフトウェア・デザイナーに対して、オリジナル製品と併せて作動する他のソフトウェアを開発することを奨励するために提供されています。</p> <p>次の質問は、競合製品を開発する意図を持つ者は、そのような製品の製作に必要な全ての情報を入手しているかどうかです。多くの場合、必要な全ての情報は、ライセンス、ドキュメンテーション、ディベロッパー・キット、お客様からの問合せホットライン、テストその他の合法的なソース(情報源)を通じて入手されます。しかしながら、競合するソフトウェア開発者は、ソフトウェアが何をやるものかについての情報のみならず、コンピュータ・プログラムがどのように書かれた(表現された)かについての情報を欲しがります。この情報を入手するための合法的な方法があり、情報を要請する方法が最も明確です。前記のとおり、さまざまな状況下でプログラムをテストすることも可能です。</p> <p>もっとも、情報を依頼した場合、対象のプログラムの権利者は、ライセンス契約を締結して支払いを要求したり、条件を課す場合もあります。したがって、情報入手のための合法的な方法のうちには、第2の開発者に対しては「不都合」である場合もあります。</p> <p>ECソフトウェア指令は、多くの場合に、プログラムに関する情報は、開発者から提供される可能性があることを認識しています。したがって、指令は、逆コンパイルが認められる場合について、厳密に制限しています。第2の開発者は、「必要な」情報を入手するために「不可欠」であり、かつ情報が「あらかじめ容易に利用可能でない」場合にのみ、逆コンパイルを行うことができます。³</p> <p><u>4. 欧米におけるソフトウェアの法的保護</u></p> <p>(1) 米国 米国法は、一般的に、商業的逆コンパイルを認めるものではありません。著作権法は、逆コンパイルに対する個別の例外規定を定めていません。したがって、米国においては、少数の裁判所がフェア・ユースの理論に基づき許容している場合を除き、逆コンパイルは、著作権者の独占的権利を侵害し、侵害行為にあたるものであると考えられています。</p> <p>逆コンパイルの特定の問題点について扱った有名な事案(Seга対Accolade事件⁴及びAtari対Nintendo事件⁵)が2例あります。いずれの事案もビデオゲーム・ソフトウェアに関わるものです。Atari事件は、連邦巡回区連邦控訴裁判所の判決であるため、著作権事件の審理をする地方裁判所において先例拘束性があると見なされる可能性はほとんどありません。さらに、関連する法的問題に対する裁判所の議論がほとんど存在しないため、他の裁判所が、本件の議論を説得力のある判例と考える可能性もほとんどありません。したがって、逆コンパイルを特に扱った重要な米国判例は、セガ事件に対する第9巡回区連邦控訴裁判所意見ということになります。</p> <p>セガ事件を取り扱った裁判所によって要約されるとおり、「逆コンパイルによって得られる、著作権によって保護されていないプログラムの要素に対するアクセスの唯一の手段を提供する場合にのみ、逆コンパイルをフェア・ユースとして認めています。⁶逆コンパイルはセガ判決に基づき常に認められるものであるとする主張もありますが、そのような解釈は、裁判所意見によって支持されておらず、より一般的なフェア・ユースに関する、大多数の米国法とも整合するものではありません。</p> <p>セガ事案を取り扱った裁判所は、逆コンパイルが当該資料を入手するための唯一の手段でない場合には問題が生じるであろうこと、及び、そのような場合には、フェア・ユースにより侵害を免れるものにはならないであろうことに特段に言及しました。⁷仮差止請求事件に対する抗告審であるため、要求している資料を入手するために逆コンパイルを行う代わりにアコレイド社が使用し得た別の手段についての事実に関する記録はほとんど存在していません。資料を入手するためのその他の手段が存在しないことは、セガのプログラムを逆コンパイルするためにアコレイド社にとって「必要」であったとする裁判所の判示の重要な基礎であるため、この点は、記録における重大な欠落でありました。</p> <p>裁判所は、フェア・ユースが存在しない場合には、逆コンパイルによって著作権が侵害されることを認めたため、したがって、逆コンパイルを認める著作権の例外自体を支持する主張を拒絶しました。⁸適切な状況の下では、フェア・ユースは、逆コンパイルを行う間に実施された中間的複製及び翻案に対する防禦となる可能性もあります。しかしながら、裁判所が、逆コンパイルは、オリジナル・プログラムから、アイデア及び保護されていない要素のみを使用することができるとすることを明確にしているため、セガ事件においてすら、被告の最終製品が、それ自体、原告の著作物と実質的に類似している場合には、フェア・ユースは、被告の最終製品を侵害責任から保護するものとはなりません。⁹</p> <p>(2) ECにおける逆コンパイル 1992年、EUは、コンピュータ・プログラム保護に関する加盟国の法を調和させる目的で、ソフトウェア指令を採択しました。指令は、コンピュータ・プログラムは著作権により保護される言語の著作物であることを確認し、また、独創性についての基準などの論点について、共同体の法律をハーモナイズしました。指令は、さらに、保護範囲に関して一般的に適用される著作権に関する原則は、詳細な例外事項を要することなく、コンピュータ・プログラムに対しても適用されることを確認しました。また、逆コンパイル問題に対する詳細なアプローチを要請する諸団体を調整するための妥協策として、共同体は、著作権保護についての極めて狭い範囲の例外を採択しました。</p> <p>指令第6(1)条においては、「独自に創作されるコンピュータ・プログラムと、他のコンピュータ・プログラムとの相互運用性を達成するために必要な情報を入手するために不可欠である」場合にのみ、無許諾での逆コンパイルを認めています。もっとも、いくつもの条件が課されており、逆コンパイルによって得られる情報は、「あらかじめ容易に利用可能でない」ものであり、逆コンパイルという行為は、「相互運用性を達成するために必要」なオリジナル・プログラムの一部についてのみ行うことに制限されています。さらに、第6(2)条は、第6(1)条に基づき取得された情報は、独自に創作されるプログラムの相互運用性を達成すること以外の目的のために使用することはできないこと、また、相互運用性のために必要である場合を除き第三者に付与することはできないこと、及び実質的に類似するプログラムを開発するため又は、著作権を侵害するその他の行為のために使用することはできないことを要求しています。</p> <p>これらの詳細な前提条件に加え、権利者の正当な利益を不当に害さず、また、コンピュータ・プログラムの通常の利用を妨げないことを要請しているベルヌ条約に違反する場合には認められないとする、明示的な条件を充足している場合にのみ、逆コンパイルを認めています。</p> <p>逆コンパイルに関する限られた米国判例法を米国著作権法全体という文脈において解釈しなければならないのと同様に、EC法の例外も、指令全体の文脈において検討されなければなりません。EC諸国は、コンピュータ・プログラムに対する著作権を、その他の言語による著作物に対する保護と同レベルに適切に調整しました。指令は、一般的な著作権に関する原則は、その他の著作物に対するのと同様に、コンピュータ・プログラムに対しても適用されることを確認しています。指令は、さらに、コンピュータ・プログラムに対して、その他の著作物に比べてより高い独創性基準を適用したEC諸国の裁判所の誤りを訂正しています。</p>	

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 2 権利制限の一般規定を条文化する場合の検討課題について

番号	項目	意見	個人／団体名
		<p>5. 結論</p> <p>BSAは、現行の日本法が柔軟性に富むものであり、必要な範囲の調査及び解析自体を妨げるものではないと考えます。しかしながら、コンピュータ・プログラムを調査するために用いられている方法は、著作権の基本的な考え方を尊重すべきです。著作者の許可なく商業目的で著作物を複製、翻案、又は翻訳することは、侵害にあたります。これらの複製物や翻案物が中間的なものであるか、最終製品であるかは問いません。</p> <p>もし、逆コンパイルの権利制限規定がどうしても必要であるとの事情があり、そのように判断された場合でも、我々は、逆コンパイルは、相互運用性の目的上の、EUのアプローチと整合する極めて狭い範囲の例外であるべきであると考えます。EU法は、公正かつ有効な法にとって不可欠であると我々が考える重要な制限を設けています。それによって、逆コンパイルは、必要な情報がその他の方法においては入手することができず、相互運用性の達成という限定された目的でのみ行われる例外的な状況でのみ認められることとなります。</p> <p>※脚注</p> <p>・2. ビジネスソフトウェアアライアンス (BSA) は、世界80カ所以上の国や地域でビジネスソフトウェア業界の継続的な成長と、安全で信頼できるデジタル社会の実現を目指して、政策提言・教育啓発・権利保護支援などの活動を展開している非営利団体です。BSAは急成長を遂げるビジネスソフトウェア業界をリードする企業で構成されています。1988年の米国での設立以来、常に政府や国際市場に先駆け、世界のビジネスソフトウェア業界とそのハードウェア・パートナーの声を代表する組織として活動をつづけ、教育啓発、および著作権保護、サイバーセキュリティ、貿易、電子商取引を促進する政策的イニシアチブを通して技術革新の促進に努めています。BSAのメンバーにはアドビシステムズ、アジレント・テクノロジー、アルティウム、アップル、オートデスク、アビッドテクノロジー、ベントレー・システムズ、ポーランド・CA、ケイデンス・デザイン・システムズ、シスコシステムズ、CNCS Software / Mastercam、コーレル、サイバーリンク、デル、EMC、Frontline PCB Solutions - An Orbotech Valor Company、HP、インテル、マカフィー、マイクロソフト、Mindjet、Minitab、Monotype Imaging、PTC、クオーク、Quest Software、SAP、SAS、インスティテュート・シーメンス PLM ソフトウェア、ソリッドワークス、SPSS、サイバース、シマンテック、シノプシス、テクラ、The MathWorks およびトレンドマイクロが加盟し活動を行っています。詳しくは、BSA 日本ウェブサイト www.bsa.or.jp または、BSA 米国本部ウェブサイト www.bsa.org/usa/ (英語) をご覧ください。</p> <p>・3. EC ソフトウェア指令第6条</p> <p>1. 第4条(a)及び(b)の範囲内における、コードの複製及びその形式の翻訳が、独自に創作されるコンピュータ・プログラムと、他のプログラムとの相互運用性を達成するために必要な情報を入力するために不可欠である場合には、権利者の許諾は必要とされない。ただし、以下各号を充足していることを条件とする。</p> <p>(a) これらの行為は、ライセンス又はプログラムの複製物を使用する権利を有する者、又は、それらの者に代わって権限を付与された者によって行使されること。</p> <p>(b) 相互運用性を達成するために必要な情報が、(a)号に掲げる者にあらかじめ利用可能でないこと。</p> <p>(c) これらの行為は、相互運用性を達成するために必要なオリジナル・プログラムの一部の範囲内に限られること。</p> <p>2. 前項の規定は、その適用によって得られる情報を、次のように利用することを許可するものではない。</p> <p>(a) 独自に創作されたコンピュータ・プログラムの相互運用性を達成するため以外の目的のために使用すること。</p> <p>(b) 独自に創作されたコンピュータ・プログラムの相互運用性に必要な場合以外に、他の者に提供すること。</p> <p>(c) 実質的に表現が類似しているコンピュータ・プログラムの開発、製作若しくは販売のために、又は、著作権を侵害するその他の行為のために使用すること。</p> <p>3. 言語及び美術の著作物の保護に関するベルヌ条約の規定にしたがって、本条の規定は、権利者の正当な利益を不当に害するか、または、コンピュータ・プログラムの通常の利用を妨げる方法で使用されることを認めるように解釈することはできない。</p> <p>・4. Sega Enterprises Ltd. 対 Accoal Inc. 977 F.2d 1510 (1992年9巡回区連邦控訴裁判所)</p> <p>・5. Atari Games Corp. 対 Nintendo, Inc. 975 F.2d 832 (1992年連邦巡回区連邦控訴裁判所)</p> <p>・6. 977 F.2d 1518頁。1520頁、前掲「プログラムの保護されていない部分」(中略)アクセスするための唯一の手段は、我々にとっては逆アセンブリであった。))</p> <p>・7. 1520頁、前掲。</p> <p>・8. これらには、アイデア・表現の二分法(17 U.S.C. § 102(b))、及びプログラムの複製物の所有者に対する限定された属人的な免責(17 U.S.C. § 117)に基づく主張も含まれた。</p> <p>・9. 1527頁から28頁、前掲。</p>	
244	第4章2	「プログラムの著作物はCの類型の対象から除外して考える等も含め、慎重に検討する必要がある」とあるが、プログラムの著作物のみを格別に扱う必要はなく、C類型からプログラムの著作物を除外する必要はないと考える。	ヤフー株式会社
245	第4章2	<p>現行の著作権法の罰則規定では、著作権の侵害行為をそのまま刑事罰の対象としているところ、著作権侵害の成否に係る司法判断の一要素たる権利制限規定の適否については、例えば、公表の事実の有無の判断においてそもそも著作物を公衆へ提示した者が権利者の許諾を得ていたか否かなど利用者が事後的に確認しきれない事実関係が要件となる場合がある。</p> <p>しかしながら、現状の運用においても、制度上罰せられるのは故意犯のみであり、その司法判断においては客観的要素の積み重ねにより主観すなわち故意の有無の認定を行うのであるから、この点において「日本版フェアユース規定」が導入されたとしても著作権法制上これまでにない状況が生じるわけではない。</p> <p>むしろ、著作権侵害罪の認定に係る制度的不安定性の問題の根本的な原因は、権利制限規定それぞれの要件のあり方に問題があるからではなく、そもそも民事上の著作権侵害行為が原則としてただちに刑事上の犯罪行為となる基本的な制度のたてつけそのものであり、これは「日本版フェアユース規定」に係る検討とは無関係に解決案を検討すべき問題である。なお、この問題の検討に際しても、著作権侵害罪の適用行為を一定の類型の著作権侵害行為のみに限定している米国著作権法等のあり方について十分調査したうえで参考にすべきである。</p>	個人01

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 2 権利制限の一般規定を条文化する場合の検討課題について

番号	項目	意見	個人／団体名
246	第4章2	この項目中で刑事罰との関係について触れられているが、現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってほしい。ガイドラインについても触れられているが、一般規定の意義に照らし、政令、ガイドライン等で不必要に細かな要件・解釈を作らないようにすると最終報告書において明記するべきである。権利制限の一般規定の導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならないことである。また、昨年の6月12日にダウンロード違法化条項を含む改正著作権法が成立し、今年の1月1日に施行されたが、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。このような法改正によって進むのはダウンロード以外にも含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、中国政府の検閲ソフト「グリーン・ダム」導入計画に等しい、日本レコード協会による携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられるなど、既に弊害は始まっている。そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ(文化庁HP http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html)の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない)や知財本部へのパブコメ(知財本部のHP http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html)の個人からの意見参照)を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このような著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。権利制限の一般規定の導入に合わせ、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである。百書あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を削除する法改正を即刻行うことを私は求める。	個人04
248	第4章2	なお書き以下(第4章2(1)[25頁])について 意見に賛成。 米最高裁は1991年のCampbell判決では変容的使用(transformativeuse)には営利使用であってもフェアユースの推定を与えることとした。変容的使用はその後、リバースエンジニアリングや検索エンジンなど、1976年の立法時には予測できなかった新技術、新サービスを救った。第1要素の「使用の目的および性質」については、営利性だけでなく変容性も考慮し、変容的であれば営利性があってもフェアユースを肯定する傾向にあることに鑑みても、非営利性を追加要件とする必要はないし、追加要件において考慮すべきではない。なお書き以下意見に賛成。 米最高裁は1991年のCampbell判決では変容的使用(transformativeuse)には営利使用であってもフェアユースの推定を与えることとした。変容的使用はその後、リバースエンジニアリングや検索エンジンなど、1976年の立法時には予測できなかった新技術、新サービスを救った。第1要素の「使用の目的および性質」については、営利性だけでなく変容性も考慮し、変容的であれば営利性があってもフェアユースを肯定する傾向にあることに鑑みても、非営利性を追加要件とする必要はないし、追加要件において考慮すべきではない。	個人07
249	第4章2	慎重な検討よりもすでに一般規定とよめるのかも疑問のAからCの類型をこれ以上、骨抜きにすることのないような配慮が必要である。 現在わが国がかかえている最大の問題は国際競争力の低下である。日本航空やゼネラル・モーターズに見られるように、改革を怠ったため経営破綻に陥る大企業は日米とも存在する。そうした恐竜企業に代わって経済を牽引するグーグルやアマゾンのような若きスターが育たないのが日本の問題なのである。フェアユース規定の最大の受益者であるグーグルは、わずか10年で株価時価総額日本一のトヨタ自動車抜きを去った。繰り返しになるが、検索エンジンの技術は日米とも同じ94年に生まれた。フェアユース規定のないわが国では、著作権侵害のおそれを回避するため、事前に検索するウェブサイトの了解を取る、オプトイン方式が採用された。これに対して、米国では検索されたくない場合には、その旨を意思表示すれば、検索を技術的に回避する手段を用意する、オプトアウト方式で対応した。検索サービスは情報の網羅性、包括性が命であるだけに、オプトイン、オプトアウトの差は決定的で、案の定、わが国の検索サービス市場では現在、日本の著作権法が適用されないことと解されている米国内にサーバーを置く、米国勢が圧倒的シェアを誇っている。日本勢はトップのシェアでも2%に満たない。 わが国に今最も必要なのは国も企業も守りに入らずに攻め込めるような法整備である。重箱の隅をつつく議論に終始しないで、グーグルやアマゾンのように誕生後10年強で国の経済を牽引するまでに成長するベンチャー企業の育成、書籍デジタル化への対応、情報の安全保障など、国家戦略の視点に立った議論をすべきである。	個人07
		刑事罰との関係について触れられていますが、現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと考えられます。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像(創作物)一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことでもあります。実際にアメリカやイギリス等、規制をしている諸外国では冤罪被害者が出ていたのが現状です。単純所持規制国アメリカでは日本の18倍、カナダでは43倍、イギリスでは7倍と単純所持を規制している国では性犯罪が日本よりも遥かに多いことが調べると分かります。更にイギリスの例ですが「単純所持禁止」の1978年から強姦・誘拐件数が急増していると言うことです。そして「漫画アニメ等メディアが性犯罪を誘引する」という理論は、既に世界中の学会において誤りであるという結論がなされており、脳神経学会も犯罪誘引説を明確に否定しています。また、日本図書連盟や法務省も「犯罪を誘引するというデータは無い」と明確に否定しています。 著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクにより、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってほしいと願います。 ガイドラインについても触れられていますが、一般規定の意義に照らし、政令、ガイドライン等で不必要に細かな要件・解釈を作らないようにすると最終報告書において明記するべきです。	個人08

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 2 権利制限の一般規定を条文化する場合の検討課題について

番号	項目	意見	個人／団体名
250	第4章2	<p>権利制限の一般規定の導入により、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならないことです。また、昨年の6月12日にダウンロード違法化条項を含む改正著作権法が成立し、今年の1月1日に施行されましたが、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、人の思考を読めない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件で、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ないことです。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかありません。総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、中国政府の検閲ソフト「グリーン・ダム」導入計画に等しい、日本レコード協会による携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられるなど、既に弊害は始まっています。さらに諸外国では、2008年には、英国でプロバイダーとDPIを共同実施すると公表したところ、国内外から激しく批判され中断、欧州委員会が英国政府に訴訟手続きをとる事態にまで発展しました。</p> <p>米国でも商用化が試みられたが違法とされ、カナダではサービス開始前にもかかわらず政府関係機関がネット上にサーバーを設けて問題点を指摘しています。そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブリックコメント(文化庁HPhttp://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html)の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視されました。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではありません)や、知財本部へのパブリックコメント(知財本部のHPhttp://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html)の個人からの意見参照)を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていた事であり、このような著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったはずで、権利制限の一般規定の導入に合わせ、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものであります。以上により、ダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を削除する法改正を即刻行うことを強く求めます。</p>	
251	第4章2	<p>現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものではないでしょうか、現在報告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、早い改善を図ってもらいたい。</p> <p>ガイドラインについても触れられていますが、一般規定の意義に照らし、政令、ガイドライン等で不必要に細かな要件・解釈を作らないようにすると明記するべきである。</p> <p>また、昨年の6月12日にダウンロード違法化条項を含む改正著作権法が成立し、今年の1月1日に施行されたが、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、中国政府の検閲ソフト「グリーン・ダム」導入計画に等しい、日本レコード協会による携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられるなど、既に弊害は始まっています。</p> <p>そもそもダウンロード違法化の懸念として、著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメにおいて8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。権利制限の一般規定の導入に合わせ、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものであり、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を削除する法改正を求める。</p>	個人09
252	第4章2	<p>この項目中で刑事罰との関係について触れられているが、現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在報告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってもらいたい。</p> <p>ガイドラインについても触れられているが、一般規定の意義に照らし、政令、ガイドライン等で不必要に細かな要件・解釈を作らないようにすると最終報告書において明記するべきである。</p> <p>権利制限の一般規定の導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならないことである。</p> <p>また、昨年の6月12日にダウンロード違法化条項を含む改正著作権法が成立し、今年の1月1日に施行されたが、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、中国政府の検閲ソフト「グリーン・ダム」導入計画に等しい、日本レコード協会による携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられるなど、既に弊害は始まっています。そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ(文化庁HPhttp://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html)の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではありません)や知財本部へのパブコメ(知財本部のHPhttp://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html)の個人からの意見参照)を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このような著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。権利制限の一般規定の導入に合わせ、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものであり、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を削除する法改正を即刻行うことを私は求める。</p>	個人10

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 2 権利制限の一般規定を条文化する場合の検討課題について

番号	項目	意見	個人／団体名
253	第4章2	この項目中で刑事罰との関係について触れられているが、現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在報告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってほしい。ガイドラインについても触れられているが、一般規定の意義に照らし、政令、ガイドライン等で不必要に細かな要件・解釈を作らないようにすると最終報告書において明記するべきである。権利制限の一般規定の導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならないことである。 また、昨年の6月12日にダウンロード違法化条項を含む改正著作権法が成立し、今年の1月1日に施行されたが、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、中国政府の検閲ソフト「グリーン・ダム」導入計画に等しい、日本レコード協会による携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられるなど、既に弊害は始まっている。そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ(文化庁HP http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html)の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない)や知財本部へのパブコメ(知財本部のHP http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html)の個人からの意見参照)を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このような著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。権利制限の一般規定の導入に合わせ、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである。百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を削除する法改正を即刻行うことを私は求める。	個人11
254	第4章2	この項目中で刑事罰との関係について触れられているが、現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在報告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってほしい。ガイドラインについても触れられているが、一般規定の意義に照らし、政令、ガイドライン等で不必要に細かな要件・解釈を作らないようにすると最終報告書において明記するべきである。権利制限の一般規定の導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならないことである。また、昨年の6月12日にダウンロード違法化条項を含む改正著作権法が成立し、今年の1月1日に施行されたが、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、中国政府の検閲ソフト「グリーン・ダム」導入計画に等しい、日本レコード協会による携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられるなど、既に弊害は始まっている。そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ(文化庁HP http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html)の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない)や知財本部へのパブコメ(知財本部のHP http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html)の個人からの意見参照)を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このような著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。権利制限の一般規定の導入に合わせ、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである。百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を削除する法改正を即刻行うことを私は求める。	個人12
255	第4章2	著作権法は、10年以下の懲役という非常に重い処罰規定が設けられており、フェアユースについては刑事処罰との関係を慎重に検討するべきところ、中間とりまとめはこの点の検討が不足していると思われる。 刑事処罰については、フェアユースは処罰の範囲を限定するための規定であり、正当防衛同様それほど明確な要件を設けることは求められていない。現在では、ウイルス作者や情報漏洩者を逮捕するための便法として、著作権法違反が用いられている現状に鑑みても、また、刑事処罰が相当でない場合は様々な類型が考えられることからフェアユース規定は一般的包括的な規定にするべきである。 これに対して、一部ではフェアユースは抽象的であり、罪刑法定主義違反であるとの主張がされているが、刑事処罰の範囲を限定するためであれば罪刑法的主義違反とはならない。	個人14
256	第4章2	一般的権利制限規定が適用される利用は著作権法の本旨を害しない適法な利用であることに鑑みるならば、その利用を行う上で必要な限度においては、著作人格権に関する規定の適用は制限される旨の規定を、著作権法第50条の特則として設けるべきである。さもなくば、一般的権利制限規定を設けても、その意義は半減してしまうからである。	個人19
257	第4章2	・個人的な意見となりますが、リバース・エンジニアリングに関して、営利目的でなく、誰にも迷惑をかけない範囲であればある程度許容していただいたほうが良いと思われまます。『通信対戦型でない』種類のゲームなど、リバース・エンジニアリングによって得たデータから、プログラムを書き換えてプレイするなど個人の遊びの範囲は残してあげてくださいますようお願いいたします。 ・(ただし、ネットワークの通信対戦ゲームなどで、リバース・エンジニアリングによって不正にプログラムを改造し、製作者様や他の方々にも迷惑をかけて回るような人物の場合は例外です。もしもそういった事実が確認でき、冤罪の心配もないような状況でしたら、徹底的に処罰してください) ・このとき、「実際にリバース・エンジニアリングを行った。またはその情報を公開した」人物ではなく、「実際に迷惑をかけて回った」人物を処罰の対象としてくださいますようお願いいたします。	個人31

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について
 2 権利制限の一般規定を条文化する場合の検討課題について

番号	項目	意見	個人／団体名
258	第4章2	この項目にて刑事罰との関係について触れられていますが、現状のあまりにも過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要不可欠なものと考えます。現在親告罪であることが一応セーフハーバーになっているとはいえ、画像一枚の利用で別件逮捕がおこったり、サーバーハーパーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されるなど、著作権法の主旨から鑑みて本来あってはなりません。著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという現状を鑑みて一刻も早い改善を強く要望します。ガイドラインについても触れられていますが、一般規定の意義に照らして政令、ガイドライン等で「無用に細かな要件・解釈を作らないようにする」と最終報告書において明記する必要があります。権利制限の一般規定の導入によって、「私的複製の範囲」が縮小されることがあってはなりません。また、昨年の6月12日にダウンロード違法化条項を含む改正著作権法が成立し、今年の1月に施行に至りましたが、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、超能力でも持っていなければ証明も反証もできないような無意味かつあまりにも危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別をつけるのが無理である以上、このようなダウンロード違法化は法規範としては無効である。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、「著作権検閲」という日本国として憲法にすら違反する最低最悪の手段に突き進むリスクが高い。総務省「利用者視点で踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」にて、中国政府の検閲ソフト導入計画と同レベルの、日本レコード協会による携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられるなど、既に弊害は出つつあります。そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ(ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対意見は完全に無視された。)や知財本部へのパブコメを見てのとおり、法改正前から既に指摘されていたところであり、このような著作権検閲にしかかなりえないダウンロード違法化は始めからなされるべきではありませんでした。権利制限の一般規定の導入に合わせ、ネット利用における個人の安心と安全を全てにないがしろにするものであり百害あって一利なしのダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を削除する法改正を強く要望します。	個人37
259	第4章2	この項目中で刑事罰との関係について触れられているが、現状の過剰ともいえる刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものであると私は考える。現在親告罪である事が多少セーフハーバーになっているといえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたりする事は、著作権法の主旨から考えるとあってはならない事である。また、このような著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってもらいたい。権制限の一般規定の導入によって、私的複製の範囲が縮小される事は絶対にあってはならない事である。	個人38
260	第4章2	該当ページにて刑事罰などについてふれられていますが、現状のように過剰かつ不当な刑事罰や逮捕事例がある問題を回避する意味でもフェアユースは必要だと考えます。(※当然、その内容は利用者の権利を不当に制限しないようなものであることが求められます)一定のルールや範囲のもとで行動する限り、違法にならないとされる範囲が明確化されないままでは曖昧な規定を悪用した不当逮捕や別件逮捕が横行してしまい市民生活に問題が生じる由々しきことといえるからです。 [問題のある事例] 例1: アニメやCG画像一枚の利用したことでの別件逮捕 例2: 不当アップロードした者への罰則ではなく、著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりする事例 こういったことが頻発する状況は著作権法の主旨から言ってもずれており、法律が「不当な逮捕手段」になりさがっているといえます。これは看過できない問題です。現在は著作権侵害が親告罪であることでこういった不当な事例は多少緩和されているというぎりぎりの状況であり、こういった意味からも著作権侵害の非親告罪化はしてはならないと考えます。ガイドラインについても触れられていますが、「一般」規定という意味でも政令やガイドラインなどで不必要に細かい要件・解釈を作らないようにすると最終報告書において明記するべきです。本来公正として認められるべき事業や利用まで萎縮しているという現状を改善する意味でもこれは必須と考えます。当然ですが、この際「権利制限の一般規定」の導入によって私的複製の範囲が縮小されるような条項は追加してはならないと考えます。また、2009/6/12にダウンロード違法化条項を含む改正著作権法が成立し、今年施行されましたが、これは冤罪や不当逮捕が起こる危険があるもので反対いたします。ダウンロードは1人で行うことであり「事実を知りながら」といったような本来立証できない事例を逮捕の論拠にすることは不当かつ恣意的な運用ができる問題のある内容と言わざるを得ないからです。著作権を名目にした検閲、不当逮捕ということは著作権法の主旨から外れるだけでなく、市民の生活を脅かす悪法とも言わざるを得ません。こういった検閲に対する懸念や問題視は施行前からあったことであり、下記の意見募集結果からも明らかです。 http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html もかかわらず5千件以上反対・懸念は完全に無視された現状は不当であり行政の怠慢と言わざるを得ません。このことからダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号は削除するよう法改正を行うべきと考えます。	個人39
261	第4章2	「権利制限の一般規定」導入に反対します。昨年のネットワーク関連の権利制限が導入された以上、新しく権利制限する必然性が感じられない。現在の個別列挙の解釈で十分に対応できると考えられる。また仮に導入すると、同時に罰則規定も許可する必要があるにもかかわらず、その点が議論されていないのも問題。明らかな片手落ちである。	個人40
262	第4章2	■今の日本国民の著作権意識は中国並みである デジタルネットワーク下においては、情報の「私的利用」と「公的利用」の境目は、はっきりしなくなってきた (例:twitter、録音代行サービス等)一方で、取引される情報量は増大の一途をたどっています。補償金制度も死に体となっている現在、「私的」でさえあれば「コピーし放題」である日本国民の著作権意識は、控えめに言っても「中国並み」と言えるでしょう。 ■私的複製は、無限に自由なままで良いのか 「私」と「公」の境が曖昧になっているのに、「私的」複製が無制限自由なままで良いのでしょうか。(注:補償金制度は、もともと合法的な利用について権利者への補償を認めたものですので、補償金制度があるから無制限自由ではないという理屈にはならないと考えます) 著作権課に出入りしている学者の間でも、30条の範囲を狭めるべきとの意見を持つ人は少なくないと思いますし、今回の一般規定や間接侵害規定の導入議論においても、30条の範囲(の見直し)はたびたび言及されていると理解しています。また、機器やサービスを提供する事業者の立場に立ってみても、30条の範囲が(判例の揺れ等により)曖昧なままで、いつ権利者から刺されるか不安定な状況では、新事業や新機種の販売に悪影響があることでしょう。 ■提案 については、一般規定を導入すると同時に、30条で許容される私的複製の範囲の限定及び明確化をしたうえで、それを超える「違法な」複製を可能にする機器・サービスを製造・販売・輸入する事業者は、防止措置を講じない限り間接侵害を問われうるという制度設計を提案します。この際、「権利者の利益を不当に害する」かどうかは、技術の発展等により日々変化するので、どこまでいったら「権利者の利益を不当に害する」かを条文に明記する必要はなく、そこは司法判断に任せておいて、条文上は「権利者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。」といった書きぶりにしておけば十分であると考えます。	個人41

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
おわりに

番号	項目	意見	個人/団体名
263	おわりに	権利制限の一般規定は、「一般規定」である以上、いかに「要件や趣旨を一定程度明確に」したとしても、その適用解釈は本質的にあいまいにならざるを得ません。 2009年8月25日開催の法制問題小委員会で行われたヒアリングの際にも申し述べたとおり、このような規定の導入により、「フェアユース」を主張し許諾に応じない、いわゆる居直り侵害者の蔓延が予想されます。その結果、訴訟により解決を図らなければならない事案が多発し、著作権者側の負担が一方的に増加することなどが懸念されますが、中間まとめでは、これまでの著作権侵害訴訟は、争点が著作物の類似性や依拠性である事案が相当程度を占めること等を挙げてはいるものの、具体的な提案は何らなされておられません。 こうしたことから、権利制限の一般規定導入の是非に関する検討を更に進めるとしても、著作権者の懸念を払拭する制度の導入の検討を併せてすべきです。	一般社団法人 日本音楽著作 権協会
264	おわりに	「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」を読む限り、「写込み」を除き、その導入の必要性が未だ明確になっていない。「写込み」については、個別制限規定を創ることで事足りるものと考えられる。 当協会は、「権利制限の一般規定」の導入を検討するにあたり、次の3点について十分な検討を行っていただくことを改めて要する。 (1)「権利制限の一般規定」の導入の必要性について十分な検討が必要 「権利制限の一般規定」がないことによって、音楽著作物等の利用について不都合が生じている事例のほか、新規ビジネスに対する萎縮効果や新技術への対応が遅れている事例があれば、まずはその具体例を挙げ、許諾などの対応の可能性などについて十分に検証した上で、「権利制限の一般規定」の導入の必要性について検討するべきである。 (2)ベルヌ条約等が定めるスリーステップテストとの関係について、十分な検討が必要 抽象的・一般的概念を考慮要素として掲げるだけの「権利制限の一般規定」が、「特別な場合」の要件を満たすか、さらには、新規ビジネスの促進を目的とした導入は「著作物の通常の利用を妨げる」ことにもならないか、十分な検討が必要である。 (3)訴訟当事者間の公平性にも配慮した司法救済制度の在り方について検討が必要 「権利制限の一般規定」の導入にあたっては、著作者ら権利者と利用者との公平性を確保するために、法定損害賠償制度などの司法救済制度についても併せて検討するべきである。	一般社団法人 日本レコード 協会
265	おわりに	文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の「権利制限の一般規定中間まとめ」(以下「本中間まとめ」といいます。)31頁では「著作物の利用者側に求められる社会的要請などの変化にかんがみ」て「権利制限の一般規定の導入」を適当としています。 しかしながら、権利制限の一般規定を導入すべきとされるAからCの類型についても現実に問題となっている事例はほとんどなく、実務的に解決可能なものばかりです。しかも、一般規定を設けようにも判例の蓄積も事例の集積もないため、現実社会では問題となっていない教室事例を集めて、議論のための議論を行っているような印象を受けます。 立法事実が乏しい法改正をあえて行う必要性はどこにあるのでしょうか。具体的必要性があるとは限らない法改正を行うより、実務的な解決を図るほうがはるかに生産的で効率的だと思われます。 したがって、権利制限の一般規定は必要ないと考えます。	社団法人日本 映像ソフト協 会
266	おわりに	権利制限の一般規定を条文化する場合の検討課題について、仮に導入を前提とした場合、以下のように考えます。 まず、権利制限の一般規定の導入により、それを盾にとった、いわゆる「居直り侵害行為者」が多数現れる可能性は否めません。中間まとめにおいては、権利制限の一般規定を導入することにより、上述の危惧はある程度解消することも考えられると楽観視していますが、こんにち違法なコンテンツがインターネット上に蔓延している現状を踏まえれば、権利制限の一般規定の要件や趣旨を一定程度明確にしたところで、「居直り侵害行為者」を抑止できるはずもないことは明らかです。よって、権利制限の一般規定の要件や趣旨を明確にするだけでなく、より具体的な方策も併せて検討する必要があると考えます。 次に、権利制限の一般条項を設ける場合、その規定振り等については、国際条約との整合性や遵守が不可欠であると考えます。よって、ベルヌ条約等で定めるスリー・ステップ・テストに適合するか否かについても、十分に検討がされた上で、国際条約に反するとの疑義を持たれないよう、厳格な要件設定をする必要があると考えます。 最後に、権利者からの利用許諾を得られるような場合には、権利制限の一般規定の対象とすべきではないと考えます。例えば、集中管理団体による利用許諾が実現されている場合にまで権利制限の一般規定が適用されることになれば、権利者の利益を不当に害する恐れがあります。解釈により権利者・利用者双方に混乱を招くようなことがないように、その点を明確に規定する必要があるものと考えます。	社団法人日本 音楽事業者協 会
267	おわりに	31頁に「近時の社会状況の変化には急激なものがあり、特に情報通信技術の発展等に伴う著作物の創作や利用を取り巻く環境の変化や法令遵守等、著作物の利用者側に求められる社会的要請などの変化にかんがみれば、本小委員会の検討結果のとおり、何らかの形で権利制限の一般規定の導入することが適当であるものと考えられる」とあるが、まずは、許諾契約や裁定制度の運用等、次に個別権利制限規定を検討すべきである。著作権法が「特に情報通信技術の発展」に対して寄与したい(発展の足を引っ張りたくない)のであれば、まず、そのことに特化した個別権利制限規定を、あるいは考えられるすべての個別権利制限規定を検討すべきである。それでも不十分ということであれば、そこでようやく権利制限の一般規定導入の検討に移るべきである。そういった手順を踏んでいる間に、我が国の国際競争力や科学技術が諸外国に遅れをとってしまう、あるいは我が国の著作権法の不備により企業の技術開発や活動が阻害されているという、根拠の乏しい極端な意見である。	社団法人日本 書籍出版協 会
268	おわりに	第3パラグラフ 「…何らかの形で権利制限の一般規定の導入することが適当であるものと考えられる。」との見解に賛成いたします。	社団法人ビジ ネス機械・情 報システム産 業協会知的財 産委員会法 務・著作権小 委員会
269	おわりに	「この検討結果をもって、権利制限の一般規定に関する議論を尽くしたものは考えていない。…検討すべき重要な論点が多く存在する」とあるとおり、AからC類型には該当しないものの権利制限の対象とすべき利用行為が、企業実務上少なからず存在する。さらに、技術の発展も絶え間なく続いており、新たな著作権の利用形態が生まれてくるのであるから、今回の検討結果をもって権利制限の一般規定に関する議論を終了するのではなく、今後も継続的な検討をお願いしたい。	日本知的財産 協会デジタル コンテンツ委 員会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
おわりに

番号	項目	意見	個人/団体名
270	おわりに	<p>(意見4) なお、従来、著作権法の改正においては、当該条文は国会提出の直前まで公表されないことが多かったが、権利制限の一般規定については条文の表現が非常に重要であると思われることから、中間まとめ後の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会においては、その条文案について中心的に議論を行い、条文案について公表の上、広く意見募集をすべきである。 (意見の理由) 今後、権利制限の一般規定の立法化においては、具体的にどのような要件とし、その要件をどのように規定するかが非常に重要となる。著作権法に限らず、一般規定を創設する場合には、ある程度条文の表現が抽象的になることは避けられないが、どのような利用行為が著作権侵害にならないかが不明である場合には、法的安定性・予見可能性を害し、徒に著作物等の利用現場に混乱が生じ、権利者の権利を不当に侵害するおそれがあるだけでなく、利用者にとっても、結局、著作物等の利用における委縮が解消されないことになろう。 従来、著作権法の改正においては、当該条文は国会提出の直前まで公表されないことが多かったが、以上のとおり、権利制限の一般規定については条文の表現が非常に重要であると思われることから、中間まとめ後最終案に向けての文化審議会著作権分科会法制問題小委員会においては、その条文案について中心的に議論を行い、条文案を公表の上、広く意見募集をすべきである。【同:240】</p>	日本弁護士連合会
271	おわりに	<p>権利制限の一般規定については、ある程度条文の表現が抽象的になることは避けられないと思われるが、拡張解釈を避けるために、今後、法制問題小委員会においても適用条件、及び、立法においてこれを明確化できるように充分議論し、この案を公表の上、広く意見募集を行うべきである。</p>	ネットワーク流通と著作権制度協議会
272	おわりに	<p>■立法事実、議論を尽くせ 法制問題小委員会ワーキングチーム(WT)では、小委員会における議論のたたき台として、「権利制限の一般規定を導入する必要性と仮に導入するとした場合の検討課題」を議論し、報告書をまとめたはずである。この報告書の第1章第1節にも、「現実にもそのような(導入の必要性の有無につながる)問題が生じているかについては、明確な結論を出すに至らなかったが、立法的な対応が必要であると判断するためには、権利制限の一般規定がないことにより、実際に社会的な混乱が生じている等の立法事実があるのかという点について、手順を踏んで十分に検討する必要があるとの意見で一致した」とある。また、WT報告書「おわりに」の「ア」では「権利制限の一般規定の導入の必要性については、関係団体等へのヒアリング結果によれば、権利制限の一般規定の導入について、積極意見と消極意見に分かれており、双方の意見を踏まえると、導入の検討に当たっては、法改正を必要とする立法事実をどこに求めるかが重要だと考えられる。」と言及している。ところが、第1回法制問題小委員会では冒頭から、「権利制限の一般規定を導入する必要性については、これはあるという前提で今後議論を進めていきたい」として議論が進められ、仮に導入する場合とした提案に沿ってのみ結論をまとめたように思われる。実際、複数の委員から議論の進捗が速いと指摘もあつた。このように、一般規定を導入する場合の前提条件、すなわち社会的な必要性を十分に論じることなく、著作権法を大きく改正する方法には大きな疑問を感じる。【同:2, 48】</p> <p>■ヒアリングの再実施を 中間まとめを見る限り、現行法で具体的に不都合がある利用形態があるならば、むしろ個別規定で対応した方がよいのではないかと、少なくとも、WT報告書の「権利制限の一般規定がないことにより、実際に社会的な混乱が生じている等の立法事実があるのかという点について、手順を踏んで十分に検討することが必要である」との指摘を踏まえ、中間まとめを受けて関係者にさらにヒアリングを行い、一般規定の導入の必要性に立ち返って検討する必要があると考える。</p>	社団法人日本新聞協会
273	おわりに	<p>第2章2「また、裁判実務において個別権利制限規定が常に厳格解釈されていることを示す根拠として、個別権利制限規定の類推解釈を認めた裁判例が未だ存しない事実が挙げられるが、そもそも類推解釈が争点となった事例自体が多くな、」について</p> <p>個別権利規定の厳格解釈と類推解釈を争点とする事例の少なさは鶏と卵の関係にもある。 フェアユース規定がない点も含めて、日本に類似した著作権法を持つ韓国では、検索エンジンによる著作物の使用は、引用にあたるとして、著作権法25条の類推解釈によって最高裁が侵害を否認した(大法院2006.2.9宣告、2005度7793判決)。韓国の検索エンジンは検索対象とするウェブページに個別に許諾を取るオプトイン方式ではなく、検索されなければならない、その旨意思表示すれば対象から外す米国式オプトアウト方式を採用した。オプトアウトしなかったためにウェブページを無許諾で使用された権利者からの著作権侵害訴訟に対し、韓国の大法院は引用の類推解釈で侵害を否認した。これに対して、日本の検索エンジンは許諾のとれたウェブページのみを検索対象とするオプトイン方式を採用した。順法精神の旺盛な日本の検索エンジンが類推解釈も難しいとの判断のもとにオプトイン方式を採用したことは想像に難くない。この結果、日本の検索サービスは米国勢が90%のシェアを誇り、国内勢トップでも2%のシェアにすぎない。これに対し、韓国の検索サービス市場では米国勢の苦戦を尻目に国内勢トップのネイバーは圧倒的シェアを誇っている。</p>	個人03
274	おわりに	<p>権利制限の一般規定については、近時の社会状況の変化の速さを考えると、必要性は高い。そのような状況の中、米国型のフェアユース制度は我が国にはなじまないとする意見が大半であったと思われる。今回の中間とりまとめについては、「権利の保護と利用の円滑化の調和」がとれている内容であるといえ、全体として評価できる。 また、「必要に応じて個別権利制限規定の改正又は創設を検討すること」とする点についても適当であると思われる。</p>	個人35
275	おわりに	<p>中間まとめを読む事で、一般規定導入を検討する必要性を提示する社会的要請についてもある程度は分かりました。また、一般規定は明確性の原則に抵触して問題があると考えている事も分かりました。そうであるのなら、現行法を改正、あるいは新法、新条項を創設して先ずは社会要請に答えられる個別規定を設けるべきではないかと考えました。一般規定はその性質上曖昧であり、その曖昧性から関係方面への委縮効果が様々な分野で指摘されております。他の法律でも「軽微」と言う概念が適用されていると言うのを理由に、一般規定を推進するのは如何なものかと思いました。勿論、一般規定に内在する問題を議論している様子は拝見できたのですが、一般規定導入を進められるのであれば、委縮効果が出る限り起らない方策もこれまで以上に議論して欲しいと考えます。</p>	個人42
276	おわりに	<p>「権利制限規定の一般規定の導入について、何らかの形で導入することが必要である」との点について、賛成である。 また、「権利保護と利用の円滑化の調和の取れた制度を目指した」との点についても示されたAからCの類型は、権利者からも利用者からも理解がされるようなものであり、我が国における現時点の環境やこれまでの歴史を考えると極めて妥当な結論であると思われる。また、今後についても「必要に応じて個別権利制限規定の改正又は創設を検討する」としている点についても賛成である。</p>	個人43

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
その他

番号	項目	意見	個人／団体名
277	全体	<p>「中間まとめ」全体について 法制問題小委員会において、権利制限に「一般規定」を導入するかどうかの検討においては、ワーキングチームを設置し、その報告をもとに議論されたものと理解している。ワーキングチームの報告においては、「権利制限の一般規定の導入の必要性については、関係団体等へのヒアリング結果によれば、権利制限の一般規定の導入について、積極意見と消極意見に分かれており、双方の意見を踏まえると、導入の検討に当たっては、法改正を必要とする立法事実を何処に求めるかが重要だと考えられる。」としている。 しかしながら、法制問題小委員会の議論の進め方においては、「一般規定の導入ありき」を前提とした検討であったとは思えない。 ワーキングチームが、法制問題小委員会における「一般規定導入に関する検討のためのたたき台」として報告書をまとめたものであれば、ワーキングチームの報告書に基き「権利制限の一般規定」導入の可否を含めて議論されるべきであり、導入の前提となる社会的混乱等が現実にあるのか、の検証を含め、改めて関係者へのヒアリングを実施して意見を聴取するとともに、国民的議論を深めるべきと考える。</p>	一般社団法人 出版者著作権 管理機構
278	項目分類なし	<p>貴分科会法制問題小委員会の「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」を拝見し、協同組合日本映画監督協会としての意見を表明させていただきます。</p> <p>「中間まとめ」は、「近年、デジタル化・ネットワーク化の進展により、著作物の創作と利用の両面にわたり、様々な変化が生じており、特にインターネットにおける著作物の利用に関する課題を中心に、著作権法制の見直しについて要請が高まっている。」と、問題の発端を指摘しています。私どもは、「著作物をとりまく様々な環境の急激な変化」が、現に存在していることを認めるにやぶさかではありません。しかし、その「変化」に対応するため、著作者・著作権者の権利制限の一般規定を法制化することが何故、今、必要なのか、その法制化が、文化芸術の豊かな創作と、真に自由な享受に関する社会システム構築のために適切と言えるのか、はなはだ疑問とせざるを得ません。著作物は、創作者の営為なくして、いつのまにか出来るものではありません。 ところが「中間まとめ」は、創作をとりまく状況、その現場についての認識は検討の埒外に置いて、いきなり「インターネットにおける著作物の利用」という、著作物の流通の利便性の問題にテーマを誘導しているように思えてなりません。そこに私どもは、強い違和感を感じます。</p> <p>「中間まとめ」は、権利制限の一般規定の内容として3つの類型を挙げ、利用自由の方向性を示しています。「形式的権利侵害」、「付随的に生ずる著作物の利用」、「質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「著作権者に特段の不利益を及ぼさない利用」など、どれも利用者側の主観的判断に依拠するしかない類型です。私どもは、こうした要件の曖昧さが拡大解釈され、権利者側にも利用者側にも混乱が起きることを危惧します。 映画について、具体的にご説明します。上記のような一般的利用の類型を想定してみると、インターネットにおける利用も含めて、ほとんど映画の部分利用ということになります。映画のコマ止め静止画像、あるいは部分的な動画の利用が、「付随的」または「軽微」と判断、あるいは主張された場合、さまざまな問題が起こってきます。</p> <p>これまでも映画については、テレビ番組内における部分利用が盛んに行なわれてきました。多くの場合、映画のどの部分を何の目的で使うか、どこを切り出して編集するかは、もっぱら利用者であるテレビ局側の都合によって行なわれるもので、例えば、ある俳優が死亡したとの報道番組の中でその俳優の出演映画の部分が使用されたり、事件がらみで事件とは関係のない映画の部分が利用された事もありました。著作者である映画監督にとって、看過できない不当な利用の仕方もありました。そこで、私ども監督協会が民放・NHK各放送局と話し合い、映画の内容について最も詳しい映画監督に、使用の部分と目的を説明して許諾を得てから、監督の氏名表示をして使用するという「確認書」(協約)が締結され、それが実行されるようになり、テレビ番組における映画の部分利用は、著作者人格権にかかわる利用であるとの認識が定着するに至っています。</p> <p>私ども映画監督は、わが国著作権法における著作者人格権、とくに同一性保持権について、著作者の「意に反して」「変更、切除その他の改変を受けない」ことを重視し、「利用の目的及び態様に照らしてやむを得ないと認められる改変」の範囲は、極めて限定的なものと想定しています。ところが、インターネットによる部分利用は、いかなる主体がいかなる目的で利用するのか、特定さえも困難な場合があります。こうした実態があるうえ、利用者の主観的判断に依拠した、曖昧な、利用自由の法制度が導入された場合、私ども映画監督の著作者人格権は、危機的な状況に陥ることになります。</p> <p>アメリカで使われている「フェアユース」という言葉が一人歩きすることを、私どもはおそれます。アメリカの著作権法には、著作者人格権の保護がありません。イギリスは1988年の大幅改正により、著作者人格権の保護を導入しました。「フェア」かどうかを利用者の判断にゆだねるのではなく、また裁判所の判断にゆだねるのではなく、利用者と著作者・著作権者との契約にゆだねるべきです。利便性の問題があるのであれば、権利者団体と利用者団体との協約という方法もあります。著作者の権利制限を、現在の個別規定以上に、まして、一般的に、漠然と規定することに、私どもは反対せざるを得ません。</p>	協同組合日本 映画監督協会
279	全体	<p>著作物をとりまく様々な環境の急激な変化に適切・迅速に対応し、利用の円滑化を図るためには、個別の著作権の例外規定の創設や改正では限界がある。よって、米国著作権法107条(フェアユース規定)に代表される、一定の包括的な考慮要件を定めた権利制限規定(権利制限の一般規定)を導入すべきであると考え、この度の検討結果をふまえ、さらに検討を加速し、迅速に対応をいただきたい。</p>	グーグル株式 会社
280	全体	<p>一般的制限規定は、これまでの個別権利制限規定からの、根本的、原理的な転換となるため、そうした規定の導入を必要とするほどの具体的ニーズがどこにあるのか、改めて関係者へのヒアリングを実施して、社会全体としてのプラス面、マイナス面を見極める必要があると考えます。 また、ヒアリングは第三者に対してではなく規定導入によって影響が生じるであろう関係団体を対象に行なわれることでもあり、これまで行なった及び今後行なうヒアリングの実施結果を正確に公表し、決定は当然のことながらヒアリング結果を充分考慮した上で行なわれるべきであると考えます。</p>	社団法人出版 者協会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見
その他

番号	項目	意見	個人／団体名
281	全体	(特に11ページ3「権利制限の一般規定の導入の必要性を考える場合に検討すべき事項について」) 日本文藝家協会は、平成21年8月25日に「権利制限の一般規定」導入について反対の意見を表明した。その後、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会で「権利制限の一般規定」に関する協議が続けられ、権利者側の負担増についても言及があったとの報告ではあるが、当協会が前記意見書で反対し、懸念した多くの問題点について解決策が講じられたとは思えず、当協会は、現時点でも前記意見書同様、「権利制限の一般規定」導入について反対の意見を表明せざるを得ない。当協会は、前記意見書で、協議の慣行と個別の権利制限規定によって、これまで適切に著作権問題の解決を図ってきたことを指摘した。「中間報告」では、3「権利制限の一般規定の導入の必要性を考える場合に検討すべき事項について」中、(1)権利者へ与える不利益について、ア(居住り侵害者の蔓延)、イ(権利者側の権利行使に係る負担増)、ウ(著作権者の過大な負担増による権利者の泣き寝入り)について以下のように述べている。「これらの指摘にかかる権利者側の懸念は、権利制限の一般規定の解釈があいまいなまま利用行為が先行することにより、権利保護の水準が実質的に低下するのではないかを危惧するものであり、当然のことと考えられる。しかしながら、個別権利制限規定であっても、抽象的に要件が規定されているものもあり、必ずしも個別権利制限規定の要件が全て明確に規定されているとは限らない。したがって、例えば権利制限の一般規定の要件や趣旨を一定程度明確にすること等により、これらの危惧はある程度解消されうることも考えられ、これらの指摘があることを理由に、直ちに権利制限の一般規定の導入の必要性を自らを否定するのは適当ではないと考える。」「個別権利制限規定の要件が全て明確に規定されているとは限らない」ことを理由に、拙速に「権利制限の一般規定」を導入するかの文言は決して容認できるものではない。低いハードルに合わせてゲームをしようではないか、と主張しているかにも思える「中間報告」は、識者が長期間協議して得た報告とは思えないものである。低きに合わせることで著作物利用の円滑化を図ろうとする「中間報告」は、余りにも安易で貧しい発想というしかない。日本国憲法第31条「法定の手續の保障」は、刑罰を定める法の明確性を要請しており、曖昧性の消えない「権利制限の一般規定」が、この要請を満たしていないことは明確であろう。万が一、「権利制限の一般規定」が導入されるのであれば、曖昧性を一切排除した明確な条文であることが求められることはいうまでもない。中間報告のままに「権利制限の一般規定」が導入されれば、権利者側の負担が増えることは目に見えており、当協会は導入に反対する。「権利制限の一般規定」導入は、商業的な利用における「権利制限領域の無限定な拡大」を招き、我が国の文化を破壊し、日本文化に禍根を残すことになるであろうことを重ねて主張する。	社団法人日本文藝家協会
282	全般	権利制限の一般規定の導入に賛成である。しかしながら、本中間まとめに記載された範囲無ではなく、もっと幅広い権利制限の一般規定を導入すべきである。	個人05
283	項目分類なし	結局行うのは個別権利制限規定の一部改正のようなものではないか。そうであるならば「日本版フェアユース」と大層な言い方はしない方がいい。アメリカのフェアユースみたいなことはできない。海外の事例を見るのは大事だが、各国には異なった歴史と現状がある。日本に適したオリジナルを模索すべきではないだろうか。意見：中間まとめの報告書の全体を通して内容、言葉が難し過ぎる気がする。明らかに一般向けではない。これではパブリックコメントを出す人が制限される。また宣伝も十分でない。この審議について国民の何割が知っているのか。非常に大事な内容であるのにも関わらずだ。	個人23
284	項目分類なし	研究開発の促進のため、Web上のデータそのものや、情報解析向けに加工したデータベース、コーパスを情報解析目的で研究機関、企業等で共有可能とすべく、類型Cの線に沿った一般規定の法律化を要望する。	個人44
285	項目分類なし	「当パブリシティコメントの対象となる権利制限の一切に反対します。」法は国への権利を制限することこそ本質科学的調査も行わず市民への権利を制限することはあってはならない。	個人45
286	項目分類なし	第2章2「また、裁判実務において個別権利制限規定が常に厳格解釈されていることを示す根拠として、個別権利制限規定の類推解釈を認めた裁判例が未だ存しない事実が挙げられるが、そもそも類推解釈が争点となった事例自体が多くなく、」について 個別権利制限の厳格解釈と類推解釈を争点とする事例の少なさは鶏と卵の関係にもある。 フェアユース規定がない点も含めて、日本に類似した著作権法を持つ韓国では、検索エンジンによる著作物の使用は、引用にあたるとして、著作権法25条の類推解釈によって最高裁が侵害を否認した(大法院2006.2.9宣告、2005度7793判決)。韓国の検索エンジンは検索対象とするウェブページに個別に許諾を取るオプトイン方式ではなく、検索されたくなければ、その旨意思表示すれば対象から外す米国式オプトアウト方式を採用した。オプトアウトしなかったためにウェブページを無許諾で使用された権利者からの著作権侵害訴訟に対し、韓国の大法院は引用の類推解釈で侵害を否認した。これに対して、日本の検索エンジンは許諾のとれたウェブページのみを検索対象とするオプトイン方式を採用した。順法精神の旺盛な日本の検索エンジンが類推解釈も難しいとの判断のもとにオプトイン方式を採用したことは想像に難くない。この結果、日本の検索サービスは米国勢が90%のシェアを誇り、国内勢トップでも2%のシェアにすぎない。これに対し、韓国の検索サービス市場では米国勢の苦戦を尻目に国内勢トップのネイバーは圧倒的シェアを誇っている。	個人46
287	項目分類なし	■権利を拡大することで誤解にもとづく違法コピーが増加したら困る、というのは、フェアユースを行わない根拠になりえるのか？まちがったら注意すればいいのでは。 ■著作権があてはまるものは、どんなものがあるのか。本、絵、写真、ロゴ、インターネットのプログラム？？個別権利制限規定、というのを具体的に説明してほしい。そして具体的にフェアユースが導入されたらどういうことが現実としておこり得るのか、というか、フェアユースがなかったために疎外されていた表現活動を具体的に挙げてほしい。具体的に書いてもらわないと分からない用語が多いので、用語具瀬をつけてください。 ■ディズニーは童話を原作とした物語、キャラクターを創作しており、これもパロディにあたる。彼らが著作権を主張するのは矛盾を感じる。著作権に関して細かな議論をすることは必要だが、大きなところで誰が利益を得るのか、を考える必要がある。 ■p15の憲法学者からの検討の所で、一般規定の導入による委縮効果とは具体的にはなにか。 研究などは基本的に先行研究を吟味して、そこからいままでの研究になかった新たな発想を生むという考え方である。独創的な視点を持つためには、これまでの著作物を参照する必要がある、それを例示することは、逆に元の著作物の価値を高めることにもなると思うので、個別規制はもっと積極的に緩和すべきではないかと思う。 オープンソースなどに関しては、技術の発展とともにもはやこれまでの著作権の議論が通用する次元ではないのではないかとおもう。誰でも自宅でインターネットにつなぐだけでソースを入手し、自由に改変をくわえることができる。プログラムを隠すよりも公表した方が、技術が進歩することはある程度証明されているのではないかと思う。	個人47